

平成 23 年 9 月 定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成23年 9月 6日 開会

平成23年 9月16日 閉会

飯 島 町 議 会

平成23年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年9月6日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
 日程第 2 会期の決定について
 日程第 3 諸般の報告
 日程第 4 第 1号議案 飯島町民体育館設置条例の一部を改正する条例
 日程第 5 第 2号議案 平成22年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
 日程第 6 第 3号議案 平成22年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 7 第 4号議案 平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 8 第 5号議案 平成22年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第 9 第 6号議案 平成22年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第10 第 7号議案 平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第11 第 8号議案 平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 日程第12 第 9号議案 平成22年度飯島町水道事業会計決算認定について
 日程第13 第10号議案 平成23年度飯島町一般会計補正予算（第3号）
 日程第14 第11号議案 平成23年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第15 第12号議案 平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 日程第16 第13号議案 平成23年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 日程第17 第14号議案 平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第18 第15号議案 平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
 日程第19 第16号議案 平成23年度飯島町水道事業会計補正予算（第1号）

（休憩・委員会審査）

日程第20 第10号議案 平成23年度飯島町一般会計補正予算（第3号）

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 宮下 寿 |
| 3番 浜田 稔 | 4番 三浦寿美子 |
| 5番 竹沢秀幸 | 6番 北沢正文 |
| 7番 倉田晋司 | 8番 中村明美 |
| 9番 坂本紀子 | 10番 堀内克美 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 折山 誠 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 片桐邦彦 総務課財政係長 久保田浩克
飯島町農業委員会 会長 森本令子	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

- | | |
|---------|------|
| 議会事務局長 | 浜田幸雄 |
| 議会事務局書記 | 千村弥紀 |

本会議開会

開 議 長 平成23年9月6日 午前9時10分
おはようございます。
ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、これより平成23年9月飯島町議会定例会を開会します。
今定例会は、平成22年度各会計決算の認定など重要な議案審議が行われます。各議員におかれましては、会期中の本会議および委員会審査を通じて慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いをいたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程についてはお手元に配布のとおりです。
開会に当たり、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 おはようございます。議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。8月10日付飯島町告示第47号をもって平成23年9月飯島町議会定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜り心から厚くお礼を申し上げます。さて9月に入り朝夕は大変涼しく、実りの秋を感じる季節となりました。今年の関東甲信越地方の梅雨明けは平年より12日ほど早く7月9日頃でありました。東日本の大震災以降も梅雨の間のゲリラ的な豪雨、梅雨明け後の超大型台風6号、そして昨日まで紀伊半島を中心に各地区に甚大な被害をもたらしております大型台風の12号など数々の災害が発生し、都度、町への災害も心配をいたしておりましたが、おかげ様にいずれも当町への被害はございませんでした。ただいま黙とうをいただきましたが、ここに改めてこの度の台風12号により亡くなられた皆様の心からのご冥福をお祈り申し上げ、被災された皆様にお見舞いを申し上げる次第でございます。また今年の夏は福島原発事故に端を発した点検中止や休止中の原発の再稼働の見通しがなかなか立たない中、全国的にピーク時の電力不足が予想され、猛暑の中当町におきましても町を挙げて省エネ節電対策を進めてまいりました。役場ではグリーンカーテン設置やクールビズ対策をもって減灯や冷房の使用制限の徹底を町民の皆様のご協力をいただきながら今日も継続をいたしております。東日本大震災や原発事故の影響で今も過酷な環境の中で未来を見据えながら日々の生活に立ち向かっている被災地の皆様を思うとき、心から改めてお見舞いを申し上げますと同時に産業復興に向けた節電等、私たちにできる努力は更に積み重ねていかなければならないというふうに思う次第でございます。当町の農作物に関しましては天候による被害はほとんどなくて生育は概ね順調で推移をしておると聞いております。農林水産省8月31日公表の水稻作柄概況によれば長野県は平年並みとの予想で安心をいたしておるところでございます。一方、国においては9月2日に野田内閣が発足をいたしました。災害復興、放射能事故対応、円高を背景とした低迷する国内経済の回復などを直面する課題に加えて、本年度末には900兆円にもならないとする国及び地方の長期債務残高、その他米軍の基地問題、北方領土や竹島の領有権問題など国の内外に大きな課題を抱えての厳しい船出となりました。衆参がねじれ状態での政権運営となりますが、今こそ与野党一致団結して日本の未来を左右するこの局面を打開してもらいたいものと強く念じる次第

でございます。併せて各党のマニフェストはその究極の目的は国民の福利の向上にあることに改めて政治は気付いていくべきという時と考えます。

さて日本の経済情勢に目を向ければ急激な円高・株安が進み、デフレ状態の深刻さが増しております。借金大国の円に通貨としての信用が集まる背景には世界的な経済の低迷がいかにも深刻な状況にあるかということを実に物語っております。一方、内閣府が8月29日に発表した8月の地域経済動向によれば、全国で11の地域のうち9地域の景況判断が5月の調査時点から上方修正され、長野県は持ち直しをしているとする判断に引き上げられました。これは東日本大震災で混乱した部品などの供給網、サプライチェーンというふうに呼ばれておりますが、この普及が進んで生産が回復をしてきたことが主な原因であるわけですが、町内におきましても製造業にアンケート調査を実施をいたしました結果、概ねそのような状況でございました。しかしながらこの先は円高や海外経済の更なる減速懸念など極めて不透明な状況にありまして、引き続き極めて厳しい状況にあることは何ら変わっておりません。こうした現下の諸情勢を踏まえてこれから国では向こう5カ年で総額19兆円ともいわれる震災の復旧復興経費、円高不況打開のための経済対策など第三次補正の編成、引き続き2012年度予算の編成に逐次着手をしていくことになるわけであります。このことは当町など地方自治体への影響も大きく今後の動向に注目してまいりたいと考えております。町ではリーマンショック以降各種経済対策を継続して実施をしてまいりました。1日も早く飯島町において景気回復を実感できる日が来ることを切に願うとともに、町としましては引き続き経済対策や雇用確保に精いっぱい対応をして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

さて本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、条例案件1件、決算案件8件、予算案件7件、計16件でございます。9月議会は決算議会とも言われますが、今議会には向う10カ年を展望する第5次総合計画の策定他、私の任期終盤の年ともなりました平成22年度の各会計の決算認定についてご審議を願う他、喫緊する経済対策に関わる補正予算等いずれも重要案件でありますので、なにとぞ慎重ご審議をいただきまして適切なる決定を賜りますようお願いを申し上げます。議会の招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、6番 北沢正文議員、7番 倉田晋司議員を指名します。

議 長 日程第2 会期の決定を議題とします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。
堀内議会運営委員長。

議会運営委員長 会期につきましてご報告を申し上げます。去る8月19日午前9時10分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期につきまして審議を行いました。案件の内容からいたしまして、本定例会の会期は本日9月6日より9月16日までの11日間と決定されまし

たのでご報告を申し上げます。なお、審議方法につきましては提出議案の内容からして日程第5第2号議案から日程第12第9号議案までの決算8議案、及び日程第13第10号議案につきましては各常任委員会付託が適当、日程第4第1号議案及び日程第14第11号議案から日程第19第16号議案までにつきましては即決が適当と判断をいたしましたので併せてご報告を申し上げます。以上です。

議長 お諮りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月16日までの11日間、案件の審議方法は委員長の報告のとおりとしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日から9月16日までの11日間とすることに決定しました。堀内委員長、自席へお戻りください。

議長 会期の日程は事務局長から申し上げます。

事務局長 (会期日程説明)

議長 日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。最初に平成23年6月定例会において議決された、「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書」、「35人学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書」、「長野県独自の30人規模学級の中学校全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書」、「福島第一原発の事故対策の強化、原子力政策の転換、自然にエネルギーの研究開発・普及等に関する意見書」につきましては平成23年6月17日に衆参両院並びに関係機関へ送付しましたので報告いたします。

次に請願・陳情等の受理について報告します。本日までに受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条および第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に例月出納検査結果について報告します。6月から8月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。なお、決算議会でありますので総務課財政係長に出席を願うことといたしました。

次に上伊那広域連合並びに伊南行政組合関係の平成22年度決算につきましては、最終日の議会全員協議会の中で報告、質疑を受けることといたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4 第1号議案飯島町民体育館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは第1号議案飯島町民体育館設置条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。東京オリンピックの開催に向けて昭和36年に制定をされたスポーツ振興法が50年ぶりに全部改正され、スポーツ基本法としてこの8月24日に施行されたことに伴いまして条例の一部を改正するものでございます。スポーツ基本法には営利スポーツや障害者スポーツに関する事項が盛り込まれるなどスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利と明記され、スポーツの果たす役割の重要性や

全ての人にスポーツをする権利スポーツを楽しむ権利があることが規定されました。これによりまして条例によりまして設置根拠としているスポーツ振興法の条文をスポーツ基本法の条文に改正するものでございます。細部につきましてはご質問により担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長 これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長 これより第1号議案飯島町民体育館設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

議長 よって第1号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5 第2号議案 平成22年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

議長 日程第6 第3号議案 平成22年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長 日程第7 第4号議案 平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長 日程第8 第5号議案 平成22年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

議長 日程第9 第6号議案 平成22年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議長 日程第10 第7号議案 平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長 日程第11 第8号議案 平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長 日程第12 第9号議案 平成22年度飯島町水道事業会計決算認定について

議長 以上日程第5から日程第12までの決算8議案を一括議題とします。本8議案について提案理由の説明を求めます。

町長 それではただいま一括上程をされました第2号議案から第9号議案までの平成22年度各会計決算認定議案8議案につきまして一括して提案説明を申し上げます。平成22年度一般会計他7会計の決算につきましては地方自治法及び地方公営企業法の定めるところに従い、過日監査委員の審査を経ましたので、ここに監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。また会計年度における主要な施策の成果を説明する書類等といたしまして、行政報告書及び財政分析資料を提出いたしますので併せてご覧いただきたいというふうに思います。なお、私からは決算のごく大綱を申し上げ、後ほど会計管理者及び企業会計につきましては所管課長が細部の説明をいたしますので、十分なる審議

をいただき認定をいただきますようお願い申し上げます。

それでは初めに昨年度のが国の状況を振り返ってみますと、経済は急激な経済情勢の悪化から徐々に回復に向かっていたところではありますが、3月11日に発生をした東日本大震災の復興や原子力発電所の事故の影響などにより再び厳しい状況となってしまいました。また政治においては昨年6月に菅内閣による新たな政権運営が始まりましたが、7月に行われた参議院議員の選挙において民主党が大きく議席を減らし、いわゆるねじれ国会となったことなどから不安定な政権運営を強いられており、併せて円高やデフレ、災害への対応など多くの課題を抱えている現状であります。このような厳しい一年ではありましたが、当町では住民の皆さんとの協働のまちづくりの推進、子育て支援、若者定住、新規企業導入などの人口増と活性化の促進、福祉の充実と環境施設の推進、地域の特性を生かした産業振興の促進、安全安心なまちづくりの推進、雇用を生み出す経済の活性化、継続事業の推進、国県事業の促進、の8つの目標を掲げ行政運営に取り組んでまいりました。また平成23年度から向10カ年の町の指針目標となすべき方向を示した第5次総合計画を住民の皆様とともに策定することができた年でありました。全体的には厳しい財政環境の下ではありましたが、一般会計を初め特別会計を含めた町全体の会計は予算執行方針に基づき概ね計画どおりの行財政運営を行うことができました。これもひとえに町議会をはじめ住民の皆様のご理解とご協力の賜物であり、深く感謝を申し上げる次第であります。

さて当町の全ての会計を合わせました歳出決算規模は総額で約8,010,000,000円となり、平成21年度と比べまして約360,000,000円増加をいたしました。これは公共下水道事業特別会計で約120,000,000円、水道事業会計で約70,000,000円の減少となった半面、一般会計が約490,000,000円、国民健康保険特別会計で約20,000,000円、介護保険特別会計で約50,000,000円増加となったことなどによるものでございます。

それでは第2号議案の一般会計決算概要について申し上げます。歳入総額は約5,380,000,000円、歳出総額は約5,220,000,000円となり、前年度に比べまして歳入で11.0%、歳出で10.3%の増加となりました。歳入歳出の差し引きから翌年度への繰越を除いた実質収支は約120,000,000円の黒字決算となり、前年度繰越金を差し引いた単年度収支でも約30,000,000円の黒字となりました。また積立金などを勘案した実質単年度収支におきましても約220,000,000円の黒字決算となりました。平成22年度の特徴的な内容といたしましては地域介護福祉空間整備事業への取り組みと交付税及び臨時財政対策債の増額や、国の臨時交付金の交付などによる歳入の増が挙げられます。まず1つ目に地域介護福祉空間整備事業につきましては約440,000,000円、前年度で比べ約250,000,000円の増の事業費により町内12地区の集会施設等の整備と、飯島及び七久保地区の交流センターの施設整備を実施をいたしました。今後計画されている地区を含めますと町内の各地区集会施設の半数以上を本事業で整備することとなります。大変有利な補助金事業で施設整備を行うわけでありますので目的に沿った有効に活用をしていただきたいというふうに思っております。2つ目に地方交付税及び臨時財政対策債の増額であります。これは国が厳しい地方財政への配慮として普通交付税の追加交付や臨時財政対策債の増額を行ったことによるもので、当町では約30,000,000円の普通交付税の追加交付を受け、臨時財政対策債では前年度に比べて約100,000,000円の増額となったところでございます。またきめ細かな交付金と住民生活に光を注ぐ交付金として約20,000,000円の交

付を受け、公共施設の改修や図書の購入などを行いました。なお、社会資本整備総合交付金を活用した道路改良事業や臨時交付金の対象事業及び地域介護福祉空間整備事業などで年度内の事業完了が不可能であった12事業、約350,000,000円につきまして平成23年度への繰越事業としたことも特徴的なことでございます。

次に歳入の主な内容でございますが、町税につきましては依然として厳しい経済情勢の影響で前年度に比べまして約20,000,000円の減収となり、特に個人町民税では60,000,000円の減収となりました。一方で収入未済額につきましてはここ数年増加傾向にありましたが緊急雇用創出事業を活用した臨時徴収職員の採用など徴収体制の強化などにより、平成22年度決算においては前年度より減少することとなり、徴収率も町税では0.5%好転をいたしました。まだまだ景気の影響によるところが大きいわけですが、今後も納税意識の高揚を図りながら効果的な収納対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に歳出であります。行政効率を一層高めるために人件費や行政経費の削減、また住民の皆様にも一部負担をいただく中で補助金等の見直しを行いながら予算の執行を行ってまいりました。先ず平成21年度からの繰越事業として約660,000,000円の事業を実施をいたしました。主な事業としまして地域介護福祉空間整備事業の他、公共投資臨時交付金の活用により小・中学校に太陽光発電施設の建設を行ったところであります。各学校とも太陽光発電の効果が一目で分かるように玄関など見やすい場所にパネルを設置するなど環境教育の充実とともに、児童生徒の環境問題への意識向上にもつなげているところであります。次に協働のまちづくりとしまして地域づくり委員会交付金の創設や、地域づくり支援員を2地区へ配置をいたしました。協働のまちづくりは第5次総合計画の中でも重点事項として位置付けられておりますが、使い勝手の良い交付金とすることでそれぞれの地域の活動を支援を行ったところでございます。次に子育て支援、若者定住関係であります。若い世代の皆様が安心して子育てができるよう地域住宅交付金活用をし、地域優良賃貸住宅グリーンハートを建設をいたしました。おかげで100%の入居となっております。人口増対策にも繋がったところでございます。次に福祉の充実と環境施策といたしましては新たに小児予防接種事業、これはヒブワクチン、あるいは肺炎球菌ワクチンの予防接種の実施や、発達に特徴のある子どもを支援する療育支援事業に取り組むなど、次代を担う子ども達が元気で明るく成長できる環境づくりを目指したところでございます。また太陽光発電施設への設置補助を新たに創設をし、環境対策への取り組みを強化をいたしました。次に、産業振興の促進では商工業振興資金預託金の増額を行い町内事業者の経営支援を図りました。地方においては依然として厳しい経済状況にありますが町内の事業者の皆様が元気を出して頑張っていただければよい願うところでございます。また林道整備や農業用水路改修など農林業の生産基盤の整備も進めました。次に安心安全なまちづくりの推進では要望の多かった上ノ原幹線の歩道設置や飯島体育館の耐震補強工事を実施をいたしました。また町内の防犯灯を蛍光灯からLEDへ更新をいたしました。安全面の向上、省電力化による環境対策、経費の節減などに繋がったものと考えております。その他、住民の皆様が安全で快適な生活をできるための施設整備など様々な事業を実施したところでございます。次に雇用の創出と経済活性化につきましては、厳しい雇用状況の改善を目指し県の緊急雇用創出事業補助金などを活用いたしまして臨時職員を雇用するなど10の事業を実施し、

延べ26名を雇用をいたしました。雇用情勢はまだまだ厳しい状況ではありますが新たな雇用の場の確保に繋がったのではないかと考えております。また新たな取り組みといたしまして、不況による離職者を支援している団体への補助も行ったところでございます。次に継続事業の推進では伊南バイパス及び接続する町道の整備につきまして、堂前線のJR踏切改良工事も施工をするなど、住民の皆様のご協力を得まして計画通り順調に進んでいるところであり、平成24年度には本郷地籍から同全線までのバイパス工事が完了をする見込みでございます。また国関係の事業促進につきましては伊南バイパス、竜東線の改良など関係機関への働きかけを行うなど多くの事業の推進を図ってまいりました。このように多くの事業を実施をする中、硬直化する財政の体質改善策といたしまして平成19年度から実施をしてまいりました起債の繰上償還を平成22年度も約100,000,000円実施をいたしました。基金につきましては不測の事態に備え財政調整基金に約90,000,000円を積み立てたことにより、年度末残高は約700,000,000円となりました。これは平成20年度に300,000,000円の基金取り崩しを行いました、その取り崩し前の額にほぼ達したことになります。また減債基金と公共施設等整備基金に合計で約150,000,000円の積み立てを行いました。

次に当町の財政状況についてであります、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標は平成22年度も国が示した一定の基準内で推移をいたしております。実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては黒字決算であったため昨年同様数字は表れませんでした。実質公債費比率につきましては13.4%、将来負担の比率につきましては73.9%と基準未満の数字となりました。基金残高の増や起債残高の減少、その他経常経費の削減などの取り組みにより各種財政指標の数値が好転してきておりますが、平成22年度は算出上の分母にあたる地方交付税や臨時財政対策債の増額により数値が低く抑えられたことでもありますので、その点は今後十分留意が必要であるというふうに考えております。また今まで実施をしてまいりました大型事業の起債の償還が始まることや、新規事業への取り組み、一部事務組合などの外部団体への負担金の増額など、今後は負債の増加が予想されますのでその動向に注視し慎重な財政運営が必要となっております。4指標以外の主な財政指標であります、財政力指数が0.45となり前年と比べて0.03低くなりました。これは平成20年度の税収入増により一時的に指数が好転いたしました、それ以降例年ベースの数値に近づいてきているためと判断をしております。次に経常収支比率について申し上げます、経常的な経費に充てた一般財源は前年度より減少をし、歳入経常一般財源が増額となったため77.1%となり、前年度に比べて4%好転をいたしました。これは普通交付税や臨時財政対策債の増額によるところが大きく、今後は財政力指数と同様に例年ベースの数値に戻るものと予想しておりますので、より一層財政の健全化に向けて努力をしていかなければならないというふうに考えております。

次に第3号議案の国民健康保険特別会計の決算概要について申し上げます。歳入決算額は約950,000,000円、歳出決算額は約890,000,000円で、歳入歳出差し引き額は約60,000,000円となり翌年度への繰越金となりました。歳入では景気後退による個人所得の低迷の影響、及び制度改正による国保税の軽減拡大などにより国保税が前年度に比べまして減収となりました。保険料の軽減分は国・県・町で負担することとなり、これ

を補てんする形で一般会計からの繰入金が増額となっております。また国保税の収入未済額につきましては年々増加をしてきております。個々の事情もあろうかと思いますが国保制度をご理解いただき納税をいただくよう努めてまいりたいと考えております。歳出では適正な会計運営を行うため支払準備基金へ約50,000,000円の積み立てを行いました。今後も保健予防に努め国保会計の健全運営に努めてまいります。

次に第4号議案の後期高齢者医療特別会計の決算概要について申し上げます。歳入決算額は約102,000,000円、歳出決算額は約100,000,000円で歳入歳出差引額は約2,000,000円となり翌年度への繰越金となりました。歳入歳出ともに前年度と比べ横ばいとなっております。対象者及び年間平均受給者数は引き続き増加傾向にありますが、保険料収入は4%ほど減少いたしました。これは全体の約6割を占める軽減対象者が増加したことによるものであります。このことから一般会計繰入金における保健基盤安定分が増加しております。歳出における後期高齢者医療広域連合納付金は徴収保険料分の減少に対して軽減保険料分の増加によりほぼ昨年並みとなっております。なお保険料の徴収率は100%であり、対象の皆様のご理解とご協力に感謝を申し上げる次第でございます。

次に第5号議案の老人保健医療特別会計の決算概要について申し上げます。決算額は歳入歳出ともに約9,000,000円となりました。この会計は残額を一般会計へ繰出し平成22年度をもって廃止をいたしました。平成23年度以降の精算事務は一般会計の中で事業を新たに設け、その事務を明確にすることで対応をしてまいります。

次に第6号議案の介護保険特別会計の決算概要について申し上げます。歳入決算額は約867,000,000円、歳出決算額は約866,000,000円で、歳入歳出の差し引き額は約1,000,000円となり翌年度への繰越金となりました。歳入決算のうち介護保険料につきましては約140,000,000円で、前年度と比べ横ばいの状態となっております。被保険者数は前年に比べ20名余り増化をしているものの、年間保険料の低い被保険者が増加をいたしました。なお保険料の徴収率は約99%であり、徴収率についても横ばい傾向となっております。歳出決算においては保険給付費が前年度に比べまして約60,000,000円、率にして7.7%の増額となりました。これは介護サービス利用のための介護認定者の増加や施設への介護サービスを利用する方、及び利用日数が増加をしたことなどによるものでございます。保険給付費は増加する傾向が続くと予想をしており、これに伴い一般会計からの繰入金も増額となる見込みですので、より適正な会計運営に努力してまいりたいと考えております。

次に第7号議案の公共下水道事業特別会計の決算について申し上げます。歳入決算額は約410,000,000円、歳出決算額は約400,000,000円で歳入歳出差し引き額は約10,000,000円となり翌年度への繰越金となりました。管渠工事は飯島処理区と七久保処理区を合わせ14箇所、約1.6キロを計画通り実施をいたしました。補助管渠事業も平成23年度には事業完了となる見込みであります。今後は伊南バイパス関連工事と繋ぎ込み率の向上を目指し、安定した料金収入を確保するとともに、単年度の起債償還の負担を軽減をするため平準化債を発行するなど健全経営を目指してまいりたいと思います。

次に第8号議案の農業集落排水事業特別会計の決算について申し上げます。歳入決算額は約230,000,000円、出決算額は約210,000,000円で歳入歳出差し引き額は約20,000,000円となり翌年同への繰越金となりました。平成15年度から維持管理業務の

みの形態となっておりますが、据え置き期間が満了した起債の償還が本格的に始まり、公債費が年々増加をしてまいりました。公共下水道事業と同様に繋ぎ込みの普及を図るとともに、平準化債の活用などによりまして健全な運営を目指してまいります。

最後に第9号議案の水道事業会計の決算の概要についてであります。22年度も断水まで至る大きな災害や取水停止もなく安定給水をすることができました。主な事業は公共下水道伊南バイパス関連や道路改良関連での配水管敷設工事で6件、単独改良工事等で10件実施をいたしました。業務面におきましては給水件数が前年度に比べ81件ほど増加をし、年間給水量も前年比で1.4%増の916,000トンとなりまして、単年度の収支は約5,000,000円の黒字決算となりました。今後も健全経営に努めてまいります。

以上第2号議案から第9号議案まで平成22年度の各会計決算について概要を申し上げました。東日本大震災の状況を見ますと町の危機管理体制や防災対策の重要性を痛感をするところがございます。住民の皆様の防災意識も高まっておりますので自助・共助・公助の役割分担を明確にするなど、有事の際にはそれぞれの立場で協力しながら災害から立ち上がる仕組みを構築をしていかなければならないと考えております。今後の地方行財政を取り巻く情勢は今まで以上に厳しいものがあると思われませんが、健全な財政運営に細心の注意を払いながら基本構想の掲げた町の将来像、「人と緑輝く ふれあいのまち」に向かって住民の皆様と共にこの町に暮らす全ての人が夢の持てるまちづくりを勇気・感動・挑戦の実践により進めてまいりたいと考えております。今後とも議員各位の一層のご協力をお願いを申し上げ、よろしくご審議の上、認定をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

片桐会計管理者。

ただいま一括提案をされました第2号議案から第8号議案につきまして会計の立場でご説明を申し上げます。なお後日委員会で審査をいただくことになりましたので私からは概要についてお手元の決算書、行政報告書をもって説明を申し上げます。なお決算係数につきましては万単位ということでさせていただきますのでよろしくお願い致します。また多少時間がかかると思っておりますけれども、よろしくお願いをいたします。

それでは決算書をご覧いただきたいと思っております。平成22年度の各会計の決算額につきましては最初のページにあります会計別決算総括表のとおりでございます。一般会計及び6つの特別会計の決算総額は歳入は前年度比5.2%増の7,954,880,000円、歳出総額は前年度比6.0%増の7,689,130,000円となりました。また7会計の次年度への繰越金の総額は約265,740,000円となりました。それでは各会計別に説明を申し上げます。

第2号議案平成22年度一般会計歳入歳出決算書をご覧ください。1ページから5ページになりますが、歳入総額が5,380,740,000円、歳出総額5,220,010,000円、差引き残高は160,730,000円でございます。対前年度比で歳入では533,770,000円、11.0%の増、歳出では486,360,000円、10.3%の増となりました。

最初に歳入をご覧ください。1款町税でございます。町税全体の収入額は1,112,120,000円で前年度比で16,470,000円余、率で1.5%の減収となりました。歳入項目中町税の構成比率は20.7%でございます。町税のうち町民税は428,700,000円で前年度比35,050,000円の減収となっております。このうち個人町民税は365,840,000円で61,580,000円の大きな減収となり、引き続き経済の状況の厳しい中で法人町民税は

62,860,000円で景気の若干の持ち直しか26,530,000円の増収となりましたが、これは平成21年度に大きく落ち込み平成20年度の収入額に戻ったという状況でございます。また固定資産税は収入済額617,290,000円で前年度比で15,590,000円、率で2.6%の増収となりました。軽自動車税は27,230,000円で率で0.2%わずかながら増収となりました。たばこ税は昨年税率の引き上げがあり見込みがなかなか難しかったところでありましたが、収入総額38,880,000円で前年度比2,930,000円、率で8.2%の増収となりました。国保税を除く税全体の収納率は92.8%前年度比では0.5ポイント増となりました。一方町税の収入未済額は79,740,000円でございます。前年度より1,540,000円減少してはおりますが、納税者が所在不明等で徴収困難と判断されるものにつきまして5,930,000円余の不納欠損処理を行っております。次に2款地方譲与税でございます。地方道路譲与税から地方揮発油譲与税へと移行されました。全体の収入額は92,360,000円となり前年度比2,880,000円、率では3.0%の減収となっております。次に第3款利子割交付金は4,980,000円で前年度比130,000円の減少。4款配当割交付金は1,250,000円で前年度比20,000円の増収。それから5款株式等譲渡所得割交付金は460,000円で前年度比170,000円の減収です。6款地方消費税交付金は101,110,000円で前年度比170,000円の減収です。8款自動車取得税交付金は20,490,000円で前年度比2,330,000円の減収です。11款地方特例交付金は18,840,000円で前年度比2,370,000円の増収です。12款地方交付税は町の歳入項目中第1位の32.8%を占めております。収入額は1,765,750,000円であり前年度より75,550,000円の増収となっております。13款交通安全対策特別交付金は2,130,000円で前年度比180,000円の減収でありました。14款分担金及び負担金の収入額は71,690,000円で前年比8,480,000円の増収となりました。なお分担金負担金の収入未済額につきましては1,350,000円でありまして、繰越事業の農地有効利用支援整備事業、農業活性化緊急基盤整備事業に係る分担金が1,110,000、養護老人ホームの入所者負担金が210,000、保育園運営費負担金が20,000円という状況です。15款使用料及び手数料の収入額は52,460,000円となり前年比8,960,000円の増収となっております。町営住宅の使用料でグリーンハートと県営だった陣馬県住が町営ということでの増加分によりまして8,690,000円が主な要因となっておりますけれども、一方では住宅使用料において910,000円の収入未済がございます。16款国庫支出金の収入額は962,180,000円です。国の経済対策による臨時交付金や地域介護福祉空間整備事業等によりまして前年比295,940,000円の増額となっております。内訳は国庫負担金190,800,000円で103,980,000円の増、国庫補助金767,830,000円で196,490,000円の増額となっております。国庫補助金232,240,000円が収入未済となっておりますけれども、繰越明許事業の財源となっております。17款県支出金の収入額は245,390,000円です。前年度に比べ12,490,000円の増収です。収入未済額の6,000,000は繰越明許費の財源となっております。18款財産収入でございます。収入額は12,450,000円で前年に比べ不動産の売却が少なかったために25,280,000円の減となっております。19款寄付金の収入は11,890,000円で前年に比べ8,020,000円の減となっております。このうち、ふるさと飯島応援寄付金は380,000円でした。20款繰入金でございます。収入総額は10,500,000円となっております。老人保健医療特別会計の終了精算によりまして9,040,000円、また、ふるさと飯島応援基金から各種事業費として1,460,000円の繰り入

議長
会計管理者

れを行いました。21款繰越金につきましては113,320,000円ございました。22款諸収入でございます。延滞金、預金利子、貸付金元利収入等で収入済額は218,820,000であり、貸付金の元利収入が多かったことにより前年比13,920,000円の増となりました。23款町債でございます。総額では562,450,000円の借入れを行いました。まちづくり交付金事業、農地農業施設整備事業、町道整備事業、また臨時財政対策債が大きく増え、前年度に比べ179,950,000円増加いたしました。また収入未済額の67,800,000円は繰越明許費の財源でございます。以上が歳入決算の主な内容でございます、収入総額としましては5,380,740,000円となり、不納欠損額が5,930,000円、収入未済額は繰越明許費の財源を含めまして388,060,000円となりました。予算額に対する収入割合の執行率は94.8%、調定額に対する執行割合は93.2%となっております。

次に4ページから5ページをご覧くださいと思いますが、歳出決算について申し上げます。

1款の議会費です。支出総額は62,670,000円、前年度より0.7%440,000円の増となりました。議員報酬、議会だよりなど議会活動に要する費用でございます。

2款総務費でございます。支出総額は847,350,000円で前年度対比12.1%91,180,000円の増となりました。繰越事業の防災センターの修繕、地域防犯灯のLED化事業、防災センター倉庫の建築事業を含めまして主な事業につきましては総務管理では第5次総合計画の策定や庁舎管理、地域循環バス事業、協働のまちづくりの推進等実施してまいりました。また東日本、長野県北部大震災、津波被災地への義援金と支援の経費が6,500,000円ということでもございました。また財政状況を見ながら高度情報化基金に10,000,000、財政調整基金に90,000,000円、減債基金に80,000,000円、公共施設等整備基金に70,000,000円の積み立てを行いました。徴税费では緊急雇用創出事業により徴収業務の強化や固定資産の評価替え鑑定業務を行っております。

3款民生費でございます。支出総額は1,495,880,000円で前年度より251,830,000円、率で20.2%の増となりました。翌年度繰越額を134,790,000円は地域介護福祉空間整備事業です。民生費は一般会計の歳出決算構成比率中最も大きく28.6%を占めております。また社会福祉費、児童福祉費での支出中、扶助費は349,470,000円余で、その内児童手当が12,150,000円、子ども手当が148,300,000円となっております。社会福祉協議会への福祉事業委託金、上伊那福祉協会、伊南福祉会等に対する負担金を支出をしております。国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の各特別会計への繰出金・負担金の合計では309,420,000円と大きな支出項目となっております。

4款衛生費でございます。支出総額は310,110,000円でございます。前年より11,460,000円3.8%の支出増となっております。これは小児の予防接種や母子保健の新規または拡大と新エネルギービジョン推進の太陽光発電設備への補助金によるものでございます。支出のうち99,120,000余が昭和伊南総合病院への負担金等であります。清掃費のうち塵芥処理費と屎処理費を合わせて72,830,000円となり、前年より6,060,000円減少をしております。また昨年に引き続き緊急雇用創出事業により不法投棄、散乱ごみの監視パトロール、撤去作業を行ってまいりました。

6款農林水産業費でございます。支出総額は391,700,000円で前年比10,920,000円、率で2.9%の増となっております。県営事業による本郷ため池の整備や七久保用水の改

修の早期完成を図り、また中央道の横断水路の耐震対策事業を行ってまいりました。また、農地・水・環境保全向上対策事業、中山間地域等直接支払い事業の推進、1,000ヘクタール自然共生農場づくりを目指した農業振興事業、有害鳥獣対策、林道の整備、長野県森林づくり県民税を活用した信州の森林づくり事業などを実施してまいりました。緊急雇用創出事業としては与田切川周辺の環境整備事業も実施をいたしました。地籍調査事業や農業集落排水事業特別会計への繰出など農村環境整備も進めてまいりました。繰越明許費17,700,000円はきめ細かな交付金を活用した農業用水路の改修事業5,500,000、農業活性化緊急基盤整備事業による農業用排水施設改修事業の12,200,000円でございます。

7款商工費でございます。支出総額は199,730,000円であり前年度より3,540,000円、率で1.8%の増となりました。商工業の振興預託金を120,000,000円に増額し事業者の支援を行うとともに、商工業環境の発展に努めてまいりました。また緊急雇用の活用に公園のリフレッシュ事業も行ってまいりました。

8款土木費でございます。支出総額は530,700,000円であり前年度より48,000,000円、率で9.9%の増となりました。翌年度繰越額168,410,000円につきましては、社会資本整備総合交付金事業によります道路改良事業が160,100,000円と、きめ細かな交付金による道路維持費という与田切公園の多目的トイレ建設事業でございます。地方特定道路整備事業、経済危機対策臨時交付金事業、及びきめ細かな臨時交付金事業等によりまして堂前線の踏切拡幅を含め建設、維持及び改良を引き続き実施をしてまいりました。一方、国県道関係事業では道路関係で国道153号線伊南バイパス、主要地方道竜東線、河川関係では与田切川・中田切川の砂防施設工事など交通網の整備と災害から郷土を守る事業の推進を図ってまいりました。また公共下水道事業特別会計への繰出を行い住環境整備の推進を図ってまいりました。

9款の消防費でございます。支出総額は143,860,000円で21年度に比べ特に大きな設備、機器の整備がありませんでしたので、前年比では48,000,000、率で25%の減となりました。常備消防に関わります伊南行政組合の負担金としては107,580,000円の支払いでございました。

10款教育費でございます。支出総額は531,070,000円で前年度より169,340,000円、率で46.8%の増となりました。学校教育関係では図書館司書、日本語指導教室の講師、特別支援教育支援員の配置等、人員体制の充実を図るとともに、新しい学習指導要領へ対応するための指導書や理科教材の整備を図りました。施設整備面では前年度からの繰越事業としまして小・中学校3校への太陽光発電施設の設置事業を145,000,000円で実施をしたところでございます。生涯学習、社会教育関係では町民の様々な学習要望に応えるとともに、学んだ成果が社会で発揮される生涯学習社会の実現を目指して事業を進めてまいりました。また地域づくり、公民館活動の支援としてこれまでの飯島地区に加えて新たに田切地区に地域づくり支援員を配置いたしました。施設整備面ではまちづくり交付金事業を活用して飯島体育館の耐震補強工事を実施しまして、これにより小・中学校屋内運動場も含めて体育館の耐震化が完了をしたところでございます。なお、費目は民生費になりますけれども地域介護福祉空間整備事業によりまして飯島地区及び七久保地区の交流センター増改築工事を行い、これにより4地区の公民館施設の増改築が完了をしたところでございます。翌年度繰越額の24,500,000円は飯島小学校体育館の屋根の改修や文化館大ホール

の舞台の設備修繕工事などで、きめ細かな交付金及び住民生活に光を注ぐ交付金を活用する事業でございます。

1 1 款災害復旧費でございますが災害等の発生がなかったため支出額はございません。

1 2 款公債費でございます。支出総額は 706,860,000 円であり前年度より 22,310,000 円、3. 1%の減となっております。内 95,480,000 円を繰上償還をしております。

1 3 款諸出金であります。支出総額は土地開発基金費の 45,000 円であります。全体としまして国の経済危機対策による交付金等を活用した 2 1 年度からの繰越の 1 5 件、668,670,000 円の事業を実施をいたしまして、平成 2 2 年度も新年度への繰越した事業が 1 2 件、事業費が 345,420,000 となり、支出済額は総額で 5,220,010,000 円となりました。以上が一般会計の目的別歳出の状況でございます。

次に一旦、行政報告書をご覧いただきたいと思いますが、1 8 から 1 9 ページでございます。第 6 表、第 7 表になります。性質別決算の状況でございます。当町の性質別決算額の構成比率中この 2 年間は普通建設事業費が多くなっていることがあり、当年度につきましては 2 3% となりまして毎年減少しています人件費が 1 8% ということで 2 位ということになりました。以下、公債費、補助費、繰出金などの順となっております。また年度別の推移をご覧いただきますと普通建設事業費が前年に引き続き 2 年続けまして増えておるわけでございますけれども 3 8. 9%、扶助費が 3 5. 4% 増ということになりました。また公債費が 3. 1% 減と、補助費等は 8. 9% の減という結果となっております。次に実質収支等に関する事項でございますけれども、決算書にもございますけれども、行政報告書 1 3 ページをご覧いただきたいと思ひます。決算収支の状況でございます。歳入総額 5,380,740,000 円、歳出総額 5,220,010,000 円、歳入歳出差引額は 160,730,000 円であります。翌年度への繰り越すべき財源として 38,250,000 円を差し引いた 122,470,000 円が実質収支額となりました。また前年度からの繰越金を除いた歳入歳出の差額と財政調整基金等の積立金の増減額から算定されます実質単年度収支につきましては 216,040,000 円の黒字という結果となっております。

再度決算書の方へお戻りいただきたいと思いますが、1 1 4 ページになります。財産に関する調書でございます。当年度中の変更力所のみお願い申し上げます。1、公有財産関係で(1)の土地関係でございますけれども、陣馬の県営住宅が町営住宅になったこと、また春日平高齢者支えあい拠点施設の用地の増などが主な内容でございます。減少したものににつきましては旧上通り教員住宅用地の処分などによりまして減となり、差し引きでは 7,038㎡増加いたしました。また建物関係では町営住宅のグリーンハート、陣馬の住宅分が 2,848㎡が増加をいたしまして、またあの山久などの高齢者支えあい拠点施設 1 2 耕地、それから飯島、七久保の両地区の公民館施設の新增築分等で 2,377㎡などで、合計 5,235㎡が増となりました。次に 1 1 7 ページからになりますけれども、2 の物品でございます。今回から会計の新システムの帳票の様式にちょっと合わせましたので今までとちょっと様式が変わってございます。決算年度中の移動につきましては数量欄あるいは増減欄、備考欄等に記載があるところが該当になりますので 1 2 4 ページまでになりますけれどもまた後刻ご覧いただきたいと思ひます。1 2 5 ページの債権でございます。ふるさと融資の貸付金が 26,920,000 円減ということになっております。次に 4 の基金関係でございますけれども、期間中、財政調整基金等の積み立てによりまして

257,790,000 円増加し、基金の保有総額は 1,538,770,000 円という結果になっております。基金ごとの変動内容は 1 2 7 ページまでの表のとおりでございますのでまたご覧いただきたいと思ひます。次に 1 2 8 ページをご覧ください。起債の目的別現在高表でございます。2 2 年度中の借入れの状況は地方特定道路整備事業、臨時財政対策債など 562,450,000 円の借入れを行い、元金の償還額は 610,890,000 円で、年度末の残高は前年より 48,430,000 円減少して 5,544,490,000 円となりました。

次にまたすいませんが行政報告書にお戻りをいただきまして、財政指標等に示します各指数について申し上げます。2 0 ページを行政報告書 2 0 ページ第 8 表をご覧くださいと思ひます。経常収支比率の推移でございます。これは財政構造の弾力性を判断する指標でありまして、昨年の 8 1. 1 から当年度 7 7. 1 と 4 ポイント下がり、2 年連続続けて減少をし改善をされてきているという状況でございます。次に 2 1 ページの第 9 表でございますけれども財政力指数の推移でございます。市町村の財政力を示す数値で 1 に近いほど良いということでございますけれども、昨年の 0. 4 8 から 0. 4 5 とわずかながら低下をしております。2 年続けて基準財政収入額が減少したことによりまして。以上一般会計の歳入歳出決算及び財政状況について申し上げます。

続きまして各特別会計の報告を申し上げます。決算書第 3 号議案平成 2 2 年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について報告を申し上げます。最初に決算書の 1 から 4 ページになります。歳入総額 950,400,000 円、歳出総額 887,020,000 円で、差引き残高 63,380,000 円を次年度に繰越をいたしました。前年度に比べ歳入で 16,570,000 円の減、歳出では 19,910,000 円の増となりました。町内の国民健康保険への加入率は総世帯数の 4 2. 4%、全町民の 2 5. 7% であり、加入世帯数の減少及び退職被保険者は増加しつつも一般被保険者の減少により被保険者数総数も減少をしております。国保税は 242,190,000 円で前年度に比べ 26,050,000 円の減収となっております。また収入未済額は 39,890,000 円で 2,920,000 円増加しております。収納率は 8 5. 8% で前年度に比べまして 1. 8 ポイント低下しました。また滞納分内の 320,000 円を不納欠損処理をしております。歳出では保険給付費の減少とまた後期高齢者支援金と国庫支出金の償還金が少なく済みまして、診療報酬の急な増大に備えまして診療報酬支払準備基金へ新たに 50,000,000 円の積み立てを行い、基金の年度末残額は 147,960,000 円となっております。

次に第 4 号議案平成 2 2 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について申し上げます。決算書の 1・2 ページになります。決算額は歳入総額 102,010,000 円、歳出総額は 100,390,000 円、差引き残高 1,620,000 円を次年度に繰越をいたしました。保険料収入は前年より 2,730,000 円減少し 64,890,000 円で、一般会計からの繰入は 35,360,000 円であり、後期高齢者医療広域連合への納付金は 91,370,000 円となっております。前年度とほぼ同規模でございます。対象者数につきましては平成 2 3 年 2 月末で 1,752 人で前年よりも 1 8 人増加をしております。

次に第 5 号議案平成 2 2 年度老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてご報告を申し上げます。決算書 1・2 ページです。ご覧いただきたいと思ひます。決算額は歳入歳出ともに 9,040,000 円で差引き残高 0 で清算をし、老人保健医療特別会計は平成 2 2 年度をもって終了となりました。

次に第 6 号議案平成 2 2 年度介護保険特別会計歳入歳出決算についてご報告を申し上げ

ます。決算書の1・2ページになります。歳入総額 867,120,000 円、歳出総額 865,770,000 円となり、差引き残高 1,350,000 円を次年度に繰越しをいたしました。一般会計からの繰り入れは 133,050,000 円でございます。介護保険料は 141,710,000 円と前年に比し 440,000 円の減少となりました。介護保険料の 1,650,000 円が収入未済となっております。介護保険の第1号被保険者は23年3月末現在で第1号被保険者のいる世帯が 2,028 世帯、被保険者は 3,040 人と前年同期と比べまして9世帯21人増加をしております。保険給付費は 809,430,000 円となり前年度より 58,130,000 円で率で 7.7%と増加を続けております。基金関係で介護給付費準備基金の 3,470,000 円と介護従事者処遇改善特例基金の残額 1,960,000 円を取り崩しをいたしまして、年度末残高は介護給付費準備基金のみの 56,070,000 円となっております。

次に第7号議案平成22年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について報告を申し上げます。決算書1・2ページをご覧ください。歳入総額は 414,370,000 円、歳出総額は 398,970,000 円で差引き残高 15,400,000 円が次年度への繰越額であります。前年度に比べ使用料は 4,600,000 円増加しましたが、事業費の減少により歳入総額で 133,730,000 円、歳出総額で 118,950,000 円が減少しましたが、今後、起債償還の据置期間終了等で公債費の増加が予定をされているところでございます。収入関係では一般会計からの繰入金 が 110,000,000 円となりました。加入者負担金の 4,910,000 円と下水道使用料の 960,000 円が収入未済となっております。使用料の滞納金のうち 29,000 円を不納欠損処理をしております。事業関係では管渠工事の飯島・七久保両地区で補助、単独事業を合わせまして計 1,580 メートル、他に舗装工事、維持管理事業を行ってまいりました。

次に第8号議案平成22年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について報告を申し上げます。決算書1・2ページになります。歳入総額が 231,170,000 円、歳出総額で 207,940,000 円、差引き残高を 23,230,000 円が次年度への繰越額であります。一般会計からの繰入額は 108,960,000 円です。歳入の使用料及び手数料で使用料に 470,000 円の収入未済がございます。歳出の内容は施設の維持管理が主体となっております。また公債費は 158,330,000 円ではほぼ前年度並みとなっております。12ページをご覧いただきたいと思いますが、当年度の起債の借入が資本費の平準化債 49,800,000 円でありまして、年度末残高では 2,388,090,000 円で前年度末より 57,600,000 円ほど減少をしております。

以上をもちまして各特別会計の決算報告といたします。なお全体的に通しまして全会計通して共通する事項としまして、事業費の支払いが増大しておるとい形の中で、支払い資金という形の中で財政調整基金以下4つの基金から延べ 969,000,000 円を繰替えて運用をいたしました。

以上一般会計及び特別会計につきまして歳入歳出決算並びに財政状況の報告とさせていただきます。細部につきましては後刻の委員会でそれぞれ担当からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りご認定いただきますよう改めてお願い申し上げます。以上でございます。

議長
建設水道課長

紫芝建設水道課長

それでは9号議案平成22年度水道事業会計の決算につきましてご説明させていただきます。決算書一番最後に水道事業会計の決算書が付いてございます。その9ページをお開きください。先ほど町長の提案説明でも申し上げましたように、水道事業会計につきまし

てはお陰様をもちまして大きな災害もなく引き続き安定給水をすることができました。業務面におきましては平成21年度末は給水件数が108件減少をいたしました。平成22年度末では81件増加し3,609件となりました。また100万立方メートル台を3年連続で割り込んでおります年間の給水量でございますが、前年比101.4%の916,000立方メートルと若干の回復がみられております。1件当りの給水量につきましては0.9%減の21.15立方メートルとなっております。年間給水量の回復につきましては世界的な経済不況の影響を受けた当地域の企業活動に若干の上向き傾向が出ているものと思われま

す。続きまして決算書3ページをご覧ください。こうした状況の中で事業損益計算書の1の営業収益と3の営業外収益、5の特別利益を合わせました収入総額では前年比0.6%増の192,811,000円と前年度よりも1,088,000円ほどの増収となりました。一方、2の営業費用と4の営業外費用、6の特別損失と合わせた支出総額では前年比6.1%減の187,709,000円と12,358,000円ほどの支出減となっております。この支出減につきましては原水費、浄水費、また総係費の経費節減によるものでございます。この結果、当年度の収支差引は5,101,000円の黒字決算となり、当年度末未処分利益剰余金は16,505,000円となりました。

続いて2ページをお願いいたします。資金的収支につきましては収入総額は建設改良事業のため企業債借入金と下水道事業に伴う補償金、一般会計からの繰入金等を含め64,255,000円に対し、支出総額は131,467,000円でございます。これによる資金的収支の不足額67,212,000円は損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

続いて6ページをお願いいたします。貸借対照表による22年度末における飯島町営水道事業の資産合計は3,731,189,000円となっております。22年度の主な事業につきましては公共下水道、道路改良関連の配水管敷設替え工事等を6件、消火栓工事を2件、水道事業単独改良工事9件他、ということで合計19件の工事を実施をしております。これにより本年度の配水管の敷設総延長は2,080メートルで、総延長145,542メートルとなりました。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長

ここで休憩といたします。再開時刻を10時55分といたします。休憩。

午前10時35分 休憩

午前10時55分 再開

議長

休憩を解き会議を再開いたします。ここで監査委員の決算審査報告を求めます。

議長

林代表監査委員をお願いいたします。

代表監査委員。

林代表

監査委員

それでは平成22年度の決算審査についての意見書の報告を申し上げたいと思います。ただいま平成22年度の決算についての提案理由やら、それからまた細かく説明等ございましたのでダブるところは避けましてですね、特徴あるところに絞って報告申し上げたいと思いますのでよろしくお願

それでは1ページをお願いします。平成22年度飯島町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書についてでございます。第1に審査の概要であります。審査対象は平成22年度飯島町歳入歳出決算書一般会計と特別6会計でございます。審査の期間、平成23年7月29日から8月5日までの間の5日間でございます。倉田監査委員と事務局長立ち会いのもとで、各課課長と説明員といたしまして各課担当職員に出席を求めまして審査を実施したところでございます。審査の方法であります。平成22年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査及び基金の運用状況調査等について、関係諸帳簿、証拠書類等と照合をいたしまして、係数の確認と併せて予算執行は適正かつ効果的か、財産運営及び資金収支は健全かつ効果的かどうか、及び事務の合理化、経費の節減に努力しているか等について審査を実施いたしました。更には既に実施をいたしました例月出納検査の状況をも参考にして審査を行ったところでございます。なお抽出によりまして現地確認についても実施をいたしました。

第2の審査の結果でございます。審査に付された各会計決算書、実質収支に関する調査、財産に関する調査、並びに各基金の運用状況報告書等については、いずれも関係法令に準拠して作成されその係数は誤りのないものと認められました。また予算の執行及び財政運営状況は概ね良好と認められました。

2ページをお願いします。まとめて申し上げてまいります。総括的意見書でございます。平成22年度における日本経済は一昨年サブプライムローンの行き詰まりからリーマンブラザーズの破綻、これは大きな問題になりました。ここに端を発した世界的な経済情勢の低迷からゆるやかに回復が見受けられるとされておりましたが、失業率は相変わらず悪化の傾向にあるなど、依然として厳しい状況にあって、自主財源の確保など少なからず自治体財政にも影響があったと言えます。加えて今年3月に発生しました東日本大震災の影響が複合災害となって深刻でございます。こうした状況の中、第5次総合計画、国土利用計画等の策定の年でございます。厳しい財政状況にもかかわらず昨年に引き続き多くの事業がいろんな資金を活用して、地域経済それに雇用対策事業等が執行されてきております。平成22年度一般会計決算は実質収支122,000,000円余、黒字決算でございます。一方、特別6会計では実質収支105,000,000円の黒字でありました。

次に一般会計、特別会計に関わる収入未済額でございますけれども、町税他で昨年度比340,000,000円43.8%の減で、この主な要因は前年度地域介護福祉空間整備事業や国の経済対策に関わる臨時交付金事業等の多くが22年度へ繰越されておまして、こうした事業の繰越額が当年380,000,000円62.1%減少したことによるものでございます。財政指標を見ますと、先程来説明ございましたように財政力指数は0.45となりまして少し悪化しております。実質収支比率3.8%前年より0.9ポイント増で改善されております。経常収支比率は77.1%前年比4ポイント減で好転しております。今年7月発表の内閣府月例経済報告によりますと景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、このところ上向きの動きがみられるとありますけれども、急速に日本経済が回復することは期待できず今後における町税収入も同様と考えられます。このところの超円高、株安、国債の格下げ等、経済にとって厳しい環境が目立ってきておまして先行きが心配でございます。歳出面におきましては今後とも福祉・医療費等の扶助費、国

民健康保険などの給付費の増加が予想されております。今後の行財政運営にあたりましては歳入に関しては町税、国民健康保険税等の収入未済額の解消に向けて効果的な滞納処分等、これは滞納者それぞれの実情に合わせた取り組みが必要と思われましても、公金の公平性の観点から一層の収納対策の強化を図っていただきたいわけでございます。歳出に関しましては外部委託の推進、指定管理者制度の活用、補助金の整理合理化、組織機構の見直しと合理化等、既に取り組みされておるわけでありましても、今後も更に経費の削減を図るとともに効果的・効率的な予算の執行に努めていただきたいということでございます。また常日頃から町民のニーズを的確に把握して最少の経費で最大の効果が上がる住民サービスを望むものでございます。

2番目に各会計の決算の概要でございます。決算の状況、この内訳の内、支払い利息を取り出して見てみます。一般、公共、農水、水道事業会計で計286,000,000円余の支払い利息がございます。前年より9,100,000円の減少でございますが、土地開発公社の利息が12,900,000でございます。一部原価算入もありますけれどもこれを加えますと299,000,000円と多額負担となっております。会計の中で支払い利息を伴う会計の歳入と支払い利息の割合、支払い利息率でございます。これは4.6%でございます。総収入に対しては3.5%ということになりますけれども、高い比率を示しております。借入依存度の高い体質ということでございます。歳入歳出の内容から見ますと歳入の中の町債のうち臨時財政対策債が当年329,000,000円でございます。前年度より97,600,000円増加しておりますけれども後年度交付金措置があるとされておるものでございます。町債はこの臨財債を含めて前年度より179,900,000円増加しておりますけれども、半面、基金積み立てにおいてそれを上回る全会計ですが300,000,000円の積み増しをした上に、なお実質収支全会計で227,000,000円の黒字の決算になっております。経費節減等経営努力の結果の成果と見ることができると思います。

4ページをお願いしたいと思います。財政指標のうち経常収支比率、先ほどもちょっと触れられました。経常経費節減等の努力と地方交付税は臨時財政対策債等の経常一般財源の増加という特殊事情によってパイが増加した、そういうことにおいて経常収支比率が改善されてきたということでありますので、必ずしも財政状態が良くなったわけではないということだろうと思って見ております。実質公債費比率、財政健全化判断比率の中で重要な比率でございます。これ18%を超えないように注意していく必要がありますけれども、これも同じように分母が大きくなったことにおいてのこういう結果と、繰上償還を毎年行ってきております。19年度から行ってきておりますがそういった効果の表れということだろうと思って見ております。

5ページへまいります。実質収支額の比較増減で28,900,000円ということでございます。単年度収支のことでありまして4年ぶりの黒字となっております。

6ページへまいります。未収金と不納欠損の総額をこれ見てみますと全会計です。22年度は142,200,000円の未収金でございました。前年比3,300,000円の減でございました。不納欠損を見ますと全会計で6,255,000円でございます。前年よりも7,420,000円減じております。まあ減じたとは言いましても依然高い数字を示しておるわけでございます。

7ページへまいります。下の欄です。不納欠損処分の集計表がでございます。不納欠損調書で確認をいたしました。外国人が多いということでございます。不納欠損を計上する前に何

か打つ手がなかったのかとこういうことでありますけれども、厳しい時代背景もあってなかなか打つ手がないというのが現状であるということでありました。まあこれ余談になりますけれども源泉徴収税と個人住民税これを一本化できればこの様子は変わってくると思われまます。

ちょっと飛びまして11ページをお願いしたいと思います。12款の地方交付税であります。前年度の町税が影響を及ぼしてくるところであります。比較で75,500,000円の増でございました。前年度の税収が少なかったということの結果と思われまます。

13ページ18款財産収入でございます。25,200,000円の大幅減でございました。先ほどもちょっと触れられました。これは町有地の売り払いが当年度21,000,000円減じたことによるものでございます。14ページ19款の寄付金でございます。一般の寄付金が当年度11,200,000円、前年比6,390,000円の減でございました。主にはふれあい施設の地元負担金の減でございます。ふるさと応援寄付金については当年度385,000円、大幅減でございました。前年度が1,412,000円でございますので1,000,000円の減でございました。

15ページへまいります。諸収入、22年度より延滞金の徴収が始まっております。319,000円の収入がございました。法人で48,000、町税で271,000円の延滞金の徴収がございました。町債でございます。臨時財政対策債329,000,000円を含んで前年比179,900,000円の増加でございました。

次に歳出でございます。16ページへまいりまして一般会計歳出決算の状況の中で予算現額が5,600,000,000とありますが前年度から繰り越された繰越明許668,000,000を含んで大きな予算現額になっております。人件費のうち時間外手当を見てみますと当年度は18,330,000円、前年比1,730,000円の減でございました。臨職の人件費を見ますと緊急雇用対策を含めまして当年度85,440,000円の支出がございました。前年よりも6,110,000円の増でありました。臨職は物件費62,000,000円と賃金に23,300,000円の区分計上となっております。職員の有給休暇の取得の状況を見てみますと平均で4.8日ということで前年同様に少ない消化率でございます。統計で見ますと飯島町の人件費の比率、県下2番目に高く目立つところでございますけれども、ラスパイレス指数で見ますと当年度は94.2%これは高くない数字でございます。年々下がってきております。総合的に判断する必要がありますだろうとみております。

続いて17ページ総務費でございます。当年度3月に発生した地震の被災地へ6,000,000円の寄付がございました。それと法人とそれからまた個人企業については予定納税ということがございまして、決算確定をしたときに予定を下回った場合にはそれを還付しなきゃならないという制度がございます。還付金、当年度を見ますと6,591,000円の還付金がございます。前年度21,600,000円でございますので還付金はだんだん下がってきておりますけれども、この中で気になるところは還付加算金が4.3%付くということでございます。還付するのに利息を付けて返さなきゃならないということでございます。それはまあ利率が高いわけでございます。当年度が351,000円の還付加算金を支払っております。21年度が450,000円でございます。還付申告の提出のあった場合でございます。速やかに手続きをとって還付加算金を少なくするということが求められるところでございます。

民生費へまいります。介護保険事業特別会計への繰入金が133,000,000円で年々増加の傾向でございます。それから町の高齢化率、今年の3月で外人を含めて見まして29.6%、年々高くなってきております。一方、出生数でございます。22年度は44人前年度より10人も少なくなったということでございます。少子高齢化がますます進む様子でございます。日本の人口は減少期に入っておりまして、いろいろ理由がございまして2050年には9,000万人になるだろうと言われております。40年間で3,000万人減少ということは団塊の世代が一気に減るということは予想されますけれども、平均してみますと1年間で75万人ずつ減っていくということでございます。1週間で見ますと14,000人余が減少していくという勘定になりますので少子高齢化は人口減少をきたしますこの対策、取り組みについては国も地方も喫緊の課題であるように思っております。

19ページへまいります。8款土木費であります。現物支給が増えております。工事完了報告書で確認をしているということでありまます。公共事業の入札状況を見ますと予定価格に対して当年度落札率単純平均で96%でございました。前年より0.5ポイント増加しております。工事の総計は前年度よりも190,000,000円減りまして623,000,000円でありました。このうち随意契約を見ますと49,500,000、8%でございます。総工事に対して。前年度はこれが204,000,000の随契がありましたので25%の随契率でございましたが、当年度随契が大幅に減少をしておるといえると思われまます。

20ページをお願いしたいと思います。災害復旧、11款でございます。これ珍しいことでございます。2年続けて自然災害がなかったということでございます。公債費、前年比較22,300,000の減でございます。繰上償還が当年度95,400,000円ございました。繰上償還の計画が平成19年から23年まで5年間の計画でございます。平成23年度で一旦終わりますので実質公債費比率18%を超えないように今後も繰上償還の計画が必要と思われるところでございます。

続いて特別会計でございます。国民健康保険特別会計、歳入であります。収入率、調定に対して95.9%であります。このところが現年分93%確保しないと維持調整交付金が減額されると聞いておりますので注意を要するところでございます。歳出、国保支払準備基金へ50,200,000円の積み立てができております。22ページ先程来報告がございました。老健の特別会計は22年度で廃止でございます。以後一般会計で残務処理がされるということでございます。24ページ農集の特別会計でございます。平成15年度より管理費のみでございますが、当年度前年比較で歳入で17,600,000円減じております。これは一般会計からの繰入金が減となったものによるものでございまして、前年比31,000,000円減じております。繰入金は108,900,000円でございます。前の年からの余剰金を使って前を合わせてきたとこういうことでございます。以上の特別会計への繰入金でございます。総合計をしてみますと628,000,000円になります。前年度とほぼ同額でございます。この中には先程農集で30,000,000円繰入金を減らしてございますので、これが通常だとこれ年々増加の傾向になってまいります。

続いて出資による権利でございますが、飯島町振興公社の出捐金というのが中頃でございます。10,000,000円、これが振興公社では帳簿には8,000,000と載っておりまして、当年度組織替えをすることにおいて解散の予定が入っております。8,000,000円戻ってまい

ります。運用資金 2,000,000 でございますので調整が必要なところでございます。下から2行目の水道事業会計出資、出資債でございます。2年間出資債はございませんでした。237,900,000 円でございます。水道事業会計では自己資本の中に計上されております。出資合計は333,900,000 円になります。

26ページをお願いしたいと思います。厳しい時代の年度間の財源調整用の資金、これは前もって準備しておく必要がございます。長期にわたって財政安定と健全財政維持に向けた取り組みの1つが基金積み立てでございます。基金の運用状況であります。決算年度末における普通会計の基金は財政調整基金他13基金でございます。各基金の運用についてはそれぞれ設置の目的に沿って適正であると認められました。各基金の状況はご覧いただくとおりでございます。財政調整基金、先程も説明ございました。20年度に300,000,000 円取り崩してありますけれども、21年、22年と積み立てができておりまして取り崩す前の水準に戻りつつあるところでございます。704,000,000 円。基金の総計1,742,000,000 円でございます。前年度比300,000,000 円の積み増しができております。厳しい財政のやりくりの中で基金に300,000,000 円積み立て増ができて、なお実質収支が全会計で227,000,000 円の黒字になったということは健全財政安定維持に備えたという面から評価できると思っております。

続いて水道事業会計をお願いいたします。1ページ目、平成22年度飯島町水道事業会計決算審査意見書でございます。審査の期日、平成23年6月24日、審査の方法であります。当決算審査に当たりましては町長から提出された決算財務諸表並びに決算報告書が平成22年度における水道事業の経営成績と財政状態を適正に表示しているかどうかについて、会計諸帳簿及び例月出納検査との照合などによって検証をいたしました。また併せて年度内の事業全般につきまして関係職員から説明を求めまして、公営企業の基本原則であるところの公共の福祉増進と経済性発揮の観点から審査したところでございます。審査の結果であります。損益計算書、貸借対照表等の決算財務諸表並びに決算報告書及びその他付属書類については係数に誤りなく適正に記帳されておりまして、当会計年度における水道事業の経営成績と財政状態を正確に表示しているものと認められました。また現金、預金、基金の管理についても適正に行われていることを確認いたしました。

総括的意見でございます。少し飛びまして、非常に厳しい経済環境の状況下で決算は当年度純利益5,101,000 円となりまして、前年度繰越剰余金と加えますと未処分利益剰余金は16,505,000 円となっております。少し飛びまして個別意見へまいります。平成22年度においても断水に至る大きな災害や自然災害による取水停止もなく安定給水ができております。給水件数は3,609件と昨年より81件増加しております。有収水量は前年比1.4%増の916,006立方メートルと前年を上回り、給水件数に比例して使用水量は増加の状況となっております。引き続き安定経営の基盤となる有収水量の長期的な推移を展望をいただきたいわけでございます。次のページへまいります。下水道関連事業などによりまして年々老朽石綿管の更新がなされておりまして、残すところは12.9キロメートルとなっております。今後さらに計画的な設備更新に努めていただきたいわけでございます。給水人口の増加は水道事業の安定経営の視点からも重要でございます。適地への配水管路の布設について先行投資等の検討をいただきたいわけでございます。3ページへまいります。決算の概要でございます。表でご覧いただきますように有収率、漏水率、

当年度は改善をしてきております。少し飛びまして6ページをご覧くださいと思います。経営成績の中で経常収支比率の推移でございます。表でご覧いただきますように当年度は経常収支比率が102.8%高止まりでございます。ここで損益分岐点の計算をしてみました。費用を変動費と固定費に分けてまして変動費20%、固定費80%、固定費の高い体質でございますが公営企業の特徴でもございます。この比率によって分岐点を計算してみますと分岐点収入は186,000,000 円ということになります。上の経常収入が192,000,000 でございますので差し引き分岐点を超えて売上があった部分が6,330,000 円ということでありまして、この分岐点を越えた部分これが結果的に利益に結び付いてくるとそういうことございました。7ページ供給単価と原水原価の比較でございます。1立方メートル当たり当年度1円74銭の黒字でございます。前年度は赤字でございましたが前年度は人件費等も多かったわけでございます。また資産の除去損もございました。そんな特殊事情もあって前年度赤字だったとういうんことでございますが当年度黒字に転じております。8ページをお願いしたいと思います。費用の中で総経費、ただいま申し上げましたようにこの中の人件費当年度26,300,000 円、前年対比で4,000,000 円の減でございました。過年度修正損は不納欠損額でございます。11ページをお願いしたいと思います。負債・資本の部でございます。中頃に自己資本金というのがございます。514,800,000 円でございます。この中に町からの出資債237,900,000 円が含まれてございます。下から2行目、未処分利益剰余金の前年度比5,101,000 円でございます。これが当年度利益でございます。12ページへまいりまして消費税の未払い計上がございます。消費税の総額を見ますと当年度6,891,000 円の消費税の総額でございました。中間予定納税が1,764,000 円ございましたので差引き未払い消費税5,127,000 円でございます。ウの実質流動比率でございます。514.6%、資金繰りは極めて良好でございます。翌年度支払負債に対して5倍の資金を有しているとそういうことでございます。

続いて財政健全化審査をお願いしたいと思います。1ページをお願いいたします。平成22年度飯島町一般会計財政健全化及び水道事業会計経営健全化審査についてでございます。審査の対象、平成22年度飯島町一般会計健全化判断比率、平成22年度飯島町水道事業会計資金不足比率、審査の期間でございます。これについて23年8月25日、1日間で実施しております。審査の結果であります。いずれも関係法令に準拠して作成されており正確でありましたのでご報告を申し上げます。細部に移ります2ページ、平成22年度一般会計財政健全化審査意見書でございます。審査の概況であります。この財政健全化審査は町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施したところでございます。審査の結果でございます。総合意見、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められたわけでございます。個別意見へまいります。実質赤字比率についてマイナス3.75%となっております。赤字とはなっておりません。連結実質赤字比率についてでございます。同様にマイナス19.46%となっております。赤字にはなっておりません。3の実質公債費比率でございます。先程来縷々出てまいりましたが、13.4%となっております。早期健全化基準25%と比較するとこれを下回っておりまして健全でございます。3ページをお願いいたします。この実質公債費比率につきましては地方債許可団体移行基準であります18%これを超えないよう

に繰上償還等今後も適切な処置が必要と思われるところでございます。将来の負担比率についてでございます。伊南行政、上伊那広域連合、土地開発公社退職手当等見込み額、こういったものも含めて計算されております。将来負担比率は73.9%と前年度よりも24.7ポイント改善されております。将来負担比率は将来の財政運営を展望する指標として継続的な留意が必要と思われるわけでございます。

3番目の是正改善を要する事項でございます。指摘すべき事項は特にございません。

4ページへまいりまして平成22年度水道事業会計経営健全化審査意見書でございます。審査の概要、この経営健全化審査は町長から提出された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施をしております。審査の結果であります。総合意見、審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。個別意見でございます。水道事業会計の資金不足比率でございます。マイナス22.1.4%で資金不足とはなっておりません。実質的な資金不足比率もマイナス18.0.7%、経営健全化基準の20%と比較すると極めて良好な状態にあると認められます。3の是正改善を要する事項でございます。指摘すべき事項は特にございません。

報告は以上でございますが参考にこの経営分析というのを民間の経営分析に当てはめて毎度これらの数字と一緒に参考に見ておる数字がございます。これは民間の経営分析なので行政とはそぐわない部分もあろうかと思えますけれども、参考に出してありますので若干触れてみたいと思えます。土地開発公社は含んでおりません。町全体のバランスシートその他のバランスシートでございます。流動比率を見ます。資金繰りを示すということでありますが22.3%、資金繰りは良好ということであります。固定比率、自己資本、固定資産に占める自己資本の割合であります。17.3%これ100%以下望ましいんでありますが、自己資本の不足を示しておると思われます。長期固定適合比率、これ100%を超えると長期的に見て財政を悪化の方へ向かうだろうと言われておるものでございます。94.9%は健全の枠内でございます。自己資本比率と借入依存度これは相反するものでございましてこれ関連がございます。自己資本比率が53.9%これは高いほど財務体質は健全ということでございます。これが高くなると借入依存度は低くなってまいります。借入依存度が4.6%年々改善をされてきておるということでありますが、まあ依然、借入依存度が高い体質ということでございます。これは行政の特徴でございます。まあいろんな指標が出されておりました、キャッシュフロー計算書もできておりますし、他のまあ資料と併せてこれを参考に見ておるところでございます。まあ決算書の諸表というものは民間では経営者の通信簿あるいはカルテと見ておりました、組織の体質とか健康状態が示されておるということでございますのでこれも参考に見ておるところでございます。

時代は益々厳しさに向かうと思われま。行政の行き詰まりのツケは町民が負うこととなりますので、そうならないように協働のまちづくり、人材、民活の協力をいただきながら町の健全財政安定維持に向けた行財政運営を願って、以上平成22年度決算審査意見書の報告といたします。ありがとうございました。

議長 これから、ただいまの決算審査報告について質疑を行います。なお、質疑事項については監査委員の職務の範囲を超えることのないよう、ご留意をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長 (なしの声)
質疑なしと認めます。これで決算審査報告に対する質疑を終わります。林代表監査委員には大変ご苦勞様でございました。

議長 暫時休憩といたします。

議長 (暫時休憩)

議長 ただいま議題となっております第2号議案から第9号議案までの決算8議案については、各所管の常任委員会へ審査を付託したいと思います。

議長 お諮りします。決算8議案について、各所管の常任委員会へ審査を付託することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって決算8議案については各所管の常任委員会へ審査を付託することに決定いたしました。

議長 これより、平成22年度会計決算8議案について一括して総括質疑を行います。なお質疑につきましては、ただいま各常任委員会へ審査を付託することに決定しましたので、本日は総括的な事項について質疑されるようお願いをいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。

議長 (なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議長 議案を付託するに当たり、各常任委員会の審査区分について事務局長から申し上げます。浜田事務局長。

事務局長 (審査区分説明)

議長 お諮りします。決算8議案の委員会審査区分については、ただいま事務局長説明の審査区分のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第2号議案から第9号議案までの平成22年度決算8議案については、この審査区分により各常任委員会へ審査を付託いたします。

議長 ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時10分といたします。休憩。

午前11時41分 休憩

午後 1時10分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

議長 日程第13 第10号議案平成23年度飯島町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第10号議案平成23年度一般会計の補正予算(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。予算の規模につきましては歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174,780,000円を追加して、歳入歳出それぞれ4,516,252,000円とするものでございます。今回の補正につきましては平成22年度の決算がまとまりまして繰越金が確定をしたこと

と、普通交付税の額が確定をしたことなどによる予算措置を行うものでございます。主な内容は収入としまして前年度繰越金と普通地方交付税及び臨時財政対策債の額の確定に伴い約 250,000,000 円を増額補正するとともに、当初予算で基金からの繰入金を見込んでいたものを減額をすることといたしました。歳出面では当初予算で十分な予算措置ができなかった道路維持費へ約 20,000,000 円を増額補正をするとともに、太陽光発電施設の導入補助や住宅リフォームの補助、町税の還付金など実績に基づいて増額をいたしました。また上伊那福祉協会が建設をいたしました伊那市にございます「みすず寮」、この建設負担金を一括償還することといたしまして、これに伴う平成24年度からの債務負担行為の廃止も行うところでございます。地域介護福祉空間施設の整備事業といたしまして1施設の建設と2地区の備品購入にかかる予算を計上をいたしました。その他、林道施設災害復旧など緊急性のある事業を中心に予算措置を行い、今後の財源確保として財政調整基金へ45,000,000 円を積み立てることといたしました。以上が概況でございますけれども、なお私から1つ触れてお願いをしたいと思っておりますが、予算書の中に総務管理の中で国際友好都市の交流費という科目があるわけでございます。ここに旅費として1,050,000 円、需用費として100,000、計1,150,000 円が計上をされておるわけでございますけれども、実はあのこのことにつきましては今から36年ほど前になりますけれども、昭和50年、1975年でございますが、移民が取り持つ縁でブラジル国のフェラス市と友好姉妹都市の締結をしております。当時はまあ井口市長さんがこの飯島町出身の方というようなこともございまして移民が取り持つ縁で友好都市を締結しております。当初あの非常にあの人的な交流も活発になされておりましたけれども、それぞれ向こうの市長も代わる等の事情もございまして、なかなかあの思うような姉妹都市としての交流が出来ないまま、まあ少しはあの交流もあったわけでございますけれども、そんなことで30数年間推移をしておりますけれども、実はこの度あのフェラス市が市の庁舎の全面建て替え、新築という事業がありまして、それからまた周辺の関連施設の整備をして、最初あの5月ごろ竣工というふうに聞いておりましたけれども少しまあ伸びてまいりまして、来月の10月14日この日が市制記念日だそうでございます。これに是非まああの姉妹都市としての飯島町から町長それから議長さんお越しをいただきたいということで、現市長のたつてのまあ思いで井口さんがわざわざこの春に町へ見えていただきまして、その伝達、お言付けをいただいたわけでございます。それであの正式な招待状もまもなく来ると思いますけれども、あらかじめまあ連絡の中でそうしたことを含めて是非町といたしましてもそれにお応えをする形で派遣をしたいというふうに考えております。あの実は私それぞれ10月等につきましてはいろいろとあの行事が山積しておりますので、箕浦副町長を代理にして、あと議長さんと、それからあのいろいろお聞きしますと向こうでも公式行事がいくつかあるというようなことも含めまして、随行を是非を付けたいというふうに思っております総務課長を予定しておるわけでございます。3名の、今、円高等もございまして約300,000 前後旅費も係るというようなことでございまして、向こうの滞在その他費用は一切向が持っていたらということでございますので、往復の旅費実費、それから需用費の中では若干の庁舎新築に対する記念品でありますとか、それから手土産等も含めて若干計上させていただいておるわけでございます。議会の最終日に詳細がわかり次第日程等詰めてまたあのご報告をする予定でございますけれども、この

ことをお含みの上でひとつ補正予算のご審議をいただきたいというふうに思うわけでございます。またあの予算全般につきましてはそれぞれ担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決を賜りますようお願い申し上げます。なおあの向の派遣の期間でございますが約まあ往復に2日ずつ4日往復に要するわけでございますので、それらを含めて10日間ぐらいの日程で今考えておるところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

総務課長	(補足説明)
住民福祉課長	(補足説明)
産業振興課長	(補足説明)
建設水道課長	(補足説明)
教育次長	(補足説明)
議会事務局長	(補足説明)
議 長	ただいま議題となっております第10号議案平成23年度飯島町一般会計補正予算第3号については、各所管の常任委員会へ審査を付託し、本日審査いただき後ほど討論採決を願いたいと思っております。 お諮りします。第10号議案について各所管の常任委員会へ審査を付託し、本日審査終了後討論を採決することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって第10号議案については各所管の常任委員会へ審査を付託することに決定いたしました。 ただいま丁寧な説明があったわけでございますが、これより第10号議案について総括質疑を行います。なお質疑については、ただいま各常任委員会へ審査を付託することに決定いたしましたので、総括的な事項について質疑されるようお願いいたします。 それでは質疑に入ります。質疑はありませんか。
10番 堀内議員	それでは21ページの上伊那福祉協会のまあ負担金のことでここにも出ておりますが、上伊那福祉協会の関係についてちょっとお伺いをいたしたいと思います。今、上伊那福祉協会は公立民営ということで設置されまして運用されてきておったところですが、まあ県の指導なんかで社会福祉法人は行政から独立しろというようなお話の中で、理事につきましても町としても理事がもう退いてきているんじゃないかなとまあそんなふうに思っておりますが、上伊那福祉協会というものは町との関連でいくとどういう団体であるんだか、その点についてをお伺いをいたしたいと思います。
町 長	あの上伊那福祉協会構成8市町村でまあ構成をしておるまあ社会福祉法人の位置付けであるわけでございます。全体的なあの1つの建設計画でありますとか、それから各町村へのこの補助をお願いするといったような運営についての考え方は、一応まあ上伊那広域連合の中での検討事項にはなっておりますけれども、実質的には理事会を構成をして、現在この理事長は箕輪の平沢町長が会長職を務めております。それであの町村によっては理事者それから各議会の代表の方、議長さんはじめ議会の代表の方、そんなようなことで理事会を構成しておるわけでございますけれども、あのたまたままあ飯島町長、私についてはいかなるその理事会にも参加をしないまあ立場にあるわけでございますけれども、そ

こであの上伊那全体としての福祉の施設のまあ整備の問題について広域連合行政の中でバランスを取る中で、これまでも特別養護老人ホーム、まあ身近でまいりますとこの飯島・中川にまたがる「越百園」でありますとか、それから駒ケ根市では「千寿園」ですね、の大規模改修、それから「みのわ園」でありますとか、長谷へまいりますと「サンハート美和」、辰野では「かたくりの里」といったような施設整備をやってまいりまして、まあなかなかあの待機者に対してこの施設整備が伴わないというようなことでありますけれども、一応まあ今この「みすず寮」を従来あった伊那市の施設が上伊那福祉協会に移管をされたという形になりまして、上伊那福祉協会の運営という形になります。であの、従来の1つの組み立ての方法によりまして直接の補助はいたしませんけれども、その建設に対する償還を各市町村で財政規模によって応分の負担をしていくというようなことで、こうした「みすず寮」の建設負担も後年度負担を伴ってのお願いがあって都度予算化をしておるわけでございますが、一応今回は町の財政の中でやり繰りをして将来の利子負担の軽減を図るために一括償還をするところというようなことになってございますので、一応まあ福祉の部分は福祉協会そのものの運営でございますけれども、それを後方支援という形の中で各町村は広域連合として参加する中でまあ応援態勢を支援態勢をとっておるとこういう位置付けでございます。

議長
10番
堀内議員

他にございませんか。

今のお話の内容はあの良く理解、私も一部関わったことがありますので理解しておるところですが、その町村会がなくなって以降、理事やなんかはずっと固定化しているんじゃないかなと、もしそういうふうに町村も関わってということになればもっと理事なんかも流動化してそれぞれの町村が関わっていいんじゃないかなと思いますが、どうもその辺が固定化しているというようなことが1つと、もう1つは社会福祉法人、民間民営ですので県の指導もできるだけ行政から離れるということは、逆に言うと施設補助についてもしなんでもいいんじゃないかと、あの民間の福祉施設、社会福祉法人いろいろ施設造っていますけれども皆それぞれ独立して行政からいろいろ負担いただかなんでもやっているんで、ぼつぼつそういうことを見直してもいいんじゃないかなと、特にあの伊南の場合には伊南福祉会、福祉協会ですかそちらの組織との関連もありますので、そこらの選択はぼつぼつしていいんじゃないか、まあそんなふうに私考えましたのでそこらも含めてお答えをいただいて今後の対応もお願いしたいと思います。

町長

あの施設運営とそれからそれに対する役員の配置についてはもう今まではあの行政そのもののまあ分身的な形で、理事長はじめ各理事、評議員等がなされておりました。今お話のありましたあの福祉協会のみならず伊南の福祉会においてもそういうことでございますが、やはりあの行政指導という形でこれはあの厚生労働省からのひとつの指導も経て、県の指導があるわけでございますけれども、順次そのことをこの行政から手離れていくという形で現在進んでおります。伊南福祉会にいたしましても今まではあの駒ケ根市長、まあ理事長というような形で各他の3町村も理事ということで、後まあ議会構成も含めて入っておりましたけれども、たまたまこれもまあ飯島は現在私も理事が外れておるわけでありませうけれども、そんな形で伊南福祉協会の方も動きとしてはそういう方向に進んでおるということをご理解をいただきたいと思っております。それからまたあの特養老等の補助に直接は市

町村しておりませんが、福祉施設のそうしたあの今日の「みすず寮」についてはまあこれはあの最後になるかどうかちょっとわかりませんが、やはりこっちの方の支援もまあ自力でやっぱり整備をしていくという方向に変わっていくだろうと思っておりますし、またそうあるべきではないかというふうに思います。これはあの1つの運営の独立採算というようなことも大事でございますので、また私もあの広域連合全体の一員でもございましてまたそうしたご意見も参考にしながら、現況をよく十分踏まえてまた対応してまいりたいというふうに思っております。

議長
11番
平沢議員

他にございませんか。

ちょっと今回の予算でちょっと補正されておりますこの地方交付税とこの基金の繰り入れの関係でちょっと2点程お尋ねをいたします。この地方交付税の増額の問題でございますが、この種の一般財源がまあこれは増えることはこれは誠に結構なことではございますが、当初予算ですとねこの地方財政計画でのこの交付税の伸率をこれを何%にまあ一応見たのか、まあ当初予算ですとね対比しますと約13%の増があるわけでございます。増額になったからこれは問題は無いという見方もありますが、このように大幅にちょっと違いますとね今度減額になる予算計上もあるとちょっと危惧するところでございます。それでこの予算編成前には毎年この自治省っていいですか、この交付税の計上が示されてまあそれによってこの予算編成がされると私は理解しておりますが、まあこの差が出たのがどういう状態だったかということをお尋ねいたします。それからもう1点はですねこの基金の繰り入れですが、まあ普通交付税はまあ8月に決定するものでこの9月の補正はこれは補正事務のまあ適切な判断だと私は評価いたします。それですがこの基金繰り入れもこの交付税の増額によってまあ対応したものかどうか、併せてこの2点をお願いいたします。

総務課長

先ずあの交付税の件でございますが、たまたま今日あの財政、この交付税の見込みで例年苦労しております財政係長おりますので、財政なりに分析した経過でございますのでまた個別に申し上げますが、大きくはあのこういうふうにお考えいただいていると思います。交付税っていうのはあの基準財政収入額で需要額に対して不足する部分を国が財源措置してくれるものでありまして、これについてはあの単年度で税収が不足した場合その年度は厳しい運営を強いられるわけですが、3カ年でもって標準化をしながら手当をしていただけるというようなことでなかなか読みが難しいということが1点、従いまして今回多かつたというのは過去2年間がいかに厳しかった、財政運営上厳しい状況にあったかということが推測されるということと、交付税、臨時財政対策債含めましてこの一般財源化する部分を強気に見ますとこれはもう全く財源として穴が開きます。従いましてこれは例年かなり厳しく見ていくということがございます。後あの財政の方で財政係長の方から財政なりの分析についてご報告申し上げます。次に基金の繰り入れについて交付税をもって繰り入れを留保したのかということなんでございますが、先程の説明にもございましたが、前年度からの繰越金の確定、それから交付税等の増額、この2つを持ちまして先ずは基金からの繰り入れを止める、あるいは起債を起そうとしていたものについては一般財源化するといったようなことで、将来へ向けて身を軽くする方向での措置をとってまいりました。前段の部分について引き続き財政係長の方からご答弁申し上げます。

財政係長

それでは普通交付税の当初見込みと本算定の差額ということでお答えを申し上げます。

思います。まず普通交付税と臨時財政対策債これはセットで計算されてくるということでもありますので、今回の補正、相殺しますと約 180,000,000 の補正と、で当初予算との差が出たということになるかと思えます。で当初予算の編成時については先ほど議員言われました何%ぐらい見ているかっていうことはパーセンテージではちょっと出しておりませんが、編成時の考え方としてまあ国や県からの情報をまず分析する中で編成をしております。で、その結果なんです、基準財政収入額これについてはこちらの事務局の方で計算したのとほぼ見込みどおりということになっております。従いまして差が出た理由は基準財政需要額こちらの見込みが本算定よりも低く見込んでいたということが原因であります。それでどうして低くなったかということなんです、2つほど挙げられると思えます。先ず1つは交付税はいろいろな費目におきまして基礎となる数字に単位費用という単価を掛けて計算をしてきます。この単価につきましては予算編成をする段階では国から示されておりませんので前年度の数字を使って試算をしております。従いましてその単位費用という単価が変更の本算定でなっておりますので、今、飯島町にとっては増額となる費目の単位費用が改正されているということが1点ありまして、考えてみればまあ飯島町にとっては非常に有利にこの単位費用の改正が働いているということが1点ございます。それから2点目につきましては今回初めて国勢調査の速報値、人口ですね、こちらが使われております。まあ国等も人口が減少した自治体につきましては過大算定となることのないように、しっかりちょっと厳しめに見ろという指導もございました。で、予算編成時におきましても当町でも大幅に人数が減っておりましたので基準財政需要額を厳しめにちょっと見た、まあ危険率を見たということが2つ目の理由になるかと思えます。以上です。

議長
6番
北沢議員

他にございませんか。

私はあの国・県の補助金の関係についてまあ自分なりに考えたところ、いわゆる市町村、町でですねこういった事業の需要があつてあるわけでございますけれども、県の補助金、国の補助金が廃止されるとこんなような経過が今回の補正予算に2件ほど報告されておるわけでございます。私としては非常にあのそういった需要がある制度が廃止をされるということは誠に遺憾だというふうに考えるところでありますが、その廃止された背景というようなものについて掘んでいたら説明をお願いしたいと思うんですが、ひとつは強い農業づくり交付金事業これについてはいわゆる機械の導入に対する補助等の計画があるところにこの事業が廃止されたということでございますが、こちらの事業についてはもう1つ加えてこれが補助事業がなくなっても地元としては事業を実施する方向であるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。もう1つは学校支援本部の事業ですがまあこちら辺については廃止されたということは県の評価はもう事業が目的が達成されたのか、市町村独自でやれということなのか、何らかの理由があつたのかをまあそんな点について掘んでいたら説明をお願いしたいと思います。

産業振興課長

それではあの強い農業づくり交付金の関係でございますが、予定しておりました事業につきましては田切農産のコンバイン、コンバインというのはあの見た方おと思えますが稲を飼料用にこう包んで白くまあビニール系で包んで保管するっていうその関係のコンバイン、それから飯島農産のトラクター、本郷農産のまあコンバインが中心になりますがその格納庫、これを3つ予定をしておったんですが、まあ今までだったら該当になったんで

すが今年から、まあ法人で導入するのはいいんですけど新規な法人なりでないとならぬということでもまあ国の制度の見直しがあつたということの中で、まあこれは国がそういうふうに言ってくるということになればこれはもうやむを得ないかなということ、新規な法人の立ち上げに関わる施設整備なり機械導入はいいですよっていうそういうことだったんです。で、これからこの3つの法人この予定しましたものをどうするかっていうことなんです、田切農産については融資事業で振り替えてもう機械が導入されて近々入魂式があるかなっていうそこまでお聞きしております。それから飯島農産のトラクターにつきましてはまああの全体で9,000,000という数字だったんですが、これについてまあどうするかっていうことをしてありますが、まだ正式な形での今後の形は聞いておりません。それから本郷農産の格納庫の関係につきましては他に補助事業、まあ融資事業も検討されておりますけれど、新しく4月から発足しております農業再生協議会、町の農業再生協議会の方に補助金の交付申請が来ておりますが、これについてはまだ要綱的に最終的にまだ役員との調整が出来ておりませんので出す方向ではおりますけれども額の確定はしていません。以上です。

教育長

それではあの学校支援地域本部事業の経過でありますけれども、昨年度実はあの全国町村教育長大会が東京であった時にですね、この事業は平成20年度から22年度の3カ年間の計画の事業でありました。で、全国の町村の教育長の中からですね、この事業は非常に有益であると、学社連携それから融合、それから学校を地域が支えるという非常にあの門戸を開いていい事業であるので是非継続してほしいという声が多数あがりました。で、国の方でも若干の事業は展開しているわけでありまして、これはあの国と県とそれから町村の3者で補ってきた事業であります。県としてはですね全部廃止したのではなくて、やはり人件費、サポーターについての人件費を削減し、学校支援地域本部事業のそのものの縮小してリーダー研修という形に実は変えてしまったと、その部分が非常にあの市町村としては圧迫しているということが、実はその今年度か2月の県会で非常にぎりぎりのところで策定されたものですから、大変このような結果になったわけでありまして、いずれにしてもそれに代わる事業としてサポーターをいわゆるコーディネーターの費用ですね、コーディネーターの部分についていろいろ考えてそれに代わる事業はないかどうか検討したんですけども、残念なことに県の事業がその部分について打ち切るということで今回減額ということになったということをご理解いただきたいというふうに思っています。以上です。

議長
4番
三浦議員

他にございませんか。

17ページの住宅リフォーム支援補助金ということで今回補正で2,500,000上がっているわけですが、現在の実績というかお聞きしたいなと思うことと、やはりあのこの事業を取り入れるにあたって経済効果というもの大きくあるということで期待をしているところなんですけれども、実状が掘んでおりましたらお答えいただきたいと思えます。

産業振興課長

同じ質問が一般質問にございまして、言っちゃっていいかなんですけど、現在までの住宅リフォームの補助金の状況でございますけれども、申請額でございますけれども37件で2,508,000円ということでございます。まあ当初予算、当初予算というか補正をいただいたわけでございますが、予算3,000,000円に対しましてあの今の段階でもいくつかで

るっていうこととお聞きしておりますし、それぞれあの商工会の建設業部会等で広報等していただいたりしておりますので今回そんな形で補正をお願いをしたものでございます。で、経済効果はこの 2,508,000 円に対します経済効果的には 65,000,000 円というように思っております。以上でございます。

議長
3番
浜田議員

他にございませんか。

あの全国学力調査の委託料というのが増額されているわけです。であの全国学力調査については私の理解しているところはですねあのやはりプラス面だけではないということではですねある意味では学力調査をやる側に誘導するように私には見えるのですけれども、あえてこれを増額した積極的な意味があるのかどうか。それから大変意地の悪い考え方をしますとですねこの業者を維持するという、うがった見方さえもできると思うんですが、そのあたりどういうふうに考えておられるのかお聞きしたいと思います。

教育長

全国学力学習状況調査については私は個人的には前向きに捉えている、その根拠はですね継続的に調査をすることによって飯島町の子ども達の学力を総合的に捉えることができるというそういう側面に私は前向きに取り組みたいというそういうことであります。なお採点の業者についてはですね県の方で入札といいますか指定するものでありますので、飯島町でこの業者を指定して採点を委ねるということではありませんのでご理解いただきたいというふうに思います。

議長

よろしいでしょうか。それでは質疑を終わります。

第10号議案を付託するに当り各常任委員会の審査区分については、先ほどの決算8議案の委員会審査区分に準じて審査を願いたいと思います。

お諮りします。第10号議案の委員会審査区分については、ただいま申し上げましたとおりに決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって第10号議案については決算8議案の審査区分に準じて各常任委員会へ審査を付託します。

議長

日程第14 第11号議案平成23年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長

それでは第11号議案平成23年度国民健康保険特別会計の補正予算(第1号)について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ36,646,000円を追加し、歳入歳出それぞれ928,158,000円とするものでございます。今回の補正は平成22年度決算額の確定や、過年度の療養給付費交付金が確定いたしましたのでその交付金、繰越金、予備費について補正をするものであります。歳入では療養給付費交付金も2,265,000円、繰越金を34,381,000円をそれぞれ増額するものでございます。歳出では36,646,000円を予備費に増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第11号議案平成23年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって第11号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第15 第12号議案平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長

第12号議案平成23年度後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額から222,000円を減額し、歳入歳出それぞれ105,723,000円とするものでございます。今回の補正は22年度決算に伴い、歳入は前年度繰越金を、歳出は後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ222,000円減額補正するものでございます。細部についてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第12号議案平成23年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。よって第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長

日程第16 第13号議案平成23年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長

第13号議案平成23年度介護保険特別会計の補正予算(第1号)について提案説明を申し上げます。予算規模につきましては予算の総額からそれぞれ1,206,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ894,908,000円とするものでございます。歳入につきましては平成22年度決算の確定に伴い繰越金の4,644,000円の減額、滞納繰越保険料の233,000円の減額、及び前年度の保険給付費に掛かる支払い基金からの交付金について追加交付が見込まれることから3,671,000円の増額を行うものでございます。歳出につきましては保険給付費、及び地域支援事業にかかる国庫支出金の返還金及び支払い基金交付金の返還金を2,546,000円増額し、この財源として予備費を3,752,000円を減額補正するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますの

で、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第13号議案平成23年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第13号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第17 第14号議案平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第14号議案平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計の補正予算(第1号)について提案説明を申し上げます。今回の補正につきましては補正額10,513,000円を増額し、総額で380,780,000円とするものでございます。歳入につきましては22年度決算見込みにより繰越金を7,409,000円を増額、分担金及び負担金を4,293,000円と、使用料及び手数料を311,000円を増額、諸収入を1,500,000円減額するものでございます。歳出につきましては一般管理費を982,000円増額、公共下水道事業単独の委託料を900,000円増額、飯島処理区の修繕費を1,500,000円増額、七久保処理区の修繕費を700,000円増額、予備費に6,431,000円を増額する内容でございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第14号議案平成23年度飯島町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第14号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第18 第15号議案平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第15号議案平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計の補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては補正額22,774,000円を増額し、総額で251,156,000円とするものでございます。歳入につきましては22年度決

算によりまして繰越金を11,238,000円増額、諸収入を11,200,000円増額と、使用料及び手数料を336,000円増額するものでございます。歳出につきましては田切南部地区の工事請負費に11,200,000円と予備費に11,574,000円を増額するものでございます。詳細につきましてご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第15号議案平成23年度飯島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第15号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第19 第16号議案平成23年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 第16号議案平成23年度水道事業会計補正予算(第1号)について提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては資本的収支に関する補正でございます。歳入につきましては企業債を2,000,000円増額するものであります。支出につきましては建設改良費の石綿セメント管の工事設計監理の委託料4,000,000円を増額するものでございます。この補正によりまして資本的収入の予定額は96,800,000円に、資本的支出の予定額は207,000,000円となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足をする額108,200,000円を110,200,000円に改め、企業債限度額を77,000,000円に改めて補正をするものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第16号議案平成23年度飯島町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第16号議案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで休憩いたします。再開時刻を午後4時15分といたします。休憩。

[休憩中、各常任委員会開催 第10号議案平成23年度飯島町一般会計補正予算(第3号)の審査]

午後2時43分 休憩

午後4時15分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

議長 日程第20 第10号議案平成23年度飯島町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案については各常任委員会に審査を付託し、ただいまお手元へ配布のとおり各委員長より委員会審査報告書が提出されております。

ここで議事進行についてお諮りいたします。本案の審議については各委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、討論・採決をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。各委員長から審査報告を求めます。
竹沢総務産業委員長。

総務産業
委員長

それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。本委員会に付託された案件を審議するため本日委員会を開催いたしました。9月6日本日の本会議において本委員会に分割付託されました第10号議案平成23年度飯島町一般会計補正予算について内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり、原案通り可決すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見について以下申し上げます。飯島町地震防災計画策定業務は自ら要望したものであるか? 3月11日を踏まえ防災計画見直しの緊急性、雇用拡大を図るためを行うものである。計画策定についての専門性と雇用拡大の合致はどうか? 専門性は委託会社へ委ねる。調査や資料づくりについて雇用拡大を図りその仕事にあたってもらう。計画の概要は? 委託先は現計画策定業者を想定しており緊急雇用を図り3月を目途に作成、全戸配布ダイジェスト版やポケット版などもたくさん印刷をし、今後の転入者へも対応できるようにする。計画に幅広い内容を盛り込むべきであるか? 地震、土砂災害、原発、インフルエンザ、疫病などを想定し、安否確認、避難方法を含め見直しをして策定をしていく。災害時、消防署との連携も必要であるので計画に明記をすべきである。以上が防災計画に関連するものであります。他に安心安全のまちづくり環境整備事業と防災計画の関係。フェラス市との都市交流の継続性の問題。一般コミュニティー事業の内容。強い農業づくり交付金廃止の経過。道路維持費の詳細箇所数。上ノ原幹線歩道の見直しなどについてがございました。常任委員会において補正予算を分割付託で審議するのは初めての経験でありましたけれども、委員各位の活発な討論の中で内容について理解も深まり、また適切な結論を見いだしていただいたことに感謝申し上げます。

議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。
三浦社会文教委員長。

社会文教
委員長

社会文教委員会に分割付託されました平成23年度一般会計補正予算案(第3号)について、本日委員会を開催し慎重審査をいたしました。その結果、平成23年度一般会計補正予算の分割付託分について可決すべきものと決定をいたしました。審査の過程での質問意見として、生涯学習センター設置事業の緊急雇用に関連するものとの委員の認識でありましたが、センター移動とは全く関係するものではなく県の制度を有効活用したものと説明がありました。子ども読書活動はどの分野が対象かという質問に対して、0歳から中学3年まで町全体の子どもの対象との計画策定の予定と説明がありました。また、がん各種検診についての内容について質問があり、国の施策として死因第1位の大腸がん検診が無料化されるということで、40歳、45歳、50歳、55歳、680名の3割を予算化したというお答えがありました。賛成討論としては補助制度をうまく活用していることを評価する。また新規事業の子ども読書活動推進計画策定について評価をしますが、国の事業仕分けで教育関係補助が打ち切られることは望ましくなく声を挙げてほしいということが討論がされました。以上社会文教委員会の報告とさせていただきます。

議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻り下さい。以上で本案に対する委員長報告及び質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第10号議案平成23年度飯島町一般会計補正予算(第3号)を採決いたします。お諮りします。本案に対する各委員長の報告はそれぞれ可決です。本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって第10号議案は原案のとおり可決されました。

議長 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午後4時23分 散会

平成23年9月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

平成23年9月8日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

平沢 晃
久保島 巖
北沢正文
坂本紀子
浜田 稔
倉田晋司

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖
2番 宮下 寿
3番 浜田 稔
4番 三浦寿美子
5番 竹沢秀幸
6番 北沢正文
7番 倉田晋司
8番 中村明美
9番 坂本紀子
10番 堀内克美
11番 平沢 晃
12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 折山 誠 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 片桐邦彦
飯島町教育委員会	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 浜田幸雄
議会事務局書記 千村弥紀

本会議再開

開 議
議 長

平成23年9月8日 午前9時10分
おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。
議長から申し上げます。本日の一般質問に対し報道機関より写真撮影の申し出がありましたので、これを許可いたしました。

議 長

日程第1 これより一般質問を行います。
通告順に質問を許します。なお一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問するようお願いいたします。

11番 平沢 晃 議員

11番
平沢議員

初めに、菅直人首相の後任に野田佳彦財務相が決選投票の末に海江田万里経済産業相を破り、新代表に決まり、30日の衆議院本会議で第95代62人目の首相に指名されました。新代表には首相として政治に対する国民の信頼を取り戻すとともに、喫緊の課題、また中長期的な課題に挑戦してもらいたいと同時に、東日本大震災の復旧復興、極端な円高への対応に全力を挙げ、社会保障と税の一体改革の推進などを様々な政策で方向転換を図り、地方と国の信頼関係を保持して日本再生に向け腰を据えてしっかりと取り組んでもらいたいと思います。また今回の台風12号では和歌山・奈良、26地区で2,480人の方が孤立し、54人の方がお亡くなりになりました。いまだに55人の方が行方不明になっており平成に入って以後最悪の事態となっております。被災なされた方々にあらためて哀悼の意を表し、謹んでお見舞い申し上げます。

さて、今議会一般質問の口火を切ることになりました。町長におかれましては集大成でもあるこの2期目の最終答弁となります。一般質問は町民の皆様が議会活動的として拝聴なさっておりますので町長の率直な所信をお伺いしたいと思います。

それでは通告に従いまして以下大きく2点について質問を行います。1つ目は高坂町長3期目に向けての町長選への決意表明は如何に、そして2つ目は今年度4月から四区に配属された地域づくり支援員及び地区公民館への情報伝達方法について順次質問を進めてまいります。最初に選挙管理委員会からこの11月に行われる町長選挙の日程が示され、11月8日告示、13日投票日と決定されております。町長選につきましては町民の皆さんにとりまして深い関心のあるところでございます。何故ならばこの6月定例会この一般質問の席上で同僚議員から3期目になる次期町長選への出馬意向についての質問に、町長は現時点では任期いっぱい精いっぱい全力で取り組む覚悟、いずれ時期が来たら進退について判断すると申されておりましたので、9月議会前には表明ということも考えられるとの思いが町民の皆様にも期待していたところでございます。折しも先だっの9月4日の新聞紙上に三選を目指して立候補する意向を固め後援会関係者に伝えたという記事が報じられておりました。この厳しい財政状況は今後も続くであろう中での行政運営は大変だと思っておりますが、高坂町長の行財政感覚を高く評価するものとして是非この機会に町民の皆様に

町 長

はっきりと決意表明をなさるべきと考えますがいかがでしょうか。所信を先ずお伺いいたします。

おはようございます。それでは今議会最初の質問者でございます平沢議員からの質問にお答えをさせていただきたいと思っております。平沢議員からは先ず、任期満了に伴う飯島町長選挙について既に選管から日程が発表されているけれども、出馬の意向をどう考えているのかということのご質問をいただきました。このことにつきましては、つい数日前一部報道によります取材記事が掲載をされておりましたが、今日ここに質問をいただきましたので正式な私の考え方を、ご質問にお答えする形ではございますけれども、申し上げさせていただきたいというふうに思います。私が町政を担当させていただき早2期8年近くの歳月が流れ、合併か自立かの方向性を決めた1期目、そして自立の方向が決まった中でのまちづくりを進めてまいりました2期目と、町政をそれぞれ担当をさしていただいてまいりましたが、この間更に少子高齢化が進み、長期経済の低迷、政治の混迷など極めて厳しい行財政事情の中ではありましたが、町の発展のため未熟ながらも全力で取り組んできたつもりでございます。議会の皆様をはじめ町民の皆様の深いご理解とご協力の下に、ここに無事任期を迎えることができますことを衷心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。私の任期は11月29日をもって満了をするわけではありますが、選挙日程も発表をされ、このことへの町民の関心も次第に高まってまいりました。議会6月定例会一般質問におきましても堀内議員からご質問をいただき、現職としての責任ある考え方を問われましたが、私といたしましては1期目、2期目で種を蒔いたもの育てたもの様々ではありますが、まだまだ多くの施策についてその成果を見るに至っておりません。これからが正念場でございます。これらの芽を町民の皆様方とともに最後まで育て上げ、様々な施策の実りある飯島町の収穫の秋を迎えることが引き続き私に課せられた使命であり責務であると痛感するとともに、後援会の皆様の力強いご支援もあり、また健康等深く考えさせていただきました結果、次期町長選挙に三度立候補をし、町民の皆さんの信を問い、活力と安心して生活を実感できる魅力ある町づくりに向けて初心に帰って一層の努力をしていくべく決意をいたしましたところでございます。今後とも議会をはじめ町民の皆様方の変わらぬご支援ご指導ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

平沢議員

ただいま、これからが正念場であり次期町長選に三度立候補し、町民の皆さんの信を問い、活力と安心して生活を実感できる魅力ある町づくりに向け一層の努力をしていきたいという力強い決意をお聞きすることができました。それでは2期8年の反省と残された課題について質問を行います。町長就任の1期目は飯島町の進路を問う合併論議で始まり、町民の意思による自立の道を選択、またこれに基づくふるさとづくり計画、それから第4次総合計画、それに合わせて国の三位一体改革により地方自治体は大きな打撃を受け厳しい行財政運営を余儀なくされた時期でもありました。しかし町長が申しておりましたこの1期目に蒔いた様々な種に水をやり、皆で役割分担をして知恵と汗を流して協働のまちづくりを進め、行政運営の舵取りをされてきたこの手腕は高く評価するところであります。が、協働のまちづくりは現在道半ばと私は推測しております。そこで2期8年を振り返ってみて反省すべき点、またこれから残されたこの課題についてお伺いしたいと思います。

町 長

それでは2期8年間の反省と残された課題はということでご質問をいただきましたの

で、内容的に少し時間をいただきまして述べさせていただきたいと思います。私は過去8年を振り返り、各種の計画と日々変転する行政課題に自らの責任として取り組んでまいりました。その政治姿勢と行政責任を反省をして今後の課題について申し上げたいというふうに思います。1期目は今もお話ございましたように合併議論を経て町が自立の道を選択をする中で、ふるさとづくり計画と第4次総合計画の前期計画この仕上げ、更には第4次総合計画の後期計画の策定の着手という節目の時期であったとともに、一方ではバブル経済の崩壊後の長期経済の低迷や国の三位一体の改革による財政政策など厳しい財政状況によって、まさにこの綱渡りの行財政運営でございました。1期目の最大の課題は合併か否か、そして町が自立の道を選択をする中で、自立をし持続可能な協働のまちづくりの道筋を示し、各種の施策を実施し活力あるまちづくりを目指すこととございました。また2期目では1期目で蒔いた様々な施策の種に水をやりたり肥やしを与えて大切に育てて、いずれ立派な果実を付けて収穫の喜びを味わうことのできるようにと様々な課題に取り組んできたところとございましたが、この間一貫して自立をして持続可能な協働のまちづくりを目指してまいりましたが、特に国・地方を通じて厳しい財政状況下にあつてこの真の自立を目指してみんなで役割分担をしながら知恵と汗を出してまちづくりをと、協働のまちづくりということはまだまだ道半ばではありまして、これからがこの点についても正念場ではありますが、それでもなお各地域や個々の考え方も少しずつこのことが浸透して芽生えてきておりまして、それぞれに意欲的な取り組みが進められていることにつきまして誠にありがたく思っておる次第でございます。

また次の5年10年の町の将来像を定めた第5次総合計画につきましては、多くの時間を掛け、多くの町民の皆さんの知恵や経験を取り入れて策定をされ今年4月からスタートをいたしました。町民の皆さんがこの計画の理念を共有をして協働のまちづくりの上に立つて、この計画の具現化に向けて如何にこの努力をしていくかが町民の皆さんも行政も与えられた使命であり責任であるというふうに考えております。個々の施策につきましては厳しい財政状況の下で出来る限り国県の事業を取り入れて、有利な補助制度や交付税制度、起債制度を活用して施策の推進に努めてまいりました。

先ず福祉施策につきましては高齢者福祉、障がい者福祉を始め様々な分野で可能な限りその水準の維持を図ったこと、また循環バスの運行開始や健康づくりにつきましては地域医療の確保、充実を図るとともに予防保健医療に徹して各種の検診を強化をしたこと。将来の地域を担う子育て支援につきましてはこども室を設置をして乳幼児、保育園、小・中学校が連携をした子育て支援策の実施や子育て支援センター設置など様々な子育て支援策が実施できたことなどがございます。

定住促進の一環として人口増を目指して特交賃貸や地域優良賃貸住宅のグリーンリーフやグリーンハートの建設で若者の定住を図ってまいりましたが、昨年の国勢調査で町の人口が10,000人を切るなど人口減と少子高齢化の進行の中で、これを如何に歯止めをかけてそのための魅力あるまちづくりを如何に進めていくかが今求められております。

この他、生活基盤の整備としては国道153号の伊南バイパス飯島工区や主要地方道の竜東線について皆様の後押しをいただきほぼ計画通りに事業が進められております。今後はこの土地利用計画に基づく周辺地域の利活用による地域の活性化が課題であるというふうに考えております。

下水道工事につきましても平成6年の事業着手以来17年の長い歳月を要しましたが、公共下水道整備率は飯島公共で98%、七久保公共で100%、農業集落排水事業整備率は100%ということで、本年度をもってほぼ施設的には終了となります。つなぎ込み率のアップと経営効率の向上、維持管理の適正化が今後最大の課題であるというふうに考えております。

地域コミュニティー施設では地域介護福祉空間整備事業制度を活用しての高齢者地域支え合い拠点施設整備につきましては、各地区公民館や耕地の集会施設など計画も含めて30施設で実施をいたしまして、事業規模で910,000,000円の高額補助を得て事業が進められました。今後は高齢化社会を迎えて地域の支え合い、絆というものを大切にこのふれあいの拠点施設として有効活用が求められているというふうに思っております。

公共施設の耐震補強整備事業につきましてもいち早く着手をいたしまして学校施設、公民館施設、体育施設の全ての耐震化工事を実施することができました。

産業面では企業導入もいくつか実現をいたしました。特に6次産業化施策を進めるといふ考え方の下に栗の里づくりで飯島の特産品、栗のブランド化を北の小布施、南の飯島を目指して本格的に指導をし、トウガラシベネガーでは信州大学等、産・学・官、共同で特産品づくりを進めてまいりました。そのほか地元農産品の生産から加工販売まで一貫をして取り組む手作りによる飯島ブランド商品も、関係の皆さんの知恵と汗で数多くの商品が手掛けられておりまして大変好評を得ております。その一方で長期にわたる経済の低迷や円高、公共事業の縮小などの影響による荒波の中で地域経済の縮小化が進み、一部の工場や基幹店舗の閉鎖など企業の活動停止が続いております。これらの対応とともに既存企業の支援や活性化など商業活動の再興が今急務となっております。また更に人口減と少子化、高齢化の進行の中で人口増活性化への対応、産業振興による地域の活性化の課題やこのたびの大震災の教訓からも地震や風水害、放射能対策など防災計画の見直し、住民の皆さんの安全安心のまちづくりが急務であるというふうに思っております。併せて太陽光や水力等自然エネルギーを活用して地球にやさしい循環型社会の実現が求められています。今後町も前向きに積極的に取り組んでいく課題であるというふうに思っております。また協働のまちづくりの一環として地域づくり支援員を配置をしたり、4地区公民館の強化を図ったりするなど人材育成や地域づくりを進める基を築いてまいりましたので、今後地域で大きく育てていただくとともに地域コミュニティーの充実や住民自治の推進のために更に支援を行っていく必要があるというふうに考えております。以上若干触れて申し上げましたが、こうした取り組みを反省をしつつ、いずれにいたしましても持続可能なまちづくりに向けて議会の皆さん方のご協力をいただきながら、全町民の皆様の英知を結集して、如何に財源確保を図りまちづくりを進めていくかということが大きな課題であるというふうに認識をいたしております。以上でございます。

ただいま2期8年の実績を繰々お聞きすることができました。特にこの保育園の統合、それからこども室設置、特交賃貸地域優良賃貸住宅のこの定住促進、また栗の里づくり構想などなど多くの実績はこれはこの町の将来を見据えた政策と多いに理解をいたすところとでございます。町長は施政方針の中でもこの飯島町に暮らす全ての町民の皆様が安心して日々の生活を営み、幸せに生きがいを感じることでできる地域づくりそれからまちづくりを行うことが町長の使命であるところ申されております。ちなみにこの町長の4年前の2

平沢議員

期目にかける思いをちょっとあの目を通してみました。いくつか抜粋してみますと、地方分権、少子高齢化社会が顕著に進み合併論議を重ね、結果自立を選択し新たな5年間の総合計画を策定して町の発展を目指して取り組んだ1期4年間でありましたとあります。飯島町というこの大地に先程申した様々な種を蒔いてまいりましたが、やっと芽が出たばかりでこれからが正念場であるということ、それからこれからこの芽を町民の皆様とともに大切に育てて将来に実りある飯島町の更なる発展を目指したいと、こういう決意を申し述べておられました。そしてその一緒に作りましょう協働のまちづくり、活力あるまちづくりと銘打ってこのまちづくりの3つのポイントを強調しております。1つにこの住民主役の協働のまちづくりを進めます。それから2つ目として人口増を目指し活力あるまちづくりを進めます。3つ目に更なる行財政改革を進めますとともに飯島町の発展にかけられておりました。そこで今回決意をいただきまして、この新たな決意の下での町長としてこれから3期目に向けてのちょっと少し早いかもしれませんが指標マニフェストこれをお伺いしたいと思いますが町長の所信をお聞かせください。

町長

まあ3期目の出馬に向けてのこの施策の考え方でございますが、今ご紹介いただきました2期目のスタートにあたっての所信、その後の社会経済情勢は上向くどころかむしろこの縮小したり深刻な厳しい状況に向かっているということの中で考えてみますと、やはりこれは今回3期目の出馬にあたってそのことをきちんとまあ現実を捉えながら、あまりその大きなこの理想ばっかを述べてもこれは実現なかなか限界があるのかなということも感じつつも、やはりそれはそれとして新たな発想に向けてというような考え方で今いろいろ想いを巡らせておるところでございます。そこで私のまあ3期目の出馬にあたってのまちづくりの目標、施策につきましては基本的には今年度からスタートをいたしました第5次総合計画の中期5カ年計画、この基本計画に沿って取り組んでまいりますけれども、もちろんこれはあのハード、ソフトともにこれまで取り組んでまいりました継続的なものにつきましては着実にこの推進をしていかなければなりませんし、それからまた様々な絆を大切にその時々時代時代の要請や長期的な視野に立った新たな発想を取り入れながら、住民福祉をはじめ定住促進、産業振興、太陽光や水力等の自然エネルギーを活用した循環型社会や、この今度の震災からの教訓からくことも含めての防災のまちづくりというものなど含めて総体的に活力と安心して生活のできるまちづくり実現のために取り組んでいきたいというふうに思っております。集約をいたしますと今6項目ぐらいのこのポイントの中でそれぞれの施策を整理して目標を立てて具体的に政策を盛り込んだ今この6行目ぐらいのいわゆる政策の目標、マニフェストというものを今作成するべく準備中でございます。いずれこれはあの町民の皆様にご公表してその信を問い、考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思っております。

平沢議員

現実を捉えて新たな発想の中でということをお聞きをいたしました。それからその目標施策は第5次総合計画に沿って取り組むとのことですが、今申したように時代の発展も様々に変わるこの時代でございます。将来の飯島町をしっかりと見据えた諸施策を的確に講じ、活力と創造に満ちたこの町の礎を築くことを念頭に置き、町民の皆様と一体となって行動できるマニフェストを一日も早く町民の皆様にご公表することを願望いたします。平成24年に向けてのこの予算査定がもう始まってまいります。協働のまちづくりも先程申したとおり道半ばであると思っております。地方分権改革もまだまだ不透明であり、またこの新

町長

政権の方向さえまだいまだに見えません。飯島町が進むべき道の方向付けも第5次総合計画で新たにこの数値目標を定めて計画されて、その随所に町長のこの熱い思いも含まれております。町民の皆様が安心して暮らしていくためには確固たる町長が先頭に立ってリーダーシップをとることがこれは必要不可欠だと思います。新しい飯島町のランドデザインを構築してこの町の自立自治を遂行していくためにも、町民の皆様にははっきりとこの先程申した6項目のこのメッセージを早く送るべきだと私は考えます。3期目に臨み第5次総合計画実行に向けてこの新たな心境の中で今後の町政の発展と決意をお伺いしたいと思います。

ただいま3期目の出馬に向けての考え方のごく一端だけは申し上げましたけれども、今後政権も代わりました。時代の変転をしております。国県とも連携を取る中で新しいまた施策の構築に向けて考えてまいりたいというふうに思っておりますが、今申し上げましたように、第5次総合計画の将来像は「人と緑輝くふれあいのまち」というふうに定められております。この将来像には私もその目指すまちづくりの目標でもありますので、心の豊かさ幸せを実感できる魅力ある町をつくろうという熱い思い、この志はこの第5次総合計画の将来像と全く同じであるということと同時に、この行動指針につきましてはまちづくりについては勇気を持って挑戦をして失敗を恐れずに固い決意を持って挑戦し続けると、その結果をみんなで分かち合うというふうに考えておりますので、この行動指針につきましても全く同じ思いの中で取り組んでまいりたいというふうに思っております。そうした意味で今回のこの出馬にあたってはそうしたことを私の次に描くランドデザインとして描きながら、今お答えしましたような内容を踏まえたマニフェストというものをできるだけ早く町民の皆さん方にお示しをしてその信を問うてまいりたいということでございますので、そうした決意を申し上げてお答えにさせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

平沢議員

5次総合計画の町の将来像実現のためには先程再三申しておりますように、このランドデザインは不可欠です。町の特性を生かして心の絆、地域の絆を重視してまちづくりの目標である心の豊かさ幸せを実感できる魅力ある町実現に向けて町民の先頭に立って頑張ってもらいたいことを申し添えて次の質問に移ります。

地域づくり支援員及び地区公民館への情報伝達方法について質問いたします。初めにこの地域づくり支援員及びこの地区公民館へのネットワーク化の考えはあるかということをお伺いをしたいと思います。この平成23年4月から新たに4地区に地域づくり支援員が配備されて半年が経過いたしました。地域づくりのコーディネーターと位置付けて主体的に独自の地域づくりを支援し、協働のまちづくりの推進と住民自治の発展を図ることを目的としております。しかしながらその職責は多岐に渡り地域のまとめ役として地域単位の地域づくりを総合的に進めるための企画調整を行い、いわば、まちづくり推進室の直轄で職務が現在行われていると理解をしております。そこで今現在支援員の方々は家庭と申しますかまあ個人のパソコンにまちづくり推進室から必要なメールが受信されているようですが、現状これではこの地域づくり支援員の方々は地区公民館と家とのこのダブルオフィスを構えている形になってしまっていると私は理解をしております。せつかくのこの支援員の方々が必要な通知を家庭のパーソナルコンピュータでプリントしている、町並びにこの地域の仕事をの上でこれは私は合理的ではないと考えております。また支援員の

町 長 方々は仕事をしながらこの町のホームページさえ今は閲覧できない状態にあるとも聞き及んでおります。地域の仕事を委ねた以上は職員と同様にこのネットワーク機能を活用してもらい、情報の収集とこの地域内への情報伝達としてこのインターネット、これを飯島町のインターネット上の1クライアント上に位置付けるようなこのネットワークの構築はできないものか、このことについてお聞きしたいと思います。

次のご質問は地域づくり支援員それから地区公民館への情報の伝達方法についてということで、先ずこのネットワーク化の考え方についてでございます。地域づくり支援員はご案内のとおりこの4月から4地区すべてに配置をされまして、それぞれ地区の実情に合った事業を推進をしていただき、その要としてご苦勞をいただいております。地域づくり支援員が配置をされている公民館への庁内ネットワークの接続につきましては町の情報を得やすく、町との連絡調整も行いやすいなど大変まあ有効であるというふうには考えておりますが、一方ではそのセキュリティーの問題もございまして、それからまた費用の点もあるわけでございます、これを実施をいたしますと全体では3,000,000から4,000,000ぐらい掛かるということでございまして、今のこの財政状況の中ではすぐに接続というわけにはまいりませんということをご理解をいただきたいというふうに思います。町のこの情報につきましては支援員に限らず町の広報誌やホームページにより行政情報や町の出来事を分かりやすくリアルタイムでお伝えができるようにまあ心掛けてまいりました。今もそうしておるわけでございますが、更にまた連絡調整も必要によって電話やファクスの、あるいは書面により今のところまあ滞りなく行っておるというふうに考えております。支援員が全地区に配置をされまして既に5カ月が経ちました。行政といたしましてもこのパイプを太く持って今以上に支援員と町がより緊密に連絡調整を図るように、今後とも連携をとって努力をしておりますので現状をご理解いただいでよろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

平沢議員 まあセキュリティーの問題あるいは3,000,000、4,000,000の財政的な問題等いろいろあるかと思いますが、このまあ専門性で難しいことは私も理解はいたしておりますが、この新たに取り組んで先程申したとおりまだ6カ月、まあ試行錯誤の段階とは思いますが、この支援員の方々の働きやすい環境整備この構築はこれは私は行政の責務と考えます。この飯島町地域づくり支援員配置要綱この5条に処遇について謳われておりますが、支援員の処遇は別に定めるものとするとして記されておりますが、これが23年4月1日からもう施行されているわけでありまして、この点はどうなっているのか、それからそれに代わる対応、今言った形の中でまあ検討はしているのかどうかこの点についてお伺いをしたいと思います。

総務課長 ご質問はインターネットの環境の整備というご質問でありまして、ただいま支援員のまあ処遇に関わるご質問でございます。支援員につきましては飯島町の嘱託職員ということで時間限定で、嘱託の職員としての身分でもって適用してございますのでよろしくお願いたします。

平沢議員 それではこの問題については私の申告外ということでございますので次回にこの件について経費あるいはその関係について質問をさせていただきます。それでは次にまいります。まあ類似する問題ですので引き続いて同じような答弁が返ると思いますが、地域づくり支援員の情報入手手段としてこの今度はそれじゃあインターネットは私は適切な方法と

と思いますが、まあそれに取り組むべきではないかと一応まあ提言をいたします。この人と人との顔を合わせて話し合意ができることがこれは一番理想ですが、当世はこれはあらゆる面で多忙になっているのが現実ですので、まあ従ってこの地区公民館役員の皆様も職場との板挟みで夜なべをしてでもこの公民館の資料を作っているのが現実で、公民館会議の資料の刷り増しもペーパーベースでやらざるを得ないと今お聞きしております。従ってこの公民館にネットワークを入れることにより公民館役員もこの電子ベースで会議資料の刷り増しもこの支援員に依頼ができると思います。それでインターネットの早期の配置を提案するところでございますが、ちなみにここにCEKのネット基本サービス、こういう情報がございまして、これによりますと初期登録料と初期工事料これ併せて10,500円、それで後まあ月額使用料が契約の種類によって違いますが、まあライトとパーソナルハイパーと20M、これがあるんですが、まあちなみにまあパーソナルあたりで計算してみますと、4地区設置してもまあ57,120円くらいかな、ですから600円くらいでまあ4地区設置ができるこんなように私になりきに判断しております。でこれに取り組むお考えはあるのかどうか。先ずもってこれをお伺いしたいと思います。

総務課長 あの見解につきましてはあの平沢議員の見解のとおりだと思います。地域づくり支援員が地域づくりのために情報収集をしていく、あるいは地域の皆さんと在宅環境の中で連絡を取り合う、資料のお互いにやりとりをするこういった意味でインターネットの構築は大変あの有効かと思っております。そこであの4地区に支援員本年度から配置されたことに伴いまして、予算的には当初予算において初期費用4地区分について計上をしてあるところではありますが、現実には七久保地区については既にそのような環境構築できている、またあの9月に入りまして本郷地区においては環境の構築が出来て既に使っているこういったふうにお聞きしております。やはりあのインターネットの活用それからあの先ほどface to faceのお話も出ましたが、地域づくり支援員さんのそれぞれのやっぱりあの特徴的な地域づくりのやり方があろうかと思っておりますので、インターネットの環境構築も含めて地域づくりに関しては地域の自主性ということで町の方では予算的にはそういう対応をさせていただきます。後あのランニングコストについては現段階では利用料等地域のご負担をお願いしているところでございます。以上です。

平沢議員 ただいま七久保から順次取り組んでいるということをお聞きいたしましたので、まあ早い取り組みをしていただいて、まあ4地区これから始まったこの支援員が活動主体の場づくりをお願い申し上げまして質問を終わります。

議 長 1番 久保島 巖 議員。

1番

久保島議員

それでは通告に従いまして質問を順次進めてまいりたいと思います。最初に防災計画の見直しという形で早期にやるべきだということで質問を進めてまいります。3月の11日・12日に発生をいたしました東日本大震災及び栄村の震災から早くも6カ月が経ちました。依然として先の見えない避難生活や行方不明者の捜索は被災者の皆さんに重く大きな影を落としております。その中で住民自ら夏祭りや花火大会を催すなどして復興の意気込みや力強さを感じるところでございます、目頭の熱くなる思いがございまして、それにしても国の対応は遅い、何をしているんだというふうに怒りさえ覚えます。特に福島原発

の事故対応の見通しの甘さと事故の過小評価で取り返しのつかない事態を生んでいます。ただちに人体に影響を及ぼすレベルにはないというような高をくくった前官房長官の記者会見。仮にですけれど影響はないとしても子ども達にヨードを飲ましておきさえすれば、後から後から出てくる放射線がありましたというようなデータやですね、土壌汚染がありましたと内部被ばくが懸念されますというようなことにこれほどですね心を痛めることもなかったらと、子ども達の甲状腺がんの心配もですね薄らいだんじやないかというふうに思います。これは発災時の対応マニュアルが無かったせいだというふうに私は考えておるところです。今更ながら残念でなりません。マニュアルの不備という点ではですね同様な不安が住民の間にも起きています。3月11日以来ですね私の近所のお母さん方から、私たちは震災の時また土砂崩れの時にどこへ避難したらいいのと聞かれます。土砂災害の特別警戒地域であります私共の地域はですね、一次避難所は与田切川を越した特別警戒地域を抜けて集会所に行くとい一次避難所でございます。これは皆で揃って生き埋めになりに行きましょうというような避難所だと言っても過言ではないと思います。町内にはですねこのような避難所がいくつもあるんじゃないでしょうかね。だとすればどこが安全なのか、どこを歩いていったらいいのかということ専門家、いわゆるですねその専門家といっても地質学者とか防災アドバイザーとかいったそういう方々の明らかな意見もしくは方針なりを示していただきたいというふうに思うところなんです。釜石の奇跡という話をお聞きになったことがあるわけですが、釜石市は以前から小・中学校に津波防災の教育授業というのをやってまいりました。震災直後それに伴って行動されたわけですが、これは群馬県の群馬大学ですね、片田敏孝教授の協力を得てそんなようなものを構築してきたということでございます。で、当時の釜石東中学校の生徒たちはその教えに伴って率先避難ということで自らの判断で、最初3階に居たんですが津波警報が出たということで校庭に駆け下りて高台の指定避難所を目指して走りました。それを見ていた隣の小学校、すぐ隣に学校があるんですが、私共と同じような感じのね、隣の鶴住居小学校の3年生から6年生は3階に避難をしていました。1年生2年生は校庭にいました。それを見て3年生から6年生は1階に駆け下りて1年生2年生の手を引いて600メートル先の指定避難所に避難をしていったんですね。ところがその指定避難所のまあ介護施設なんですけど裏山が崩壊する危険性が出てきたということで、更に400メートル高台のサービスセンターまで避難することになりました。その時の写真がですねこれです。これが報道で示されていますね。中学生が小学生の手を引いて駆け出している写真です。で、無事ですね小・中学生とも1人の犠牲者もでなかったと、でその直後小学校と最初に避難していた介護施設は津波に飲み込まれてしまったと、これがですね釜石の奇跡なんだそうです。だけどこの奇跡は起こるべくして起こった奇跡なんです。で、これは適切なマニュアルと教育と真剣なる日頃からの訓練によってできたものだと、6月定例会の折りに一般質問でこのことが取り上げられまして町長は防災計画の見直しというのを明言されました。今定例会私はまあ評価をいたしますが、23年度一般会計の補正でですね緊急雇用創出事業の中で防災計画の見直しということが出されました。非常に喜ばしいことだというふうに思います。これにはですね専門家、いわゆる私がさっき言いました防災アドバイザーなり、地質学者というところを入れていただくことが非常にいいんじゃないかと思いますが、それで以外にですね公的施設やですね耕地とか区とかっていう区切りにこだわらないで実

町 長

用性のあるものに練り上げていってもらいたいというふうに思います。その意味ですけれど今計上されている防災計画の見直しのスケジュール、まあ進め方も含めてですねどのように進めていくのかということについてお答えをいただきたいと思います。

それでは久保島議員のご質問にお答えをしまいたいと思います。飯島町の地域防災計画の見直しこのスケジュールということに関してでございますが、それに関して前段、今度の東日本、釜石のまあ奇跡等を例にとられながらいろいろお話を承りました。なかなかこの想定した計画通りいかないのがこのいざという時の部分があるかと思えますけれども、まあそれはそれとして、あらゆる可能性、想定というものを今度の見直しの中では入れ込んで、そして実のある計画の見直しにしまいたいということで今考えております。そこでまあ1点具体的なこれからの見直しのスケジュールについて申し上げます。現在の平成18年度に策定をいたしました飯島町地域防災計画、この全面見直しということで申し上げておるわけですが、3月に発生をいたしました東日本大震災や、つい先日の台風の12号の被害、いろいろこれもまたあの違った教訓を教えておるといふふうに思っております。そうしたことも加えてまた踏まえながら町や地区が孤立した場合や、町の対策本部の機能の低下あるいは喪失といった場合も考えられるということも含めて、予期できるこの未曾有の大災害、その規模に対しての見直しというものを進めていくというまあ位置付けでございます、具体的にスケジュール的には議会初日に議決をいただきました、まあ事業の取り組みの基としては緊急雇用創出事業この補助制度による財源を得て防災計画の全面改定を今月中に発注をして、10月から具体的な着手をして、年内に見直しを完了して、年明けから国と県の調整協議、それから地区に出向いての意見交換、合意形成を経て年度内の計画を完成をしまいたいと、形としてはまあ年内には形として、あとは一つの調整的な期間として成案として3月までというまあスケジュールを一応描いておるわけでございます。またあの策定の中では当然あの委託の中にも当然プロの目と申しますか専門の知識をもった方の意見も、これは各町村ともそうだと思いますけれども、当然飯島町もそのことに中へ入れ込んだような見解の中で進めていくことが必要であろうというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

久保島議員

年内にある程度の形ができて年度内に出来上がるということでございますので、是非ともですね、すばやいお取り組みをいただきましたのでご期待をいたすところでございます。さて去る8月28日の日に飯島町の地域防災総合訓練というのが行われまして、まあ今回は地域避難所への避難経路の安全確認というようなことも1つの項目の中で入りまして見直しがされたということでございました。で今年ですね防災計画を見直す中で最も重要なポイントということでこの辺のデータ収集等がですね取り込まれたということでございますが、しかしその真意がですね自主防災会長まあ耕地総代さん、それからその耕地の役員さんたちに通じていたのかなあとをいうこともちょっと心配するところでございます。まあ職員の皆さんはですね、いわゆる本部を立ち上げてからではないいわゆる発災後、災害本部が立ち上がるまでの訓練というようなこともされたということで、それはそれですね非常に価値のあることだというふうに思うところでございます。しかしそれは住民の防災力と地域力向上ということではないというふうに考えるところですね、で、職員の訓練はですねまあ機会をうまく設ければ年間に数回できるということでございますので、是非ともその辺のところスキルアップをしていただきたい。ただ住民の皆さんには

です。ねそんなにもね何回もするわけにはいきませんので、1回のチャンスでございましたのでここがですね大きな変革をするチャンスではなかったのかというふうに考えるところでございます。午前5時20分にですね警報が鳴って8時で大体終了と、それから1戸1名以上参加とこういう招集の仕方や時間設定だともあやりましたって言うおざなりなものになっているのではないかとこのように非難も出ます。住民の中にはですねそんなおざなりなものに参加しても意味がないという方もですね実際におられたようでございます。まあ他所の市町村の例をあげるのですね如何なものかというふうに思いますが、伊那市では9月3日・4日と2日間をかけて「見せるから実動へ」という形で変革を行ってですね、避難所の宿泊体験を入れるということもしてですね、実践的な防災訓練が計画されました。しかし台風12号でですね影響で一部中止になったということもあるようですが、避難所の生活訓練を新設したということで電気も水道も使えないという条件下で非常用電源や給水車を使用してですね、携帯トイレを使って非常食や炊き出しで宿泊をするということですねそれから、翌朝の8時からは発災型訓練ということで自宅から避難所に向かう途中で発生した災害に対応すると、例えば消火活動ですねそれからそれはまあ消火器を与えないで消化をすると、それから倒壊した家屋から被災者を救済訓練をするということのものも織り込まれたようでございます。いわゆる昨年とは大幅に見直しを行って地域力・防災力の向上ということに繋がりたいというですね考え方がですね示されているということでございます。さて当町の訓練なんですけど、どうも私見ますと住民参加の時間帯をですねもうちょっと変更した方がよかったですのではないかなと、それからタイムスケジュールではなくてですねいわゆるステップスケジュールっていいですか、項目ごとにこれが完了したら次にいく、これが完了したら次にいくというような感じですね、そしてその所要時間を設定していくと、まあ職員の発災後本部設定というのもその辺の1つにあるかと思いますが、そういったタイムスケジュールでないものにしていく必要もあったんではないかなと思います。さてですねその8月28日の防災訓練と狙いとですねその効果についてですね確認させていただきたいというふうに思うわけですが、まあ訓練から10日ほどしか経っていませんのでまあデータの関係ですとか住民からの要望とかいうのはまだまとまっていないと思いますが、まあ全体の印象でも結構ですのでそのへの総評も添えてですね狙いと効果、総評を簡潔にいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

町長

8月の28日に実施をいたしました飯島町の地震総合防災訓練、これにつきましては区長さんや耕地総代さん自治会長さん、それからそれぞれの様々な役員、関係の皆さん方のご協力をいただきまして行うことができました感謝を申し上げておるところでございます。今年のまあこの訓練の目的は特にこの度の震災を受けまして、東海地震とそれにプラスしてこの伊那谷活断層これによるマグニチュード8程度、震度で6～7が発生しているんな地域がまあ孤立をして音信不通になる、そのための避難誘導をどうして、安否確認をどうして、そして安全確認をするかというようなところにまあ主眼を置いて、少し従来と実践面では変えた考え方で実施をいたしました。事前にまああの区長さんや総代さんともお集まりをいただいて、あくまでもまだこれはあのそうした事態を想定をしながらのまあ日程で実施をしたということでございました。それで特にあの独り暮らしやお年寄りだけの生活の家庭の皆さん方の安否確認と適切な誘導といったようなことにも重きを置いて、民生委員の皆さん方にも一緒になって参画をいただいて地域の自主防災会とともにまあ行

動をいただいたということが1つの特徴でもございます。まあいろいろあのお話によりますとその時間想定をしなくてやるべきであるというようなことと、それから訓練だから参加しても意味がないというような、これはまたひとつのあの考え方としては如何なものかなあというふうに思います。いくら訓練であっても訓練だからこそ真剣にそれに対応して備えていかなきゃならんということでございますので、その辺はまあ久保島議員も共々にひとつ理解が深まるような形でご協力をいただきたいなというふうに思うわけでございます。で、結果としてあのやはり今度の災害を伴って、久保島議員も飯島会場で一緒に見ていただいておりましたのでお気付きだと思いますけれども、ああしたあの真剣に各耕地や自治会の会長さんがあるいは伝達の方が真剣なまあ表情で安否確認やその報告をいただいておりますを見ましてもですね、非常にあの意識が高まって真剣であったなあというふうにも思っております次第でございます。全体的なあの総括は町の職員による訓練も含めて今まとめておりますけれども、またいずれあのご報告をしたいと思っておりますが、従来のこのマンネリ化したというか形の上に立った訓練と大幅に今回は違ったのではないかと、まだ十分とは言えませんし、これはあのいろんな想定の中で訓練というものは実施をされていかなきゃなりませんので、夜間のまあ宿泊体験的なことも今後の課題として捉えてとは思っておりますが、一応相当の今までと違った引き締まった効果があった訓練であったというふうに理解をいたしております。

久保島議員

私もですね是非住民の皆さんには全員参加していただきたいという思いからですね、少しでも参加しやすい設定、時間設定たりですね、それから項目等住民が興味を引くような参加しなきゃいかんかなあと思うような訓練ができたらというふうに思うところでございます。次にいきます。6月定例会の折りにですね同僚議員から質問に対して町長は国と県と整合性を持った防災計画を作っていくんだというお話がございました。ただいま先ほどのお答えの中で年明けにはですね県と摺り合わせを行うということでございましたので、まあその辺のところをおっしゃっているのかなあというふうに思いましたが、私はあの心配しておりましたのは国や県の方針が出るまで待っているのかなあと思ったものですからちょっと困ったなと思っていたところでございます、その点はですね少し安心したところでございます。陸前高田市ですね市長、戸羽さんっていう方がですね「被災地の本当の話をしよう」という本を出しまして、これを読まさせていただきました。この中でですね戸羽市長はですね国や県がですねいつも法律がどうのと規則がどうのということを盾にとつてですね、回答が先送りになっていってしまつて非常に手遅れになったということがあるということで、本当に自分たちの町を守りたいんならただただ国の方針を待っているんじゃなくて自分たちでやるぞという姿勢が大切だということも述べられております。防災計画もですね国や県の成り行きを持っているんじやとても住民の安心安全は担保できません。まあ明日にも発生するかもしれない東海、南海大地震、原発事故等に関してもですね防災計画を独自にやるべきだなというふうに思いましたので、その辺を質したいというふうに思います。で、今年中に形ができるということでございましたので暫定的な避難マップをでも作つてですね、配布したらどうかと思うんですね。というのはそこだけでも取り合えず、ここを逃げてここを逃げればたぶん安全ですよというところを示していただければよろしいのかなあというふうに思います。国県との整合性ということをですねまあおっしゃるということを思いますけれども、まあその辺のところだけでもいいんじゃないかなと

思います。で、国県の指導ばかりじゃなくて独自に住民が安心のために安全のためにやるんだという今回の補正予算の方向性だということと理解いたしますが、その辺もいかがでしょうか。それからですねまあ町長今3期目の出馬表明されたわけですので、11月までにはある程度の目途とですね、方向性っていうのを出していただかないとマニフェストの審査、まあ審査っていうのはおかしいですね、真意を問うという形の中にも含まれてまいります。時にはあのリーダーっていうのは破天荒であっていいと思いますね。で、是非とも国県の方針ばかりじゃなくて住民安心安全のために是非ともそれを最優先して取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

町長

今度のまあ防災計画の見直しとその災害対応について、今言ったあのスケジュールで進めてまいります。そこであの国県との関連も必要であるけれども、取りあえずそれを暫定的なものを町で作って示して、というようなご意見もいただいておりますが、一応あの現在は今まで十分まあ今までの経過の中では検討をした地域防災計画というのが、避難所それからその他避難誘導等々かなり詳細にわたってのものが今活きておるわけでありまして、で、それに加えて今度あの東日本の大震災でありますとか、あの津波の問題ですね、それから原子力発電所に対するその放射能の拡散に対するその問題というようなものは当然あの町の防災計画に入っていない、そこをまあどう影響を受けてどう具体化していくのかということところはひとつ初めてのこの盛り込まなきゃならんケースでございますので、これはあの現在国もそうしたことをまだあの、今までのこの基準をかなり嵩上げていくというような議論もこれから今進んでおるようでございます。それから県も独自なそうしたことを受けながら長野県の位置付けとしてのものを考えていかなきゃならんということでこの見直し作業っていうものを知事が表明しておるわけでございますので、これとはあの無関係にやっぱり策定をしていくというわけにはまいりません。従ってあの飯島町固有のこの地形の問題でありますとか、それからこの生活地域のいろんな事情があるわけでございますので、今ここで暫定的に、これは1年も2年も先という話は別でございますけれども、ここ数カ月のうちにこのひとつ成案を見て作っていくということでありますので、暫定的にそのルートを変更してそれぞれあの災害の箇所によってまたルートも違ってきますし、避難場所も違うというようなことがありますので、やはりこれはあのじっくり時間をかけて確実なものにしていかなければいけないということとでございますから、暫定的に今すぐここ1・2カ月で作るという考え方は今のところ私としては持っておりません。それであのさっきとの関連で質問に向けてそのことを具体的にきちんとその防災計画の中身というものをこうするというようなことは、ちょっとまだいろんなデータをやっぱり専門家の意見も聞いてこれからは作っていく段階でございますので、総体的にはその思いは持ってまいりたいというふうに思っておりますけれども、個々具体的にこのマニュアル的に示してどうのこうのということをマニフェストの中に入れていくということもちょっと不可能であるということをご理解いただきたいと思います。

久保島議員

住民の安心安全のための想いというものを是非念頭に置いていただきたいと思いますというふうに思います。さてじゃ次にまいります。2番目の項目でございますが、定住促進室っていうのがですねできまして6カ月目に入りました。3月11日の震災後ですね構想とちょっと違ってですね軌道修正等があったかと思っておりますけれども、まあ年度初めから活発に事業展開がされてきているというふうに期待とですね希望を抱いているところでござい

町長

ます。現在までの取り組状況はいかがかなというふうに伺うところでございます。まあ実績として成果がですね数字で挙げられるっていうことができるというふうに思いますので、まあ震災関連とは別にして考えなきゃいけません、まあこういったものはですねいわゆるその成果っていうものを求められているわけとでございますね。で、新規のプロジェクトにつきましては4半期ごとにPDCAサイクルを行って、いわゆる検証・改革を繰り返していくということで成果が出てくるというふうに思っております。で、6カ月目のこの事業状況及び成果についてですね簡単にお触れいただきたいと思っております。

2つ目のご質問であります定住促進室、まあ6カ月目に入ったと、まあ5カ月ちょっとでございますけれども、具体的な事業の状況と成果についてのご質問でございます。新しい総合計画の初年度、実践初年度の1つの考え方として産業振興課に新たに定住促進室を設置いたしました。約4月以降5カ月あまりを経過したわけとでございます。であの、この定住促進室の業務につきましては発足早々と申しますかまあ既に3月に発生しておりますので、やはりあのいろんな支援の中で町にこれを受け入れて住んでいただくあるいはその生活支援をお手伝いさせていただくというようなことがにわかに出てまいりましたものですから、あの本来の目的がこの災害対応で定住促進室を作ったというのとは全然また趣旨は当然のことながら違うわけとでございますけれども、やはりあのその時宜の問題でございましたので、このことにまあほぼあの4月5月集中したような結果になっております。当然のことながらこの夏を控えてあの本来のこの定住促進に係る業務も並行してやってきたところでございますが、そういうことが最初に降りかかりましたのでちょっとその内容を改めてここで整理してお伝えをさせていただきたいというふうに思っております。1つとしてあの飯島町特殊な事情でございますけれども岩手県の釜石でございますけれども、これはあの主力工場が関係の工場が向にもあったということで、向こうの工場が壊滅的な被害にあったということから当町においてこの事業の再建に是非取り組んでまいりたいという希望もございまして、そうしたことのいろいろ連携を取る中でその企業の従業員の方や家族の方々、それからそれぞれの事情からその他に飯島町に自主避難された生活の再建にまあ取り組むようなお手伝いをさせていただいておるということとございまして、現在こうした関係ではご家族を含めた39人の方が飯島町でアパートの組合等の皆さん方のご協力をいただきながら生活をされております。内19人の方が町の方へまあ住民として転入手続きも済ませていただいておりますということとでございます。今後とも一刻も早く事業や生活の再建ができるようにお手伝いをさせていただいてそのことを願っております。で、中にはお二人ほどもうずっと永久にこの飯島町に住みたいというようなことで、今宅地の問題やその他でご相談に応じておるケースもございまして、それからまあ本来の定住促進室の通常業務の考え方といたしましては、発足以来この促進に向けて情報誌やインターネット等を活用して情報発信を行ってきております。1つの例として8月のお盆期間中とございましたけれども、お盆帰省Uターンの特別相談会というのを掲げまして、開催をして8件の相談を受けておるということとでございます。その後まあいろんな紹介もあるようでございますけれども、できるだけそのお手伝いが実を結ぶような形にというふうに願っております。それから現在まで先ずはこの取り組が可能な業務として飯島町の知名度をできるだけアップしていくと、そうしたことの活動通じて情報発信や相談業務を中心に取り組んでまいりたいということで今進めておるわけとでございますけれども、

そうしたことを踏まえてこの定住促進に係る庁内にはプロジェクトチーム、プロジェクト会議を持っておりまして、この行動計画として今進めて整理して進めておりますけれども、いろいろあのまあこれはあのただ定住促進だけ言っておっても展望が開けませんので様々な地域との連携をして、それからいろいろとあの情報を得る中で進めていくことがどうしても不可欠でございますので、是非ひとつまた久保島議員はじめそうした情報がありましたらひとつ忌憚りの無い情報をお寄せいただいで、共々にまあ町を挙げてこの定住促進というものに繋げていきたいというふうに思っておりますのでご協力いただきたいというふうに思っております。

久保島議員

益々です活発な活動がされますようにご祈念をいたしておきます。さてそこです、あの私が3月の時に定住促進を進めていくには商業環境の整備がポイントになるとお話をさせていただきました。で、バイパス沿線の開発ということも含めて町長はですね中型スーパーぐらいはですね是非誘致したいというふうにおっしゃられたわけでございます。バイパスの開通も24年度ということまで迫ってきております。お聞きしますとですね沿線の地主の方に個々に働きかけがあったりですね、問い合わせがきているというような状況もお聞きしております。早めに町の方で計画なり方針なりを決めておく必要があるのではないかというふうに思います。住民の皆さんの関心事でもありますし、まあ買い物弱者の対策それから商店街活性化や定住促進のところにも関わってまいりますので、この辺もあの多分町長選のマニフェストの中に織り込まれるかと思っておりますけれども、中型スーパーの誘致については今現在どんな状況になっているでしょうか。

町長

具体的にこの飯島町内に中型スーパーの誘致というようなことで、あの正式に議会の折りとかいうことではないかと思っておりますけれども、私の思いとしてまああの住民の皆さんの思いも同じ部分があるわけでございますが、是非まあ中型スーパー、今のあのあしたコスモの状況を見るにつけても欲しいということで私も全く同じ思いでございます。それであのどうしても買い物環境というものが非常にあの飯島町の中で従来にも増して不便になってきておるといようなことを言われておるわけでございますので、この既存商店街大変厳しい状況にあるわけでございますけれども、そのまあ活性化とともに新たな沿線に対してのこの買い物利便性のあるスーパー的な商店づくりといひますか活性化に繋がるようなものをといてということでまあいろいろ取り組んで、ひとつには誘致という考え方も含めて取り組んでまいりたいと思っております。まああのいろいろ動きも今あるやにまあ聞いております。まあ具体的に地主の皆さんに言うておるかということとは承知しておりませんが、町のそのひとつの進める手段としてふるさと大使の皆さんや、それからそれに関連するあらゆるまあ情報や伝を頼りながらそのことを今ここ数年かけてやっておりますが、今現在ここでそうしたあの具体的なケースについて申し上げる段階にはないということでご理解をいただきたいというふうに思っております。いろいろあの情報としては入ってまいりますけれども、やはりこれはあの土地の利用上はバイパスの沿線その他については商業地域という利用計画の中で位置付けされておりますので、やはりあの地元との景観協定の問題それから土地利用との問題とも十分調整を図りながら、単なる進出して地主の皆さんと話ができたのでそこへつちゅうわけにはなかなか農地の利用との問題もございまして、調整はやっぱりしていかなきゃならないというふうに思っておりますので、今後ともあの必要な情報も得ながらですね、また誘致という考え方も出し

久保島議員

ながらなんとかして進めてまいりたいという課題でございます。

あのいわゆるですね向こう側の意向もございましてただちにというわけにはいかないと思いますが、マスタープランだけでも作ってですね、この辺にこんなものを配置したいんだよというようなことを示しておいていただかないと、虫食い状態になったりしてですね後使い道がなくなっちゃうということもありますので、是非積極的なお取り組みをいただきたいというふうに思っております。さて、前回の私の一般質問の中でですね定住促進室の業務に関わって中心商店街活性化タウンマネジメント機構というように並のですね協議会を設置したらどうかという話をいたしました。でそのお答えの中で現在あるJA、商工会、産業振興課のですね産業振興会議をより密度の高いものに協議会にしていくんだというお話がございました。で、3カ月経ちましたが今どうなっているでしょうか。実は今ベストセラーになっている本がございまして、県庁おもてなし課っていうのがあるんですが、まああの高知県の観光部おもてなし課っていうところがですね立ち上がった当時のことを小説に書いてあるわけですが、これは事実に基づいて書いています。で、県出身のベストセラー作家に観光大使をお願いしたいと了承を得たんですね、ところがその名刺を作るとか県の内外の調整をすることによってということでもたちまち3カ月経ってしまったということで、その作家の方はもうお流れになった話かなあと思ったということで、3カ月経ったけれどもどうなっているんだという話をしたそうです。したら県庁の方はですね話は継続中でございますってということだったんです。民間のレベルでですね3カ月経っているのは非常に長いスパンなんですね。で、官庁や行政の方はですねどうも3カ月経っているのはそんなに長くないスパンだというふうになっていってしまうということその本でですね書いてございました。確かにその通りだなというふうにも私も思っています。まあ産業振興会議のですね密度の高い協議会っていうのがまあ検討させていただくということだったので、まあ検討するかどうか検討するということなのかどうかわかりませんが、どんな状況になっているのかその辺もお聞きしたいと思います。

町長

この産業振興会議ということで、これはあの関連するそれぞれの団体とのひとつの接点会議でございますけれども、前のご質問でこのマネジメント機構的な考え方を入れてというご質問の中で、その上にそれを重ねるんじゃなくて今あるこの産業振興会議というものをより充実をして、その中でまあ対応してその上にやはり町としては産業振興審議会もありますし、それからいろんなあのそれぞれの団体がその下に付いて連絡連携の中でやっておるといようなそういう考え方を申し上げたので、そのマネジメント的なものを今作ることは考えていないというふうに申し上げて今もそう通りであります。ただ産業振興会議をより充実してと方向でということも申し上げてまいりましたので、その後まああの担当部局の中でもこれはあの商工会と具体的にはJAさんも入っていただいで、いわゆるあの実務者会議でございます。そこからいろんなあのプロジェクト的なものを発想して1つの施策としてまあ作り上げていくという考え方の中、それからあの現状分析をしながらどう対応していくかということも担っておるわけでございますが、今後も基本的にはこの会議の中でひとつやっていきたい。でまあこれは年2・3回の中で会議を重ねてやっておりますが、その時々また状況を判断しながら更にこの回数を重ねたり、それから結論の出ないものはまたそれぞれの機関に持ち帰って再構築をしてそれからまあ擦り寄

せると擦り合わせをするというようなことの中でかなり充実してやってきております。ただまあ具体的にまだあの新年度予算にこれから向けていく課題もあるわけでございますけれども、産業振興審議会の方へそれをまた持ち上げて具体的に施策としてどうするかというところまでは今年の部分はまだ至っていないのが現実でございますけれども、このシステムで当分はやっていくことがベターではないかと飯島町としては、ということでございますので、これを更にまたグレードアップした何々審議会・協議会ということへの肩代わりっていいですか新たなものは今のところはまだ考えておりません。十分今のそれぞれの各分野別の協議会、審議会で十分足りていくと、そのひとつの一番の基になっている部分が産業振興審議会であるということをは是非ご理解をいただきたいというふうに思います。

久保島議員

まあ実務者間ですわね話ですと、どうしてもそのいつもの内容で自分のところの都合で話が進んでまいりますので、是非ですわね消費者代表なりその辺のところも入れていただかないと本当の意味の産業振興ってということにはですわね結びつかないんじゃないかなということも懸念いたしますので、是非ともですわねその辺も考慮いただいて実のある会議ができますように提案をしておきたいというふうに思います。最後の項目にまいります。一昨年の12月にですわね私が庁内の机をカウンターに向けて並べ替えたらどうだという話をいたしました。来庁者に温かい接遇をしましょうよという話でございます。町長はこの問題じゃないと、これは基本的なものなんで接遇対策の向上に努めていくというふうにおっしゃられました。それからしばらく経ちまして、つい最近また住民の方からですわね役場に行っても皆パソコンの前に向かって知らん顔、冷たい雰囲気で何しに来たというような顔をされたらと、気が重くてですわねもう行きたくねえという話も聞きました。私が見るにですわねまあそんなに冷たい雰囲気はねえなあというふうには思うんですが、窓口の女性たちはですわね明るい笑顔とあいさつが返ってきます。現実には。ただちょっと横を向いていたりですわねしていますので気が付きが遅くなったりすることはあるかもしれません。その辺が住民の方にはあのちょっとね違和感があるのかなと思うんですわね。やっぱり改善っていうのは形から来た方が取り組み易いということは私もですわねこの前申し上げた通りでございます。ただですわね気になるのはまあちょっと申し訳ないんですが中堅から上の幹部の皆さん、必ずしも接遇はよくありません。若い人は柔軟に対応できてもですわねなかなか頭を下げるのができない、明るくあいさつをすることができないということはですわねあるのかなというふうに思います。真にですわね講習会や演習が必要なのは幹部者、幹部の皆さんだというふうに思います。役場に來られた方をですわね温かく迎えていると、現在ですわね、いうふうに思われていますか。接遇改善が進んでいると思われていますか、町長いかがですか。

町長

3つ目のご質問でありますまあ職員の職場の意識改革の問題、あるいは接遇改善に関してでございます。役場に來ていただいた方に温かくまあ迎えているかどうかということでございます。まあ私も職員みんな同じように温かく迎えているつもりでございます。でまああの机の並べ方等の持論も前々からお聞きしておるわけでございますけれども、まあそうしたことも含めてこの特に窓口、各課へお見えになる来庁者の皆様方には常にこの元氣よく笑顔で迎えて、この親しみのこもったあいさつをしると、このことを第一の基本として職員には督励をしておるわけでございます。そのためにはやはりあの常に心の中がこのホスピタリティーマインドといいますか、おもてなしの心というものを職員一人ひとりが持たないと自ら行動に出ないということにもなるわけでございますので、そうした接遇の

ことを含めた基本として飯島町では職員守る心得10カ条、これを定めてまあ常に職員教育をしておるわけでございます。またあのいろいろお感じになっている部分もそれぞれある、多いと思いますが、例えばあのお待たせをする場合のご案内、それからお待たせをしてしまったことに対するお詫びのお話の仕方、それから少しこの落ちているゴミの拾ったり、汚れた場合の掃除、こうしたことがあの日常から見たお客さんに対するこの気持ちに対するひとつの町の職員の姿勢も見ていただけるというような、評価もいただけるというようなこともございますので、そうしたこともまあきめ細かくあのやっておるつもりでございます。総務課長中心にやっておりますので、ちょっとその辺のところをまた具体的に説明をさせていただきたいと思っております。

議長

久保島議員

議長

久保島議員

箕浦副町長。

いや結構です。

久保島議員

町長がですわねそういうお気持ちでおられるということでございますので是非お取り組みをいただきたいと思っております。私が申し上げているのは窓口の皆さんはいいと申し上げています。ただ悪いのは幹部職員の方が悪いよと言っていますのでその辺を是非お改めいただきたいということでございます。さてですわね、次の項目にいきまして、まあ来庁者だけじゃなくてですわね住民の声をですわね率直に聞く姿勢があるかということでございますが、そのとかく行政の皆さんはですわね法律がどうのとか町の規定がどうのとかということ、出来ませんとか無理ですとかってというようなことが言葉に最初に出ちゃうんじゃないかなというふうに思うんですわね。それはやっぱりまずいと、行政のプロならばこれは対応できないけど代案としてこんな方法がありますよっていうことをですわね是非ご提案いただくというのがそれがプロだというふうに思いますわね。実は私が回っておりましたら買い物にですわねいちゃんバスを使っていた高齢者の女性の方がですわね、今までに2時のバスで七久保のAコープに行けたと、だけど時間の変更で行けなくなっちゃったと、利用者の意見とかですわね状況っていうのを聞いてもらえなかったということをも嘆いておりました。でこのことを追求するわけじゃありませんが、今後ですわね運行時間の改定等にありましたら是非行政の都合やバス会社の都合じゃなくて、是非利用者の便宜や意見をですわねじっくり考えていただきたいということは申し添えておきますが、これはほんの一例じゃないかなというふうにちょっと危惧したわけでございます。さて22年度の4月にスタートしたですわね飯島町人材育成基本計画パートII、これでプロフェッショナルな職員を育てることが着実に進んでいるんでしょうか。16ページにもですわね意識改革それから職場改革が掲げられておりまして、住民の声を大切にします住民の立場で考えますというふうに書いてあります。基本方針っていうのは作って終わりじゃないので実践してこそ基本方針、現在ですわねまあ住民の声を受け止める姿勢としてまあパブリックコメントを設立しましたね、それからいいちゃんポストもあります。まあそれ以外にも形式ばったその会合っていうのもありますけれども、それだけじゃなくてまあ実際に住民の皆さんの生の声を聞くような体制、姿勢、そんなようなことも必要なあと、不満が出ているっていうことはそういう体制で、姿勢がちょっと欠けているんじゃないかなというところがあるわけでございますが、その辺はいかがでしょう。

副町長

住民の声を率直に受け止めているかということ、人材育成計画に基づいた職員での

意識改革・接遇がどんなふうになっているかというご質問でございます。このパートⅡによりまして常に相手の気持ちや感情を理解する、今議員の方からご質問がありましたように、町の条例、法令を先ず表に出すんでは無くして先ず相手の言っていることを十分聞き取ること、で、相手が何を望んでいるのか何をしてもらいたいのかということ为先ず聞き取ることからしてほしいということは常に言っております。まあそういったことも今各職場ごとでやっている朝の朝礼の中で課長・係長の方からも職員には常にそういった発言もしておっていただいております。特にあのこういったやりとりをするについてはやっぱり相手とのコミュニケーションのとり方が非常に大切だということがありますので、今現在コミュニケーションをとる研修会を進めております。これも先日に行ったようなことでございます。ただこれはあの全員に同一レベルでこのレベルアップを図るということは非常に難しい問題もありますけれども、常に問題意識を持っていただいて今議員の言われたような人材育成に向かって今後とも努力をしてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

久保島議員 それでは明日からですね幹部の皆さんが明るいあいさつを交わしていただきますようお願いをいたしまして私の質問を終わります。

議 長 ここで休憩といたします。再開時刻を11時00分といたします。休憩。

午前10時43分 休憩
午前11時00分 再開

議 長 休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。
6番 北沢正文 議員

6番 北沢議員 それではあの一般質問に入ります前に今回の台風12号によりまして甚大な災害を被りました和歌山・奈良をはじめとする日本各地の皆さんにお見舞いを申し上げますとともに、特にあの台風12号で地域の名前が出てくる折に、西村京太郎さんの作品の中に出てくる十津川村、この名前が出てきたわけでございます、まあ人ごとではないなというふうに感じたところでございます。先日のテレビの報道によりますと十津川村は過去に大きな水害を被りまして2,100人の方が北海道へそっくり移住したという歴史があるようでございます。で、この西村さんの作品の中でも北海道に新十津川町という町があるわけでございますけれども、その名前も出てまいります。まあ災害の歴史というのはこのようにまあ繰り返されるとまあこういったことを改めてそのことを通じて思ったわけでございます。今回の森林の活用についてさらっとした事項で通告してございますが、この森林の活用というのは非常に奥が深い問題でございます、今回はその内の5点に絞って質問をお願いしたいと思います。私たちは朝に夕に中央アルプスの雄峰、南駒ヶ岳を主峰とした烏帽子岳、越百山、仙漣嶺、田切岳、また境を接します空木岳の連山、遠くには南アルプスの連峰、いずれも標高2,000メートルから3,000メートル級の山々が当たり前のように目に飛び込んでまいります。まあ今朝などは非常にあの雲もなくて私のところは西駒から南アルプスそれから南駒ヶ岳こういったのが非常にきれいに見えるわけございま

町 長

すけれども、遠出したときに飯島町に帰ってまいりますとこの普通の景色が見えるとなんとなく安心感を持つものでございます。そこにあるのが当たり前の景色、これを今回は取り上げて町の進めている方向について特色ある多方面からの取り組みをお聞きをいたしたいと思っております。当町の面積の72%が森林でございまして、まあ私の身体でいきますと脳の72%が死に体でありますと非常に活性化がなされないわけでございます、まあ面積で単純に捉えますとこの72%が何とか有効に活用できないものか、また防災面でもそういった対策ができないものか、こんなことを感じるところでございます。まあ山というのはわれわれの生活に潤いを与えてくれるとともに、時には自然が牙をむき出して森林が災害の原因になることもございます。燃料が木材から化石燃料に取って代わりまして、建物の材料が外材に代わりまして豊かな食料があふれた今日の私たちの生活はまあ日本有史始まって以来ともいえる森林に頼らない生活へと一見シフトされているように見えます。しかし私たちの生活上森林をどのように位置付けていくかは直接的には水源涵養、防災面で間接的には保健、休養など切ることのできない関係にあることを疑うのは余地のないところであります。私たちの命を育むのが水であり、直接的な飲用水の他、農作物やその他加工品である酢や酒、あらゆる面で必要な水は自然の力によってわれわれにもたらされ、それを保水、浄化し生活や産業など豊かな地域の必須条件としているわけでございます。36年災害や58年災害、特に58年災害は西山に降った大量の雨が大量の土砂を押し出し中央道を越えて甚大な被害を当町にもたらしております。私たちの先輩は戦中戦後の一大木材需要期に木材が切出されたことを受け植林に取り組み、今山に行ってみますとご承知の通り傘山を経て黒覆の南駒のすぐ近くまで唐松の植林が行われております。今日70歳以上の町民の皆さんには思い出の深いことであると思っております。私の近くにもこの造林作業に従事された方々がいらっしゃいますが、当時のご苦労に対し頭の下がる思いでございます。また町民の森など後世に残す森林の整備に取り組んでくれた先輩のみなさんも数多くいらっしゃいますし、町の林務委員の皆さん、各区の区会議員のみなさんも現在も山の整備にいそんでいただけています。そこで現在生きるわれわれはどうしたらよいか、こういった観点から先ず行政の施策としての森林整備計画の内容及びその財源計画についてどのようなになっているかお聞きをいたしたいと思っております。

北沢議員から森林の活用についてということいくつかのご質問をいただきました。今お話のようにこの飯島町の面積の約72%を占めるこの飯島町のかげがえのない山の美しさ、それからまたその果たす役割、山への想いというものは私も町民も皆同じであろうというふうに思うわけでございます。その上に立って具体的に森林整備計画の内容とその財源の問題からご質問をいただいております。現在の町の森林整備計画というのがございますが、平成20年4月にこの20年度から29年度までの10カ年の計画の中で進めております。今回の森林整備計画の見直しを進めておりますけれども、国の森林計画制度の改正によるものでございまして、様々な従来の森林の取り組みと時代とともに様相が一変してまいりましたことを受けての国の森林整備の計画の考え方を受けての変更計画更新ということになるかと思っております。これを現行の森林整備計画を23年度事業として更に詳細なものを目指して見直し国が進めておるという背景がひとつございます。具体的にはこれまでに定めた事項の他に森林の害虫や森林火災の予防と森林の保護に関するこのテーマ課題というものが盛り込まれるというようなこと、それから今お話にもございました

森林の保健機能というものをさらに増進をしていく、このことに関する事項の課題。それからその他森林整備のために必要な事項を定めるということで、計画図を紙ベースからデータベース化に移行をするというような取り組みのようでございます。それによって森林の所有者、所在地、それから山の状態がどうであるか、保安林であるかないかといったそうしたこの保安林制限の把握も可能になっていくというふうに言われております。更にはまたは間伐の時期や森林の現状を把握して適切な対応をしていくということが可能になるというふうになっておまして、またこれを受けて県との情報を共有化することができるために今後これらを活用して森林計画の整備を図ってまいりまして、飯島町としても取り組んでいっておるわけでございます。なおあの現在のこの財源の問題でございますけれども、こうした計画を進めることにあたっては制度としては市町村森林情報緊急整備事業ということでその計画を進めてまいりましてけれども、国の補助が2分の1、残りの2分の1は町の町負担の一般財源で対応ということで現在進めております。以上です。

北沢議員

私もあの今回改めて森林法を読み直したわけございまして、町が10カ年計画を定めなければならないと、それに基づいて民有林を含め町の行政指導が行われるような体系が法律上なされているわけでございます。この森林整備計画これが正しく町の72%の山の方向を決めるところといった内容でと言っても過言ではないというふうにと考えるとございまして。今言われました財源で国が2分の1、町が残りの一般財源こういった状態で整備をされるという内容でお聞きをしたわけでございますが、この部分についてもう少し細くお聞きをできたらと思っておりますが、例えば2番目以降に私が申し上げますのは森林が単なるいわゆる財産として木材を財産として考えるという森林ではなくて、もう少し深い意味で保健、休養だとか防災面で、要するに売ってもカネにならないような森林の整備のあり方というものをこれからは必要ではないかというふうにと考えるとございましてけれども、そういった部分に対するいわゆる森林整備の財源的なそういった補填がこの中にはあるのかどうか、まあそういった点も含めてお聞きをできたらと思っております。

町長

まああの先程の防災計画の見直しではございませんけれども、この森林に対する今後の維持とその果たす役割というものをもう一辺まあ根底から見つめ直して、従来はまああの薪炭材であるとか用材であるとかということが主眼に林野庁もそれから市町村林野行政も進めてきた経過があるわけでございますけれども、様相は一変をしておるわけでございますが、基本的にはこれはあのやはり環境問題が後ろに付いて回るという問題もございまして。従来輸入材一辺倒のこのあれを世界的にまあ環境問題から見直してというような機運も盛り上がってきておりますので、当然これはあの日本も森林国家でございますからその果実である用材というものは将来にやっぱこれは価値観をもって維持していくということは当然考え方は同じでございますけれども、それにプラスしてこれはあの今始まったことでは当然ないわけでありまして、水源涵養の問題、原風景の問題、あるいは保健休養の問題、環境の問題すべてにつながるのがこれは農地とともに森林であるというこの考え方は不変であろうというふうに思います。で、今度の当然見直しの中にもそうしたことをやっぱ大きくクローズアップしたこの考え方と取り組みというもの当然入ってくるというふうに思っておりますので、その辺もまた総合的に判断をして森林計画の整備の変更をしていきたいというふうにと考えております。

北沢議員

森林の持つ役割まあそういったものが大きく変わってきていると中での見直しという

ことでございます。まあ環境問題他すべての問題が山につながるそういった中での見直しということでございますが、まあこの見直しにあたっては是非そういった幅広い見地からの検討ができるような体制でこの見直しの森林計画を作っていただくように希望にいたすところであります。全体的な状況については今お聞きした内容でございますので、次の質問に入りましてまた内容を深めてまいりたいと思っております。次に質問いたしますのは森林が直接的に影響を与えます水源涵養、防災施策についての問題でございます。当町のまあ命の源でございます水道でございますけれども、特に上水道でございますが、当初まあ飯島地区といいますか飯島、田切、本郷地区の水源を地下水に求めていたわけでございますが、十分な水量の確保ができず現在の表流水を水源とした上水道に変更されております。産業用水、とりわけ農業に必要な水の確保は滝ヶ原のため池の造成や用水路の改良によって格段に向上しておりますが、かつては水不足を生じ地下水を汲み上げる深井戸などもその対策としてとられ、現在も町内のいくつかは残されております。与田切川の取水水量、これについては現在の取水許可の段階では既に限界にきているというふうに言われておまして、年によっては夏場水量が極端に少なくなりまして、まあ与田切川は一定の区間水が流れないとまあそんなようなことも過去に起きているわけでございます。まあそういった不安の要素を多くを残しております。また近年ではゲリラ豪雨など森林地区に多量の雨が一気に降ることによる災害の心配もございまして。まあこのところ何年かの国内の災害の状況を見ておきますと、この地区はこの高い山に守られて災害が少ないのかなあというふうに感じるところでございまして、まあ非常に住みやすいところかなあというふうに感じるところでございましてけれども、まあ過去にはその山が牙をむいたというような例もございまして、まあ安心はできないということでございます。まあ上水道がこれを水源としているわけでありまして、元々暴れ川として知られる与田切川でございます。国による直轄工事により砂防治水が進められた結果、減災の面では格段に安全性が向上していると思っておりますが、まああの同じ町内の川でも中田切川だとか、まあお隣の松川、そういった川に比べますとあの水の濁りといいますか濁流これについては与田切川は格段に違うんではないかというふうには私は感じているところでございまして、これらはまあいわゆる山抜けといいますか山が崩れていわゆる泥水となって流れてきているんだらうなあというふうには心配するところでございまして。また中小の河川の減災といった観点から森林の整備を進め次代に引き継ぐべきであろうと考えるところでございまして。水源涵養、防災面に配慮した森林整備の実態はどのようになっているかがあります。森林法によりましてやはり区域を限ってそういったような防災面だとか保全をするような山と、こういったような山の位置付けもされるように聞いておりますが、当町のそういった整備の実態、計画そういったようなものについてどのようになっているかお聞きをいたします。

町長

まああの当町では天竜川の支流としては与田切川、中田切川、大きなまあ河川があるわけでございます。またあの境には前沢とかいろいろそういったものがあるわけでございますが、いずれにいたしましてもこれはあの長年にわたる国の直轄による事業の推進等で大いぶまあ安全度も増してきたということがございまして、また与田切川等については非常にあの上の合流点ではもう飯田に接しておるというような大変延長の長い川でございますし、それから百間ナギというような特殊な日本でも特異な例の崩壊地もあつて、濁度も非常に他の河川に比べて強いというような特殊事情があるわけでございますけれども、ま

あ年々整備をしていただいております。当然のことながら水源涵養とそれから安全防災ということで治山治水をやっていただいておりますけれども、今それらの具体的な取り組みはということのご質問については担当課長の方から説明をさせていただきます。

産業振興課長

それらのまあ具体的ということでございますので、あの飯島町全体の森林ということと約3,200ヘクタールほどございます。まあその内町有林というのはまあ約1,400ヘクタールぐらい、その他については国有林、一般の方の山というような形、まあ一部雑種地的なところ原野も含みますが、まああの全体的には広い面積でございますけれど、まあ国の直轄治山事業、先ほど町長が申し上げましたけれど、その絡みでも実施をいただいております。またあの県の治山事業ということの中で保安林改良ということで、要するに治山と間伐をセットにした保安林改良事業というのがございます。県の方では今年飯島町の中、約30ヘクタールを実施していただく予定にはなっております。それから町の方の関係でございますけれども当然町の方の関係については町の予算の範囲内ということもございまして、間伐・枝打ち、ここを中心として森林整備を実施しております。今年度につきましては日曾利地区約11ヘクタールを予定しております。以上です。

北沢議員

ただいま山の取り扱いについてはお聞きをしたわけでございまして、まあ一部保安林等については山に植わっている木の手入れまあこういったものが30ヘクタール県によって行われる、こういった部分がいわゆる防災面等において非常に効果があるというふうに考えるところでございますが、いわゆる与田切川本流ではなくて与田切川に注ぐ支流ですね、まあこういったような部分がいわゆる山崩れを起こしているのが当町の実態ではないかというふうに考えるところでございますが、まあそういった部分にいわゆる今言われている広葉樹まあそういったようなものの活用だとか、それから災害面では特にあのいわゆる間伐をした材が流れてくるなり、まあ根こそぎ抜かれた材が流れてくるなりしてまあ過去にはその中央道のボックスに詰まってそれが大きな災害の原因になったというようなこともあるわけでございますけれども、まあそういったあのいわゆる水源涵養、特にあの水源涵養の面ではまあ広葉樹だとか落ち葉が山の面を覆って、そこに水が染み込む要因になってくるところといったような保水の面も期待できるわけでございますけれども、そういった面をひとつのテーマとした山の整備、まあこういったようなものがそのできないかということと、まあそれに対するそのいわゆる町単独ではなかなか、採算ベースでございまして難しいわけでございますが、そういったことが整備することによりまして飯島町のみならず下流域の皆さんだとかいわゆる幅広い分野におけるこの影響が有益な影響が出るような森林整備のあり方っていうのがあるというふうに考えるところでございますけれども、まあそういったような計画そういったものが森林整備計画の中に盛り込まれているのかどうか、また今後の中でそういった問題が検討される余地があるのかどうか、まあそういった点についてお伺いしたいと思います。

町長

まああの与田切川、あるいは中田切川の本川の防災対応ももちろんでありますけれども、支川となるいろんなあの谷があるわけでございます。これからあのかなりのまあ土石が流出して災害につながるというものがかつてはあったわけでございますけれども、まああのそうしたものを多く抱えるいわゆる国有林地帯そういうのが多いわけでありまして、第6砂防堰堤あるいは中田切に出来ませう第4砂防堰堤、完成した後に見てみますと余りあ

このよう流木が、まあ雨量にもよると思いますが、倒木流木が流れてそれに詰まるといことが一切見えていないのが今状況でございます。なかなか流れとしてはスムーズでそのことがまあ災害が起きていないことにつながっておるわけでございますけれども、ただあのこの西山山麓一帯全てそうでありまして、あの非常にこの支川もV字型の地形で本川に流れてきておる地形が多いわけでありまして、このことにつきましてはあの山の中腹では山腹工の谷止めのもの、それから直轄によります林野庁によりますこの直接の直轄の砂防事業というものが現在も今、今年も5箇所ぐらいで今並行して進めていただいておりますけれども、やはりあの植生によってということは一とつ理想であります。あの良く三六災のビデオなんかも見ただけでお分りのとおり、北沢信大の先生なんかとも言われておるこのいわゆる流れる面における植生は余り用をなしていないと、ほとんどまあ大きくなる前に流れてしまって、やはりこれはあのコンクリートの谷を止めないとその根本的な解決にはならないんだということでもまあ公共事業の必要性も訴えられておるわけでございまして、町は今その方向の中で今事業を進められているというのが多いわけでありまして、ただまあこれとは別にあの自然環境との問題もあって自然に環境に優しいひとつの治山治水というものも今求められて、その工法的にはそういうことが非常に進んでおります随所に、そうしたことも含めてあのこれからはまた森林整備計画見直しというようなことも含めてですね、やっぱり専門家のご意見も聞いたりしてまた是非取り入れていく必要もあるという植生により回復ということも、ご意見のとおりだというふうに思っております。

北沢議員

まあ是非そういった分野においても森林の果たすべき役割、特にあの民有林にそれを求めるのは酷でございますが、いわゆる町有林であれば町民の財産でございますのでそういった面からの財産の保有こういった検討もなされるべきではないかというふうに考えるところであります。具体的にですねこの問題について今この水源涵養といった問題に関連して具体的な私たちの生活等のつながりの面においてひとつあのお聞きをしたいわけでございますけれども、あの上水道でございますけれども、まあ与田切川がいわゆる濁流のために取水停止をするとまあこういったことが年間の中に何回かあると思うんですが、まあその実態とですね、それから取水を停止した場合に今の上水道機能は何日ぐらいのそのいわゆる水量を保有しているのか、まあ例えば取水停止が2日間続けばどこかで断水が始まるとかまあそういったような問題について、このいわゆる山の水源涵養の面から具体的な私たちの生活との関連を位置付けたいと思いますので、その実態をちょっとひとつお聞きをいたしたいと思っております。

建設水道課長

それでは只今のご質問の取水停止の実態、それから何日ぐらい持つのかというご質問でございます。先ずあの上水道の高濁度対応につきましてでございますが、樽ヶ沢浄水場につきましては原水濁度が4,000度を超えますと監視装置によりまして取水を自動停止と致します。それとともに職員へ緊急通報がまいりますので、これを受けまして職員が昼夜を問わず浄水場へ出向きまして濁度監視を行います。で、3,000度未満になった段階で手動により取水、薬注処理を行って水道水の供給を行っているというのが実態でございます。断水までの時間というご質問でございますが、こちらにつきましては各配水池の貯水量、それから使用時間帯にもよりますが、最低の緊急時の貯水量といたしまして1,600トンの貯水能力がございます。それで時間あたりの配水量が今約160トン

ほどとなってございます。取水停止となりまして最低でも10時間程度の給水能力があるということでございます。またあの取水対策につきましてはポンプによる揚水を行っておりますので、山の斜面崩落等による高濁度取水停止ということにはございません。それで取水の2日3日取水停止というお話がございました。こちらにつきましては先ほど申し上げましたとおり緊急時の貯水量1,600トンほどございます。このうち浄水場の管理用とそれから医療用として600トンほどを差し引きますと約1,000トンが緊急時の給水可能水量となります。飲料水といたしまして1人当たり6リットルの使用量で、ただいまの給水人口約10,000弱への給水をいたしますと1日約60トンが必要となるということでございます。17日間くらいの給水が可能という試算をしております。また日曾利回線につきましては緊急貯水量が30トンとなりますので給水人口200人弱ということでございますので、約30日間1カ月間の給水が可能ということではございます。

それから取水停止の実態というお話でございます。こちらにつきましては平成22年度は2回、それから本年度2回ほど取水停止をしておりますが、断水に至った取水停止はございません。実態につきましては以上でございます。

今の上水道の能力をお聞きしますとひとつの安心感はあるわけではございますけれども、年間の中でいわゆる取水停止をするような濁度4,000度以上の水が流れているとまあこういうような実態もございます。是非あの飯島町は越百の水に象徴されるように水が非常に良いというふうに言われているわけではございまして、それを維持涵養させるためにも今度の森林計画そういった見直しの中にそういった位置付けをするというような山の整備計画、こういったものも盛り込んでいただけたらこのより安全面の向上が図れるんじゃないかというふうに考えるところであります。

次にあの森林など自然を活用した観光資源の活用の考え方はあるかということでお伺います。先程言いましたように当町の72%が山でございまして、まあこの山を遠くから眺めているだけではもったいないんじゃないかというふうに考えるところでありますが、飯島町の玄関であります飯島駅や七久保駅に行きますと来町者に案内板がございまして、越百山、南駒ヶ岳への登山口シオジ平自然園、与田切渓谷などの看板が目につくところであります。しかし現実には落石などの危険があるということで今は眺めるだけの資源となっておりますが、まあ今後この部分にその開発して金をかけるということではなくて、何らかの形で活かして生き生き活性化させ森林資源を活用していく、まあこういったような考え方があるかどうかについて伺います。

この恵まれた森林の自然財産を活用して観光資源への活用ということでご質問でございます。いくつかの今取り組んでおられる状況を申し上げますが、当町の森林を利用した代表的なまあ観光資源として、シオジ平の自然園があるわけではございます。しかしまあご承知のようにこの昨今このシオジ平自然園の唯一の林道でございます林道横根山線の法面崩壊が非常にあの進んでおりまして、現在第5砂防ダム付近、林道より奥については全面通行止めというふうにしてございます。これはあの危険の対する影響を考えると当然まあやむをえない措置ということではございますけれども、これはまあなんとかしたいという思いで今いろいろと取り組んでおられるわけではございますが、現在国のまあ補助を受けまして本年度より5カ年の予定でこの林道横根山線の改良工事にまあ取りかかったという

ことではございまして、まあ総額で約100,000,000円ぐらい掛かるという目算の中で年々まあ20,000,000ぐらいの事業費を投じて、これは観光資源ばかりではございませんけれども、ひとつの林道としての維持存続を図っていきたいというふうに取り組んでおられるわけではございまして、当然この奥にシオジ平自然園があるわけではございます。で、どうしてもこの道路を整備しないことにはこのシオジ平自然園も見える状態でもございませんので、下から眺めるというわけにもございませぬ。活用があるいはまた情報発信ができないということで、どうしてもこの林道を早期に開通をしてということで今取り組んでおります。でまたこのシオジ平自然園そのもののエリアのまた部分につきましても大変あの手がなかなか入らないもんですから荒れておるといふ状況であります。これはあの尊い原生林をはじめとして財産があるわけでありませぬけれども、これもやはりあの今後後世に渡って維持存続して伝えていかなきゃならんという使命もあるわけではございますので、具体的には緊急雇用促進事業、例の経済対策の一環で、これを県の基金の活用いたしまして、吊り橋もまああの大変景色の良い場所に架かっておるおと田切川を挟んでおるわけではございますけれども、これをまあ架け替えることから始めまして、それからそうした橋の修繕の問題それから登山道入り口付近の草刈り整備、それから園内の歩道の整備といったようなことをもう一辺まあ甦る一つの再生事業を合わせて今始めたということではございまして、少し時間がかかりますけれども最終的にはこの林道を整備しないと安心して行っていないということでは是非ひとつご理解をいただきたいと、それからずっと下へまいりまして当然これはあの町民の憩いの場でございまして与田切公園、これもまああの松や周辺の森に囲まれたひとつの資源であることには変わりないわけではございまして、特にあの園内にあります主要な木であります赤松、これもまああの里山の一部ということでマツクイの心配がまあ非常にしております、これまでも何本か犠牲になって都度まあ地上散布等をやって維持しておるわけではございますけれども、なかなか予断を許さない状況であるわけではございます。これもまあお金が掛かりますけれどもやはり何とか守っていきたいということで取り組んでおります。これもあの防除対策については有利な補助金を投入したりしてということでやっておるわけではございます。それから更にまたあの千人塚まあご承知のとおりでありますけれども、施設的にはまたいろいろあるわけではございますけれども、これも周辺の与田切渓谷を含めた掛け替えのないまあ歴史ある森林の位置付けとしてもあるいは湖としても観光資源であるということではございまして、これもまああの委託事業も含めて年々手を入れて何とか維持をしておるということではございます。桜に対しても住民の皆さん方の非常にまあボランティアや桜を守る会の維持によって何とかまあ甦ってきたというふうなこともございます。それからアルプスを含めた周辺の景観は抜群ではございます。また溜め池百選にも選ばれたというような経過の中で、何とかこれも将来に渡っていかなきゃならんということの取り組みを今しておるわけではございます。実はちょうどあの今日ご承知かと思っておりますけれども、日報さん後ろにおられますが、今日の日報の1面であの上伊那地方事務所が実施をしておりますこのふるさと探訪、清流とこの森を考える集いというのがツアーがあって、野外学習を含めたツアーがございまして、そこに真っ先にあの千人塚公園がこのコースに入っております、今募集がかかっておるわけではございます。是非ひとつ多くの郡の皆さん参加をいただきたいと思っておりますけれども、まあこうしたあの県への情報も発信をしながら一緒になって連携して上伊那郡全体のこうしたまあ取り組み

北沢議員

町長

も含めてまあやってまいりたいというふうに思っておるところでございます。それから最初ちょっとお話のございましたあの町民の森の池の平の森があるわけでございます。これもまあ戦前戦後を通じて多くの先輩の皆さん方が檜を植えて育てて、今80年余りの大変な美林になっておるわけでございます。この庁舎の一部にも間伐も含めて使わせていただいたという経過もございますけれども、80年経ってあまり例を見ないような美林になっておるわけでございます。これもひとつのまあ町民の皆さんの拠り所としての町民の森という位置付けがあるわけでございますけれども、なかなかあの施設的にこれを更に整備してというような余裕もございませんので、これはひとつまあ町民の皆さん方の気持ちの拠り所としてこの尊い貴重な資源を後世に維持していきたいという考え方の下に特別の施設整備を作るのではなくてですね、安心してまあ行っていただいてその歴史を見ていただくと、それを拠り所にさせていただけるというような考え方の下に林道だけはしっかり整備して維持管理していかなきゃならんということで現在進めておりますので、まあそうしたあの森林といいますと本当に木の生えておる山というようなふうに捉えがちでございますけれども、やはりこうしたあの広く里山も含めてのこれも72%を占める飯島町の森林という位置付けの中で、観光発信もひとつ加えてやってまいりたいという考え方でおりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

北沢議員

まあ国の方針も保健休養という項目がクローズアップされているというお話が先ほどございました。まあ観光資源といいますか保健休養の面で山の果たす役割というのは今後大きくなるのではないかとこのように考えるところでございます。次の問題も関連しておりますので、次の問題に入りまして今の問題を含めお願いをしたいと思っておりますけれども、次の問題についてはあのいわゆる町民の皆さんが山に関心を持つことの取り組みが必要ではないかということでございます。まあ林道等が山崩れのために落石防止のために通行止めになっているというようなことで入り込みができないと、まあこういったような部分はまあ山へ行く機会を阻害してしまうということから、その取り組みをされているとこんなような報告がございました。それとかまあ特にあの熊ですぬ熊が山に出ましたから気をつけてくださいというような放送が流れるたびに、まあまた山へ行く機会が少なくなってしまうのではないかとこのように心配するところでございますが、まあそういった問題も含めましてまあ山の整備をして、今言われた里山を含めてまあ町民の皆さんがまあ山を考えると山へ行くところといったような分野が必要ではないかと、で、せっかくこの地域に住んでいて山の醍醐味を享受できないというのは悲しいことでございますので、町民が山に関心を持つことへの取り組みについてまあどのように考えているかお伺いしたいと思います。

町長

この山を維持して後世に伝えていくということは当然のこととございまして、行政ももちろんあの取り組んでいかなきゃならないわけですが、やはりあの町民の皆さんがその意識を共有をして自らやっぱりこのいろんな面で関わっていただくということがどうしても必要であるということで、これまでも取り組みを様々な形で小中学生、一般の方、それからいろんな場所ということで取り組んでおりますので、その状況については課長の方からご報告をさせていただきたいと思っております。

産業振興課長

それでは具体的などんなことをやっているかっていうことでございますけれども、今言われましたようにやっぱり森の大切さに関心を持っていただくことが大事ということで、平成19年度から森の学校事業に現在取り組んでおります。小学生向きには普段何

気なく感じている山ということと森林への関心を持つきっかけづくりということで例年4年生を対象にいたしまして山に関する事業を行っております。その中には森に生息している動植物に触れる、それから山の働きの実験等を行っております。本年度につきましては10月4日に田切の町有林で行うように予定をされております。それから教育の方の関係の方では木に関する授業ということで15のメニューを提供をしております。それに伴います本年度につきましては現在1回実績がございました。その他の親子、まあ一般の方も含めた中での対象の事業でございますけれども、本年度あの大変雨の中で中止になっちゃったということで残念だったのですが、フェスティバルin与田切の中でもこの森の大切さとか、木の大切さという意味を含めましてフェスティバルin与田切の中でも来場者の中で実施をさせていただいておるわけでございます。その他にはあの植栽ボランティアの皆さん、それから21世紀与田切ふるさと森と川整備計画を策定した中から生まれました与田切ネットワークの組織がでございます。これらの組織を通じた中、また中学生の学校林作業、それから各地区におきます育樹的な事業、山林、林道の愛護等を通じた中で多くの皆さんに森への関心を深めていただいているところがございます。その他の出前講座も用意しているわけですが、なかなかあの先ほど議員も言われましたように山の関心を持っていただくということはなかなか難しいという中で、講座を持っておりますけれども本年度まだ1件もないのが実情でございます。以上でございます。

北沢議員

まあ当町の場合に旧七久保村と飯島町が合併した折にそれぞれのご家庭に山を分けたというような経過もありまして、山を所有している人たちが家庭が非常に多いわけでございます。まあそういった趣旨が自分の所有する財産、まあこういったもの等、山へ関心を持てるまあそういったような取り組みも必要ではないかというふうに考えるところであります。時間の関係でございますので最後の質問に入りたいと思っております。最後に森林資源などを整備・活用するための寄付による基金造成の考え方があるかについて伺います。若干提案も含めていきたいと思っておりますが、まあ森林整備の手段いろいろな手法で行われておりますが、まああの基金を作ってその基金により森林整備を活用するとまあこういったようなことが取り組まれておまして、森林法でも下流地域の行政に対してそういったことを呼びかけていくことも可能であるというような法律になっているわけでございます。まあそれと同時に先般辰野町の記事が出ておりましたけれども、企業が森林をいわゆる関心を持ってまあ里親制度ですかね森林の、そんなようなことをやって、いわゆるふれあいを持っていくというような制度もあるようでございまして、いろんな方法で整備があるわけでございますけれども、水源涵養や安心安全、保健休養、そして環境保全などをキーワードとして寄付を募りましてその基金を造成して、それによってこの森林整備を図って森林をより身近なものにしていくと、まあこういったような手法をとることの考えはないか、これについて伺います。

町長

今こうしたまああの一連の森林整備を進めていく上にやっぱり伴うものは財源でございまして、これらに対するまあ基金を創設したらということでございます。ご承知のようにこれはあの長野県では平成20年度から5カ年のまあ1つの時限的な考え方でありまして森林税導入ということで、県民の皆さん町民の皆さん大変ご理解をいただいて、その一部がまあ森林整備事業に回っておるとことはご承知の通り、そのことを町も受けて様々な区やいろんなあの間伐を含めた森林整備にお金が回っておるとこともまた予算

の中でご承知のとおりでございます。今年度もまた65ヘクタールぐらいの森林整備をそうしたものを含めてやっていくというような計画でもございます。それから今町民の皆さん方にいろいろご理解をいただいて資金を出していただいておりますのが緑の募金の運動があるわけでございます。これもあの個々の額は少額でありますけれども、これがやはり皆でそのことが気持を持っていただく表れとしてまとまれば大変大きな額になるということで、これはあの一旦県の方へ納めますけれどもその約70%ぐらいはまた町へ返って、先ほど森林税と同じようにあの必要な森林整備、町有林の整備にお金を回っておることも事実でございます。従ってあのこの辺をどういうふうに整理して必要な財源を確保していくかというようにございまして。交付税措置もなかなかあの思うように付いてまいらない部分もございまして、それからやるとなるとまたあの森林、林道、起債なんか起こしますとまた後年度負担もかなり大きな負担になって付いて回る、そういうことをいろいろ考えまして今あのすぐ今年あたりでそのことに着手というわけにはまいりませんが、今度森林整備計画のあり方を検討して変更していく中でやっぱりこの基金造成というのも1つの大きな課題として捉えて、今後検討していく必要があるのではないかというふうに私も思っておりますので、今日の段階ではひとつ検討課題として受け止めさせていただくということでご理解いただきたいというふうに思っております。

北沢議員 　　まあふるさと寄付金もまあちょっとこのところまあ災害の関係もありまして無理だと思えますけれども停滞しているような状態でございますので、まあその中にこういったはっきりした使い方をしていくことが1つの案でもあると思っておりますので、そういった検討も含めてお願いして質問を終わります。

議 長 　　ここで昼食のため休憩といたします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前11時51分 休憩
午後 1時30分 再開

議 長 　　休憩を解き会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を行います。
9番 坂本紀子 議員

坂本議員 　　それでは通告に従いまして先ず最初の一般質問であります生涯学習センター担当職員が農村改善センターへ移動することによる影響についてということで質問いたしたいと思っております。今年度の計画では11月末までに農村改善センターを増改築をし、12月末までに全ての教育委員会関係の職員や業務を改善センターに移すことになっております。昨年6月の定例会での一般質問で中央公民館が社会教育の平和運動や女性の意識改革、人材の育成、地域の絆作りのために今まで大切な役割を果たしてきたということを申し上げてきました。また生涯学習センターと名前が変わったとしても事業そのものも縮小することなく、担当職員や予算も減らすことなく継続していただきたいということを意見として申し上げてきました。教育長の答弁ではこれからも地域の指導者の育成や社会教育、生涯学習活動の一層の充実を図っていくというお答えでありました。しかし今年度の生涯学習センターの人事内容をみますと職員は皆兼務でありまして、社会教育指導員が1人だけ専属と

町 長

教育長

坂本議員

いう状態でありまして。また今年度中に教育委員会全員が改善センターへ移るということとなりますと、文化館は管理人のみの状態となります。これでは一層の充実が図られるというとはとても私には思えない内容であります。まず最初に今まで中央公民館で行われてきた事業内容をどう捉えているのか、そしてこれからの生涯学習センターの課題はどう考えているのかお尋ねしたいと思います。

それでは坂本議員から生涯学習センター、まあ職員等の異動も伴う影響、これに関しまして中央公民館時代から行われた事業に対する反省、それからまた生涯学習センターのこれからの課題というようなことについてのご質問でございます。最初に私の方からお答えをして細部につきましてはまた教育長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。ご承知の通り飯島町の中央公民館はこの3月31日をもって54年の長い歴史を幕を下ろし閉館といたしました。全町的な社会教育や生涯教育の実践の場としてその時代時代に即した地域課題や生活課題に取り組みながら、住民の皆様の学習機会や交流の場として各種事業を行ってまいりました。これまで中央公民館が地域住民と行政の間を埋める機能や町の文化の向上、社会教育、社会教育の推進に果たして役割は大変まあ大きなものだというふうに思っております。また課題もいろいろあるわけでございますけれども、それは今後十分対応していくというふうに私の方からは申し上げまして、内容につきまして今後の課題に対する取り組みも含めて教育長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

それではあの具体的に私の方からお答えを申し上げたいというふうに思います。あの先程議員もご指摘のあったように、まああの昨年度の6月議会でもお答えしましたけれども、中央公民館の果たした役割については十分承知しておりますし評価をしているところであります。まあ例を挙げるならば生活改善運動に端を発した公民館結婚式、あるいは現在も続いております地区の運動会や体育祭、それは元々遡れば町内駅伝大会、公民館の事業だったようでもありますけれども、まあそうした文化、芸能、スポーツ全般に渡って公民館がその先導役を果たしてきた、その意義は時代の中で評価すべきものだというふうに捉えております。この4月から生涯学習センターが発足して半年経ったわけでもありますけれども、先程あの兼務だから内容が如何かというご指摘もありましたけれども、私共は決して兼務になったからといって質の落ちた内容にならないように、この半年間努力してきたことを先ずご理解いただきたいというふうに思っております。まあ取りも直さずあの生涯学習センターの理念はですね、改正教育基本法の条文の前段の方に掲げられてあります生涯学習の理念、まあ生涯学習社会の実現のために中央公民館を築き上げてきた幾多の財産・資産を受け継いで、まあ全町を見据えた事業展開を進めていきたいというふうに考え、まああの4月以来地区の4公民館のそれぞれの方々と協力して、地域の活性化と地域づくりを進め、まあ非常に急激な変貌する現代社会に対応できる支援体制を確立していこうというふうに、職員同士確認し合ったところでございます。いずれにしてもゆっくりであってもですね確実な歩みを進めていこうというふうに職員同士で確認をしているところであります。生涯学習の体系の確立、まああの課題といえばですね飯島町らしい生涯学習の方向というのを具体的に一つひとつ積み上げていくことが大事ではないかというふうに考えております。

今ほど教育長がおっしゃいましたまああの飯島らしい形ということと、ゆっくりと確

実に進めていこうとおっしゃいましたけれども、あの現実としてまああのこのここ数年間合併になりました平成17年からの予算概要を見ておきますと、やはり合併になったことがまあ大きく影響しているんじゃないかと思われる、まあ予算が徐々にその部分が削られてきているっていうのをまあ私はあの、それは具体的になって言いますとそのやっている行事そのものも減ってきている、例えば青少年教育、家庭教育、女性教育、まあ成人教育、高齢者教育とありまして、そこの中にいろいろな部門があるわけですがけれども、まあそれは今あの生涯学習センターという名前になってそういうふうな形になっていくことを想定した中でそういうふうになってきたのか、それではなくまあ合併によって様々な分野に予算配分の中でし寄せがいったのか、ちょっとそこら辺はあの私はそこまでは入ってきてはないんですけど、あの全体的に人員の面でもそれから予算の部分でも減ってきていると思っております。であのまあ平成5年からずっとあの公民館報とか見せて読んだりとかしてきておりますけれども、もちろんその公民館が今教育長がおっしゃったように時代の流れの中でその変貌を遂げて、まあ時代に即した中でその地域の活性化を図ってきたことで、私もそれは十分分かっておりますけれども、あの基本的なラインとしてはそのまあ時代がその時にまあ80年代のバブル崩壊手前、手前というかその頃でしたのであの生涯学習ということよりも、まあ生涯学習というかそういうあのサークル的なですね趣味の領域を突き詰めていくというような形にあのまあ中央公民館関係でやられているいろいろな様々のものがそういうふうな形に変わってきて、それでまたそれがまたそれぞれの家庭教育とか女性教育という中で地域に根ざしているものにちょっと変貌してきているのではないかと考えておりますが、あのこれからのその生涯学習っていうのがその少し地域から離れていった中で、それを再度もう一度ネジを巻き直して地元に着したものを作っていくためにはやはりあの地域づくり支援員という形の中でそれがあるという形になってきてはいるんですけど、そこら辺のそのどういった方向でっていうのが、その先ほど言われましたゆっくりと着実に進めて行こうっていうその理念だけではなく、具体的にはどのように考えてそれを進めていくおつもりでいるのかお願いいたします。

教育長 ご質問の中に何点かちょっと不明な点がありますので確認をさせていただきたいというふうに思いますが、合併ということについてはですね、このようなよろしいんでしょうか生涯学習センターを統合発展的に中央公民館の事業を受け継いできて、生涯学習センターとして統合した新たな展開をしていくというふうに私は議員の合併ということを受け止めたんですが、それでよろしいでしょうか。

坂本議員 合併というのはあの自立と合併の、合併になったがために予算的にという、そういうちょっと言葉が足りませんでした。

教育長 どの様にお答えしてどのように質問していいのかわかりませんが、合併というのは議長、市町村合併というふうに議員お答えになったわけですがけれども。

坂本議員 それで予算がだんだん減ってきているっていうことが行政報告書の中かな。

教育長 お答えをしたいと思いますがあんな根拠が明らかにされておられないので私の段階ではちょっとどのようにお答えしていいのかわかりませんが、少なくとも私があのこの職をいただいてからですね生涯学習のあるいはそれに関わる社会教育に関わる予算が大幅に削減されたというふうには認識していません。またあの講座もですね減ってきているというようなあのお考えでいるわけですがけれども、必ずしも減っているというのではなく

て、その時代時代あるいはその時の住民の要望・要請に基づいてやっている事業が多くありますので、例えばですねA講座とB講座を統合して、あるいは家庭教育にしてもですね現在はあのフレッシュセミナーについては支援センターの方へ移管して、子ども支援センターの方で事業を受け継いでやっていただいているというふうには具体的に進めているわけですがけれども、そういうふうに全体的に考えて総合的、統一的に考え統合してやっていく事業が今まで進んできた経過でありますので、決してあの減ってきているというような認識ではおりません。

坂本議員 統合してきているということはよく分かりますけれども、その今教育長が言われたあの着実に進めていこうという手順というかそういうものが教育長自身の中に、まあ生涯学習センターとなって今後やっていく手順というのは方法として具体的にできあがっているのかどうか、その点についてお答えしていただきたいと思っております。

教育長 あの着実にということですね理念とか方向とか概念を示す言葉でありますので、それを具体的に事業に合わせるというのは現段階では大変難しいですので、ちょっと答えにくいと思いますかここではお答えできませんのでよろしく申し上げます。

坂本議員 現在ですねあのまあ中央公民館で行われてきた事業があるわけですがけれども、それがあのこの今期に入ってはどのような形で運営されているのでしょうか。その現状をお答え願います。

教育長 現在のどのように事業形態で行われているかということについて具体的な内容でありますので、次長の方からお答えいたします。

教育次長 それでは中央公民館で行われてきたこれまでの事業、現在まあどういった形で運営しているかというご質問かと思われまます。中央公民館が行ってきた多岐にわたる事業があるわけですが、これら基本的にはほとんどの事業を生涯学習センターが引き継いでおります。引き継いだ主な事業についていくつか申し上げますと、公民館の館長・主事会、これはあの現在は地域づくり支援員も含めた形の会議になっております。それから公民館役員研修会、などなど町内公民館の連絡調整ですとか、公民館活動の支援に関すること、それから県、郡、南部、こういった公民館の上部組織に生涯学習センターとして引き続き参画をして、生涯学習あるいは社会教育、公民館活動に関する情報を収集し、そうした情報を各地区の公民館へ提供することを継続しております。更に人権教育の推進、生活改善の推進、成人式や文化祭の企画運営、出前講座も生涯学習センターが引き継いで実施しております。また各種の講座ですとか学級これらにつきましては講座内容を精査をしたうえで多くは生涯学習センターが引き継いでおりますが、自主的なグループに移行した講座もありますし、子育て支援の講座については子育て支援センターの事業に統合して継続しております。

坂本議員 関連のところがあるまま生涯学習センターに引き継がれたと思いますが、その独立させていく上での各グループによる、ちゃんとできるというかそういうあの道筋を立てて自立させるような形で同意されて自立されてきたんでしょうか。経過はどの様なんでしょうか。

教育次長 あの従来の公民館講座もそうですし現在の生涯学習センターの講座もそうですが、基本的には先ずあの学ぶことによって自己実現を図ることこれが基本かと思っております。そして学んだことを地域づくりやまちづくりに生かしていく、これがあの本来の姿だという形の

中で講座を企画し運営してきております。従っていつまでも公的な部分で講座を開設するというのではなくて、やがては自主的なグループに移っていただくこれが基本として考えておりますので、講座の発足当時からゆくゆくは自分たちで運営をしていただくということをベースにこれまでやってきましたし、これからもやっていきたいというふうに考えております。

坂本議員

このほどあのその生涯学習センターというか、それが理念としてはまあ社会教育の推進とか支援とかまああの発信、提供による普及・啓発、生涯学習の指導者の養成、研修、また学習プログラムの開発などを行うと謳っております。しかしあの現在の生涯学習センター、先程もまああの教育長は兼務でも何事もそれは怠りなくやっていくということでありましたけれども、あの非常にですねあの専属っていう形では前は社会教育指導員っていうのが2人いましたけれども、それが1人ということになりまして、そういう部分で、まして内容としては非常に濃い物になってきていると思うわけですね、生涯学習というのが今までみたいなカルチャー的なのとかそういう部分で方向性をつけていくのではなく、それが地域支援員という形とリンクしながら、まあ地元の各地区公民館にそのやっている内容を下ろしていくというようなことまでも含めた中で、生涯学習センターが主導権を握ってやっていくというような形になっております。で、まあそれがあの細かく言えばその細かい、先程言いました青少年、家庭、女性、成人、高齢者という幅広い中で縮小された事業をやっていくような形になります。で、この生涯学習センターという中にやはりその中に核になるようなそのまとめていく中心人物的な人が必要だと思いますけれども、その点はどのように考えていらっしゃいますでしょうか。であのあともう一つはあの地区公民館を今後その地域の基幹施設として地域課題に根差した事業をやっていくとか、そういうことも謳われております。しかしあの現場のあの館長、それからその館の主事の方たちとお話をする、とてもとてもまだそこには至るような経過としては、あのそういう教育も具体的にされているわけではないので、そういうふうにして持ってきてもらっても今の段階ではとても困るということが現場の考えでありますけれども、そういうふうな形の中で今後どういった形で進めていくような形を考えていらっしゃるか。

教育長

通告にないもので用意はしてありませんけれども、あの具体的にですねあの生涯学習センターがですね単に中央公民館の看板の付け替えということでないというふうに先ず前提をおきたいというふうに思っております。すなわち生涯学習社会、あの何度も申しておりますが、生涯学習社会の到来に基づいた飯島らしい生涯学習センターの確立を進めていく中に、中央公民館がこれまで築いてきた理念を受け継いで新たな展開をしていくというふうな前提がありますので、生涯学習センターからですね各地区公民館に指示を出したり、この講座をバトン渡ししていくということはあの当初は考えておりません。ただし各地区公民館が地区の特殊性・独自性によって中央公民館でこれまでやってきたような事業を受け継いで、4地区なりに味付けをして事業を行うということについては支援し協力しノウハウを伝えていくということは考えはあります。そのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

坂本議員

今おっしゃられたことをやっていくためにはやはりあの現場の理解が必要だと思いますので、あの館長ほか主事の方たちと詰めていただいて、あのこれからもしその具体的にそういうあのまあ生涯学習センターの担っている部分をもう少し地域的にかみ砕いて下ろ

していくとしても、その方たちの教育システムって、まあ主事の方やそういう関わる人たちに引っ張ってってもらうような力を与えていかなければいけないと思うので、是非それを勉強する機会を与えていただきたいと思います。で、4番目の質問ですけれども、文化館が今後引越しをしますとあの誰もいなくなってしまうわけですけれども、それがまあ過去の利用率を見ますと平成の8年度の利用者、まあ創立から少し経ったころですけれども、文化館の利用者数っていうのは43,000人ぐらいな年でありました。それでそのちょっと後になりますと41,000人ぐらいで今年度の平成22年度の利用者数っていうのが44,500人であるということの中でありまして、で、現在あのまあ大ホール、中ホール、小ホールそれから楽屋とありますけれども、調理室いろいろありますが、よく利用されています。でまあ読書室は少し理由率が下がりますけれども、で、そうなりますとただ1人管理人さんが居るのみという状況になりますけれども、今後その文化館をそうなった場合にどのように運営していこうかと考えていらっしゃるのでしょうか。

教育長

文化館が出来て以来18年間まあ地域の文化の拠り所として、それからあの情報発信、地域づくり、あるいはあの学習の機会ということで多くの方に利用してきていただきました。これまでですね昼間は教育委員会がそこに事務所としてあったわけだもんですから、夜間休日は臨時的職員を配置してまあそれぞれの窓口として対応してきました。まああの現在、教育委員会の事務所移転等進めているわけでありまして、社会教育委員会の皆さんとも協議をいたしまして、一番は今までと同様住民のですね利便性を損なわないような最大限の方策を検討しているところでありまして、それについて今公表する段階ではありませんけれども、まあいずれにしても移転後の運営が決まり次第早めに町民の皆さんにお知らせしていくとともにですね、利用の在り方についてよく十分な理解を求めるとともに、使い勝手が今までと悪くなったと言われぬようにあらゆる方法を検討している段階でありますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

坂本議員

今までの、今までのというか今その教育長が言われました内容の中で、あのその利用者さんとかまあよく使ってくれる方たちに対してアンケートを取るとか意見を取るとかそういう機会を具体的に設けていらっしゃるか。

教育長

行っておりません。

坂本議員

その改善センターに移るということはまあここ1年くらい前からそういうお話は多少出ておりましたけれども、これがこんなに早い段階で具体案になるということはあの利用者の方たち、まあ文化館を使う方たちは知らないわけでありまして、あの利便性を考えるとか言っておりますけれども、夜やはり皆さん使っていて心配なのは夜のことでありまして、その点、広い館内にあの1人で管理人さんがいるというようなことに、あのそれはなる可能性もあるわけで、それを心配している方たちが非常に多いので、是非あの利用者さんの方たちにそのどういうふうな形がいいのかとかそういう部分で、こちらサイドで決めるのではなく伺う機会とか意見を取るようなことをやっていただきたいんですけどもいかがですか。

教育長

あの現在もですね夜間は管理人さんお1人で講座数名という状態もあります。たまたまですね事務局職員が複数仕事の関係で事務所内に居るということはあるんですが、それが前提でもって移転以後もあってほしいというのはちょっと方向が違うのではないかなというふうに思います。

坂本議員 あの前にもあのそういう部分で言ったわけではなく、そのいつも居るのでだから人の気配がするということで安心だということを書いていられる方もいらっしゃるわけですが、あとその職員がいなくなるということで何か行事があればそのところに駆けつけてきて、例えばあのサークルとかそういう時の時間はそのサポートをするというお話でしたんですけれども、そういう点は考えて想定して担当者が来て行事をやるときにはサポートするとかそういう形には考えていらっしゃるのでしょうか。

教育長 先程も申し上げましたように、利用者のですね最大限の利便性を図って可能な限り対応できる範囲を事務局で検討しており、現在個々のケースについてこのようにするという事はまだ想定している段階ではありませんので、お答えは控えさせていただきます。

坂本議員 ではその件はこれから考えていただいて利用者にとって不利益のないような形をとっていただきたいと思います。次に2番目の質問に移りたいと思います。不登校児、情緒障がい児に対する町の取り組みの効果についてということでお尋ねしたいと思います。この4年ほど前から家庭相談員の方が子ども達や親御さん達から悩みを聞いたり相談に乗ったりしまして、それぞれ良い方向に向かっているというお話を聞いております。現在の小・中学校の不登校児の数とまたそれから状態、それからまた具体的な取り組みについてお答えいただきたいと思います。

町長 次のご質問は不登校児、それから情緒障がい児等に対する町の取り組み効果でございます。現在あの小・中学校のそうした該当者と取り組みはどうかということで、これはあの現実的には現場の問題が多いわけでありまして、やはりこうした状況の問題・課題は施策とも対応する大変重要な問題でございますので、最初私のから概略をお答えしてまた教育委員会の方からか教育長からお答えをさせていただきます。町の上の長野県の現在の不登校児童生徒数は過去5年間で最も多かった平成19年度よりは減少してきているものの、依然として全国的に比べてその割合が高いという位置付けになっております。大変まああの長野県としては憂慮すべき事態であるということには変わりございません。特にこの中学生においては昨年度上半期の30日以上欠席者数は約1,200人、在席比率で1.94、すなわちクラスに2人弱の1クラスに2人弱の生徒が登校ができないという状況でございます。それからまた多様な障がいを抱える子ども、いわゆる発達障がい児が増えつつありまして、更にまあ適切な支援が望まれるようになってきたということだそうでございます。まあこうした県全体の事態を考える中で町としても子育て支援策を重視をする立場から教育委員会を通じて不登校対策、発達障がい児への支援を大切に考えまして、相談員の配置など重点的にまあ取り組んでまいりました。子ども達の様子や具体的な支援について教育長よりお答えをしたいと思います。

教育長 それではあの不登校の実態について具体的な内容を含めて私の方からお答えをしたいと思います。各年度それぞれ数値の変動はありますが、全体的には飯島町の不登校の児童数生徒数は減少してきております。昨年度小学校では該当者はおりませんでした。であの中学校もですね数年前20名近くの生徒がいたわけでありまして、昨年度は10名、半数になったということでもあります。であの今年度は1学期に30日を超える、あのこの30日というのは国の方へ報告する基準の日数でありまして、一応30日を基準としております。あの先ほどお答えした人数もその30日の基準に合わせての数値であります。今年度1学期30日を超える欠席生徒は4名でございます。あの不登校児童生徒へ

の対応ですけれども、欠席がですね3日続くと3日目にですね教頭を中心として担当者、担任、養護教諭、それからあのそれぞれ支援する教員がいるわけでありまして、情報共有して先ずあの学級担任が家庭訪問をすると、それからあの子どもとできるだけ会う機会をとるというふうにするんですね初期対応を重視して早期介入をしていくということ、そのことによって不登校を長期化させないという、まあそのことを3校とも基本において、まあこれは校長会等を通じて確認をし合っているところでありまして、あのまたあの非常に欠席が多い不登校が多かった中学校においては特別支援学級、それからあの心の相談員などと連携を取り合って不登校の子どもへの支援を行っております。あの減ってきた半数近く、まあ今年度は4名というふうに減ってきたことについてまあ次のような効果が上がっているのではないかなというふうに受け止めております。まあ1点目は先ほど申し上げましたけれども早期介入が功を奏しているということ、それからあの欠席の日数の方、あるいは欠席の状態、生徒個々の状態によって具体的な支援方法、家庭訪問とか連絡帳だとかあるいはあの夜間登校だとか、あるいはあのクラブへの参加だとかその子に合わせた、あるいはあの一番重要なのは支援室があるわけですけれども、支援室への登校の促しということ、またあの加えて保護者との相談会等保護者をサポートしていくといったようなことが、こういった総合的な不登校対策が有効になったのではないかなというふうに解釈しております。あのその中でも先ほど議員もお話がありました家庭相談員を3年前に、町の子育て支援策を重点に置くということで家庭相談員を配置したわけですけれども、家庭相談員の方が子どもや保護者に寄り添ったきめ細かな対応をしていただいております。実はあの中学校を卒業して高校生の段階で高校に行けない子どもが4名おります。まあ教育委員会の範疇ではありませんけれども、その4名の保護者、子どもにも対応していただいているという、まああの全面的に時には側面的な支援をしているということをおし添えておきたいというふうに思います。以上です。

坂本議員 教育長のお答えを聞きまして少し安心しました。不登校が減っているということは誠に喜ばしいというか良いことだと思っております。あの特にあの今高校生のお話をさせていただいたんですけれども、高校生の方はあの私も郡内の中で子どもサポートセンターという上伊那にあるんですけれども、そこの勉強会にも行っておりますけれども、高校からあの行けなくなってしまうとそのまま社会人にもなれなくなって、あのこの田舎でも引きこもりになっている方が結構いらっしゃいます。まあそこはまあその子ども達が成人というか会社に出かけられるようにするまでに個人的にそれぞれ担当の方を決めて、やはりきめ細かい対応をしておると聞いております。で、あのその中でそういうふうなまあ小中学生、今お話にあったのは小中学生なんですけれども、あのまあ小学生は無しということで中学生が10名ということなんですけれども、あのそうやって学校に行きたくなくなってしまう理由というのは総体的にはどこにあると考えていらっしゃるのでしょうか。まあそれは平均化できないと思うんですけれども、理由が見当たるといって傾向が分かるようでしたら教えていただきたいと思っております。

教育長 不登校の原因とか理由っていうのはやっぱり大人、あるいは全ての皆さんがやっぱり原因は何だろうかということを知りたくなるのは当然のことだということに思っております。あのこれはあの不登校の専門会議、文科省の諮問機関があるんですがその専門者会議の中でも20年近く前になるかと思っておりますが、そこでですねこのようなことの話がありま

す。不登校はですね、どの子にも起こりうるんだと、つまり不登校になっている子どもは特別な子どもではないんだという認識を持って当たるべきだというふうに言っているのではないかなというふうに受け止めております。まあそれだけ様々な不登校の要因を持っているということは、全てに当てはまる不登校の要因はないのではないかなというふうに思っておりますが、まあ個々を見ればですね家庭だとかあるいは学校だとか、あるいは友人あるいは教師との関係、当人のまあ気質や生育歴などが複合的に絡み合っているのではないかなというふうに私は受け止めております。共通するケースもありますが、かつてはあの、ちょっと言葉はよくないんですけども、欠損家庭に多いというふうに言われたのですが、それじゃ戦後欠損家庭多くあってそこは全部不登校になったかということもありませんし、だから必ずしも一元的ではないというふうに理解したほうがいいのではないかなというふうに思っております。ただあの不登校のほとんどの子どもはですね登校する意思はあります。あの前の晩にですね学用品をカバンに用意をしたり、あるいは夏休みの終わって明日から学校が始まる時には全ての研究だとか持っていく物を用意して翌朝を迎えるわけですけども、登校時間になると心理的な負担が増えて登校できなくなってくるというケースが、まあこれは一般的によく言われるところではありますが、あのこれまでのあの中学校の学校に来れない子ども達も大方の子どもがそのようであります。ただあの不登校が継続することは本人の進路や社会的な適応、あるいは社会的に自立していくという将来のことをためにもですね望ましいことではありませんので、適度な登校刺激をその子に合った与えつつ改善を進めていくというふうに対応しております。以上です。

坂本議員

まあ今の教育長のお話からしても、やはりあの理由というのは非常に様々で一元的には言えないということでもありますけれども、まああのもしそのクラスで不登校な子どもが出た場合のそのクラスの対応というか、教師とまあその現在出席しているクラスの対応っていうのは、やはり皆で話をしたりとか、まああのその子のことっていうじゃないんですけど、その現状に対して話をするとかそういう機会を持つたりするんでしょうか。

教育長

あの人権にも関わるもんですから、例えば休んでいる子どもをこの子是不登校だよというふうにクラスの生徒にですね担任から言うということはありません。ただですね休んでいるという事実に基づいてまあ中学生段階になりますと様子がわかりますので、何らかの働きかけ、例えば部活を通してだとか、あるいは学級を通してだとか連絡を取ったりですね、学校のお便りそれから学年通信等を届けるというようなことは続けております。やっぱりあの直接的な、例えばあの特定の子どもにですねその不登校の子どもを任せて朝一緒に連れてくるという、過去にはあったわけですけども、実はそれを連れてくる子どもも非常に負担を感じているというマイナス面があったもんですから、現在その近所の子どもをですね例えば近くの子どものを訪問して朝一緒に登校を促してくるというようなことはしていませんけれども、学級全体の中で休んでいるという事実を皆で確認し合ってどういう関わり方ができるかというふうに進めているところであります。

坂本議員

そのお話を聞いて安心しました。あの全くその事実をあの知らないとかそういうような形で進んでいくようなクラスではちょっと困ってしまいますが、そういう点で遠くなく近くなくという形で関わりながら共有していきながら、その子になおあの学校に来てもらいたいっていう気持ちを伝えていくっていうか、そういうことはこれからもクラス全体の中でまた先生との中で続けていってほしいと思っております。次にあの3番目の

教育長

保育園における情緒障がい児の状況とそれに対する取り組みについて現在どのように行われているか、時間も少ないので簡潔にお願いしたいと思います。

あの簡潔に申し上げたいんですが言いたいことがいっぱいありますので、あのできるだけ手短かに申し上げたいというふうに思っておりますが、あの保育園の段階は特に年齢が低い方ですね発達障がい認定するのは非常に困難さが伴います。それは個性の問題もありますし、あるいは生育の改善されるべくその生育の段階でするのでなかなか難しいところですけども、ただ現実としてですね集団に適応できなかつたりですね、あるいはあの担任のですねあの指導が入りにくい、それからあの適切なあの友人関係ができなかつたりですねというようなそういう子どもは確かにいることは事実でありまして、まあ概数であります。3園で約70名ほどおります。で、こうした子ども達についてはですねまああの平成20年度から臨床心理士やあるいは作業療法士をチームになってですね巡回相談を行って、その子に合った保育あるいは家庭のアドバイスや、あるいはあの養育上の、あるいは躰等に問題があれば当然躰のことも話しますが、まあいずれにしてもそういうチームを組んで巡回相談の中で、そういう該当の子ども達をサポートしていくという体制をとっております。やはり保護者もですねだいぶあの発達障がいについては理解を近年持ってきていただいておりますので、医療機関に進んで、かつては拒否をしたんですけども、進んで受診をしていただく、まああのいかがでしょうかという働きかけについて協力をしていただくという例もあるようであります。卒園後もですね小学校入学段階でそういう指導が途切れないようにするために、数年前から支援カルテというその子に合った障がいに対するその克明な記録、それから支援の記録をですね累積してそれを小学校の方に送ってですね、途切れることのない、こういう課題を持って困っている子ども達への支援をしていくと同時に、保育師の保育所を対象とした研修会、あるいは保護者への啓発といいますか理解を促したり、またあの保健センターでもですね竹の子クラブなどを通してあらゆる面でこうゆうあの困っている子ども達といいますか、障がいを抱えて課題を持っている子ども達を支援していくというふうに進んでいるところであります。

坂本議員

障がい児の子ども達の数が増えていたのにちょっとびっくりしてしまいましたけれども、あのまあ現在長野県ではエコチル調査ということで、あの長野県も手を挙げまして、上伊那郡内86%近くということで妊産婦の方たちが協力してくれるということになってきておりますけれども、あの小さな子ども達っていうのはあのほんとに食べてそれから遊んでそして眠るということが基本的に育っていく基本になっております。それでまああの先ほどのあの家庭相談員の方もお話をした中で、子ども達は一応食べては来ているとそういうお話になりまして、それでどんなものを食べているんですかと私が聞きましたら、ところがバナナと牛乳だったということであの他のものは食べてなく、それで朝来てしまっているということで、まあその方がそれは食事には入らなくて、ちゃんとした食事というのは子どもが嫌いであってもご飯とおみそ汁とかねそういうものをちゃんと食べさせなければそれは食事とは言わないんだよということで、親御さんにちょっと注意を促したというお話も聞きました。でまあそういうことで町内でも非常に言われています早寝早起き朝ご飯ということの重要性を謳っておりますけれども、それはあのやはり医学的にもそういうことが現在立証されてきております。で、それに対してあの親御さん達やそれから担当職員ですね小学校あるいは保育士の方達に、町としては理解をしても

らったりとかそういう勉強会に行ってもらおうということはされているかどうかお尋ねしたいと思います。

教育長

私もエコチルの疫学的な調査については大変興味を持っているところでありまして、数年先のあのどのようなデータが公表されるかというふうに期待と関心を持っているところであります。早寝早起き朝ご飯のついてのその直接的な取り組み、そのための取り出した啓発活動と申しますか、というものは特にには取り組んでは実際には行っておりませんが、これまでの経過の中で健康づくり推進委員会の会議の中に子どもの生活習慣部会を設置した中で、生活習慣アンケートをですねその都度ずっと継続して続けております。中にはあの朝ご飯を核とした中心としたアンケートでありまして、今年度も実施の予定であります。また毎年あの公表はしております。それから21年度からですね飯島町子どもを健やかに育てるための5か条を決定いたしまして、その中に重要な柱として早寝早起き朝ご飯を掲げております。毎月家庭に配布しているあのわんぱくカレンダーにですね、1条ずつ掲載しておりますので目にさせていただいたことあるかと思っております。またあのお陣屋行灯市の参加賞としてリーフレットを配っておりますが、その中に早寝早起き朝ご飯の条項を入れて、子ども達にも一層の喚起になるというふうに役立てていただくようにしておりますし、まあ学校の中でも学校保健委員会というのがありまして、その中で担当者が出向いて早寝早起き朝ご飯の重要性を保護者それから学校の職員等共有しあいながら少しでも進めるような取り組みはしております。以上です。

坂本議員

最後にあのお話を聞きまして、取り組みの具体例とかおっしゃっていただいたんですけども、あのこれからはそれはもうあの基本的に続けていかなければいけないので、是非、具体的な活動の中でそれを具体化して行って子ども達に食べることを覚えさせていっていただきたいと思っております。それでは質問を終わります。

議長
3番

3番 浜田 稔 議員

浜田議員

それでは通告に従い一般質問を行います。最初の質問項目としてリニア中央新幹線建設という巨大な事業と飯島町の関わり方の全般について町長の考えをお尋ねしたいと思っております。先ずあらかじめ質問の背景について説明しておきたいと思っております。リニア中央新幹線建設促進を求める各種の組織があるということは周知のとおりでありまして、9つの都道府県からなる期成同盟会、それから長野県の協議会、そして上伊那地区の期成同盟会、で、町長はこの上伊那期成同盟会の一員でありかつ町として県の協議会に加わっていると。このように、この昨年の6月議会でも答弁があったということでもあります。また5次総においてですね公共交通機関の整備充実の項目の中の第2項として、リニア中央新幹線の早期実現が盛り込まれていというふうに確認しております。更に町長は議会での一般質問に対して、例えば前期の議会になりますけれども平成20年12月議会、10年後の町の姿を問われる中ではですねリニアという壮大なことが具体化すると、また昨年6月の質問の中では伊那谷の夜明けだというまあ形容までされてですね、非常に積極的な姿勢を示されているというふうに認識しております。ただその一方で町のホームページにはリニアは全く一言も載っていないと私は思っております。それから予算関連私の記憶している限りではですね、平成22年度の2次補正で期成同盟会への20,000円弱の支出だけだったと

思います。まあ私の知らないところで巨額の推進費が動いているとすれば別ですけども。また更に昨年6月議会での同僚議員からの質問に対してはですね、町として議会に諮ったり住民アンケートをとったりなどの合意形成ができていないというふうに答弁されております。まあこれ全体見ますとですね目立たず騒がず新幹線の恩恵には与りたいという政治的なスタンスかなあというふうに思わず思ってしまうわけですけども、まあそういう状況の中で議会ではリニア新幹線をめぐる一般質問が過去3回行われているというふうに私は認識しております。20年の3月、それから1年前22年の6月、そして昨年の6月、でまあこれらの一般質問はいずれも長野県のルートや中間駅の位置に関する内容でありまして、まあそこではリニア新幹線が当町に恩恵をもたらすんだということが前提での討論だというふうに思います。しかし私はですね、リニア新幹線の計画そのもの自体に少なからぬ疑問を抱いております。従ってそういう意見も議会では提起されるべきだろうというのが1つの理由、それからもう1つはですね町が建設促進ということであるならば、あらかじめその恩恵をですね一方的に想定するのではなくてリニア新幹線その全体が含まれている問題が、この町にどのように関わっているのかということを一度どこかの機会に総合的にディスカッションしておく必要があるだろうということが今回の質問の総合的な背景であります。以上のことを踏まえてですね、先ずこのリニア新幹線建設に対する町の立場がどのような経過をたどって今日に至っているのか、これについてお答えをいただきたいと思っております。

町長

それでは浜田議員からはリニア新幹線、このことについて町にもたらす何を恩恵をもたらすのか否か、あるいはまた今度の災害を、また後ほどの質問にも出てくるかと思っておりますが、こうした状況を踏まえてのこの姿勢をどう対応するのかといったようなことのご質問でございます。その中で先ずこの町がどのような立場と経過をたどってきたのかというご質問でございます。若干振り返って申し上げますと、リニアの中央新幹線の早期建設実現を強力に推進するために、これはあの当時のそのひとつの想いであったわけでございますけれども、強力に推進するそのこと取り組みとして昭和57年の4月にリニア中央新幹線の建設促進の長野県協議会というのが先ず設置をされました。そして引き続いて昭和63年の1月に中央新幹線の早期建設と上伊那地区内の駅設置をまあ目的にリニア中央新幹線の建設促進期成同盟会、上伊那地区の期成同盟会が設立をされたという経過でございます。当然のことながら上伊那の一員として私ども飯島町も町長の立場そしてまた議会の議長さんの立場ということで議会も代表してその構成員の会員としての一員として参画をしております。で、今までの取り組み的な事業といたしましては特別この予算をつけて事業というようなことではございませんけれども、このリニアの新幹線建設上伊那地区同盟会が中心となりまして、建設促進に関わる啓発看板、これを上伊那管内に設置を行っております、各市町村に最低1基というようなことで取り組んでまいりました。当町でもご承知かと思っておりますけれども、地域福祉センター石楠花園のあの上ノ原幹線の横に、一時あの老朽化したためにプラスチックのような形に取り替えておりますけれども、引き続きあの位置の沿線に設置を行って、町民の皆さんのまあ啓発のための進めてきた経過でございます。で、お話にもございましたけれども町といたしましてあの町の方向全体を示した施策の第5次総合計画の中にも、地域交通の整備という項の中で中央リニア新幹線の早期実現を主要な施策の1つとして位置付けて、早期実現に向けて関係機関と連携

して働きかけることや、県内への駅設置に際しては在来線との接続対策、及びアクセス道路の整備などを関係機関に働きかけていくということを謳いまして現在に至っておる状況でございます。あの町として具体的にこう議会も含めて、この在り方方向というものを掘り下げて独自に検討した経過はないということですが、今、総合計画の中で位置付けるにあたってまああの議会で議決をいただいたという経過の中ではそのことに触れても一部意見交換をまあしていただいておりますというこういう認識でございます。

浜田議員

一部意見交換はされたということでもありますけれども、町にとっての利害得失はどのように検討されたのかももう少し詳しくお尋ねしたいところでもあります。たぶんこれまでのディスカッションを聞いていますとですね、中間駅の費用負担は引き受けるつもりはないと、おそらく、県か国と。それから地域経済発展と利便性は実現してほしいと、更に在来線の整備や高速化が実現すればいいと、おそらくこれはJRから見ればとんでもないご都合主義だという主張になるんじゃないかなと思いますけれども、現実にそのJRが進めようとしているこの新幹線計画とですね、それから地域が望んでいるこういった点とが本当に整合的に成り立つんだろうかという点で私はいくつかの疑問を感じています。先ず最初は財政負担の問題ですね。で、これはあの大阪まで延長すれば9兆3,000億円、名古屋までで5兆1,000億円というふうに見積もられていて、しかも全額JRの自己負担だということになっています。最初のステップはそうかもしれませんが、これはJR東海がですね国鉄の経営破綻の後のいろいろな債務を全部他におっかぶせてですね、その中でJR東海の経営が成り立っているという過去の問題を無視すればそうかもしれないということだというふうに考えております。で、かつての旧国鉄が生み出した1兆円の長期債務は現実には税金、国民の税金で処理されているわけですし、儲けだしてからの新幹線を持っていない他のJR各社の中にはですね、国の融資を受けて、でその運用資金、言ってみれば営業外の利益でもって黒字を成り立たせているJRが数社あると私は認識しております。そういうことを考えてみるとですね、もしこの新幹線が予定通りの収益を上げないとすればそれは最終的には回り回って国の負担、ひいては地域への様々な財政支援の減少ということにつながるんじゃないかと、要するに単純には喜んではいられないんじゃないかというふうに思います。これはJRのみならず既に似たような例をわれわれはよく知っているわけです。例の全日空の問題で明らかになりましたけれども全国に100余りの空港がありまして、その内ですね地方自治体が管理する58空港の内約9割に渡る53空港が赤字経営だということで自治体の負担になっていると、おそらくその時地域の皆さん喜んだと思うんです。これで観光客が来る、あるいは地域が潤う、だけれどもその結果付いて回ってくる負担についてはですねこういう形で地域が引き受ける格好になっている。しかもこれ2年前でまた最近の状況はちょっと私データ手に入らなかったんですけども、空港の経営実態がよく分かる企業経営に準じた収支の作成というのはですね秋田と富山の2件だけしか提出していない、こういうのが新幹線ではありませんけれども高速交通網に地域が夢をかけたその結末だというふうに私は思っています。それから新幹線や高速道路がですね日本の発展に貢献したという議論がありますけれども、物事は表と裏の両面から見るべきだというふうに思っております。新幹線は確かに公共輸送機関としては非常に大きく貢献したと思いますけれども、その建設費の多くは先程お話した旧国鉄の債務として残っていると、国民が尻拭いをしていると、それから高速自動車道路に至ってはですね言

町長

ってみればモータリゼーションを非常に加速して、確かに輸出産業を育成したことにはなっているかもしれませんが、これが地域の公共交通をズタズタにしてしまっていて、今日の交通弱者問題の原因そのものを生み出したという裏の面から目を反らすわけには行かないんだろうというふうに思います。こういったことを全体を考えてもですね今回旧国鉄の自己資金で賄うというこの一言だけで我々に対して負の面が無いと考えるのかどうか、まあこの辺についての感触をお尋ねしたいと思います。

まあこのリニア中央新幹線の建設というものが、たとえこれがあの全額JRまあ東海でありますけれども、9兆、5兆の巨費をかけて自力でやる、まあこの中間駅の負担の問題はちょっと別にいたしましても、これはあのやはりJR自体の事業でもあり、またこれは背景には国家プロジェクトという位置付けであるというふうに思っております。直接の投資は会社が自前でいたすにしても、これは当然あの世界銀行なりまた日本の融資制度なりを駆使してやっていくんだろうというふうに思います。そうしたあの蓄えが今即あるわけでは決していないことだろうと思います。まあこれがあのどういう将来展望を開きながらこれを活用してどういう国家づくりが将来なされていくかと、ここがまあ大事だというふうに思います。あの飛行場の例もお話ございましたし、また既存の新幹線の例もありました。決してあの良いことづくめばかりではないと、その時々では非常にあの夢のバラ色のような将来が明るいように捉えられがちですけれども、その裏には必ずその地域にしてはなかなか犠牲になる部分も多いだろうというふうに思いますし、今度の場合は特にまた環境問題への心配であるとか電力の問題だとかいう、今、浜田議員がおっしゃる負の部分当然あるわけでございますけれども、全体としてこの日本が世界的にも更にまた反映をしてこの栄えていくという、その1つの手段であるということの考え方についてはこれはやはりあの希望を持って前向きに捉えていくべき国家プロジェクトであろうというふうに私自身は思っておりますけれども、ただまあこれはあの後の質問にも影響してまいりますけれども、決してあの表面の良いことづくめの説明だけで終わらないように、そうした負の面の説明も情報公開をしっかりしていただいて、地域住民あるいはまた国家的にも議論が重ねられて納得の上でひとつ安全対策を講じた上でのこのルート開業ということをまあ期待しておるわけでございますけれども、事業の全体としては一飯島町長がその見解でどうのこうのというわけにはまいりませんけれども、ひとつの期成同盟会の一員として、また一個人としてもこれは是非進めていって発展につなげていくべきプロジェクトではないかというふうに思っております。それからあの地元負担の問題が今後、必ずこれはあの大きくく部分であろうかと思いますが、これはあの前々からも私も言っております。決してあのご都合的には申し上げておるわけでもございませんけれども、上伊那は全体として長野県もそうございましたけれども、いわゆる諏訪回り伊那回りのこのBルートを主張して、その中間駅を伊那近辺に、伊那谷の上伊那近辺とこういうことでやってまいりましたけれども、残念ながら、まあ残念ながらということはこれはBルートを主張してきた立場としてはそういうことの結果になってしまっておるわけでございますので、基本的にこのまあよもやBルートを主張したこの市町村、まああの辰野とこの南の方とは若干ニュアンスは違うかもしれませんが、一体としてその負担を中間駅を下伊那に作るからということで直接的にこの負担を求めてくるということは恐らくないだろうというまあひとつの気持ちを持っていることは事実でございます。

まあ今、裏の面からも目を反らさないということ等ありましたけれども、是非ですねバラ色の話だけではないということについては町の皆様とのいろんなディスカッションがある場ではですねきちんと伝えていただきたいものだと思っております。我々いつも地方交付税が切り捨てられたり、福祉関係の予算が切り捨てられたりということでの目の前の問題で苦勞するわけですけれども、実はその遠因の中にはですね先ほど申し上げたようなあの国鉄の放漫経営ですとか様々な歴史的なツケを負っているんだということから目を反らしてはいけないんじゃないかというふうのひとつ申し上げたいと思います。同じような問題として採算性が本当にJRのいう通りにあるんだらうかということでもあります。で、その理由の1つは東海道新幹線が既にパンク状態だからというふうな話があるわけですけれども、これがJR東海の旅客輸送数ですね、88年からずっと続いています。で、3年前から減少に転じています。これはあの昨年3月までですからまだあの東日本大震災の影響を受けていません。一番最後ですね。この数年前からまあおそらくあのリーマンショックの影響を受けた辺りから経済活動も低下してということかと思っておりますけれども、ただいずれにしても既にずっと数十年に渡って横ばいであってですね、新幹線の需要が伸び続けているという姿ではないということが1つ、それからもう1つは実は定期券の利用者数が書いてあるんですけども、かなり定期券利用者数で賄っているところがあるんですね、おそらく小田原から東京ですとか羽島から名古屋ですとか、そういう言ってみれば日常的な足になりつつあるまあそんなところがあります。それからもう1つは在来線からの新幹線への誘導がかなり行われている、これはある意味では在来線つぶしになると思うんですけども、そういったことでですね2本目の新幹線を通すような積極的な図には私には思えないというのが1つです。それからもう1つは新幹線ができる2027年でしたか、15年間に日本の労働人口はどのくらいになるかというデータがありますけれども、約1,000万人減少します。これは現在の労働人口15歳から64歳の13%減です。更に産業空洞化が進んでいくこの中でですね同じような需要があるというのは私はおそらく過剰見積りだろうと、まあ空港の時もだいたい需要があるという話をしてですね、実際には赤字に陥っていると同じパターンがここにあるんじゃないかということをお私は大変懸念しております。で、もう1つはその新幹線、リニアと同時に期待している在来線の整理・高速化という話ですけども、現実にはJRが進めているのは全くその逆であることは皆さんご存じだろうと思います。私実は大垣に住んでおりましたからあのまあいろんな事情で仕事もあってですね大阪に行く機会が多ございました。大変面白い切符システムがあつてですね、あの今でもあるんですけども、岐阜とか大垣からシャトル切符というのがあります。岐阜県はあの羽島駅しか新幹線が停まらないので、県都である岐阜市それから2番目の都市である大垣市には新幹線が停まりません。在来線しかありません。それから京都まで普通の新幹線を利用して往復しますとですね約10,000円弱かかります。ところがこのシャトル切符というのは米原まで行って、つまり最初の新幹線駅まで行って、それから新大阪まであるいは京都まで行って往復して帰ってくるとですね約半額に近い6,000円強なんです。で、じゃ在来線でいくとどのくらいかかっていうと5,000円ちょっとです。つまり在来線にちょっと毛が生えた程度で往復できるというまあ便利な切符でありますけれども、実はさほど便利じゃありません。これは大阪にいらした方よくご存じかと思っておりますけれども、新大阪に停まるだけです。あそこで乗り換えてまた梅田まで行ってですねそれか

ら大阪環状線に乗り換えなきゃいけないと意味で、新幹線を使うことはさほど便利ではありませんし、接続時間もかなり限られると、しかもこの切符には驚くべき仕組みがあつてですね、実は新幹線を使わなかった場合、つまり米原から京都か大阪まで在来線で行った場合にはですね割り増し賃金を取るという大変不思議なシステム、もちろん途中下車はだめです。つまりこの切符が意味していることは明瞭ですよ。何が何でも新幹線を使わせると、で在来線の輸送量を減らそう、それを理由に在来線を減らしていく、そうは切符には書いてありませんけれども、誰がどう見てもそうなんだろうというふうに思うわけです。従つてですね今回の新幹線がもし実現するとすればですね、今度特にこの上伊那しかも北部の方からの在来線、中央線の特急等を使ってですね東京に行くようなコースは多分甲府から先は平行線の扱いになるんじゃないかというふうに思うんですけども、これはとてもじゃないけどもですねあの長野県民にとって便利なお話になるとは私には思えないわけです。で、それ以外にもまあ先ほど町長の方からも出ましたけれども安全性の問題、これはもっと議論される必要があると思います。糸井川静岡構造線とですね中央構造線、日本でも極めて危険な構造線をですね長大トンネルが横切ると、ここの南アルプスというのはだいたい10年間で3センチ隆起すると言われてはいますけれども、しかも地震の予知されている地帯であります。本当に大丈夫なんだろうかと、それからまあ磁場の強さというのも話題になっているところですね、床面で200ガウス、それから乗車位置で20から50ガウス、まあといつても我々にはおなじみのない数字かもしれませんが、この地磁気がだいたい0.5ガウスです。ですから私たちが日常浴びている磁力線の強さに比べれば約100倍の磁場をですね浴び続けるという乗車システムで、まあこの健康被害については必ずしも議論が尽くされているというふうには思えません。それからもう1つはよく言われるストロー効果ですね、要するに高速輸送網が出来上がるとですね経済圏はその大きな方向に引き寄せられる、まあこんな効果だというふうに言われておりますけれども、実際に人口の増減を調べてみるとまあそれに該当するかなというところがいくつかあります。先ほどちょっと岐阜県の話をしてしまいましたが、羽島駅は確かに羽島市はですね過去25年で20,000人ぐらい増えているんですが、実は大垣と岐阜はずっと横ばいか減少に転じています。で他にもですね例えば一番このストロー効果で有名なのは四国本四架橋ですね。で明石海峡大橋ができたおかげでですね、大阪・神戸に直結したために、週末は徳島の若者は皆車や高速バスで大阪・神戸に行ってしまうということで、徳島の商業施設はほとんど衰退の一途と、シャッター通り商店街というふうに言われています。それから東北新幹線が青森まで開通した結果ですね東京から日帰りのできる仙台に支店が皆移してしまつて、青森の支店というのは次々に閉鎖されていると、同じようなことが実は四国でもですね四国の支社を閉鎖して岡山・広島に持ってくる、まあこんな現象が起こっているということで、高速で便利な輸送ができるということはですね必ずしも地域の方に拠点ができることを意味しないというふうにも思っております。まあそんなこともですね我々は議論しなきゃいけないんじゃないかというふうにも思っています。もちろん念のために申し上げますけれども私は技術開発そのものを否定しているわけではありません。むしろ私、実はかなり磁気物理には関わり合いましたし、リニアのコイルの計算なんかにも関係があつたので技術的には大変興味を持っていますけれどもですね、ただこのリニア新幹線という技術が様々な制約を持っている技術だということも注意しておく必要があると思います。あ

る試算によればですね航空機には長距離では太刀打ちできない、つまり東海道の東京から大阪ぐらいまでがですね採算距離であって、それ以上になってしまうと結局エネルギー効率は落ちてしまうという説があります。それから在来の鉄道とは当然接続不可能な技術なわけですね。新幹線速かったと言ってもですね実は鉄道の歴史というのは元々鉄のレールの上にパンタグラフで修繕するという技術を改良しながら、時速50キロぐらいから200数十キロまで300キロ近くまで上げてきたわけですね。技術としては連続的だったわけですが、このリニアというのはそういう性質とは全く別の乗り物なのでですね、接続というのは非常に問題だろうなというふうに思っています。それから世界各国の状況を見ると日本以外はどこも開発していませんですね。で、上海はドイツの技術トランスラビットというのを入れていますけれども、これも危険だということで都市部への乗り入れは住民の反対で乗り入れることができない。それから元々のドイツ自身はですね死亡事故数年前に起こしまして、一時建設計画はあったんですが日本と同じようにその需要見込みが過大だということ、それから在来鉄道との接続にメリットが見られないということでですね、開発も含めて中止になってしまいました。ということでこれが輸出できる技術かということ、先ほどの航空機との競争性も含めあるいは世界で購入された技術ではないということも含めてですね、様々なネガティブな点が目に付くわけです。こういったことも含めてですね是非総合的な議論をするべきではないかと思えますけども町長の見解を伺いたしたいと思います。

町長

大変まああのリニアに関して高度な技術も含めてこの新幹線問題の浜田議員のまあ御所見についてはお聞きをしておきたいと思っておりますが、まあこれはあの今度のリニアが目指す位置付けというようなものと、それからこれをどう国家戦略として結び付けていくかというまあそのプロジェクト的な問題もあろうかと思えますし、在来線との問題まあいろいろあるわけですが、まあ経営効率等の問題についてまあ今私どもはここで立ち入ってその議論というわけにはまいりません。これは確信を持ってやられるだろう当然そういうことだろうと思えますけども、ただその事がこの地域を通過することによってどう地域としてそのことを活用して有利な方向にこうひとつの計画というものを持てるかどうかということだというふうに思えますし、それからもう1つはあのやはり今、負の部分で赤石山脈を20キロ以上まあぶち抜いて、そのことに対する災害対応の問題はどうなるのかと、それからかなり大量のこの電力を使用するわけでありまして。太陽光や水力のミニ水力といったようなものの比では到底ないわけでありまして、そうしたものをこうした原子力発電所の今供給体制30から40%ぐらいの日本のといいますか、特にJR、中部電力の管区が中心になると思いますがそれでもそれが供給できるのかどうかといったようなこと。それからその大量電力消費に伴う磁気・磁場の問題が高压線1つ通るについてもやはりこのことは気になることであるということで、まあそれらについてはあのいちいち功罪の見解出ておりませんが、いずれにしてもこうした心配のことについてはこのルート問題や駅の設定問題と同時にですね、やっぱりきちんと地域住民に説明をしていただいて、徹底した情報公開をいただいて、まあ納得というかこれはあの太刀打ちできる技術ということが果たして一般住民にあるかどうかはまあ分かりませんが、それらを信頼の上に立ってやっていくということが先ず大事であろうというふうに思っております。そのことはまた折りに触れて、いろいろこれからあの駅の位置が中間位置が下伊那

浜田議員

の方になるかもしれないというようなことで、直接的にはその周辺が中心になろうかと思えますけれども、やはりあの上伊那の期成同盟会も一応内容を変えてでもまた存続して、飯田線の利便性等を求めていく予定でございますので、そうした機会は必ずあると思えますので、また他の町村と連携しながら求めてまいりたいということと、そうしたことをやはりあのこの飯島の地域、距離的には20キロ前後の位置になろうかと思えますけれども、やはりあの飯島町民にもそうしたことをオープンにしているいろいろな内容を知ってもらったり、こっちも示す必要もあるということでございますので、またどういう機会がいいかは別にいたしまして、十分そうしたことを共通の認識としてやっていく必要があるだろうというふうに思っております。それからあの今日のご質問に対しての、にわかはこの震災対応の中でリニアがいかかなものかと、まあ電力の問題もそうですし、含めてそうでありませんが、逆にひとつにはこれはあのこの目的とする部分が東海道新幹線のまあ疲弊してきておる老朽化してきておるための代替線なんだということと同時に、東海地震を想定した場合にもし仮に今の東海道新幹線が壊滅的な状況になった場合にはどうしてもそのアクセス、バイパスが必要であるというこの100年体系の上に立ってのリニア構想でもありと、そこに最新の技術を投入していくという1つの大きな前提があるわけでございますので、この震災の影響も逆に捉えればそのこともひとつ当然必要として今備えて、これからの日本の国家に備えていかなきゃならないこの大動脈のプロジェクトであるのではないかというふうに思っておりますので、まあいろいろ功罪あると思えますけれども、今後十分推移を見守りながら町は町としてのまたそうしたこのストロー現象というのも当然あの心配をするわけでありまして、逆にこれを取って先ほどの観光の問題やら地域産業の問題やらということ、中間駅ができることによって少しでもこの利益が享受できるような町の計画もこれからだんだんと準備をしていかなきゃいけないだろうとこんな考え方であります。

まあ町長のお話、単なるバラ色の話だけではなくてですね様々な角度に目配りをして考えておられるということは理解いたしました。確かに今のお話のようにですね、リニア新幹線は現行の新幹線の約3倍ぐらいの電力を消費するだろうというふうに言われてますし、ただあの迂回路としての新幹線というストーリーが本物なのかというのは私はかなり疑問を持っています。今回の豪雨の災害も含めてですね言ってみれば危険地帯をひたすら走り続ける新幹線がですね、本当にそういった意味を持つのか、というのは東北の場合にでもですね海岸地帯から遠い路線もですね、かなりダメージ、おそらく新幹線1,000本ぐらい電柱が倒れたという東北新幹線ですね、話があったように思えますので、それは私は違うんじゃないかなというふうに思えます。で、この度の東日本大震災の中でエネルギー消費の24時間型の社会からの転換というのは私は国民の暗黙の合意事項だというふうに理解しています。で、6月議会では原発からの転換と浜岡の廃炉という意見書をですねこの議会は全会一致で採択いたしました。日本のエネルギー政策の転換には固い決意と明確な判断が欠かせないというふうに私は思っております。で、原発を廃止したいけれども浜岡は条件付きで容認だとか、あのJR東海の社長は浜岡なしにはリニアは通せないということをどうも発言しておられるようですけども、浜岡は条件付きの容認だとかあるいはリニアも欲しいといったですね、これは私は我々が直面したあの震災の後の日本のエネルギー政策の転換という総論に対してですね、総論賛成各論反対の失敗になってしまうのではないかとまあそういうことを私は大変心配しております。やはり原発からの転

換を図るといのはもっと断固とした姿勢で、一つひとつの施策をですね根本から見直す必要があるんじゃないかと、で、先ほど申し上げた財政負担からいっても、それから今後何十年かかるか分からないエネルギーの代替エネルギーの転換という点から言ってもですね、元々リニア新幹線ありきということでこれを単純に推進していいのかどうかということをお我々は考え直す必要があるんじゃないかというふうに思います。で、これはあの国交省が過去3回行ったパブリックコメントの結果です。でこれはあの奈良県も含む約10ほどの自治体のまあ団体や個人に対してですね、リニア新幹線に対する様々な意見を求めた自由記述方式のアンケートっていかコメント方式だったと思いますけれども、その結果をグラフにしたものです。で、青がですねリニア新幹線を推進すべきということで、2010年ですから2年前ですか、の9月の調査。それから、あ去年ですね、今年の2月、今年の5月、で、推進すべきという意見は激減しています。それに返してですね中止するか再検討しろという意見が激増しています。もちろんパブリックコメントですから多数決でもありません。ただしコメントした総数はほぼ900件程度ということで、この3回の調査はまあ普通に行われたんだろうなというふうに思っていますけれども、これがこの震災を受けたことに対する日本国民の1つの意見というふうに私は思っております。で、我々近くに中間駅ができるかといって浮かれているのではなくてですね、やはり日本のあの震災からの復興のための資金調達、それから電力を含むエネルギー政策の転換、こういったことを総合的に考えてですね私はこのリニアを計画ありきで進めるのではなくて、やはり国民的なあるいは飯島町においては町民的な議論を尽くしてですね我々のスタンスを決めるべきだろうというふうに思いますけれども、この点について町長のご意見を伺いたいと思います。

町 長

まああの確かに大震災の後の、しかもそのこの中部地域は浜岡の原発という1つの具体的な事例がありますだけにですね、こうしたあの放射能に対するこの心配の向っていうものは今まで以上にこの意識として高まってきておるといことだろうと思います。それから更にまたいろんなこの災害に対して、今そうしたこの身近なことに復興にもう一番勢力を注がなければならない時期にこうしたものを予定通りしていく国力があるのかどうかというようなことも含めて、そういうあの全国的にみればそういう1つのアンケート結果が出たんだろうというふうに思っておりますが、まあこれによってその町がどうこうというわけできませんけれども、再三申し上げておりますようにこのリニア新幹線のこの地域の付近を通過するというこの現実問題について、やはりあのこれは同じこの地域に住む者として共有した認識の下に情報を得てやっぱりきちんと整理しておく必要があるし、必要なまた要望は一丸となってまた進めていかなきゃならんというふうに考えておる次第でございます。いずれにいたしましてもこれはあの今後どういうふうに進むかはちょっと予断を許しませんけれども、飯島としてはこの新幹線が少しでも町にとってこの活力活性化につなげていくような、この戦略的な考え方は町民の皆様と一緒に進めていく必要があるというふうに思っております。

浜田議員

まあ町長選もあるということですので再確認させていただきたく思いますが、町長としてはこの計画に対して見直す必要はないとお考えなのかどうかということを確認させていただきたいと思っております。

町 長

あの環境を影響を示されたルートについての実現は強く求めてまいりたいというふう

に思っております。ただそれにはやっぱりあのいろんな心配をする電力の問題、環境への問題、それからそこから出てくる磁場の問題、それからアクセスがどうきちんと整理されてこの地域としてのメリットが出るのか出ないのか、そういうことを十分情報提供をいただいた上で町民合意の中でこれは進めていくべきでございますので、そうした1つのことをクリアしながら前向きにこれはひとつの次の世代の交通機関としての夢を持ちながら進めていくべきであるというふうに思っております。

浜田議員

それでは2番目の質問に移ります。2番目の質問はですね東日本大震災を経た後の飯島町の経済と雇用全般について状況をお尋ねするものでありますけれども、若干時間も押しておりますので項目の細目に挙げました3点、これはどちらかというと数字的なご報告をいただきたいという内容ですので、この辺りをひとまとめにしてお答えいただければと思います。内容的にはですねこの大震災の後、町の企業や雇用にとどの様な影響が表れているのかということ、それから昨年初めてご報告いただきましたけれども、企業誘致の効果ですね、投資まあ工業団地への投資や何かがどのように回収されてきたのかというのが、その後1年経って震災の影響があるかもしれませんけれども、その検証をなさっているのであればその結果をご報告いただきたい。それから不況の中で緊急雇用対策が行われて、まあ現在も継続されているというふうに認識をしておりますけれども、特に震災後決して雇用状態はいいとは思えません。私のところにもかなり個人的な相談もまいつているような状態でありますけれども、この雇用対策のトータルな実績と今後の計画というのがあればそのあたりについてお話させていただきたいと思っております。

町 長

次のご質問は今度は現実的な1つの問題であるわけでありまして、現在の大変まああの心配をしております円高をはじめとする経済状況、それから雇用情勢について、この現状と町の取り組む状況はどうかという、まあまとめてのご報告にさせていただくことになるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましてもあの浜田議員には就任以来この町の企業の経営状況、あるいはまあ雇用関係が非常にあの厳しい状況もずっとここ数年来あることについて、常にこの意を注いでいただいて、都度まあご質問をそのたびにご質問をいただいて、それからその都度またこちらの方もご報告をして必要な対策を一緒になって共通のひとつの目線の中で対応させていただいておるといこととございまして、そのことに対しましてはありがたく思っておる次第でございますけれども、今回もまああのこうした経済状況、ご質問をいただくこともそうですけれども、やはり4半期ごとに状況を町は把握をして、そのことは質問にお答えする形であるかどうかは別にしても、ご報告していかなくやならんということとずっとここ数年来やっております。従って今回もまたあの7月の時点でありましたけれども、所管課を通して町のこれは30社から製造業中心でありますがお答えをいただいてまとめておりますので、そのご報告をまたさせていただくと同時に、企業誘致からくるその果実がどうなっているかというような問題、それから雇用情勢、これらの問題、今いろいろありますのでまたまとめてお答えしてまいりますけれども、いずれにいたしましてもあのもうここへきてご承知のように円高が進んでおることと、それから世界全体がおかしな経済状況の中で町の状況は何ら変わっておりません。あの経済動向が少しあの上修正だどうだいろいろ言っておりますけれども、それはあのマクロ的な問題でありまして町の中小企業大変な状況にあるわけでございます。雇用情勢も然りと。従ってできるだけの手を打っておりますが、野田新政権も誕生をしまして

今取り組んでおる最優先課題が復旧・復興の問題と、それからこの経済対策であろうというふうに思っております。昨日今日あたりの新聞の中にもひとつの雇用対策にかなりのまた部分を割いてということも出ておりますので、それを期待しながら出された3次補正の対応を見ながらまた連携をとって、精いっぱいその対応に取り組んでまいりたいということでございますので、また共々にご理解をいただくようお願いしたいと思います。以上です。

産業振興課長

それではあの質問3つのもの数字的なことにつきまして長くなるかもしれませんが報告をさせていただきます。先ずあの企業の状況はどうかと震災後の企業の状況はどうかということでございますが、先ほど町長申し上げましたように30社からご回答をいただいたところでございますが、前年同期と比較して状況について悪いという回答いただいた企業については56.7%ということで、昨年2月以降この調査をお願いしておりますけれど、過去一番高い最も高い数値が出ました。7月も入ってでございます。ただあの同じ回答で「減少し悪い」の回答が大きく伸びたということは「良い」の回答という割合から相当「悪い」の回答が多くなったということで、業況判断指数的については「悪い」ということになっております。昨年12月末の指数でこの業況判断指数が5.7だったんですが、これが今年度33.4ということで、相当悪くなったということがうかがえます。まああのこの関係につきましては若干報道等でも言われておりますけれども、取引企業の海外シフトがこれも大きく影響しておるのではないかとということ、円高についても大きく影響しているんじゃないかということがいえます。それから3カ月後の予想ということで聞きました。3カ月後の予想についても「悪い」という回答をいただいた企業が50%ということで、半分の企業が「悪い」という予想を立てられます。今回の調査では東日本大震災に起因する影響これについてもお聞きしました。その中では仕入れ先の震災被害による影響については製造業が50%、それから建設業が75%の企業が影響があったという回答をいただいております。ただその影響を受けた企業の現在の状況はどうかっていうことなんですが、82%の企業の方が回復ということをいただいております。震災の被害からの終息は若干終息に向かっているのではないかとということがうかがえます。それから原発の放射能漏れの関係でございます。仕入れ先の製造等の縮小に係る影響につきましては、影響があったとする企業が、建設業にはございませんでした。それから製造業については22.7%という状況がありました。ただあのその後現在の状況についてはどうですかということなんですけれど、60%の方が回復は未定という回答をいただいております。それから雇用の状況でございます。報告がありました企業の正規の従業員数を集計をさせていただきました。この1年間に18人が増加しております。まあ雇用の過不足感につきましては、ただ適正は半分50%の方、やや過剰が23%、反面やや不足が20%ということで、その中で87%の企業の方が人員削減の予定はないという回答をいただいております。ただあの最近の雇用の情勢を見ますと有効求人倍率0.62というような中で、やっぱり雇用については厳しいという状況がうかがえます。

次に昨年9月の質問の中からの関係で、企業誘致からの町への経済効果というか、まあ税に対する関係でございますけれども、法人町民税それから固定資産税につきまして昨年9月の時にお話させていただいた中では、平成15年からのものをお話させていただきました。で、平成15年から17年の間につきましては約10%ぐらいで推移してありまし

たが、平成18年が23.8、それから平成19年には32%という大きな全体の税の割合の中でのその2税が占めておりましたけれど、平成20年度には一気に6%に落ちたということで、これはまああのご存じの通りリーマンショックからの予定納税をされていた確定申告によって還付が増えたということで一気に落ちたということでございます。で、21年度につきましては10.6%ぐらいということまで前回の時はお話をさせていただいて、22年度の予測では17%台じゃないかということもお話をさせていただきまして、今回あのご質問の中でその後1年後の経過はどうかということでございますので、4地区の立地いたします企業からの2税の町税総額に占める割合でございますが、平成22年度の額が決算書と同じように確定しておりますので、率は17.9%ということで、僅かながら上っております。ただあのこの数字につきましては8,040,000円という団地内企業の生産設備資産に対します固定資産税の減免を行った後の割合ということになっております。それからあの町の商工業振興事業の補助金の中の経営規模拡大支援事業、これはあの既存企業が生産設備資産の新築、それから増設等をした場合に固定資産相当額を3年間補助していくものですが、平成22年度は町全体の補助金のうち8,140,000円のうち3,000,000円が企業のところに減免という形になっておりますので、その分をカウントいたしますと町全体の18.5という割合になります。それから8年間の平均につきましてはまあ前回と変わらず約16%ということでございます。数字的にはとりあえずそのぐらいでございます。それから緊急雇用の関係でございます。平成21年度から始まっておる緊急雇用事業でございますが平成23年度今年度も入れまして26事業、事業費で約113,000,000円という中で、労働者の延総数は116人、その内延べ99人については新規雇用ということで予定をしております。これは予定ということは平成23年度も含めてでございますのでよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

浜田議員

1つ積み残しましたが終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻は午後3時30分といたします。休憩。

午後3時12分 休憩

午後3時30分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。

7番 倉田晋司 議員

7番

倉田議員

本日の最終質問者となりました。私は定住促進事業の推進とこれに関連する事柄につきまして、通告書にお示しをした内容でお尋ねをしております。平成23年度からは対策プロジェクトが始動をいたしました。第5次総合計画の初年度でありまして、特に前半5年の4つのプロジェクトに関連した施策を中心として様々な事業展開がスタートをしたところであります。このうち定住を促進するプロジェクトにつきましては定住促進室を新たに設置をして、情報発信の強化やふるさと回帰フェアへの参加などにより町内への定住を促進すること、また総合窓口として様々な手続きを一度で行えるワンストップサービスを提供する場としてその業務を開始したところであります。発足して5カ月が経過をし

した。この間の取り組み状況はどうであったかという点についてお尋ねをいたしますが、午前中に同僚議員からその成果についての質問があり、これに対する答弁がありましたので、重複する部分は避けることといたします。まあ親切の部所でありますので震災支援を含めまあ手探り状態、あるいは思考錯誤を繰り返しながらですね、また新たな試みも取り入れる中でこれまで取り組みをしてこられたことと思います。まあ新たな取り組みの例としてですね、先ほど午前中答弁にありましたお盆帰省Uターン特別相談会というものを8月の12日から16日にかけて開催しております。住まいの相談、仕事の相談、定住支援や子育て支援、分譲団地の案内などというふうに内容を承知しておりますが、なかなか斬新なアイデアだと思います。そこでこの相談に8件あったという午前中の答弁でありましたので、この8件というのはかなりの反応ではないかと私は考えております。で、この手応えをどのように感じておられるか、また8件の内容をですね支障のない範囲でもう少し詳しく答弁を願いたいと思います。

町 長

倉田議員からこの4月に発足をいたしました産業振興課内での定住促進室これに関するご質問でございます。スタートしてまあ5カ月余り、6カ月近く経つわけでございますけれども、こうした取り組み、とりわけあの被災地からの受け入れ等の問題についての関連のご質問でございますので、先にあの久保島議員の質問でもお答えしておるわけでございますけれども、特にあのお盆に相談に預かった8件の内容等について、これはあの課長の方から詳しく内容をご報告いたしますけれども、その前に前提としてあの表題がワンストップとそれから総合窓口的な位置付けへも質問をいただいておりますので、その事に触れてちょっと私の方から先にお答えさせていただきたいと思っております。ちょうどこの促進室の設置をして間もなくこの被災地からの受け入れ支援という問題が出てまいりましたので、本来これはあの町の人口増定住促進ということの趣旨で、様々な取り組みの中でこの施策を図っていきこうという趣旨の目的で組織改正をして設置をしたわけでございますけれども、当初からこの問題が出てまいりましたので、そうしたあの一般的な本来の考え方等とともにですねこの対応をしてきたところでございます。かえってあの結果的にはこうした取り組みの例が1つのモデルで大変あの勉強にもなりましたし参考にもなったと思っておりますので、今後の一般的な定住促進の施策としても活かしていく大きな材料をいただいたというふうに、こちらとしては受け止めておるわけでございますので、そんなことを申し上げながら反省もしながら、この総合窓口、ワンストップサービスに係るこの本来の考え方を更に進めてまいりたいというふうに捉えておるところでございます。まあ具体的にはこの被災地からの受け入れ問題、支援の問題は定住促進室が所管としてまあ取り組んで現在もおるわけでございまして、具体的にはこの住居の確保の問題、それから住民窓口や水道使用の手続きの問題、ごみ収集等についての耕地の役員の皆さんとの調整、保育園の入園や小学校転入手続きや調整の問題、スーパーや病院等の町内情報、更には心配ごと、それぞれ非常にまあ多岐に渡ってこの個別の事情に考慮しながら、相談に預かりながら支援をしておるところでございます。先にも申し上げましたように単身、家族を含めて現在28世帯39名、町に何らかの形でお勤めをいただいたり生活をいただいております。で、これらまあ当然定住促進室がチーフで対応しておりますけれども、いわゆるまあこのワンストップサービス総合窓口というような考え方の中で連携で、関連する関係所管・部所との連携によってこうしたことの対応をしておるわけでございまして、言

ってみればこれはあの町の震災被災者の受け入れ支援チームというような考え方で担当してきております。でそのことが非常にあの今後の定住促進室の事務の取り組みのあり方に大変有益なまあ、まあ有益と言っちゃあ失礼でありますけれども、大きなモデルケースとして参考になるというふうに思っております。従ってあのこうしたことを教訓にして、また更に息の長い定住促進の施策としてこの室が中心になって連携をもって進めていきたいというふうに考えておるところでございます。8例等の内容についてはまた課長の方から申し上げます。

産業振興課長

それではあの今お話のございましたお盆の帰省Uターン特別相談会の8件の内容につきましてご報告をさせていただきます。8月10日から16日までの間を実施いたしました。その間に土・日も入っておるわけでしたが、それも含めて実施しております。先ず相談者の方の年代でございます。20代の方が1人、30代の方が2人、40代の方が2人、50代の方が1人、60代の方がお2人ということで合計で8名の方でございます。この方達の現在の住所ということでございますが、県外の方が3名、この県外の3名というのは八王子、京都、兵庫とそんなような状況でございます。それから県内でございますが、まあこれは飯島町を除く県内でございますが4名おられました。千曲市、それから伊那市、松川町、天竜村という状況でございます。で、町内の方がお1人おられたわけですが、このお1人というのは震災の絡みで飯島町に来られて現在農業の方に就職をされている方ということでございます。この方を含めて8名でございます。で、相談の内容でございますが、転職を含めましたUターンそれからJターンの希望者の方、まあ移住ということですね移住したい希望の方が4名、それからまあ移住にもつながるわけですが中古住宅を探しているが紹介してほしいという方がお二人、それから先程の就農というか農業の方に就職されている方を含めて就農の相談が2名ということで合計で8名でございます。まああの相談の内容に対しましては町の子育て支援等を含めます各種支援の内容、それから中古住宅の案内まあ、現地も含めてでございますが説明、それから求人の情報、それから就農に対する説明も地域マネージャー等も一緒の中で行っております。それから農地法等の説明も併せてしたところでございます。まあこの方達にはあの今あります町としての精いっぱい対応をさせていただいたわけでございますが、まああのこの期間の後になりましてその方の中からお礼のメール等もいただいた状況でございます。まあそれであのこの方たちの反応というかこれからの可能性でございますが、まああのお1人につきましては飯島町に今住所を移られて、まあ震災で来られたという方で就農をしたいということで、この方につきましても今後より丁寧な説明等をしながら是非飯島の中で就農に就いていただければというような形を思っております。全くダメという方がお1人いました。これはただ仕事を探すだけの方でございます。それから町のいろいろな支援等の説明をした中でなんとかかなりそうじゃないかなということで、これから事後の対応にも力を入れていかなくちやならないわけですが、なんとかかなりそうの方がお1人おられました。まあどちらとも言えないっていうような、こちらとしては考えた方が5名おられました。ということでまああのこの5名の方も含めまして今後ともプッシュ等をしていければというふうに思っておりますので、状況につきましては以上でございます。

倉田議員

8件の状況が詳しく答弁がありましたので内容がわかりました。まあ少なくともこの8件あったということ、それから移住希望がそのうち4人あるということは非常にまあ成

果としては素晴らしいことではないかなと思いますので、まあこれ継続は力なりと申しますけれどもまあこういった試みをですね、まあお盆はもちろんですけれども、今後もですね実りの秋あるいはお正月とかゴールデンウィークだとかそういう機会を捉えて、とにかくまあこういったことの取り組みの実施を続けていっていただきたいと思います。

次にですね定住促進事業のこの5カ月の取り組みが既にあったわけですが、今後更に創意工夫をすべき点、あるいはその課題といったものが見えてきたかと考えるわけですが、まあそれらをどのように捉えてどう対応していこうとしているのか、といった内容についてお尋ねをしていきます。一昨年9月の定例会一般質問で私は定住促進条例を策定し実効ある定住支援施策を強力に推進することが必要ではという趣旨の提案をいたしました。まあこの時の答弁では要綱や運用で対応しており、今すぐ条例化という考えはないとまあこういうものでありましたけれども、あれから1年半、定住促進室は設置されました。まあ当時提案したことのまあ考え方がいいますか思いが実現をしたものというふうに考えまして、まあこのことを評価をするものであります。そこで創意工夫というこの観点で見ますと、この定住支援の主なものですね若者定住促進住宅の補助、それから勤労者住宅建設資金の利子補助、まあこの2点でありまして当時と変わっておりません。しかしまあこういった住宅対策というのはどの自治体でもやっていることであります。改善した点は住情報ネットワークこれは情報発信が格段に増えております。それから子育て支援についてはこれは町は鋭意努力をしております。そうで移住する人の立場になってですね、この移住しようとするモチベーションをもっと高める、あとワンプッシュするためにはこの住宅支援だけでは必要条件ではありますけれども十分条件とはもうなくなってきております。で、あとワンプッシュのために何ができるかということが大事ではないかと考えるわけでありまして、この説明会に8件あったということで、関心は非常に高いということがありまして、まあ情報発信を見てですねこれだというふうに決断させるもの、そういうものが必要ではないかというふうに考えられるわけでありまして、移住者支援の例をいくつか提案してみたいと思います。まずは奨励金の制度をつくるケースでありますけれども、例えばある町でやっておりますが、Uターン奨励金世帯に200,000円、単身者に50,000円、それから転入奨励金、転入ですのでJターンかIターンかそういうケースだと思っておりますけれども、世帯に100,000円、単身者50,000円、この内45歳以下の方が第一次産業就業のために転入された場合は世帯に300,000円、単身者100,000円という特例もあるようであります。それから就業の支度金50,000円、結婚祝い金50,000円、更にですね出産祝い金として第1子30,000円、第2子50,000円、第3子に100,000円、第4子200,000円、第5子以上300,000円というようなことをこれ実際やっているところがあります。で、金額はまあともかくとしましてこういう奨励金の制度を設けているところは多いと思います。それからまあユニークな例としてはですね新婚家庭に町内産の新米60キロを贈るといったものがありますが、まあ飯島町は米どころであります。移住者の方にですね飯島町内産のコシヒカリの新米1人1俵を贈るといったようなことは、これはまあすぐにでも実現可能ではないでしょうか。あるいはですね住宅を新築した場合ですね移住者が、住宅にかかる固定資産税相当額を10年間補助すると、まあこういう制度を設けているところもあるようであります。お隣の松川町は2分の1相当額だと思いますけれども、何年間かやっているそういう制度があるように思います。あるいはですね子どもの居る世

町長

産業振興課長

帯の移住者に町分譲団地を無償で提供するところという取り組みをしているところがあります。で、この町では今回6区画募集をするということをおっしゃっていますが、まあこれ長い目で見ればですね有効ではないかと、もし町内にですね塩漬けになっているような団地がもしあるとするならばですね、検討に値するのではないかとこのふうにも思います。それからもう1点ですが、住宅を新築する人にですね移住者ですが、町有林の桧を無償で提供するというものでありまして、午前中の答弁の中で町の面積の72%が森林であると、それから町有林は1,100ヘクタールというような広大なものを持っております。こういうこともですね現物があるわけでありまして、やろうと思えば可能ではないかというふうにも思います。それで知恵はいくらでも出てくると思いますので、飯島にある資源を使ったアイデアというものですねもっともっと出して考えられるのではないかとこのようにも思うわけでありまして、そういうことで今後更に創意工夫すべき点、あるいはですね見えてきた課題への対応どのようにお考えになっているかお尋ねをいたします。

4月から発足した定住促進室の業務として震災対応を初めいろいろとまあやっておるわけですが、いずれにいたしましてもこの促進室の使命は飯島町をセールスとして売っていくと、そして情報提供をしっかりと町を魅力あるまちづくりの印象を持っていただいて、そして少しでも定住促進につながっていくというようなことの中で、を入れるとまあ取り組んでおるわけですが、今あのご提案をいただきました様々な施策の中にも町は既に、形は全く同じというわけではございませんけれども、若者の住宅建設促進に対しての補助でありますとか、それから子育てに対する補助でありますとか、というようなことはきめ細かくやっておるつもりでございますが、なおいろんなあの住宅建設に対する材木の支給であるとか、これもあのいろいろと身近に見ておって承知しておりますけれども、あのそうしたことも一応まあお聞きして、今そうしたことをあのこれから長い目で町には重点施策の1つとしてこの定住促進というものを捉えておりますので、ここにあの定住促進プロジェクトというひとつのプロジェクトを組織してございます。それぞれいま担当職員もここにおりますのでそのことをまた十分参考にさせていただきながら、先進例も十分調査しながら町にできることはないかということで取り組んでまいりたいと思っておりますので、そのようにご承知おきいただきたいということと、それから更に今現在プロジェクト等でも研究して少しずつその具体的なものを、またこれはあの予算化にも関係してまいりますが、まだあの確実な線で申し上げるわけにはいかない部分多いかと思っておりますが、その幹事役でやっております産業振興課、定住促進室所管の方から現況の取り組みを報告をさせていただきたいというふうに思います。

それではあの町長の方から現況の取り組みということでございますので、まああの午前中の中でもお話をさせていただいております。情報の発信ということが先ず大事じゃないかなというように考えております。いくつかの組織に新たに加わりましたので、その組織の中に飯島町のホームページを開かさせていただいておりますので、その中で先ず交流移住サイト飯島町のページの開設でございますが、現在のところ訪問されている方が1,430名以上おられます。それから移住交流機構ということでこれはあの日本移住交流推進機構の方で管理運営をしておりますが、その方に飯島町のページを開設しておりますが、訪問されている方が1,300名以上ということで、これはまあ8月末の現在の数字でございます。それから先程議員の方からも言われましたふるさと回帰フェアということで、

そちらの方に今月東京でございますが参加をするようになっております。それから県の方の組織で田舎暮らしの楽園信州協議会というところがございますが、その方に加盟をいたしましてパンフレット等を送った中で対応をしていただいております。それから相談業務につきましては先ほどお盆の関係、それから通常業務の相談事業をやっております。その他にはまああのこれからは大事だなと思うのは、やっぱりあの町内でありましていろいろな団体の皆さんがおられます。NPO法人の皆さん等々おられますがその方たちとの交流をしながら、外方は飯島町に対してどんなことを思っているんだということをお聞きしながら、これからの対応をしていくのが1つの大事な部分かなというふうに思っておりますので、まああの先ほど町長申し上げましたようにプロジェクトもございまして、その中でまた話をしながら前向きにいろいろやっていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

倉田議員

今この定住促進を各地で移住支援の対策をですねあの手この手で考えて打ち出して情報発信をしております。手をこまねいていけば埋没してしまうということがあります、今答弁にありましたようにいろんなものに参加をしながら情報発信を広め、なおかつ窓口としても対応していくということでもありますので、まあこの定住促進室、その機能を十分に発揮をしてですねプロジェクトの目的を達成するように今後の業務の推進を期待いたします。

次の質問にまいります。この定住促進を進めるうえで移住者の満足度を高めるということも非常に大事ではないかと考えるものであります。そのため一方で商業環境の改善充実というものが必要になってまいります。そしてこのことは地元滞留率や買い物弱者の対策の上からも必要不可欠であるというふうに考えるものであります。さて町はですね6月の21日から7月の5日にかけて町内4地区でまちづくり懇談会を開催いたしました。で、第5次総合計画の説明等を含め町民意見や要望をつぶさに聞いたところであります。で、この席上出された町民の質問・意見・要望これらをまとめてですね、これに対する回答を明記したうえで町のホームページ上に公表をしております。8月18日だと思いますので見た方もあるかと思ひます。で、まあいろいろ意見・要望出てまいりまして、これを分類の仕方でも149項目となっておりますけれども、まあその内容はですね総合計画、それから住民自治から保健・医療・福祉・産業振興・森林や河川・道路・防災など住民生活に直結した内容となっております。でこの中でですね商業振興に関連した要望は数も多いです、また内容も切実なものになっております。要望の事例をいくつか紹介いたしますと、買い物できるところがなく地元で物を選べない、主婦として食料品店や本屋など身近な商店が必要だ、町に店がなくなった自分で車を運転できないので動きにくい、60歳以上の人が困っていることは買い物店がないことだ、あるいは、年をとったときに遠くへ買い物に行くのが心配だ、まあこういう声が多いわけでありまして、で、これに対する回答ですけれども、誘致しても来てもらえない状況で既存商店街とバイパス沿線の利用を考える、あるいはですね、積極的に町内で買い物をしてほしい、そのため魅力ある商店づくりに商工会と連携をしていく、とこういった内容になっておりまして、まあ要望と回答に若干ミスマッチと申しますか、店がないと言っているのに積極的に買い物をして町内で買い物をしてほしいとかですね、まあありますがそれはともかく、まあ私がつらつら思うにですね厳しい現状というものがあります。それから一方で第5次総合計画の方針というもの

もあって、まあこの回答もですね板挟みの中で苦勞の跡というものがあると思ひます。で要望もう1点、アイターンで大阪から来た大きなスーパーや洋服、薬を買える店がほしい、回答は大型店は困難、既存商店街の振興とバイパス沿線に中型のスーパーを誘致していく、とまあこういうことになっておりまして、中型スーパーの件は午前中にやりとりがありました。まあこれはあの実現をすればですね活性化の1つの起爆剤となりますし、消費者の選択の幅が広がるとそういう意味では大変結構なことでもあります。問題は距離でありまして飯島の人口重心がどこにあるかはちょっとわかりませんが、だいたい国道近辺だとしますとですね国道の交差点からバイパスの交差点まで1.4キロの道のりがあります。これは高齢者が歩いて往復できる距離では到底ありません、まあこの回答にあるとおりですね、既存商店街の活性化というものはやはり現実問題としては先ず生活上で一番重要ではないかというふうに考えるわけでありまして、で、第5次総合計画の前期基本計画、にぎわいのある商店づくりの推進の中でもですね、商店街の活性化を主要施策のトップに位置付けております。更に地元滞留率を平成27年までに14%まで引き上げるとしております。あと4年あります。町長は町民の願望・要望は十分にご承知であります。この商業振興どのように実現を図っていかれますか。

町長

まあご指摘がございましてこの人口対策上も定住促進上も、どうしてもこの町の魅力のひとつに近くにまあ選択できる様々なこのお店があるということ、これが非常に大きな要素を占めておられるこれはもう当然であるわけでございます。それであのそのことに関しての今度の住民との懇談会の折にもいろいろと多くの意見の中でそのことが捉えられて、まあ見解等も申し上げてあります。まあ倉田議員の印象ではミスマッチもあるというふうなことで、大変まああの苦しい答弁的な弁解もせざるを得ないというような状況が、それだけ深刻な状況に今あるということでございます。これはあの特にあのコスモの例なんか非常にあの目のあたりにして大きな影響として捉えられておるということでございますし、またあの広小路界隈との問題もいろいろ影響しておるということでございます。で、確かにまあこれはあの考え方の上ではミスマッチがあるわけでございますけれども、かつてまああのコスモ21が共同店舗としてあそこで20年来やってきた歴史の中では、非常にあの他の町村から模範的な取り組みとして逆にあの周辺の町村から買い物に殺到されてきたことがあるわけでございます。その後まああの政策としてはこの大型店舗の規制がなかなかなかったために随所にまあそうしたものができて、それからその反省の上に立ってまた規制が加わるというようなことの繰り返してきておるわけでございますが、やっぱりあの買い物客の時代のニーズというものがどうしても車社会の問題、それからいろんな品物を安く選べるというようなこのニーズに変わっておりまして、そのことがあのどうしても買い物のお客の皆さんは他に流れてしまうという、これはまあ1つの心理的なもので当然かと思ひますが、それに対するこの地元の対応というものなかなかここまでこの営業的にも着いていけないというところにひとつの分かれ目があるというふうには思ひます。一方ではまたあの近所のお年寄りなんかも含めてそう品物豊富でなくても身近にどうしてもお店があつてほしいという心情もまたこれは当然なことでありまして、今私ども子どものころから成長する頃には非常にあの近くのお店屋さんというおじいさんおばあさんを含めての個人経営の店がいくつもあつたというようなことを考えますと、正にまあ隔世の感がするわけでございますけれども、これもまあ時代の

流れだけで解決できない問題もある、それからまあひとつには後継者の問題もあるという
ようなことで、ご承知のこうした現実があるわけですが、何とでもこのことを
まあ、いわゆるまちづくりという観点の中で少しでも解決していかなくやならんとい
うことの中で、既存商店街の活性化それからもうひとつにはやっぱり核となるようなこのス
ーパー的な買い物ができるようなものもひとつ誘致していかなくやならん、位置的な問題
はいろいろあると思いますけども、やはりこれはあの進出してくる以上この商業圏という
戦略を当然まあ伴っておりますので、こちらで要望して此処へと言ってもなかなかそう
いうわけにはまいらない、いろんな条件がまあ噛み重なっているということでござい
ますが、ただあの今までのように近くにすぐまあ下駄履きで買い物できるというよう
なわけにはなかなかこうまいらないと思います。そこにはあの1つの知恵を出しなが
ら配達的なことももう既に組み込んでおるスーパーさんや個人のお店もあつたり、
農協JAさんもそんなようなことの取り組みをしておりますので、これからはあの
そうした1つのサポート体制っていうものも取り入れていかないと、数ばっか増や
しゃいいと口では言ってもなかなかそういうわけにはまいらないということでござ
いますので、その仕組みをやっぱり変えてその買い物弱者対策というものを庁舎内
でいろいろと対応を研究しております。同時に新しい店舗の展開についても先ほど
お答えしたようなことの中で、商業圏の中でまあ作っていかなくやならんといろ
んな面で作っておりますので、なかなかこれはあの難しいものを含んでおるす
けれども、精いっぱいまあ取り組んでいかなくやならんこの商業振興の問題であ
るということでもありますので、全力でやってまいりたいというふうに思ってお
ります。

ただいま答弁をいただきましたけれども是非とも全力で取り組んでいただきたいと思
います。最後の質問に移りますが、今の答弁の中でコスモ21のことが出てまいり
ましたけれども、コスモ21の施設の利活用についてお尋ねをいたします。先ほど
まちづくり懇談会での町民要望の例を引き合いに出しましたけれども、この中
でコスモ21の問題も提起をされております。で、コスモ21は平成21年10
月に完全閉店をしましてそれから2年になります。で、町民要望の事項です
けれども、コスモ21の跡地利用はどうなっているか、建物も年々老朽化し
活用が課題だ、町として何処まで関わっているのか、活性化に向け建物の有
効活用に取り組むことが必要だと、飯島地区としても公園や商店とかを
検討しているが町としても考えてもらいたい、などなどですねまあ誰もが
思っていることが声になって出てくるわけでありまして。まあこの回答は
ですね、スーパーの誘致は努力したが難しい、専門家の判断はスーパー
としての再生は難しい、と言っている。後利用は異業種から探す方向で
考えている。異なる業種ですね、まあこういうことになっております。
それからもう1点、コスモ21に対する支援をこれまで町はどのように行
ってきたか、これに対してはですね新規開店時と規模拡大時の2回補助金
による支援を行ったということと、現在は施設の再利用先等について関係
者からの相談に応じてきている、というような回答をしております。で、
昨年9月の定例会ですすね私はコスモ21施設の利活用について質問を
いたしまして、一日も早い解決に向けて最大限の努力を求めたわけであり
すけれども、答弁としてはですね高度化資金の整理解決の方向が見えない
ことには動きが取れないというものでありました。で、この問題はこれ
までも何度も取り上げられましたけれども、つまり債務問題を解決しな
ければ何も前に進まないということの繰り返しでここ

倉田議員

町長

まできております。で、あれからまた1年が過ぎたわけでありまして。事態の進展は
見えておりません。ただ回答の中でですね施設の再利用先等について関係者
からの相談に応じていると言っておりますから、ということは町としては
ですねこの1年何もしてこなかったということではないと考えるわけであり
ます。が、動きは町民には全く見えないわけでありまして、見えません
のでこの段階でそういう質問が出るということでもあります。町はですね
もっとオープンにした方がいいんじゃないでしょうか。少なくともですね
関係者の相談に応じていることはまあ何らかの提案があつてもこの債務
問題の壁に突き当たりそこでとん挫してしまうと、そういうことでは
ないかというふうに想像するわけです。で、出では消える、まあ水面下
でそういうことが繰り返して1年が過ぎるということではないのかと想像
をするわけでありまして。それでですねあのままゴーストタウンにして
しまうのか、それともですね債務問題が障壁だとわかっているわけであり
ますから町が強く関与をしてですねこの解決に強力な指導力を発揮する
とそういうことができないのでしょうか。町長にはですね町民に分か
りやすいと、もう一步踏み込んだ答弁を求めたいと思います。

コスモ21の問題であります。この利活用問題これからの展望の問題、
非常にまああの難しい要素を持っておる内容でございますけれども、
まあ今までも質問にお答えをしたり、いろんな状況をご報告したり
しておりますが、なかなかあの個人っていいですか1つの利害関係
にあるこの内容を含んでおりますだけに、まあオープンなひとつの
内容を示して町民に示してということでありまして、イメージ的には
確かにこのコスモの状況がああいうことで長く続いているとい
うことは町のイメージにつながるということで、まあ何とかしな
きゃならんということで取り組んでおるわけでございますけれども、
内幕はなかなかそういう問題があるので非常にあの苦しい内容であるとい
うことはまあ是非ご理解をいただきたいわけでございますけれども、
まあそうは言っても時間が進行をしまいいります。町といたしま
してもこれはあの立場をわきまながら全力で取り組んでおるとい
うことは先ずご理解いただきたいんですが、今日こうしてここに
あの申し上げることは今その実際の内幕のまあギリギリの限界の
部分をまあ議会の場で申し上げるということをしてひとつご理解
をいただきたいというふうに思います。で、今申し上げましたこの
町のイメージに関わる現在のコスモ21、この現状を見るにつけて
大変まあ町の大きな課題として受けとめてこれまで真剣に取
り組んで打開策を図ってまいりました。お話にもございました
けれども、このコスモ21につきましては20数年前この開店と
同時に際して町といたしましてもその開業時とそれから途中で
リニューアルして規模拡大をして更なるグレードアップを
図ったということが、その後5年ぐらい経ってからまああつた
わけでございますけれども、この2回に渡って財政支援をまあ
してきておる経過がございます。その時点での考え方、これは
あの予算的には議会からも相談をして対応してきておるわけ
でございますけれども、何とでもまあ町の活性化にこの牽引
をして行ってもらうという大きなまあ願いを込めたこの
私ども時期を期待を承知しておりますだけに、非常にまあ
あの大変まあ残念なふうを受け止めておるわけござい
ますけれども、で、一刻も早くこのことを打開して
何とか次の方向をとということいろいろと手だてを講
じてきておるわけでございますが、少しあの内容につ
いて掘り下げて申し上げていきますと、いろいろと
あの話もあるわけでありまして再活用について。それ
でこの再活用にあたってはいろいろ町といたしま
しても中間に入って様々なこのネットワークを通
じながら、具体的な提案をいただいておりますこと

は事実でございます。で、事実であるわけですけれどもこの詰まる場所ははっきり申し上げまして、過去の融資資金に関わるこの債権債務の問題が大きいのしかかっておると、これはもう避けがたい前提になる事実でございます。この債権債務の清算がなされないためにこの建物に付いておるこの抵当権に係るして、施設自体が制約を受けておるということございまして、いろいろとお話があるんですけども、そこに行き当たるとこの提案が立ち消えになってしまうということございまして、本当にあのジレンマ的な思いをしておるわけでございます。具体的にはこの債権者となる中小企業の基盤整備機構というその高度化資金を貸した国の機関当時ございまして、その元と県がそれに上乗せをして一緒になって融資をした経過があるわけございまして、これが現在まあ資金回収のためにいろいろとまあ個人の財産調査もしながら回収に動いておるわけでありまして、やはりあの心理的っていいですかあの法的な部分も含めてこの資金回収、融資回収のためにはどうしてもその債権者はあの施設を少しでも回収資金にして、この債権債務の償還額に充当をしていきたいということがひとつにありますし、それからまたあのそれを返済する債務の皆さん方も少しでもその今ある建物等を有償化して高く見積もってもらってその手が打てないものかどうかと、それを返済資金に充てていきたいという、こういうまあ当然といえば当然の思惑があるわけございまして、その一方でやっぱりあの新しい事業を展開していくという考え方に立ちますと、スーパー的な形にしる、いろんな他の福祉施設にしる、工場にしても今あの状態で即そうしたまあ簿価に近いようなもので資金投入をして再生をして事業活動をやっていくということは到底考えられないと、やはりあの今は今の考え方もございまして、それからその活用性というものについては非常にあのその事業展開の上では支障になって、思うようなその言っておられるような資産価値は到底もう弾き出せないというひとつのジレンマがあるわけございまして。そうしたことの中で非常にあの時間の経過とともにやはり水に流れてしまうと、こういうまあ繰り返しがあつたわけございまして、それでそのところがやっぱり一番あの大きなこの障壁となつておることが事実であると、今こうしたあのスピードの時代でございますので、そういうまでも待つてはられないというのがひとつの営業の立場とすれば戦略上はまあそういうことだろうというふうに思います。で、そこを何とかまあ回収機構の方もひとつの覚悟をもって早期にこの問題を解決して、そうした地域の情勢というものを十分理解してもらつてなんとか早く解決できないのかと、債権債務のことはまた当事者間の問題としてということ町も間へ入つてそのことを県を通じていろいろやっておりますけれども、やはり建前は1つの法律の問題があるわけございまして手続きはどうしても時間かけて踏んでいかんやならんという、そこにまあジレンマがあるわけございまして。それと同時にあのもう一方ではこの土地については借地でございまして、その地権者の皆さん方からもいろいろの切実なお話を聞いて受け止めておるわけございまして。この辺についてもまあ間に入って税金、固定資産税もいただくこの行政としての立場もございまして、何とかまあ早く解決できるようにということで、そのことに今前段のお話に合わせてまあいろいろと手を打つておるわけございまして、今お話をしたような状況の中でまだ思うような打開策が見えていないのが現状でございますが、やはりあのそうした考え方に立つて今ある情報とかこの後利用についての話は大事にしていきたいということで、今ありつつもそういう状況であるということをご理解いただきたいというふうに思うわけござい

倉田議員

す。なんとか早く手続きを済むようにということでございましてけれども、まあいずれにいたしましてもこの先ずは関係者の債権債務の清算が先決であると結論的には、でそのことが壁となつてまあ打開策が進まない以上、是非ともこのことが早期に済まされるように町としては切に願ひながら県を地方事務所等を通じて今いろいろと手を打つておるわけございまして、決してあの何もしないということではございませぬ。一緒になつてまあ考えておるわけございまして、そのところを何とか早く手を打つてもらわないと展望が開けないということをごんどうでありますけれどもご承知おきいただきたいと、こんなことをご報告をさせていただきたいと思ひます。

ほとんど時間がなくなつてまいりました。まあ縷々町長から答弁をいただきましたけれども、詰まるどころ債権の問題の解決なくして前へ進まないという点に関しては1年前と変わつていないということでありました。で、答弁の中に地権者のことも言われておりましたけれども、地権者の皆さんもですね大変困つておられまして、まあ契約期間は28年3月というふうに賃貸契約でなつております。で、中にはですね原状回復の条項もありまして、この借地の返還の場合は現状に復するというような状況も契約上はあるわけあります。で、まあ事業をしておりませぬので地代の支払等も非常に困難をきたしておりますし、地権者の皆さん大変心配をしております。最後に町長、地権者の皆さんに一言メッセージをいただけないでしょうか。

町長

あの地権者の皆さんも実際にこの営業に処していない土地をお貸ししておるといふ、その心情はまああまりに察して余るものがあるわけございまして。町もそれに派生して債務者の皆さんも公平な税制の中で固定資産税というものをいただくシステムになつておりますので、同じまあ被害者の一員でもあるというふうに町は思つております。従つてこれはあのとどのつまり今言つたように債権債務の問題でありますけれども、どうかひとつ早くこれは勇断をもつてそのことを片づけられるようなことをお願いして、まあこれはあの契約上明け渡し原状復帰というようなこともありますけれども、これはまあ当事者間の問題で町がああしろこうしろというわけにはいきませぬけれども、まあとどのつまりその辺のところもある程度視野に入れていかないとこの問題は進まないのかなあということですが、これはまあ是非ひとつまた地権者と債務者との間のお話合いの中で契約に基づいて進められていくということでございまして、そうした少しはまあ将来に渡つての展望を真剣にまあ地権者の皆さん方も考えていただくこともあるんじゃないかと、町も公の立場に立つてできるだけ精いっぱい努力をしまつたいと思つております。

倉田議員

質問を終わります。

議長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午後 4時21分 散会

平成23年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

平成23年9月9日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

竹 沢 秀 幸
三 浦 寿 美 子
中 村 明 美
堀 内 克 美
宮 下 寿

○出席議員（12名）

1番 久保島 巖	2番 宮下 寿
3番 浜田 稔	4番 三浦寿美子
5番 竹沢秀幸	6番 北沢正文
7番 倉田晋司	8番 中村明美
9番 坂本紀子	10番 堀内克美
11番 平沢 晃	12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 総 務 課 長 折山 誠 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 紫芝 守 会 計 管 理 者 片桐邦彦
飯 島 町 教 育 委 員 会	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 宮沢卓美
飯 島 町 監 査 委 員 代表監査委員 林 良雄	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	浜田幸雄
議会事務局書記	千村弥紀

本会議再開

開 議	平成23年9月9日 午前9時10分
議 長	おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配布のとおりであります。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。
5番 竹沢議員	5番 竹沢秀幸 議員 それでは通告に基づき具体的な質問に入りますが、最初にちょっと感じていることをちょっと述べたいと思います。3月11日大震災ございまして福島原発がありましたが、その後町内でもですねグリーンカーテンまあ大変普及しておりまして、とりわけ飯島町役場庁舎、総務課を中心にしましてこのグリーンカーテンできまして、町のホームページで都度生育状況が報道され、そのゴーヤも私もたまたまいただいて食しましたが大変よかったわけで、あのそういう意味でこの遠い飯島町ですけれども、ここでできることは何かということでそういう取り組みがなされていることを高く評価するものでございます。2つ目私のことでうれしかったことですが、5月ころからこの間までですけれども役場のホームページがでございます。このトップ画面にどこかで見たような写真が写っておりまして我が家が写っておりまして、大変うれしくてその期間中で全国の皆さんどのくらいホームページにアクセスしていただいたが分かりませんが、大変うれしくて先日担当の方には是非その写真が欲しいということをお願いしてありまして、冥土の土産に持っていきたいなというふうに思っている次第であります。 さて具体的な質問に入りたいと思います。第1の提案でございますが町内商店活性化のためのプレミアム付き商品券発行補助を実施すべきでありますので、このことについて申し上げたいというふうに思います。昨日も同僚議員から人口増対策と地元滞留率や買い物弱者対策の上でも商業環境の改善充実ということについて質したところでございます。そこで買い物について考えてみたいと思いますが、商店における品揃え、それから専門店としてのブランド性、あるいはこの量販店としての品揃えと低価格、などが整っていますと買い物する人が遠いところへ流れるわけでありまして、そうした条件が町の中で満たされないということになると交通費をかけても欲しいものを買うために飯島町の外へ出ていくということになってしまうわけでありまして、結果としてまあ食料品はまあまあといたしましても地元での滞留率というのが長野県下でもこの町は低い位置にあるということは皆様ご案内のとおりであります。そこで飯島町の中にある商店や飲食店やいろんなサービスを提供していただいておりますお店に協力をいただいて、平成22年度に実施いたしましたその効果は大きかったプレミアム付き商品券を発行して、飯島町の町の中にお金が動いて危機管理型の経済対策を講じる必要があるのではないかとということで申し上げる次第であります。町内で消費が活発化すればプレミアムに投じた資金が流動化し、まあ税金としてもいずれは町へ返ってくるとこういうことになるかと思っております。また加えて今時こういうことを申し上げる意味合いは、我が町が新町発足55周年ということでありま

して、こうした機にまた再びこういう行動アクションを起こすということも意義があるのではないかとということでご提言をするわけでありまして。そういうことで商工会やJAまた協力いただける業者の皆さんに呼びかけをいたしまして、いいちゃんプレミアム商品券を発行販売するについて町がプレミアム分の補助をしてほしいわけでありまして。そこで前回の販売実績についてどんなふうであったかを振り返ってみたいというふうに思います。前回の販売ですが平成21年11月22日10時から11時40分まで約1時間40分で完売しておりまして、中身は3,000セット36,000,000円分が用意されておりまして、この6,000,000円分が町の補助ということに2割分ですねプレミアムということだと思えます。で、この1時間40分の間に購入していただいた方が686名、で、並んだけれども買えなんだ方も含めると705人の方が列を作ったとこういうことでございます。それからこれはあのセットで5セット4セット3セット2セット1セットというふうに販売をしておりまして、まあ聞くところによりますと5セットたくさん買った方が得があるということでそこが一番売れるようございまして、結果として5セット購入者が508人と75%全体の4分の3を占めたということでございまして、これらを含めて購入していただいた方の1人当たりの平均購入額は43,731円でございます。それから協力いただいた取扱店ですが、この時からの従来の商工会やJAのみでなくて商工会に加入していないお店やそういうのも声をかけて幅広く取り組みをしたわけでありまして、194店の皆さんにご協力いただいて取り扱っていただいたわけでありまして。内訳では食料品販売が25、飲食業が33、自動車関連業18、理美容16、衣料品販売8、その他販売22、製造業が8、建設関連業が45、サービス業19の併せて194業者でございました。それから業種別での換金の累計ですけれども、要するに食料品販売そこら辺がやっぱり一番身近なところで利用が多かったと思うんですが、1位で33.7%でございました。それから11月からの商品券活用して町民の皆さんが買い物を買ったわけですが、11月から12月末までの間に購入がずっと進みまして、63%の方が年内に町内で物を買ってその換金が行われておるということでありまして、そういう意味ではそのそういう時期に購買力が高まるということはあるのはあの当時のこの商品券の発行がですね、短期的に消費が拡大して即効的な経済効果というものが図られたのではないかとこのように思うところでございます。それから最終的な換金率ですけれども、要するに商品券を買って実際に店へ行って買い物をしてそれがお金の換金されるという率でいきますと99.79%ということで、ほとんどが消費されたということになるわけでありまして、おおいによかった制度ではないかというふうに思うところでございます。

話は変わりますがけれども国は省エネ政策として以前の政権の中で家電エコポイント制度を行って、今年の3月で一旦制度は終わりました。で、私も地上デジタル対応のテレビを購入いたしまして26,000ポイントを獲得いたしまして、まあこの制度はあの我が国、国内でいえば省エネの家電等々の販売について大きな効果があったんじゃないかというふうに感じるわけですが、今次、野田政権もですね第三次の補正予算の中で家電エコポイント制度を復活するということが報道されております。まあLEDだとかいろいろ含めておやりになるそうでございます。そういう意味で国も地方も経済対策が必要でありますけれども、町として地域経済の活性化を図るためにこのプレミアム商品券発行補助を求めていきたいというふうに考えておりますが、これについての町長の所見を求めます。

町 長

それでは、竹沢議員の質問にお答えをいたします。まあ町内商店が活性化のためにも再びまたこのプレミアム商品券の導入したらどうかということでございます。今町が昨年、一昨年かけて実施をした内容について縷々お話をいただきましたけれども、お話にございましたように町では平成21年の11月から翌22年の2月の間にいいちゃんプレミアム商品券事業を実施をしましてまいりました。10,000円で12,000円分の商品券が購入できるいわゆる20%のプレミアム付きの商品券として、お1人50,000円を限度に設けておりましたけれども、お話にございましたように2時間弱で完売をして最終の換金率は99.8%こういう状況でございました。なおまた発行規模はプレミアムの分の6,000,000円を含む36,000,000という枠でございましたが、今お話の6,000,000円に町からは事務費として更に1,000,000プラスをして補助をいたしておりますが、これはあのその原資となるものは経済危機対策の臨時交付金、これを活用したものでございまして、更にこの商品券事業では町や商工会それからJA、町内の金融機関それぞれ連携の取り組みでございまして、商工会員は元より商工会の非会員、それからのJA関連店舗の194店舗この参加が得られたことも特徴的な取り組みでございました。このようにしてまああのお話のように21年度の商品券事業大変好評であったわけでありますが、現在このことをこの今の状況に置き換えて事業を実施いたしますということになりますと現実問題として幾つかの課題が挙げられます。1つには購買意欲を得るにはプレミアムの分の設定とある程度の発行規模が必要である、これは当然のことだろうというふうに思いますが、それから更には参加事業主がそれぞれの参加事業主がおられるわけでありましてけれども、このプレミアムの分の一部や換金手数料を負担していただけるかどうか、これにつきましてはあらかじめこちらから打診した段階では、現段階では関係者の皆さんからは少しまあ消極的なご意見をいただいております。それから3つ目にはこのプレミアムの分や手数料の一部を補助することとした場合のまあ町の財源でいきますと事務費を含めて7,000,000程度の規模、20%のプレミアムということになりますと7,000,000ぐらいのまあ一般財源という形になるわけでありまして、このことをまた今年度引き続いて税金を投入することに対する町民の理解が得られるかどうかということもございまして。それから町が補助を行う場合の商工会の非会員の事業参加を果たして構築できるかどうか、この辺がひとつまた改めて考える要素になってまいります。で、このようにプレミアム商品券の事業の実施につきましては、こうした事業の様々な課題があると同時に、今現在商工会では新たなこの飯島商品券について準備が進められているということで聞いております。更にまたあの年末に向けてこの大抽選会この事業に取り組む予定があるということでも聞いておまして、まあそんな状況を判断しながら、やはりあの今もお話ございましたように野田内閣が新たな経済対策を打って出ると、まあいろいろこれにはあの雇用問題、雇用対策も含まれたり幅広い経済対策を講じていくようなことございまして、やはりあのそうした状況を見ながらですね、今のあの町の一般財源丸抱えの中ではなかなか厳しいのではないかなという感じもしておりますので、更にあのそうしたあの補正対応の国の状況も見ながら商工会やJAさんやその他金融機関も含めて、もう少しあのもうそろそろの予算の内容がまとまってくると思いますので、なかなかあの単独でっていうわけにもいかない面もありますのでご理解いただきまして、もう少し時間を貸していただいて検討させていただきたいと、今日のところはそんなことでひとつご了解をいただきたいというふうに思います。

竹沢議員

ただいまの提案につきましていくつかの課題があつて少し時間をいただきたいというお話でございます。今事務局ベースの情報も一応伺いしてございまして、まあ中核となる某団体の取り組みの姿勢等にもやや消極的な部分もあるというふうに拝聴しておりますが、まあ本日の提案を受けてですねこれをきっかけに是非あの前向きに取り組んでいただきたいと思うわけでありまして、いくつかの課題プレミアムの設定の問題、ですから前回は2割ですけれども財源の問題があれば例えば1割でもいいわけでありまして、そうしたこと、それから参加事業者の換金の手数料の問題、財源の問題それから商工会非会員の皆さんにまた呼びかけて大いに参加してもらうことなど含めまして取り組んでいただきたいと思うわけですが、まあ国の動向もあるということで、そういう意味でいうとあの通告したような形で近々にですね臨時議会も開いて補正予算で云々ということは無理だろうということで、そのところは理解をしますので、そこでもうちょっと考えていただきたいと思うんですけども、あのできればこの平成23年度事業の中でこれを盛り込んでいくべきではないかということで、それで町長答弁にもありましたように野田政権における第三次補正まあそこら辺の動向も加味しながらということで考えますとですね、まあ当初私あの年末年始の消費拡大という部分で今回のタイミングはどうかということで申し上げたわけですけれども、次を想定すると来年の2月・3月ですけれども、まあ要は町内の保育園の入園それから小・中学校、高校、大学への入学や進学、それから就職などにまた戻りがいるということで2月、3月消費が拡大されるというのが想定されるわけでありまして。まあそこら辺をですね想定してまああの国の動向もございまして、また高坂町長の昨日の表明もございましたが、今後の結果、動向にもよりますけれども、是非ですね23年度中にこの制度を立ち上げていただくということと、併せて今年度をきっかけにですねまあ是非継続的なこうした事業に取り組めるようなそういう財源措置といえますが長期的な見直しを含めて、町のいわゆる商業を中心にした経済がですね町の中でうまく循環をして、町民の皆さんも喜んでいただき、商業者も元気になるようなそういう政策を是非やっていたいただきたいと思いますが、取り組む時期を含めてもう少し詳細なご答弁を求めます。

町 長

まああの確かに低迷をしておる町内の特にあの商店街経済を考えますとメリットは非常にあるだろうというふうにまあ思っておりますが、やはりこの受け入れ態勢の問題と財源の問題が当然まあ関係してくるわけでありまして、繰り返して申し上げますけれども、今ここであのどういう日程でこのことに取り組んでいくということははっきり明言できない、申し上げられないということをお是非ご理解いただいております。国の経済対策等もしそういう状況が出てくればタイムリーにひとつまた検討をして、それぞれの関係機関とも協議をした上で検討したいということでもひとつご理解いただきたいと思います。

竹沢議員

それではあのこの制度をまた復活してやることについてはご了解いただいたようでもありますので、是非その国の動向等を見ましてタイムリーに是非やっていたくように重ねてお願いを申し上げます。それでは次の質問に入ります。次に福祉医療費給付事業についてでございます、この際対象者に高校生を加えたらどうかということを提案を申し上げますが、そこで我が町の福祉医療費給付事業につきましてはですね少子化対策あるいは子育て支援対策として、まあ過去に同僚議員などの提案もございましてまあいち早く町長の決意もございまして、小学生から中学生ということで給付対象を他の町村に先駆けて早く取り組んでいただいて今日まできております。そこでこうした乳幼児、保育園児、小中学

生の児童生徒に対する飯島町における最近の福祉医療費給付事業における対象者への給付の実績ですけれども、行政報告にもあったように記憶しておりますが、就学前、小学生、中学生の区分別の実績はどのくらいか、費用がどのくらいかかっているのかについてお尋ねをいたします。

町長

次のご質問は福祉医療費給付事業についてのご質問でございます。現在実施をいたしております就学前、あるいは小中学生の区分別の実績ということで、若干あの数字的なもので恐縮でございますけれども最初のご質問でございますので私の方からお答えをさせていただきます。平成22年度の給付額の実績は就学前いわゆる小学校へ上がる前の子ども達に対する給付額で7,070,000円、小学生分が6,000,000円、中学生分で3,100,000円、概算でございますけれどもそんな数字になっております。このうち県の補助金として就学前年齢と小学校1年から小学校3年までの入院の2分の1、これが県から交付をされるわけでございますけれども、この額については3,600,000円が県から交付をされたということで、まあ言ってみればその分が全体に補てんをされておるといふ解釈でございます。従いまして町の単独事業費といたしましては12,460,000円ということになりました。平成22年度は感染症などの大きな流行的ないわば料金が少なかったことで、特にあの乳幼児福祉医療費給付総額は前年度よりも全体では2,770,000円ほど少なくて済んだとこういう実績でございます。

竹沢議員

ただいまそれぞれの就学前、小学生、中学生の福祉医療に掛かる給付実績と県費の補助の内容、全体的な医療費の動向、含めて説明がありましたところでありまして、減っているということでもまあ結構なことだと思います。そこで我が町はそういうわけである中学生までの給付拡大は他の市町村に先駆けて先に進めてきたわけでありましてけれども、今の数字の報告にもありますように年齢が高くなるにつれて肉体的にまた成長盛りでもありますし、部活ですとかクラブ活動だとかいうことで日常的に体を鍛える年齢層でもありますので、特別な感染症インフルエンザだとかあるいは怪我なんかを想定されますけれども、まあ多額の医療費はそんなに掛からないんじゃないかというふうに思うわけでありまして、まあそうあってほしいと思うわけでありまして。そういう意味で平成24年度から高校生まで我が町も拡大してはと提案するわけでございます。隣接では中川村、松川町などが既に実施をしておりますので、お隣が上げるからどうのこうのということは申し上げるのではなくて、我が町で未来を背負っていただく子ども達をね、どう支援していくかというそういう視点で考えていただいて提案をしますけれどもいかがでしょうか。

町長

現在まあ町が行っております福祉医療費、子ども達に対するこの補填を現在の中学生から高校生まで引き上げたらどうかというご質問ご提案でございます。今も若干お話ございましたけれども、福祉医療の高校生までの補助につきましては長野県内では平成23年度今年度の4月現在で19町村が実施をしておるといふふうに承知をいたしております。近隣では松川町、中川村ということのようでございます。で、この国の患者調査におけるこの結果では10代の後半の人達は長い人生の中では最もその外来の受診率、お医者さんに掛かる率が低いということでございまして、従って入院も少ない時期であると、ご指摘の通り医療費に掛かる割合というものが非常に少ない年齢層、年代というふうになっております。そこであの飯島町における高校生年齢相当者の給付額について仮に考えてみますと、既に実施をしております他の市町村の給付実績でありますとか、それから飯島町

の中1から中3の子ども達の前年度の給付実績等で試算してみますと、年額で2,400,000円から3,000,000円ぐらい程度が必要だろうというふうに推計をいたしております。対象者の動向でございますけれども平成22年度対象者は中学3年までで1,105名でございました。飯島町ではここ数年来の出生数が減少傾向にございまして、子どものこの対象者の数も年々減少をしていっておるといふ、この傾向はしばらく続くものというふうに思っております。またあの平成24年度に高校生年齢の相当者を加えた対象者数では1,200名弱というふうに一応踏んでおるところでございます。まあこうしたことを考えながらそれにも増して第5次の町の総合計画の中の基本施策でもございます、誰もが健康と笑顔で暮らせるまちづくり、この主題の中での主要施策として福祉費医療制度の充実と乳幼児から中・高校、一貫したその子育て支援が必要であり、その支援というものの考え方が打ち出されておるといふ、まあ町の現在のこの単独給付内容の点検をもう一度まあこうした数値を見ながら財源調整を図る中で、私といたしましてはそうした医療の充実ということをして子育て支援も含めて考える中で平成24年度新年度から高校生までを対象にした医療給付をしてまいりたい、その準備をしてまいりたいというふうに施策として考えておりますのでご了解をいただきたいと思っております。

竹沢議員

明快な答弁をいただきました。第5次総における町民の皆さんの、だれもが健康で暮らせるまちづくり、子育て支援の一環として平成24年度から実施するという明言をいただきましたので、是非そうした線に沿って町の子ども達が未来を背負う子ども達が健やかに育てるように政策を進めていただきたいと思っております。

通告を3つ目の質問に入ります。民間活力を導入した自治体経営のために副町長は幅広い人材から登用との町民の声もありますので、町長のその暁には検討願いたいという趣旨で提案するものでございます。ただし一般質問通告書にも注釈を添えてありますように、現職の副町長を否定するものではないので念のため申し添えるところでございます。我が町はこここのところ歴代副町長は役場職員経験者なり、町長も同様に役場職員経験者であります。で、申し上げたいのはですね、その長、首長さんが民間であれば副は職員経験者の方がいいだろうと、逆に長が職員経験者なら副は民間などから登用すべきではないかという趣旨で申し上げるわけでありまして。その根拠といえますかあの要は豊富な行政経験者とする民間の厳しい競争下で苦勞した方がスクラムを組んで行政運営することによって今日的な厳しい自治体の行財政運営に民間活力、企業経営感覚を導入して地方分権時代にふさわしい自治体経営を目指すというところに提案の趣旨がございまして。そこで近隣の状況はどうかあということでもちょっとこう紐解いて見ますと、駒ヶ根の場合はですね市長さんが長野県職員の経験者、で、即は前総務部長でしたけれども現在はトヨタ系列から副市長が民間ということでございます。宮田村は村長さんが民間で副村長は私と同年生の役場職員であります。伊那市は市長さんが民間で副市長は当時の伊那・高遠、長谷、合併協の事務局長で私と一緒に仕事をしてきた人が副市長、中川村は村長が民間で副村長は課長からです。松川町は先般また新しい町長さんが誕生しましたが民間で副町長は総務課長役場職員であります。ちょっと違ってもこれも注目すべきかと思いましたが豊丘村は村長さんが民間で副村長は長野県職員経験者ということでございます。というふうにあのそれぞれですねあの首長さんの思いもあまして民間の方あるいは県の方、まあそうした方も含めて人材を登用しておるといふようになります。我々議会として副町長人事についてはあまり

町 長 関与するものではないということとはまあ承知するところでございますけれども、まあ近隣市町村の現実を直視し少数ですけれどもそうしたあの町の発展を願う町民の声をです、我々議員は議場で町長に届ける責務もありまして、そういう意味を含めて提案するわけでございます、このことに対するご批判は甘んじて受けるつもりでございます。そこでいづれかの暁に町長から副町長の人事案件が提案されればよほどのことがない限りその方を議会は同意するものと判断するわけでありまして、そういう意味でまだ先の話でありますけれども十分準備を願って幅広い人材から登用するよう提案するわけでありまして、如何かご答弁をいただきます。

町 長 副町長人事についてのご質問でございますけれども、まああの副町長人事に限らず全てのまあ公職にある人の人選、選任についてはどんな人事を行ったとしても様々なご意見が結果としてあることはもう周知のとおりでございます。まあ副町長人事について民間も含めた幅広い人材からということも1つのご意見というふうには思うわけでございますけれども、まあ現実問題としてこのことは事実関係において私の任期満了以降に発生するこの人事案件であるということでございますので、私といたしましては今ここでお答えする立場にないということを是非ご理解をいただきたいというふうに思います。

竹沢議員 ただいまの時点での云々は十分理解するものであります。話は変わりますが先日も先野田新首相と同期の松下政経塾一期生で浜松市で政経塾の塾長を務めております、また伊那谷でも若手実業家やわれわれと一緒に同僚議員でそうした方を対象にして学習する政経塾を主宰しております林 英臣さんの講演を聞く機会がありまして、まあ飯島町の将来を考えるについても参考の話であったので一部ご紹介をさせていただければと思いますが、国はまあ町を含めて厳しい状況をすね乗り切らなければならない町民のみんなの目標といえる先ずは目標、すなわち我が町でいうと第5次総合計画、それから人材、それから教育、この3つが必要であるということ述べておられました。また今日的な状況の中でまあ人間の欲望とかそういうものもありますけれども、より人間らしく生きるということではどう考えたらいいかってことの中では、町長もそうでありまして我々議員もそうですけれども、町民の皆さんにいろんな意味での尽くすことによって褒められて、そのことを喜びに感じられるようなそういうこの人生、生き方、まあ言わば徳を重んじるようなそういう生き方が大事であるということ述べておられておまして、私も大変共鳴したところであります。そういう意味でただいまもこうした質問をさせていただきましたけれども、持続可能な町としてまた新たな発想で町民福祉の向上、また町民同士が言いたいことがどこでもだれとでも言えるようなそんなまちづくりになってほしいと思っておるわけございまして、今の時点で云々ということのお話もございましたが、今申し上げたことを含めて再度所感がありましたらお答えをいただきたい、それをもって質問を終わります。

町 長 まああの人事を含めて町の発展を思う今のお話は全く私も同感でございます、それ的に的確なふさわしい町長であり副町長であり教育長であり全職員であると、そのことを求めて邁進していくことが我々の責務であるというふうに思っております。従って人事もそういう視点に立つての人事でなければならないということをご理解いただきたいというふうに思います。

議 長 ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。
(質問席 演台交換)

議 長 再開いたします。
4番 三浦寿美子 議員

4番
三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。今回は介護保険はどう変わるか、もう1つは飯島町で安心安全に暮らすためにということで質問をしたいと思っております。最初に介護保険制度の改正で大きく変わる内容について質問をいたします。介護保険制度が始まったのは2000年の4月からです。当時実施する最大の目的、謳い文句は、介護を家族の負担を軽減し社会全体で支える仕組みを作るとして様々な問題を指摘されつつ施行をされました。当初から保険あって介護なしと言われてきました。昨年4月から5月に現行の制度についてアンケート調査をしたものがあります。無作為で全国の介護事業所3,000事業所のうち652の回答を得ております。45都道府県、政令都市、中核市など128自治体も同時期にアンケート調査したものがあります。訪問介護、通所介護、居宅介護支援の3つの事業所の7割が重い負担を理由にサービスを抑制している人がいると答えて、理由として09年の介護報酬引き上げで利用者負担が増加をしサービスを抑制せざるをえなくなったから、というものだったそうです。更に実態を反映しない問題点はまだ出ている、が8割を超え、多くの事業所から要介護認定制度の抜本的改善や廃止を望む声が寄せられたということです。居宅介護サービスでは支給限度額が実態に合っていないため保険給付では足りないが低所得者の高齢者は全額自己負担を必要とする保険外サービスを利用できず我慢を強いられている、等の回答が6割近くあったというアンケートの内容でした。施行当初よりも家庭家族の介護負担が重くなっている様子が表れています。自治体からは介護保険料や利用料の軽減策を講じているところが多く、国の責任において低所得者に対する保険料、利用料の軽減制度を講じてほしい、待機者解消のための在宅サービスの整備を求める、施設整備を進めても介護保険料の値上げにならない対策を要望する声が多かったというふうに報告をされております。このように介護保険制度の後退を危惧し改善を求める声が施設にも自治体にも多いのが現状です。さて、3年ごとに見直される介護保険制度は2012年来年4月に改正された制度となります。介護保険制度の改正でどう変わるのか大きく変わる内容についてお聞きをしたいと思っております。

町 長 それでは三浦議員から介護保険制度について改正の内容の見解も含めて質問をいただきました。お話にございましたように介護サービスの基盤強化のための介護保険法の一部改正、この法律が今年の6月15日に可決を成立をしまして、6月の22日に公布をされたところでございます。日本の介護保険制度は10年が経過をいたしまして、サービスの利用者数が施行当初の約3倍にもなるということなど、高齢者の暮らしを支える制度として定着をしてきております。その一方で今後の急速な高齢化の進行に伴いまして医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、それから単身や高齢者のみの世帯の増加への対応、あるいは介護人材の確保等が喫緊の課題となつてきておまして、今もアンケートに触れてお話のあったような内容を費用にまああの含んでおるわけでございます。このような中で高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるようにするために、医療や介護、予防、それから住まいや生活支援サービス、これらを総合的に切れ目なく提供する地域包括のケアシステムこの構築が必要であると、こういうまあ大きい趣旨の考えの下に今回の介護保険法の改正が行われたというふうに承知をいたしておるわけござ

住民福祉課長 います。若干細部にわたりますので改正のポイントでありますとか、それから制度改正による介護現場へのこの影響等について担当課長の方から詳しくご報告をさせていただきます。

三浦議員 それでは私の方から介護保険制度の今回の改正のポイントについて説明をさせていただきます。先ず1つ目につきましては、医療と介護の連携の強化、それから2つ目として介護人材の確保、介護サービスの質の向上、3つ目として高齢者の住まいの整備充実、それから4つ目として認知症対策の推進、5つ目として介護保険料の上昇の緩和措置、でございます。大変漠然としておりますのでここで具体的に新たな介護サービスや改正点について3項目に絞ってお話申し上げたいと思います。先ず1つ目といたしまして定期巡回随時対応サービスの創設がございます。これは重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるために日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら24時間体制で短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスの創設がございます。それから2つ目といたしまして複合型サービスの創設がございます。これは小規模多機能型の居宅介護と訪問看護など複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供すると、こういう複合型のサービスを創設するという制度が創設されるところでございます。それから3つ目といたしまして介護予防、日常生活支援の総合事業これの創設でございます。これは市町村の判断によるところがありますが、要支援介護予防事業対象者向けの介護予防、日常生活支援のためのサービスを総合的にできる制度が創設されたということでございます。事業を導入した市町村においてこれは包括支援センターが中心になりますが、利用者の状況や意向に応じて予防給付で対応するのか、新たな総合サービスを利用するのか、これらを判断する中でそれを進めていくという形になるかと思えます。これ以外にも不足している特別養護老人ホームなどの介護拠点施設の整備、またあの有料老人ホームの利用者の保護の規定の改正とこういったことが盛り込まれている改正状況であります。以上が改正の主なポイントでございますが、介護保険料につきましては今後算定作業に入っていく段階でございますので、何とも言えないところでありますが、現在当町の月額基準額は月 3,800 円でございます。全国平均の月額額は 4,160 円というふうになっておりますが、次期の介護保険料につきましては介護保険を利用する高齢者が増加すること、また地域の整備による利用者の増というようなこともありまして、厚生労働省の推計では全国平均基準額はたぶん 5,000 円を超えるのではないかとというような見込みとなっております。以上でございます。

三浦議員 ただいま介護保険の変わる点について大きな点について説明をいただきました。要支援1・2の介護度の低い軽い方への影響が私はあるのではないかとというふうに心配をしております。現在制度を利用している方への影響があるのかどうか心配ですのでお聞きをしたいと思えます。

町 長 今も申し上げましたように、今度の介護保険制度の改正は1つのサービスの充実、いろんなまあ多岐にわたる複合的な総合的な介護システムを構築していくというひとつのグレードアップを図っておる趣旨でございますので、まあ個々の部分についてはまだちょっとあの全然掌握できておりませんが、そうしたものが流れてきておりませんが、一応まあその趣旨に従って考えていけば、かなりの新しいサービスが今までに上乘せされて実施をされるという事でございましたので、介護サービスの面では特別その後

退をしていくと、あるいはその利用者への程度低下と申しますかあのサービスの低下に結びつくというようなことは直接にはないんじゃないかという考え方を持っております。

三浦議員 あのそういう今町長の認識であるというふうに係からもお聞きをしているところですが、現実にはどうなっていくかというのはまだ実際に具体的なものが来ていないということによく把握ができないというのが実態ではないかというふうに思うわけです。介護保険法のこの改正で地域包括ケアというシステムになりますと、要支援1、要支援2と軽度で判定された高齢者の方が町村の判断で介護保険制度の枠組みから外して、先ほど課長からのお話もありましたけれども、市町村の裁量に任せられる部分があるというふうに聞いております。であの介護サービスがこういう面であま市町村の裁量に任せるという形、まあ自治体のその実態とか現状によってそれぞれに変わってくるのではないかなということをお聞きしてございまして、まあ介護サービスのそういう面での後退というものが私は出てくるのではないかと、影響が出てくるのではないかなというふうな心配をしているわけです。であの例えば24時間まあ介護サービスが利用できるということになりますと、24時間をカバーしてくれる事業者がこの近くに現実にあるかどうかというようなことから、いろんな問題もこれから出てくるのではないかなという心配もしております。そういう点でそういう心配とか考えられることは今の段階ではないというふうにお聞きをしておいてよろしいということでしょうか。

町 長 あのまあ今申し上げておりますように全体的にはあの介護サービスというものは充実こそすれ、サービス低下にはつながらないというひとつの制度改正の趣旨でございますので、細部、流れてきた段階であの細かいところではどう出るかちょっとわかりませんが、そこにまたあの全体的に市町村の裁量の部分があるとするならばですね、またそれはその時点でできるだけあのサービス低下につながらないような町の対応策をその時点でまた考えてまいりたいというふうに思っております。

三浦議員 是非そのように実態に応じた安心して介護が受けられるような施策をそうした時点で受けとめていただいております。で、現在でも地域包括支援センターの仕事量は大変に多いと思っております。で、まあその仕事としてはケアプランの作成や相談活動、介護予防活動、また事務もしなければなりませんし、本当に幅広い仕事をしておられるというふうに思っております。制度が改正をされてまあ仕事量ももっと増えるのではないかとというふうに私は予想をしているわけです。それで地域包括支援センターの要員を増員する必要があるのではないかとというふうに私は見ておるんですけども、その点についての見解をお聞きしたいと思います。

町 長 またあの状況が判断できる時点で内部検討いたしまして必要な対応はしていかなければならないというふうに思っております。弾力的に考えてまいります。

三浦議員 是非状況を見ながらお願いしたいと思います。住民サービスの向上と職員の負担軽減のために是非よろしくお願いしたいと思います。今までいう見直しのたびに軽度で介護の必要な高齢者の方が介護保険制度から外されてまいりました。このことは事実であります。今回の見直しで市町村の判断で介護保険制度でない地域支援事業に移すことができるということは自治体によって、先ほども申しましたが格差が生まれる可能性が高まったというふうに私は見ております。このことが住民生活や特に高齢者のいる家庭に影響するこ

とが心配ですので、住民にとって介護が負担に重荷にならないように安心して必要な介護が受けられる介護保険事業計画の策定に努力をするように求めます。

それでは次の質問に移ります。次の質問は飯島町で安心安全に暮らすためにということで質問をしたいと思います。今回の防災訓練の目的は平成23年度飯島町地震総合防災訓練計画にあります、全町民の防災意識の高揚を図るとともに自主防災組織、住民の皆さんが中心となり関係機関との連携をもとに安否の確認、安全な避難、被害情報の収集等の住民総参加による訓練を行い、有事の際の地震等災害に対しての迅速な行動を目的として訓練を実施するとなっております。安否確認に重点を置いたものということですが、実際に行われた防災訓練について昨日の町長答弁で講評をされております今後の集約の中で明らかになると思いますので私からの提起をしたいと思います。日常的な防災対策、特に予防と減災に重点を置く必要があるというふうに思っております。飯島町の地形から避難するための声かけ、安否確認、避難する単位を具体的にシミュレーションをして、防災訓練ではその地域単位で実際に行動を試みなければ絵に描いた餅になってしまうのではないかと危惧をしているところです。今後の防災訓練、避難訓練というのはどうあるべきと考えておいでになるのか先ず最初にお聞きをしたいと思います。

町 長

2つ目のご質問は町で安心安全に暮らすためにということで、過日行われました防災訓練に関しまして特にこの安否確認あるいは実戦的なシミュレーションということに関しての今後の課題でございます。今回の防災訓練は昨日の久保島議員にも質問にお答えをしましたとおり、東海地震とそれから伊那谷の活断層地帯のこの複合地震で未曾有の大災害というものを想定して、それぞれの地区が土砂崩壊等によりそれぞれが孤立した場合というようなひとつの想定の中で、区や耕地、自治会における避難誘導、あるいは安否確認を行いまして一時避難場所として集会施設までの安全なこの避難経路の確認でありますとか、災害時の要援護者の皆さんへの支え合いマップを活用した訓練ということで重きを置いて実施をいたしたところでございます。訓練に先立ちまして区長さん耕地総代さん自治会長さん及び各参加団体、機関の関係者の皆様の事前に打ち合わせを全体で行いまして、まあ開催をして今回の防災訓練の主眼を安否確認と迅速な避難行動この体制づくりをお願いをして実践をしたという位置付けになってございます。またあの今回の訓練では支え合いマップの活用やその更新もお願いをしたということになっております。各区におきましても訓練の内容はそれぞれ異なりますけれども、訓練を通じて安否確認の重要性を再認識をしていただいたというふうには思っておるわけでございまして、本年度の訓練の反省を踏まえて各団体からまたご意見をいただく中で、特にあのお年寄りや独り暮らしの老人のご家庭なんかの皆さんの安否確認の方法、そうしたものの課題を掘り起こしを行いまして、地域の特性に則して安心安全な対策が講じられるように、このことをもってまあ地域防災計画の見直しの中へ組み込んでまいりたいというふうに捉えております。そのことがあの今三浦議員おっしゃられますこの実践的なシミュレーションというものにつなげた計画の中に織込む必要があるんじゃないかというふうに思っております。更にまたあの今後とも、これはあのいつもそうでございますけれども、訓練の場合それから実践の場合それぞれそうでございますけれども、やはりあの自分の身は自分で守ることがひとつの大きな前提であり原則でもございますので、先ず自分で取り組む対応常日頃から心得ておっていただいて、これがまあ称して自助と申しておりますがそうしたこと、それからそうしたこ

とを全体でまたサポートしながら地域や団体で取り組む共助というふうに呼んでおりますけれども、こういうことがやはり避難や安否確認の段階ではどうしてもあの必要になってまいりますので、そうした実戦的な訓練を含めて今後充実した有事に備えての防災訓練をしていく必要があるというふうに考えております。

三浦議員

大阪の田尻町という人口8,200人の町ですが、平成20年3月1日に東南海・南海地震の発生を想定をしまして全世帯の安否を確認するために、安否確認伝達訓練を実施したと、議員控室にあります図書にある町村週報というのがありますがその記事に載っております。災害時の町民同士の安全確認を集約する伝達訓練と隣近所の助け合い促進を目的に行ったもの、自治組織のない一部を除いた65%の住民対象で行ったとしております。災害対策本部、町ですけれども、自主防災会長、各地区の委員にそれぞれ安否確認を依頼をしまして、各地区20から30世帯で構成されております隣保班長と言うんでしょうかね、隣組の隣に保険の保、あの保安の保ですね、隣保と言うと思いますが、班長が安否確認世帯の家族人数表というのがありまして、それを基に各世帯を巡回し安否確認をしその上で各班の連絡係りが各区委員長に報告、逆コースで情報が町本部に集約されたとあります。コメントとして安否確認伝達訓練を自治体単位で取り組むのは珍しく、コンパクトな町の良さを生かした地域の見守りを充実させる訓練と評価、引き続き同様の訓練を実施の方針、というふうに記事として載っております。この記事を読みましてまあ飯島町でも同じ訓練をしているというふうに思ったのではないのでしょうか。で、私これを見まして明らかに違うのは全町民を対象に各世帯の家族の人数表で1軒1軒の安否確認を実施をしているというところだというふうに思います。町の主導で行うべき防災訓練の姿を見たなあというふうにこの記事を読んで私は思いました。今回の飯島町地震総合防災訓練の目的に照らせば少なくとも田尻町のレベルの安否確認訓練をすべきだったのではないかなというふうに強く感じたところです。この点について、まあ先程あの今後の防災訓練についてお話がありましたけれども、まあ防災訓練のあり方についてこのようなあり方もやっている、まああのこの田尻町というところではまあ町村としてはこのような形でやるのは珍しいと自分たちで思っているようですが、この点についてをお聞きをしたいと思います。

町 長

あのいざ災害というような場合の特にあの避難誘導的に民生児童委員の皆さんが果たす役割というのは非常にまあ大きいわけでございます。まああの元々民生児童委員さんの活動の基本は要援護者、独り暮らしでありますとか障がいをお持ちの方への支援を中心にしてまあ活動いただいておりますけれども、災害時の折りにもそうした考え方に立ってまあ一緒になって地域と一緒にまあ連携をとってやっていただくという立場でございます。まあ今大阪の例もお話がありましたけれども、この飯島町においても家族全員の掌握というところまではなかなかこれは手が回らないというふうに思いますけれども、飯島町も同じようなあの趣旨の中でやっておるということは全国的にもまあこれはあの末端の町村もそういう例多いと思いますけれども、あの決して大阪の例ばかりではないよというふうに申し上げたいというふうに思います。であのやはり今回の訓練の場合にも地域の皆さんと自主防災会と一緒に民生児童委員の皆さん方、特にあの今持っていたておりますこの支え合いマップ、これを基本に実践行動をしていただいてその報告をいただいております。またあの児童委員会、民生委員会の中全体の掌握はされていないと思いますので、そうした皆さんのまた反省の声もお聞きする中で次のまた計画やら訓練

総務課長

の対応に備えていきたいというふうに思っておりますけれども、そうしたことも含めてこの安否確認の状況がどうであったか、それからまたはどうあるべきか課題も含めて担当課長の方から今の実態を少し申し上げておきたいと思えます。

あのちょっと実態、今回の訓練の実績については今あの地区単位に集計をしてこちらへ報告が逐次上がってまいります。またあの訓練内容については上がってまいりますので、まあその集約をもってまたご報告をさせていただきますが、ちょっとあのだいぶ誤解されているような気がするんですが、今回の訓練は時間はあの時間帯でございますので、町に災害対策本部が設置をこう前提、住民の皆様の前提としてはされて予知があつて本部ができていてという段階で、さあ災害が起きましたということで住民の皆さん参加してはいただいているんですが、実際には予知なくして起こるのが災害だという認識の中では、先ず自分を助けてくれる人間というのは回りにいないという前提で先ず自分を守る、それから家族を守る、そして隣近所の皆さんが協力し合って一時避難をする、今回はこれが全ての訓練の一番重要なことですので、地域では是非力を尽くしてそれに対応していただきたいということをあの全体の打ち合わせの中では申し上げてまいりました。従いまして私の地元の新田ではただいまのお話ですと家族の一部がということでしたが、全部出るようにという指示があつてわが家では全員が出ております。従いましてまあお願いをしたが各地区の実情の中で、いや勤めに行かなきゃだとか、いろんな事情の中でできない地区もあったかと思えますが、前提はそれです。従いましてただいまの大阪の例よりも飯島町は全員が私の組でいきますと組長のところに先ず付近に集まって安否を全員の分をした後に全員が集会施設まで安全な経路を通過して一時避難しましょうと、こういったようなことの中の訓練をしておりますので、更に優れた訓練ができたのかなというふうに事務局では認識をしております。であのちょっと参考に申し上げますと、町の職員はもうそれぞれの各自宅に居る時間帯ということを想定した中で、もう出席のそれぞれはもうバラバラでございました。高遠原の職員は川がもう、で分断をされてしまったということの前提で、ちょっと孤立状態の中で川を徒渉で渡ってくるという時間想定をしたりとか、かなり出勤する時間をバラバラにしました。で職階、課長だ、理事者だ、係に無関係で役場の職員は早く集まってきた者が一定規模になった段階で自ら判断をして、これはたとえ担当者であつても自分で判断をするということを今回やりました。ということであの災害についてはあまりマニュアル、マニュアル、こういう場面でこういう手順でつていうことを考えてしまうと臨機応変な動きができないかと思えますので、まあ今回の防災計画の見直しについてはそういった極限の状態の中からそれぞれが判断をして1日、2日、3日の中で他地区からの支援を求める、国からの支援が入ってくるといったような、生き延びるという最低のことを学んでまいりたいなというふうに考えております。従いまして防災計画もそんなようなことを基本に見直しをしていくということと、時間帯によってはもう家族でさえ遠隔や町内へ分散をしているっていうもう想定のできない中での災害ということを想定しながら対応していかなければならないのかなというふうに思えますので、まあちょっとそんな向のご理解も併せてお願いしたいと思えます。

三浦議員

ただいまあの課長から地元の防災訓練の状況についてお聞きしたわけですが、あのそのまあそういう防災訓練が全町的に各隣組単位で行われていたというのならまあ素晴らしいなというふうに思うわけですが、是非そういう防災訓練を来年度には実施

をしてもらいたいものだなあというふうに今思ったところです。防災訓練のまあ日が間近になってきての打ち合わせですとなかなかそういうふうな徹底した住民がこう納得しての防災訓練というのは厳しいなあというふうにこう感じるわけですが、やっぱりあの現実的に全住民のものにするための工夫というものがやっぱり必要ではないかなというふうに思えます。で、先ずあのこれから新しい地域防災計画の素案が出来てくるというふうに思えます。出来た段階のまあ初めといえ来年度の1月ぐらいになるんでしょうかね昨日の話ですと、そうしましたらやっぱり防災訓練についてもあの準備会というか、その段階でそういうものを開催をして全町民を対象に年間を通して住民意識の啓発というか防災についての啓発を進めていくという取り組みが必要ではないかというふうに私思うのですが、所見はいかがでしょうか。

町 長

まあこれはあの災害対応ということはその喉元過ぎれば熱さも忘れるというようなことであつては決してならないと、常にそうしたことを警鐘しながらまた折りに触れてそうした意識を持ってもらうような努力を今後ともしてまいりたいというふうに思っております。

三浦議員

是非あの地域防災計画の素案ができましたらまあそれにのつとって早い段階で防災訓練の準備を始めていただきたいなあというふうに思えます。あの現実的な防災訓練、避難訓練が実施できるようにやっぱりあのその地域の地形とかまた住民の状況、それから避難場所などの実態に応じた具体的なシミュレーションというのが私は必要なんじゃないかなというふうにいつも思うわけですが、そのためにはあの研究や調査を進める必要があります。であの昨日も防災計画を作るための緊急雇用などしながら専門家のお話も聞くというふうにもお聞きしましたが、そういう調査をする必要があると思えますがその点についてお聞きをしたいと思います。

総務課長

あのまだ委託に関する内容も詰めてございませませんが、あの危険箇所の調査、地籍の分析、できたらそこまで踏み込んだ皆でどこが危険かということの認識を共有できるような裏付けのあるものも用意をしたいというふうに考えております。いずれにしても詳細については月内に発注ということで、この間に今後あの詰めてまいりたいと思えますが、できるだけまあご要望に応えられる手段をもって計画の見直しを進めてまいりたいと思えます。

三浦議員

是非そのようにお願いをしたいと思えます。日頃の認識や知識の有る無しで生死を分けることもあるということで、具体的なやっぱり防災計画の策定と防災訓練の基本的な部分では地域格差の出ないような全町民を対象にした安否確認訓練とか要援護者の救出訓練、また避難所への誘導訓練などが私は行政がきちつと責任を負った形で実施することが必要だと思っておりますので、そのことを求めて次の質問に移りたいと思えます。

次の質問ですが、民生委員さんの活動への安否確認の活動を側面から支援する取り組みは可能かどうかというあの内容で質問を出してありますが、特に私があの求めたいのは、このような活動をしているということで、民生委員さんが今こんなような「いい民からのお便り」ということで、こんなお便りを今年の4月から毎月発行をしております、それはあの民生委員さんたちが安否確認のための訪問をするときに相手方の訪問をし易く、また会話につながるツールをほしいと、そういう中で発行をしているものです。で、毎回心の安らぐ素晴らしいお便りができているというふうに思えます。だんだん

良くなってまいりまして、これは6月です。で、これなんかは8月号なんですけれども、こんなふうにはほんとに素晴らしいものをお便りができているわけなんですけれども、実はですねあのこれがあの相手の方に届く時にはこんなふうには、これがこんなふうになります。白黒になってしまうんです。あのせっかくこんなにしてきなあの素晴らしいあの、ほっとするねああ読んでみたいなあと、手にとったら本当にそれだけで心安らぐ素晴らしいものをあの作るんですけれども、実際にお手元に届く時にはあの費用の関係だということで、カラー印刷は結構お金がかかるんですね、ということでこんなふうには白黒になってしまいます。せっかくの本当に心を込めて一生懸命作っていただいて、これが届いたら喜んでもらって話も進むだろうな、なんて思いながらきつと作成していただいていると思いますが、内容もとても素晴らしいんですよ。で、それが残念ながらお手元に届く時には白黒になってしまうんです。それであの私があの側面支援ができないかと言ったのは安否確認で民生委員さんが訪問するときにこのせっかく作ったお便りが白黒ではなくて元々の暖かい色のカラーのものをお届けできないかと、そのくらいの何とかお金は出していただける側面支援が町としてできないかということをお聞きをしたいということでもあります。どうでしょうか。

住民福祉課長

あの「いい民」からのチラシというものはあのだいたいあの発行部数がだいたい250前後というようにあの多くの皆さんに、関係者の皆さんですね、読んでいただいているところであります。であの当初あの最初に発行したのがあの東日本震災の瓦礫の状態であったかと思えます。それもあの初めカラーでいただいたときは大変あの見易かったんですが、まあ白黒、まあ予算の関係もあったりして白黒で発行をさせていただいております。であの今ご指摘のようにカラーの方がより鮮明より分かり易い、それはもう当たり前でございます。まあ予算との関係がございますのでその方との交渉になると思えますけれども、できればそういった形で発行していきたいというようにしております。

総務課長

今あの理事者の意見をいただきまして、あの安否確認のための有効な手段ということになれば、これは命を守るという観点にもなりますのであの前向きに取り組んでまいります。あのやります。

三浦議員

大変うれしいあのご答弁をいただきました。あの次回の次の号からは是非気持ちのいい心安らぐ「いい民便り」届きますようお願いをしたいと思います。

では次の質問もう1つお願いをしたいと思います。救急医療キットの活用というのを私は提案したいと思います。行政報告書から見ますと独り暮らし、高齢者世帯が年々増加をしていることがよくわかります。緊急時のスムーズな対応というのが重要だというふうにも思います。で、医療面などから必要な情報が救急隊員に伝わる仕組みとして救急医療キットというのがあるというふうにお聞きをしております。私が初めてそのシステムを知ったのは、先程も紹介をいたしました、町村週報というのがあの控室にありましてその中に載っておりました。それは山梨県の道志村というところで活用をしているという記事が載っておりました。で、最近ではテレビ報道などでも活用している自治体も紹介が時々見受けられるようになってまいりました。ということは全国的な展開を見せているというふうに受け止めているのではないかというふうに思っております。で、ということはまたその効果があるというふうに認められて広がっているというふうに受け止めるものです。で、まあこの近隣では木曾町が今年から取り入れているというふうにお聞きをしております。

町 長

すけれども、この上伊那ではまだそのようなものを取り入れているところはないというふうにも聞いております。で、救急医療キットを活用して独り暮らしの世帯や高齢者世帯などの安心安全の強化対策のために施策として取り入れてはどうかというのが今回の提案であります。いかがでしょうか。

このご質問の趣旨はあの災害時に独り暮らし、まあ思うように行動のできない方だとか、それから高齢者の方、必ずしも自分の意思表示がなかなかうまくできない方、こうした方をまああの避難誘導というよりも病院へ搬送する救急隊等によってですね、でその時にまああの搬送していった先の病院なんかで、このまあ患者さんなら患者さん、かかりつけでお薬を飲んでおるその方もいろいろおる、健康でもそういう方もおる、その方があのどういう今まで薬を飲んでおったり、病気の症状というもののはどんなふうであったかということや即座にわかることによってそのすぐ病院等の処置が可能であるというようなところに結びつく問題であろうというふうに思います。なかなかあの今度の例をみてもそのことに手間取ってなかなかあのすぐ回復に至らなんだってというようなことも報道にもあったように聞いております。そのことだと思いますけれども、それであのやはり常時あの自分で処方箋っていいですかあの飲んでおる薬ってもののメモや、それから自分の保険証であるとか診察券であるとか、それから身体の状態がアレルギーがあるのかないのかとか、こういう薬を飲んでいるとか、そういうことのひとつの情報を常に蓄えて、そしてそのことが救急隊がすぐわかるまああの合言葉的に冷蔵庫なら冷蔵庫といったようなところへ置くことによって、それを一緒に搬送することによって向こうはすぐ対応ができるというふう、言葉で言うと緊急医療情報キットというふうに呼んでおるようでございますけれども、そのシステムを構築したらどうかということでございますけども、木曾広域圏なんかは既に取り組んでおるというふうに聞いております。であのこのことについてはあの常設消防、伊南消防組合の傘下の中でもやっぱり救急隊の実践行動に関わってくる問題でありますので、あの制度としてはそうお金の掛かる問題ではございません。ただそのシステムを構築していくってということが大事でございますので、あの是非実施に向けてまいりたいというふうに思っております。それでこれはあの伊南行政組合の消防本部4カ市町村のまた理事者会それから消防長を交えたその中できちんとあのその考え方を構築をした上で、その置き場所の統一であるとか、そのカルテメニューのひとつの判断の仕方の統一であるとか、そのことがあの救急隊との関わりの中で大変重要になってまいりますので、あのそうしたスムーズな流れを構築した上で、できれば伊南4市町村揃ってまあやってみようという事をちょっと組合の方へ提案してまいりたいというふうに思っております。時間を貸していただきたいと思えます。

三浦議員

ただいまほんとにあの前向きで取り入れるということで、あの広域の中で提案をしていきたいというふうに答弁をいただきました。あのほんとに命を守ってまあ確かにあのもう医療を受ける場合に今ほんとに多様なお薬を飲んでいたり、で、お年寄りの方はもう薬をどんな薬を飲んでいるか自分ではよく分かっていなかったり、まあ聞かれたって分からないっていうのが大方だと思いますし、私たちも薬いただいてもその薬の名前を言えと言ったらとてもじゃないけど言えませんので、まあそういう点でもホントにあの大事なあのシステムになると思えますので、できるだけ早い段階で実現できるようにご尽力願いたいと思えます。以上をもちまして一般質問を終わります。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻を10時55分といたします。休憩。

午前10時34分 休憩

午前10時55分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。

8番 中村明美 議員

8番

中村議員

初めに朝からの質問におきまして大変実践に向けての気持ちの良い町長の答弁がありまして大変うれしく思います。引き続きこれからも答弁に強く期待するものであります。それでは通告に従いまして一般質問をいたします。1、ピロリ菌検査への町補助制度が最終年となったが現況評価は、また次年度以降は治療費補助も加え充実した内容で胃がん撲滅事業の継続をすべき、について順次質問いたします。今まで病気予防に関する質問をいくつかしてまいりましたが、その内国の動きの中ではありますが実施された病気予防対策に対しまして評価いたします。先月8月31日党は厚生労働省側からのがん対策推進基本見直し説明会でがん予防に力点を置くよう指摘し、また受診勧奨効果のある無料クーポン券を胃がんにも広げるよう要望いたしました。国の早い取り組みを望むところであります。その胃がん予防として当町は他市町村に先駆け、平成19年度から5年計画でピロリ菌検査に町補助制度が実施され本年が最終年となりました。これは昭和伊南総合病院に優秀な専門医師がおられたこともあり、病院とともに胃がん撲滅事業が行われています。ピロリ菌検査では本来5,000円掛かりますが、町補助制度により自己負担は1,500円で受けられる大変うれしい制度であります。詳しくは8月号の広報いじまにも掲載されました。当初は町民への説明会も活発でしたので町民もピロリ菌に対し関心が高く、受診者からは喜ばれた制度だと評価いたします。しかし平成22年度行政報告書によると当初検査目標3,000人に対し1,226人と目標の半数にも満たないのですが、現況をどのように評価しているか伺います。

町 長

それでは中村議員の質問にお答えをしてみたいと思います。ピロリ菌に関するご質問でございまして、町はあの胃がん撲滅事業と一環の中でまあピロリ菌の検査をして、必要な方には対応、指導を申し上げてきておるという状況でございます。お話にございましたように町ではピロリ菌検査は昭和病院とのこの胃がん撲滅キャンペーンの一環として、平成19年から23年度までの5年間をまあひとつの期間として検査料金の補助を実施をしております。19年度当初計画でこのピロリ菌検査の対象者を19歳から69歳までの町民の方ということで、5年間でその半数の3,000人の実施を目標として掲げてまいりまして、先程あの行政報告書では1,226人というご報告になっておりますが、今年あの成人式を加えた人数で含めてまいりますと、今現在1,345人という数字になっております。その方々にまあ検査受診をいただいたということになっております。そこであの初年度に実施をいたしました実態調査で、対象者のうち500人が既にピロリ菌検査を受けていましたので、トータルでは目標の6割強の方がこのピロリ菌の有無の確認をしていただいております。まだまだあの十分というわけにはま

いりません。そこでまああの今年度は最終年度ということでございますので、今お話の広報8月号にでも特集を組んでこの啓発をやっております。年度末までに更にまあ数字が伸びるように担当の方も努力をしておるわけでございます。で、この5年間まあ終了間際でございますが、5年間の終了後のこの胃がん撲滅対策といたしましては町のご承知の第5次総合計画、それからそれに付随した健康づくり計画というものがお示しをしてあるわけでございますけれども、その1つの考え方として24年度以降も成人式のこの該当者、このピロリ菌検査は引き続いて実施をしていくというつもりでございます。この4年間実施をしてきた延べの受診者の状況を見ますと、この30代40代の方の受診率が15%、他の年代より比較的低いという状況が表れておりまして、ピロリ菌が長く胃の中に住んでいることによる胃がん発生のメカニズムを鑑みて、更にまあこれはあの予防対策といたしまして全部というふうに考えてもみたわけでございますが、なかなかあの費用の問題で、と同時に既に6割の方も実施をしておるといような総合的に判断をいたしまして、制度としてあの現在40歳からの特定検診というのがあるわけでございますけれども、この特定検診をする前にこのまあいわゆるメタボ検診を予防を中心としたこの検診でございますけれども、これの検査が38歳というこの節目検診に併せて、その間に全てピロリ菌の撲滅を図りたいと受診してほしいということで、節目検診に切り替えて実施をしてみたいということでございますので、そういう考え方を持ちまして38歳の節目検診に全ての方に受けていただく道を開きたいと、このことを新年度から新たに実施の方向で取り組んでまいりたいというふうに考えております。同時にまた胃がん撲滅キャンペーンでは検査とともに啓発事業も行っておりまして、4年間で昭和病院の医師などによる講演会を16回ほど開催して、延べで920人の方に参加をいただいております。大変まあ好評であったわけでございますけれども、そうしたまた今後更に実態調査やいろいろあの有線テレビや広報や様々な特集番組を通じて、この実施状況の報告を合わせて是非ひとつまた今後とも進んでこの受診を受けていただくような啓発にも取り組んでまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

中村議員

今の答弁からしますと来年度からは成人式の該当者と38歳の節目の方に限られて行っていくというそういうふうな受け止めました。そうするとそれ以外の方々には実費でやれということですね。続いてですけれども検査でピロリ菌がいた方はピロリ菌を除去するには治療が必要です。これには保険が適用されなければ20,000円ほどの費用がかかります。アンケート結果では医者の方の判断で受けない人もいますが、中にはピロリ菌の除去費用が高いため検査を受けない人もいました。また検査はしたけど費用面で除去治療を受けられずにいる人もいます。検査を受けても除去治療をしなければ胃がん撲滅事業は片手落ちではないのでしょうか。もちろん強制はできないので除去治療は自己判断を優先にすべきです。この事業が不完全燃焼になりつつある原因には、先ずピロリ菌除去治療費が高額であること。2つは今までピロリ菌について報道機関でほとんど話題とされず関心度が当初より低くなってきた点が挙げられるかと思っております。ところが最近マスコミ等でピロリ菌について報道されるようになり、胃がん予防の治療法として注目をされています。また他市町村でも補助事業を考え始めています。そこで町長は常々病気予防に重きを置いており、目標を3,000人という数字は意味があつての数字であると思っております。来年度は一般の補助をなくし成人者とたまたま38歳の節目という考えのようではありますが、予防に対する熱

意がいまひとつ低いように見えます。また45歳で45%、50歳以上では80%の方が胃にピロリ菌があるといわれています。撲滅と掲げた事業であるからには少なくとも目標を達成するまではこの事業を継続すべきです。そうであってこそ本気で町民の健康を考えた制度であったとうかがえます。この事業を先進的にやったという結果だけで終わらせることなく、中身の充実に重きを置き、対象者は現状のまま継続すべきです。そして次年度からは制度内容に治療費も加え充実させ町民の健康を支えていくべきだと求めますが町長伺います。

町長

だんだん追いこめられて大変厳しいわけでありましてけれども、あのピロリ菌については先ずその認識を持っていただきたいと、それでそのことをまたひとつあのある手を差し伸べる中で、自助努力で自分の健康管理をお願いしていきたいとひとつの考え方の下にまあスタートしておるわけでありまして、全てあの金銭的に補てんをしていくということとはちょっとまた理解が違うんで、そのところは誤解のないようお願いしたいわけでありまして、であの3,000人目標で胃がん撲滅というようなことで取り組んでおりますが、まだまだ道半ば60%ぐらいの方が受診はしたということで、で、その受診をした方の中で7割が除菌を済んでおります現在、従ってあの3,000人目標の中では少しトータルは半分以下というような形になるわけでありましてけれども、今あの20,000円ぐらいというふうにおっしゃいましたが、実はあの18,000円ぐらいというような数字になるわけでありまして、それでまあこれはあのピロリ菌がまあ発見されて自分から進んでその除菌に自己責任で健康管理をするというまあ道へ移っていくことになるわけでありまして、あのこうした補助がまあ全国的にあるのかどうかというようなことはまあ例はないわけでありまして、そのこととは別にいたしましてもこれはあの除菌の方法というのは体質やその人の医者の方の考え方、それから持つておるその内容等で人様々、それぞれいろんなケースがあるわけでありまして、一概にこう一律的に決めてかかったような対応はできないというふうなことをまあお医者さんの方からも言われておられて、あくまでもお医者さんと自分とのこの意思の疎通の中でこの対応をしていくというふうなことがあるようにございまして。従ってあの今まで町の取り組んできた医療の基本的な考え方というものは、保健予防については町はできるだけ手を差し伸べて、そして財政負担も伴ってまあ病気になる前の自己管理を助けていくと支援していくという考え方と、病気になった場合にはいろんな制度的に補助するものは別にいたしましても、やはりこれはあの保険制度等あるいは高額医療等の中で治療に専念をするという1つの保健予防とそれから病気の患者の回復というものとは分けてまあ今までも整理して考えてきておるわけでありまして、まあいろいろ確かにこの医療に取り組む姿勢が一貫性がどうのこうのというお考えもあるかと思っておりますけれども、バランス上あの今まで7割の方がもう既にそのことを自分で進んで除菌してきた1つのバランスもあるわけでありまして、残りの部分についてあの支援をして補助をしてというわけには少しあの虫歯なんかの治療なんかもそうございましてけれども、そこまではちょっといかなものかなというふうに思うわけでありまして、是非そのところをあの今そうした考え方を持ってないというか、そこまではできないという1つの事情も賢察をいただきましてご理解をいただきたいなというふうに思います。当然あのそうした保菌者が発見した場合には側面支援としてはまた医者のこの紹介をするなどその方法等内容は十分あのお知らせをして、ご指導は申し上げていくとい

中村議員

うことは側面支援としてはやってまいりたいということでございまして、満足のいくご回答にならないかもしれませんがご理解をいただきたいというふうに思います。

7割の人が除菌をしたというんですがそれは検査をした目標のですね半数の人たちの7割ということだと思います。ですから検査をしたのは目標の3,000人には到底達していないわけでありまして、であの当町では今までの検査ではピロリ菌除去者は36%というふうに広報の方にもありました。例えばですね年に300人の検査でおよそ108人ほどの除菌者が出ると考えられます。その今は検査費に7割を補助しているわけでありけれども、除去費用に補助として例えば3割ぐらいとするとですね650,000円、おおよそ予算として現年度で1,640,000円をとっているわけでありけれども、その中でまあ納まる額ではないかと思っております。ですからこの事業を継続していくということになりますと予算はもうすこし少なくとも支障なく進められていきます。またですねあの確かに今までは除菌の費用は出していなかったけれどもっていうことに個人の判断ということを言われましたけれども、実は世の中は経済状況もいろいろと悪化しております。実費でやるということが困難、でも除菌したい、検査を受けたかったけれどもやはり優先するものが別にしてですね自分の健康管理にお金を出せなかったという方も実質現在おります。そういう方々をですねまあそのままにしてという考え方はいかなものかと思っております。ですので経済状況等もありましたのでこの3,000人に達するまでは別に節目とか限ることなくですね、せめて達成するまではこの検査費用は今までのままでしていくということを継続することを強く求める次第です。特にピロリ菌がいる確率の高い年齢層を外すことは中高年の健康と費用対効果から見ても正しい判断とは思えません。撲滅とは完全に退治することとあります。次期町長選への出馬も表明されました。町民の病気の予防から真剣に願っての胃がん撲滅事業であるならば次年度はより多くの方が受けられるようピロリ菌除去費用はですね多少の割合にしてもですね、この内容を継続することを求めますがこの事業に対する町長の真意をもう一度お聞かせください。

町長

まあこのピロリ菌に限らず全てのあの保健予防事業に対しましては町も先駆的に様々な分野で取り組んでまいりまして、手厚くまあしてできるだけの努力をしてきたつもりでございまして。であのガン撲滅という1つの大前提はもちろんあるわけでありまして、であのずっと5年間やってまいりましてなかなかあのそれに応じて見えない方もおるということでございまして、この成人式の部分と節目とそれから38歳の節目を数年間繰り返すことによってかなりのこれは数字が対象者として保菌者が減っていくという傾向でございまして、になると、必ずなると思っておりますので、今日段階ではそのようなことを是非お答えをしてご理解をいただきたいということをお願いをしたいと思っております。

中村議員

なかなか答えが進みませんが、とにかく団塊の世代ですね、50代、子ども達を大学に出し自分の健康は二の次となっている世代は救われたいというわけでありまして。是非もう一度ですねその辺を検討いただくことを願って次2番の質問に移ります。独り暮らしの高齢者や高齢者だけの2人暮らし、高齢者と障がい者だけで暮らす人たちが安心して生活できる環境づくりについて質問します。高齢者の皆さんの中には独り暮らし、高齢者の2人暮らし、他障がい者と暮らされている方もいます。この方々は今は健康であっても急に自分または連合い何か起こったときその後の生活に不安を抱いている方が多くおられます。また家庭訪問をする中でもそういうお話を聞くことが多くあります。

今後の高齢化社会において避けて通れない課題であると思います。そこで早急に安心して楽しい生涯を送れるような対策が必要であると思います。それには住民が気軽に相談したくなるような行政相談窓口の充実、そして70歳以上の健常者にも相談が有る無しにかかわらず年に1・2回は家庭訪問をして現状を聞きとり、将来の不安を解消していく支援が求められていると思います。また内容の充実には人為的問題ができます。そこで今後は住民理解を得ながら民生委員の増員や職員の増員を行うことも必要に思います。地域に貢献された先輩の方々が安心できる生活環境を構築すべきだと強く考えます。高齢化社会の取り組みの中でひとつの課題として早期検討を求めますが町長の考えを伺います。

町 長

2つ目のご質問は独り暮らしやまあ高齢者だけの二人で住んでおる暮らし、あるいは障がい者の皆さんが安心してできる環境づくりというようなことなかで、行政のまあ相談窓口の充実あるいは家庭への訪問の充実、それから更にはいろいろとあの現場的の疎通をいただいております民生委員に関してのご質問でございます。高齢者の皆さんを対象とする相談窓口、あるいは家庭訪問につきましては現在町ではご承知だと思いますけれども地域包括支援センター、ここが主になって担って活動をいたしております。ご本人やご家族、親族から寄せられる様々な相談にのったり、それから民生児童委員や地域の皆さんからの情報提供による対象家庭への直接訪問等によりましてその方やその家庭に合った支援の体制を作ってきておるということで、包括支援センターの活動が今充実をしまあ対応させていただいておるということでございます。不安に思うことあるいは気になっておることがありましたらお気軽にこの地域包括支援センター、住民福祉課の中に位置しておりますので、ご相談をいただきたいというふうに思っております。具体的に町では独り暮らしをされている高齢者の方、それから障がいをお持ちの方などを対象といたしまして、急病時や緊急時にボタンを押すだけで24時間体制の安全センターに自動的に電話がつながったり、このセンターからあらかじめ登録されている近隣の支援者の方への連絡が入るようになっておまして、安否を確認ができるというこの緊急通報装置この対応事業がありますので、更にまたこれからもご利用をいただければというふうに思っております。またあの地域における身近な相談相手になっております大変まあ活動をいただいておりますこの民生児童委員の増員というまあお話もあるわけでございますけれども、これはあの国によって町の定数が定められておるというようなことと、それから地域での適任者の確保の問題もなかなかあの最近難しいというような、前回の改選時の状況をお聞きしても実状もあるわけでございますけれども、今後またあの民生委員内部のそれぞれのご意見も受け賜る中でですね、このことはまた時代時代に沿った形の中で、できればまあ増員も含めた検討も必要ではないかというふうに捉えておるところでございます。前改選期で1名町は増員をさせていただきました。なおあの高齢者の皆さんが地域で安心して暮らしていくためには、行政の制度のみならずやはりあの地域の皆様、とりわけあの隣近所の皆様の日頃の気配りや心遣い、支え合いというものが今度のいろんな状況を見ておられます、先ず何よりも優先して大切なことである不可欠なことでございますので、そうした絆の上に立ったこれからの地域ぐるみの取り組みというものも、町も一緒になってこれはあの研究をしながら啓発をして取り組んでまいりたいというふうに考えておりますのでよろしく願いします。

中村議員

私も包括支援等ですね支援があることは存じております。しかしあの健常者の高齢

者の方々はですね70歳過ぎても自分で自分のことは何とかできる、そういう方々がそういう包括支援センターのこともボタン1個ですすね出来るということも知りません。知らない方も多いです。それをですね行政が伝えずして隣近所に任せるのはどうなんですか。やはりそういうところに健常者でがんばっておられる皆さんにですね、行政がやはり足を運んで耳を傾け心を寄せていくことが、近隣からもまた行政に信頼があり近隣で支えていこうという、そういうものが絆が出てくるのだと思いますので、是非その辺を含めて検討をよろしく願いいたします。

では3番目のAEDに関する質問をいたします。AEDは未設置施設への早急設置とAED設置の学校や施設では講習会を年間行事に入れ、AEDを緊急時に活かせる環境作りをについて質問いたします。心筋梗塞や心臓病、またボールが胸に当たったり、また健康な人でも当然起こることがある心室細動を起こすと1分経過するごとに約10%で助かる確率が減っていくといわれています。救急車が現場に到着するまでの時間はおよそ6分かかるとされており、救急車を待っていたのでは助かる確率が低くなります。しかし人が倒れた場所の近くにAEDがあつて、そこにいる人たちが操作をすることで助かる可能性が高くなりました。当町においてのAED普及はまあ個人企業を抜き10数箇所というふうにお聞きしております。イベントなどで多くの人が集う文化館には未だ設置されておらず早目の設置を求めますが計画があるのか伺います。

町 長

次のご質問、このAED自動体外式除細動器でございます。文化館に設置をとということでございます。文化館は年間約300日ほどまあ開館をいたしております。1年間で延べ1,400団体40,000人以上の方にまあご利用いただいております。ここにあの徐細装置AEDがないということは非常にあのこれはあのまずいわけでございますので、このご質問をいただいた時点で12月補正で設置するように担当の方へ指示をいたしました。よろしく願いいたします。

中村議員

是非ですね外部からも集う施設でありますので12月補正で用意されるということで、前倒しで用意しておいてもいいのかなというふうにも思います。次にAEDの設置場所というのは多くの方が常に目に届き、緊急時はスムーズに持ち出せる位置が望ましいと感じます。当町は役場防災室に設置されていますが位置的にわかりにくいこと、展示物があり一刻を争う緊急時にはそのものが障害になる恐れがあり適切な位置とは思えません。是非検討も望みます。そして役場内では幼児から高齢者まで幅広い年齢層が来られ、職員には緊急時への危機管理が求められます。設置されているAEDを町長はじめ全職員が操作できることが望ましいわけですが、職員の現状等をお聞かせください。

町 長

職員の現状について総務課長の方からお答えいたします。私もあの庁舎内のそうした取り扱い訓練に参加をさせていただいてある程度のことは出来るつもりではありますが、なかなかあの現場へ行ってどうかなという疑問がありますが、わたし自身も先頭に立ってそれをあの操作できるようなことを身につけていかなきゃならんと思っておりますが、職員の状況をご報告をさせていただきます。

総務課長

毎年このAED役場の庁舎へ設置したのが平成18年でございます。それ以降あの9月のいわゆる役場としての火災訓練とかそういった機会を捉えまして全職員対象にあの講習を行っております。その時にだいたいあの2つのAEDを消防署から持ってきていただいて、職員がまあ交代で、1回の講習会の時には4人から6人くらいが実際に自分で扱

います。でいつも回りで他の職員が見ているそのやり方とか気をつける点を学んでおります。従いまして繰り返しやってきておりますので、まあ今年の職員については今年の新入職員以外は全員がその知識を持っております。で、多くの者が実際に使用経験もありますということで、使えるかどうかと言ったらほぼ全員が使えるという認識を持っておりますのでご安心をいただきたいと思います。また外部におきましても学校、保育園、その他あの公の施設につきましては定期的な訓練をしておりまして、役場と同様多くの職員が使えるという認識を持っておりますのでお願いいたします。

中村議員

住民の皆さんに役場に来たときは安心して下さいというご答弁だったというふうに受け止めてよろしいのでしょうか。はいじゃあ安心していたしました。AEDを緊急時に活用するには常日頃の訓練が不可欠です。私も今回飯島区74名の中に加わらせていただき防災訓練で救急救命法を学びました。そこで改めて実感したのはAEDは音声説明が流れるので初めての人も使うことができますが、人が倒れたときはなかなか冷静には動きません。講習会での経験があつてこそ一刻を争う事態を救えるのだということ、また心肺蘇生法ではAEDによって心肺蘇生するまで胸骨圧迫、心臓マッサージですね、これを行うことは最重要でありAEDの装着前から救急隊に引き継ぐまで胸骨圧迫を続けなければなりません。胸骨圧迫は実際講習会で経験しなければ到底緊急時に対応できるものではないということです。講習会ではAEDの使い方だけでなく、119番への通報や心肺蘇生法の要となる胸骨圧迫も含まれております。機会をつくって学んでおく必要があると思います。そしてですねAED維持管理には胸パット交換が2年ごとに6,300円ほど掛かります。バッテリーの交換は設置から4年で63,000円前後です。町の設置台数が10台としましておよそ成人もので単年度必要経費が189,000円、約190,000円掛かります。またパットは1回で使い捨て、小児用は20,000円と維持費が大変高い機器であります。このように高額費用を掛けているAEDです。命を守る緊急時に活用されてこそこの費用も生きてくるといえると思います。そこで心肺蘇生率をみますとですね全国は8.6、長野県は4.6、まあ伊南圏内で見ますと県の半分にも満たないですね70件で1人、約2%にも満たないという大変低い結果になっています。この高い地方は大阪府の豊中市かな、大阪府なんですけれども心肺蘇生率の高いことはいろいろと条件があると思いますが、住民の熱心な訓練が挙げられています。私自身も顧みてそうですが当町は今のところ自然界に守られていることから災害を受ける地域に比べて総体的に危機感が少ないと思います。そこでAEDを設置したから安心ではなく、使えてこそ本当の意味で安心な命をつなぐ機器として生きていくと思います。従って設置されている学校・施設、行っているという今総務課長のお話でしたが、職員はもちろんです。それ以外ですね町民の方々がその施設を使う関係者も年間行事の中にどこにAEDがあるのか、どういう種類なのか、それを目で確認して訓練をする必要があると思います。心肺蘇生法の訓練をそのように入れて、多くの人たちが尊い命を守る環境を整えることに力をこれから注いでいくべきだと思いますが町長いかがでしょうか。

町長

あの大変高価な機械でございます。これを活用して初めてその真価が発揮されるということで、当然おっしゃる通りでございます。あの今講習会等の1つの考え方について総務課長の方からもう一度またお答えいたします。

総務課長

今ご指摘いただいた内容は全くその通りだというふうに思います。で、あの中村議

員の言われましたそのAEDだけで救えるものっていうのはあの心室細動、これを主として心停止があった場合の方についてはAEDが効果あるけれど、他のものについてはまたこれは使えないという機械が判断をして、いわゆる心マッサージやなんかの指導がまた機械からも出てくるんですが、町はあの全く同じ考え方を持っておりまして、AEDの講習の時には前後であの、一番初めはこの気管の呼吸の確保をするわけですね、それから心肺の停止状態であればいわゆる人工呼吸をしたり心マッサージに入ったりということを一連の流れとして職員はやっております。であの先ほどのお答えですが、役場へいらした時にはどのような場合でも対応できるということでご安心いただけるわけですが、ご指摘の通りあの地域の皆さんがそれができて初めてこの飯島町全体が安心ということで、あのいわゆる出前講座でもそういうことは行っておりますし、あの地域であの日赤奉仕団の皆さんは日赤奉仕団でまたそういうような訓練も行っていたいております。またあの耕地によってはあの地震防災訓練の折りにそういった訓練をされる場所もございますので、今言われましたことをちょっと確かにそうだなあということがございますので、これからあの全町民の皆さんが一度は、あの体力的に難しいものもございまして、そういった講習を受けていただいて皆が知識として持つ、あるいは関わって行ける体制構築についてはちょっと真剣にこれからは取り組んでまいりたいと思います。

中村議員

是非そのように取り組んでいただいてですね、飯島町の住民はどこに行ってもですねその緊急時に人を救えるんだという、それが誇りなんだと思えるぐらいですね、やはり1つのことに徹したそういう取り組みをしていただきたいと思います。では最後の質問に移ります。子ども達の学力向上と基本的な生活習慣を確立するために子ども達の体力向上に更なる努力をについて質問いたします。この8月に県体育センターが行っている公開講座の1つ、学力向上のためには体力づくりが不可欠という講座に参加してまいりました。そこで学んだことを交えながら質問をさせていただきます。講義の冒頭、講師からは基本的な生活習慣に早寝・早起き・朝ご飯とありますが、そこにプラス運動を追加したいと言われました。そして脳科学の分野から脳と運動の発達に関連性について知見まあ効果はですね示されているというお話でした。そしてまた驚いたことには平成22年の小・中学校の学力・体力測定の結果47都道府県で小学校の学力測定結果は1番が秋田県、2番が福井県、体力測定1番が福井県、2位が秋田県、中学の学力では1位が福井県、2位が秋田県、何と両県が入り替わっただけでした。ちなみに長野県は小学校学力20位、体力28位、中学学力42位、体力38位、あまりにも体力と学力が比例していることに驚かされました。ちなみに中学2年女子の運動時間は全国でも長野県が最低でした。これがまたまたですね地域でありながらこのような地位であるということをお大変驚いたわけでありまして。そこで県でもこのような学力と密着な関係がある体力づくりに注目し、本年小学校では学校ごとに1つの運動に取り組むことで体力向上を図ることを目的に1校1運動が実施されています。それを受け七久保小学校では伝統の朝マラソンを継続することを入れ、飯島小学校ではシャクナゲの時間に週2回運動を取り入れております。これは縄跳びが多いようです。両小学校に現段階での体力づくりでの課題を聞いたところ、七久保小学校では特に問題がないようでした。ところが飯島小学校ではもっと運動の時間が必要だというふうに言われておりました。これ以上運動時間が増やせないようでした。そこで私が飯島では地域の方の見守りをいただき、朝のですね8時から朝の会が始まる前の8時20分まで子

も達をグラウンドで走らせたならと提案をしたところ、それが実現できたら大変にうれしいそう望みたいというふうに言われました。また11月のロードレースでも地域の参加者の応援を望んでおりました。町でも地域で支えられることは子ども達の健全な成長につなげようと朝の読み聞かせボランティアを支援しています。これと同様に朝のランニングを見守るボランティアを募り、子ども達の体力向上に努めることを求めますが教育長の考えを伺います。

教育長

時期はまさしくスポーツの秋、来週は小学校の運動会が始まりますし、今月末には飯中は文化祭、その中でも運動を取り組むまさしくスポーツの秋でありまして、体力運動能力の向上について時季にあったご質問をいただき大変ありがたいことだと思っております。あの私もですね文武両道についてはいろいろな機会にお話をしているところであります。またあの県の今年度の重要施策の中に今議員ご指摘のように、改めてですね学力向上に加えて体力の向上という項目が加わりました。先ほど具体的なデータをもってお話をさせていただきましたが、県としても子どもの体力については危機的な状況であると真剣に受け止めて、先ほどのまあ公開講座等を企画したというふうに私は理解しております。あの学校の様子を先程お話をさせていただきましたけれども、飯島小学校の例ではあります。まあ学校目標の中に体力づくりを位置づけておりまして、全校運動まあシャクナゲの時間でありまして、全校運動を取り組んでおりますし、またあの昨年度からですね3年生から6年生までを対象にしたマラソン大会、これは新たな学校行事として位置付けてあります。それからあの七久保小学校もあの1校1運動として朝のマラソン、それから運動会におけるマラソン長距離走、それから千人塚マラソン、非常にあの運動に親しみ体力の向上を目指す機会を設けておりますが、まあしかしながら学校の中では限られた時間でありまして、その指導の内容についても限定的であり、なかなか子どもの体力向上に向けて取り組むには限界があるというふうに受け止めておりますし、そういう報告もあります。まあその部分をですね社会体育で補っていただいております、子どもの競技力や体力向上のために多くのスポーツ団少年団に参加しているという実態もありますのでそこをちょっと触れさせていただきます。野球やバレーボール、サッカーなどのクラブが中心であります、このデータは昨年の11月時点のデータでありますけれども、保育園時から中学生までですね延べ350人の子ども達が地域のスポーツ少年団に参加し、何らかのスポーツクラブ、少年団に参加しております。割合で申し上げますと44%の参加率となっております。まあこのようにこれはあの自主的な参加ということで学校の方で指導するというものではありませんけれども、まああの体力向上について不足している部分については、このようなスポーツ少年団あるいはスポーツ団体など地域の方に補っていただいているというふうにもまあ改めて理解を深め感謝するものであります。なおあの学校支援地域本部事業も飯島町もありますので、子ども達の例えば道に出たときの安全確保、見守りあるいは支援というようなことを、そういう事業の側面から応援できないかまた支援をしていただけないか検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

中村議員

是非ですね地域の力も生かしてですね子ども達を健全に育成していきたいと思っております。これを提案しましたのは根拠があります。それはですね冒頭の学力・体力等もうトップをしているですね福井県の鯖江市というところなんですけれども、この市では市役所の職員が毎週1回老人たちに向けて体操を行っております。65歳以上の高齢の老人達90%以

上が体力維持のためにバレーをしたり運動をしたり生活をしているそうです。またですね3世代同居率が日本一高いという市であります。お年寄りを見習って家族も運動をするこの体力を向けさせるのはこの当たり前というかですねそういう県民性のようです。というような話コラムを見まして飯島もこうありたいなあというふうに思ったから提案したわけです。例えば飯島でもですね定年後の方々が子ども達と一緒に歩いたり走ることは健康維持にもつながり、子どものためとはいえ実は自分のためにもなり、結果一石二鳥となります。そして大人と触れ合うことで子ども達も地域の人の温かさを感じ取れたら、朝の走る時間が自然と人間教育の場になるとも考えます。是非ですね学校側も望んでいることであり実施に向けて検討を求める次第です。

続いてですが飯島中学校では学力が全国平均より良い状況で運動部選択の生徒も多いようです。しかし運動部以外の生徒の体力が心配になります。この実態をお聞きしたいのと、続けて最後の質問も一緒に教育長にお答えいただきたいと思っておりますので続けます。また中学校時につけるべく持久力というのは毎日の通学の中で歩いたり走ったりする中で培われていくということを学びました。最近安全面から通学路の車による送りが増えています。その結果毎日歩く距離が減少し自然に体力の低下を引き起こしているのではないかと懸念されます。車での送りは少子化や時代の流れによるかもしれません。しかしだからといってこのまま子ども達の体力低下を見過ごすことはできません。大人たちの責任において改善することが重要と考えます。実際行われたことでもありますが、例えば車で送っても学校から1キロや1.5キロ手前で降りて歩かせる、または送ってもらう生徒は少し早めに登校させて何らかの運動をさせ体力向上を図っていくということが必要と考えます。中学生の脳というのは納得すると行動に起こせるそうです。反対に納得できないと動かないということです。基本的な生活習慣を確立するためにも先ず生徒への納得のいく教育を行い、家庭へも生徒たちの将来を考え心身ともに強い賢い大人となるためにと親御さんへの理解を求め、生徒たちの体力向上に向けた改善をすることを考えますが、教育長これらを通してどのようにお考えか伺います。

教育長

それではあの2つ続けての質問でありますのでまとめてお答えをしたいと思います。中学校の先ずあの運動部活以外ですね状況、体力づくりの実態についてであります、まああの全生徒282名今年度いるわけですが、169名が運動系、残りの生徒が非運動系いわゆる非運動系で吹奏楽部とか演劇それから美術部等が相当します。であの部活の内容上体力づくりを目指したというよりむしろ競技力向上をということでありますので、体力向上というのはあの副次的な面というふうに理解しております。でその面を補うべくまあ中学校ではあの先ほどもお話ししましたように、清龍祭の時の全校体育祭、それから春ですね学年対抗の学級対抗の陸上競技大会等まあトピック的な行事を設けてですね体力向上をしているわけですが、まああのいずれにしてもスポーツテストを行いながら、まあ例年の子ども達の体力あるいは競技力についての検討を加えながら指導の手立てを行っているところであります。ちなみにですね清龍祭で使っている綱引きを行っているわけですが、この綱はですね地域の方のご理解があって子ども達の体力向上の一助になればということで数年前に綱引きの綱をいただきましたのでちょっと付け加えさせていただきます。まああの中学の運動というのはどうしてもあの競技力ということを目に置くわけですので、まあ先ほど申したように競技中心のスポーツあるいは競技向上

を目指すというふうに力点が置くわけではありますが、まあ体力づくりを意識した運動を日常的に行うということにはなかなかできにくい状況であります。まあそれについてはあの個人個人のあるいはあの保護者を含めた意識喚起が大事ではないかなというふうに思っております。

2点目のあの通学途上の徒歩による通学を奨励するという事は全く私のそのように思っております。あの近年ですねやっぱり車社会が普及する、人間社会にとって便利な面がある半面、やっぱり失っていく面が多いということはまあ誰しもが言うところではありますが、この通学についてもご指摘の通りやはりちょっとの時間を惜しんで安易に子どもが親に頼んでしまったりですね、まあやむをえない事情もあります健康上の問題だとか、あるいは下校時刻が遅くなってやむを得ないという家もありますが、やはり安易に子どもをですね学校まで車で送るということはまあいろんな機会にですね保護者にその失う面、例えばですね徒歩で歩いて地域を知る、自然の移ろいを感じ取る、それから近隣の迎えてくださっている大人と触れ合うというそういう側面を強調し、そういう面に目を向けていただいて安易に子どもをですね車に乗せていかないように、学校を通じてまたあの社会教育も通じていろんな面で啓発し協力をしていただきたいというふうに私も考えております。以上です。

終わります。

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

午前11時46分 休憩

午後 1時30分 再開

休憩を解き会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番 堀内克美 議員

通告に基づきまして一般質問を行います。初めに農林水産業費決算割合の減少と農業農村づくりについて何点かをお伺いを申し上げます。当町は昭和31年9月31日合併以来55周年を迎えております。この間の農業振興策としまして圃場整備事業の実施、カントリーエレベーター、果樹選果場など地域農業施設の整備、大型農業機械の導入による農業の近代化、など農業生産基盤の整備を進め、併せて有線放送のテレビ化、農業改善センターの建設、それから農産物加工グループの育成など農林水産業の補助事業を有効に活用した農業農村づくりを進めてきております。また昭和61年には飯島町営農センターを発足し、4地区に農業者全員参加の地区営農組合を設立して地域複合営農を柱とした農業農村づくりを推進して今日に至っております。産業構造は変化しておりますが農業は一貫して基幹産業として町に貢献してきたものと思っております。町長は農業を基幹産業として今後も振興を図っていくお考えがあるかお伺いをいたします。

それでは堀内議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。農業農村づくりという捉え方の中で飯島町は農業が基幹産業として位置付けるかどうかということに触れての問題でございます。今最初に飯島町の農業の歩んできた歴史を若干お話がございまし

たように、この2つのアルプスに抱かれて天竜川、中田切川、与田切川と多くの清流により与えられた豊かな自然やこの田園の恵みは私たちのかけがえのない財産であり誇りでもございます。この自然が多くの生命を宿して遠い昔から今日まで私たちを潤して活力を与え続けてくれております。この豊かな自然環境を守り将来へ引き継いでいくためには農業の役割は極めて重要というふうに考えます。またわが国農業農村は農業者の減少と高齢化や農業所得の減少等によりまして極めて厳しい状況にあるわけでありましてけれども、食糧自給率の向上と農村の維持保全を図りつつ農業を再生することが今大きな課題となっております。このような中で当町は先輩の皆さんが営々とその礎を築いてこられた地域複合営農の考え方の中で町やJA、農業委員会、営農センター、地区営農組合や各法人、各農業経営者や農村保全対策協議会等々との連携の下に、農業振興や農業農村の持つ多面的機能の保全継承に地域ぐるみでまた組織ぐるみで取り組んでおります。堀内議員も現在この中核をなす営農センター長としてご尽力をいただいております。このように考えるときに歴史的にもまた地形的にも、そして町民をはじめ国民の食を担うというふうな観点の中で、農業はまさに町の基幹産業であるというふうに認識をいたしております。

堀内議員

お答えをいただきました。私もそのように感じて今まで農業に関わってまいって来ております。次に今もお話がありましたが、地域複合営農これは飯島町が全国に発信しました日本の農業農村づくりのお手本ともいえる農業方式でございます。いま全国各地で地区営農組合づくり、それに合わせて担い手法人による集落営農組織づくりが進められております。それぞれの地域で地域農業継承への取り組みが行われておるところでございます。当町でも先輩たちが作り上げた地域複合営農を発展継承し、農業者の高齢化、兼業化などに対応し、農業者が皆で地域農業を守るための地区営農組合と担い手法人の連携による農業農村づくりが進められております。この飯島方式の農業農村づくりを更に進めるために現在飯島町営農センターでは地域複合営農への道Ⅲの見直しを行い、地域複合営農への道Ⅳ、次の方策の作成を進めております。町の第5次基本計画では施策の柱として地域複合営農の充実を掲げております。地域複合営農への道は昭和61年営農センター設立に併せまして作成され、その後25年間飯島町農業農村づくりの指針として飯島町農業の確立を図ってまいりました。私はこの地域複合営農への道は町の農業基本計画にも当たるものというふうに見ております。このことについて町長はどう考えておられるかをお伺いをいたしたいと思います。

町 長

町の農業施策振興の一番まあ要でございますこの地域複合営農への道は、町の農業諸計画の位置付けの中で基本的な計画と位置付けるのかどうかとその考え方でございますが、2010年農林業センサスは町の総農家数は1,056戸、このうち販売農家は743戸で、自給的な農家は313戸ということになっておりますけれども、総世帯数の3,239戸に対しましては32.6%というまあ位置を占めておるわけでございます。これがその5年前の農林業センサスでは町の農業産出出荷額は2,390,000,000円というふうになっております。飯島町営農センター設置規則の第1条に営農センターの設置目的として、他産業とも調和と連携のとれた長期的なかつ総合的な農業振興と農村の活性化を図るための飯島町営農センターを設置すると、こういう位置付けで営農センターが設置をされておるわけでございます。この度スタートをいたしました第5次の飯島町総合計画に基づきまし

堀内議員

て、こういう位置付けの中で今年度策定をされます地域複合営農への道パートⅣは飯島町の農業農村活性化計画として飯島町営農センターが策定をする計画でありますけれども、堀内議員の言われるようにこの農業の基本的な計画であるとその位置付けであるというふうに私も認識をいたしております。

まあその点でも考え方は私と同じような考えをいただいているというふうにお答えで感じたところでございます。それぞれお答えをいただきましたが、農業は町の基幹産業、地域複合営農の道は町の農業基本計画として農業農村づくりを進めるため次の質問に移りたいと思います。先程もお話がありました農業を取り巻く状況は大きく変化しており年々厳しさが増しております。町から頂いた資料によりますと平成元年度から平成20年度までの一般会計における歳出総額に対します農林水産業費の割合を5年ごとに比較してみました。平成元年のが約21.7%、平成5年度が18.7%、平成10年は11.1%、平成15年度も約同じ11.5%、平成20年度には10%を切りまして約7.7%ということになっておりまして、昨年決算ではこれが7.5%ということで、20年前と比較しますと農林水産業費は当時の約3分の1という割合になっております。まあその年々によって大型の事業等やることもありますので若干の変化はあると思いますが、ここ数年は10%を切っているということは非常に厳しい状況にあるのかなと、そんなふうに町の財政もそうですが農業に向ける目もそういうことかなとまあそんなふうにも感じております。一方農業者の組織であります農業再生協議会、まあこれは今年の4月からこういう名前になったんですが、昨年までは水田農業推進協議会ということでありました。この団体は米の転作推進のための農業者の互助制度として昭和50年代に発足した団体でございます。当初は米の転作向上対策として農業者の負担で運営をされてきました。その後昭和60年代から農地管理の情報化、農地の地図のコンピューター化ですがね、それから地区営農組合、有害鳥獣駆除推進協議会支援、自然共生農業の推進、それから合わせまして水田の暗渠排水や農業振興施設の整備への補助、またコスモス祭、消費者との交流、生き物環境調査、千葉市の小学生の農山村留学の受け入れなど、町、JAとも連携をしながら農業振興事業に加えて町興しや都市との交流など多彩な事業を、農業者の負担年間約28,000,000円くらいの金額になりますが、農業者の多額な負担をいただく中で運営をしてきております。この農業者自らの負担による農業農村づくりは飯島町の協働のまちづくりに大きく貢献しておるものと私は思っております。これも町の農業振興補助制度を補完し、コスモス祭など町を代表する行事を主催し、飯島町の情報発信機能も担っておりましてまあそんなように思っております。しかし地区営農組合を中心とした農業振興は先程もお話がありました農業従事者の高齢化によります従業従事者の減少、それから整備を進めてきましたカントリーエレベーターなどの生産施設の老朽化、など農業生産体制の維持継続するためには莫大な経費が今後見込まれるという状況にきております。また併せて昨年突然持ち上がってきましたTPP問題、まあ完全撤廃ということになりますと農業は死活問題となりますし、また農村の崩壊の危機を招く重大な問題でございます。このように大きな問題を多く抱えておる農業でございます。町では地区営農組合、担い手法人など地域農業を預かる者が頑張っておる内に次の対策を進めるべきではないかそんなふうに思います。特に土地利用型の地域農業を担う地区営農組合が行う農業機械や施設整備、またカントリーエレベーターなどの基幹施設の建設に対する町の支援に対しては大きな期待をし

町長

ておるところでございます。また併せましてJA上伊那飯島支所につきましても老朽化により現在の支所の裏側に建て替えが決定しているというふうに向っております。役場庁舎、文化館など町の施設が町の中心部から離れ、まあこの位置に位置しておるということでありまして、JAの飯島支所の場所は使い勝手の良い場所だというふうに向っております。JAでも現在の場所に建設するというのでこれからも多くの利用が期待されるところでございます。そこで大きく減少してきております農林水産予算の比率を高めて、基幹産業であるということですので農業の振興と農業関連事業についての助成を今後農業振興ということで検討をお願いしたいということでございまして、その助成に対して期待しているところでございます。町長のお考えをお伺いをいたしたいと思っております。

農業予算の占める位置がまあだんだん減少していく中で、やはり農業の再生に向かつてのひとつの腰の強い農業のあり方の中で、町の助成を含めた振興対策の問題ご質問かと思っております。お話にもございましたようにこの一般会計の中に占める農林水産事業費、この予算が平成元年、10年、20年とこうきて、20年30年の中には半分もしくは3分の1まで減ってきておるというまあ数字の上では明らかになっておるわけでございますが、これは一概に単なる同じ物差しで年度間をみるというわけにもまいらないかと思っております。その年々の大型事業もあつた年なかった年もあるわけでございます。これはあの弾力的にそれぞれ対応してきたと思っておりますけれども、特にここ2・3年の中で特筆されることにつきましては、まあ政権交代もございました関係で事業仕分けというのがこの1つのこのソフト、ハードに渡ってなされた国費の経過があるわけございまして、特にこの中で農林水産業に、まあ水産と申しますか農林業関係の予算に、こうしたあの中山間農地を占める各自治体は大変大きな影響を受けておるということも1つあるわけございまして、土地改良事業に至ってはここ2年間の中では対前年あるいは数年前の39%ぐらいに落ち込んでおるというようなこと、それから農家の個別所得補償は新しいまた形で出てはきておるんですけども、林業の関係の中ではまあこれも農政の一環でございますけれども、有害鳥獣に対するこの補助の取り組みというようなものが半分以下になってしまつて、大変な町も戸惑つた経過もご承知かと思っております。まあそういうあのいろんな状況を経てまあ今日に至っておるわけでありまして、現実のこの町の農業再生協議会まあ再編されたわけでございますけれども、これらにつきましてもあの国の拠出金や町からの支援、農家の負担等々でまあ成り立っておるわけでございますけれども、いずれにいたしましてもこれも若干国の予算が絞られてくる傾向にはあるということで、大変厳しい状況にあるということは十分理解をいたしておるわけでございます。であのいろんな今ある制度を駆使してそれぞれの取り組む農業団体との関わりの中で、精いっぱい制度を活用する中であの一部個人の負担もいただいておりますけれども、町もルールに従って負担をしておることはまあご承知おきいただいておりますけれども、更にまたその辺をもう一辺再構築をしながら、本当にどこをどういうふうに見直して手だてをして、そしてやはりあの遊休荒廃農地も増えてくる状況にもございまして、担い手の問題、それから土地利用型のその施設の問題、それから有害鳥獣の対策の問題、考えればもう無限的にこうした取り組みの必要な事業が山積しておるわけでございますので、まあ町の基本産業でありまあどの産業もこれは同じでございますけれども、特に農業はその一番礎を成す部分というようなことの中で新年度予算に向かつてはもう一辺あの農業再生のこの協議会のみならずですね、

堀内議員 全般的にあの所管課とも十分、近隣町村の負担の支援の考え方も参考にしながら見直して、もう一度新しいこの地域複合営農のパートⅣのスタートにあたって再構築することが必要ではないかというそういう考え方でおりますので、今ここでどこをどうするというふうなわけにはまいりませんけれども、ひとつ農業再生に向けて大変あのT P P等も厳しい環境がこれから予想されます。精いっぱい努力をしてまいりたいというふうに思っております。

お答えいただきました。先程もお話しましたが農業再生協議会それぞれ農家1戸当たりになると約2~30,000平均面積でいうと2~30,000ぐらいの負担をお願いして運営してきておりまして、まあそちらの方のその負担の中でコスモス祭のお金だとか、あるいは地域の農業振興に対するお金だとか、そういうことも皆さんの負担をいただく中での運営をしておるといふ内容を是非ご理解いただきまして、町の方の今もお話ありましたけれども土地利用型の農業、要するに農地を守りながら飯島町の農業を守るといふことは飯島町という農村を守るといふこととイコールだといふふうに私は思っておりますので、是非そのご支援については引き続きお願いをいたしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

次に営農センター、先程もお話がありましたが、私も営農センター会長ということとは飯島町の農業再生協議会会長ということになります、その立場からひとつお願いをしたいと思います。これにつきましてはこれらの団体への支援についてでございますが、事務局の方で伊南4市町村の状況を把握をさせていただいております。まあそれぞれ4市町村とも名称スタイルは違いますが、営農センター、農業再生協議会、これを柱として農業農村づくりをそれぞれ進められております。それぞれ4市町村の行政負担の資料を見させていただきますと、まあいろいろと町村によって支出の方法が違ふと思っておりますので単純に比較できないところはありますが、どうも両方の団体へ飯島町では今年度865,000円という負担をさせていただいております、これはどうも一番少ないのかなと、宮田村につきましてでもこの団体には出していませんが地区の営農組合の負担それから農業関連団体が6つばかりありましてそれにそれぞれ町の負担を出しておるようでございますので、そうしてみるとこの金額は1番少ないんじゃないかなとまあそんなように思っておりますので、今年から営農センターの会計も農業再生協議会このなかへ一括してありますので、まあそれが委員の手当なんかを含めるとちょっと町の負担が少ないのかなとまあそんなようにも思っておりますので、そこら辺の組織に対する支援についてお考えをお伺いしたいと思います。

町長 まあこの農業再生協議会つきましてはちょっとあの前段の質問でお答えしましたように、このことも含めてですねちょっとあの各近隣の町村のこのデータ詳しく承知しておりませんが、また担当が十分把握しておると思っておりますのでまたあの内部を検討して、どこをどうするべきなのか負担割合はどうなのかということをもう一度まあ検討させていただきますということと、それから先程のご質問の中でJ Aがいろんな施設改善を進めておるといふことは十分承知しております。特にあの支所の建て替えについてはあの位置で耐震化を図りながら新しい事務所にして再生していくということで、大変活性化のためにもありがたいというふうに捉えておりますので、ここはあのどういうふうにもまた支援ができるのかどうか、その辺も十分また関係の皆さん方とも相談をしながらできる対応はしてまいりたいというふうに考えております。

堀内議員 それぞれお答えをいただきましたが、飯島町は農業の町、ずっと昔からそうでございます。バランスのとれた住みよいまちづくりのために他産業も含めて農業者の協働のまち

づくりのための一定な負担をしているというところでございますので、飯島町の農村づくりにこれからも再生協も貢献してまいりたいと思っておりますので、町の応分の負担をご期待して次の質問に移らせていただきます。

次に災害防止のための河川管理についてをいくつかお伺いをいたしたいと思っております。先ず河川には一級河川、準用河川、普通河川、があるということでございます。これらの河川の管理者というのがどこが担当しているのかについてをお伺いをいたしたいと思っております。

町長 次のご質問は大・中・小、河川の管理の問題ご質問でございます。このそれぞれの河川管理者でございますけれども、若干あのこれは細かい路線ごとのお答えでございますけれども、最初のご質問でございますので私の方からお答えさせていただきます。町内には天竜川、与田切川、中田切川をはじめとする一級河川と称するものが位置付けが13河川ございます。準用河川と呼んでおります河川が18河川、普通河川と呼んでおりますのがその他に数多くございます。ご質問の河川別の管理者でございますけれども、一級河川の天竜川はこれは国が直轄の河川管理者でございます。それから天竜川以外の一級河川は長野県が河川管理者、それから準用河川につきましては準用河川・普通河川は町が河川管理者ということに位置付けをされております。ただし準用河川・普通河川につきましては砂防指定をされておる河川いわゆる砂防河川でございますけれども、これは河川構造物等の施設は長野県が、それ河床整理等の河川維持の部分については町が分担をして管理をしているという現況でございます。

堀内議員 次に河川を定期的に巡視している河川を守るための河川モニターというものが置かれている河川があると思っております。町で委任を受けてこのモニター選任をされているのかどうかとまあそんなように思いますが、こういう河川モニターを置いてある対象河川と選任の方法について、またこの募集については一般公募で行われておるのかそれなどについてをお伺いをいたしたいと思っております。

町長 河川は管理していくことは大変まあ重要になるわけでございますけれども、この辺をまあ常に巡視をしながらいろんな状況を判断をいただくということでモニター制度が設けられておりまして、それぞれあの選任母体があるわけでございます。具体的に河川のモニター活動というものの内容につきましては地域住民自らが河川モニターとして川を守る活動に参加をすることによって、住民の河川の保全意識の高揚、併せて河川管理への協力をいただくことを目的に平成13年度より実施している県のまあ制度になるわけでございます。活動でございます。活動の内容につきましては県の管理する一級河川のうちに県の水防計画書に定める重要水防区域というのが定められておるわけでございますけれども、これに有する河川でございます、その他に地域住民生活に関連する河川区域を定期的に巡視を河川状況等を所管の建設事務所に報告をして必要な対策を講じていくというアドバイスを受けるものでございます。このモニターの選任についてでございますが、一般の公募につきましては県が行っておりまして、公募他についてまあやっておるわけでございますけれども、その中で県の依頼によりまして河川ごとに町から各区へモニターの推薦を依頼をいたしまして、推薦者を県へ報告をして建設事務所の方から委嘱を受けるといふシステムになってございます。現在20名の方がこの県からモニターとして委嘱をいただいておりますのでモニター活動をそれぞれ行っているというものが現状でございます。

堀内議員 お答えをいただきました。次に河川愛護作業実施対象河川と河川愛護団体これらについて、またこの団体に対する交付金がどのように支払われているか、その状況についてをお伺いをしたいと思います。

建設水道課長 河川愛護会につきましては地区内における河川を愛護し郷土の保全を目的に、昭和45年に県の呼びかけによりまして各地に結成をされた組織でございます。飯島町では飯島、田切、本郷、七久保、日曾利地区の5団体が登録されておるという状況でございます。作業内容につきましてはそれぞれの区域内の県管理の一級河川12河川でございますが、これらの河川の河川内の草刈り、それから小規模な土砂の撤去、それから河川清掃等の実施をいただいておりますという状況でございます。それから交付金につきましては平成22年度の実績で5団体に対しまして総額で257,000円の交付が行われております。以上です。

堀内議員 次に現在の河川の荒廃状況または管理の状況についてお伺いをしたいと思います。
建設水道課長 河川の荒廃状況についてのご質問でございます。荒廃河川ということでございますが管理の手が入らずに荒れはてているという河川は町内にはございません。ただし何カ所か草木が繁茂しておる河川が見受けられるというのも事実でございます。地元からも河川整備の要望がございますので、その都度一級河川につきましては国県への要望を行っております。それから町の管理河川につきましては現地調査を行いましてそれぞれ対応しておりますという状況でございます。

堀内議員 まあそれぞれお答えをいただきましたので以下何点かについてお伺いしたいと思います。河川管理は管理団体と町あるいは地元地域これらの連携が必要ではないかとまあこんなように思います。それから河川モニターについては公募は県の方でやられておって、公募がない部分がどうも町へ依頼があって町が区へお願いして区の中からモニターをということですが、実際には私も田切区に関わった経験からいくと区議員がその任を充てられるということやってきているというふうに思っております。あのこの河川モニター設置の趣旨のところでも先ほどもお話がありましたが、川に対する住民の意識や関心を高めるということしていくと一番いいのは一般公募の人をお願いすることじゃないかなとまあそんなように思いますので、町へ帰ってきて県から町へきた時点でできたらそんな機会を持ってもらってお願いしたらどうかとまあそんなふうに思います。私も先日町内の一級河川を中心いくつかの河川の状況について見て回ってきました。今課長から話がありましたように本当に荒れ果てたという河川は町内にはございません。が今やはり話がありました。まあ20年30年生の柳やアカシアのような木が河床の中に繁茂している河川もあります。またほとんどの河川には河川敷内に葦が繁茂しているということでございまして、まあある意味ではこれらのものがそのまま生育しているということは今までにそんな荒れるような豪雨がなかったのかなあとそんなふうにも見受けられます。しかし三六災害から50周年という今年あれらの写真集を見たり先日の12号台風の被災地の映像を見ますと、土砂災害箇所では土砂に交じって流出しました多くの流木これが流れをせき止め被害を大きくしている、まあそんなふうに見受けられます。安全安心のためには立木の除去など常に河床整理や巡視管理が大切ではないかなとまあそんなふうに痛感しております。先程申しました立木が20年30年生の立木が繁茂している場所は与田切川の広域農道東の与田切公園の前から本郷飯島線の与田切橋下流この付近に多く繁茂がしております。近くの住民の方からは過去に国道153号線の与田切橋右岸の決壊、それからその下流にあ

りました元の与田切橋、これは木橋でございましたがそれらの流出、まあそれらの時にもやっぱそういう川木が流れてきてそういう災害になったようですから、そういう災害の経験からして大変心配される声があります。また中田切川につきましてもJRの鉄橋の上の方がそんなような状況になっている、まあそんなような状況にありますので、まあ両河川とも工事については国の直轄砂防河川ということで工事をやられている部分もでございます。上流の方の整備は進んでおりますが先日のやはり12号台風の災害でも土砂災害危険箇所指定されていない場所、ここが大きな崩落をして人命を失うという被害にも発生をしております。町内の河川も与田切、中田切を含めてその支流は危険な箇所ばかりであります。特に与田切、中田切川は河床整理、下流についても河床整理を進めていただくといいことではございますが、それらの対応と立木の除去等につきまして、住民の安心安全の確保のために是非町としても早急な対応を希望しまして質問を終わりたいと思います。

町長 河川のまあ樹木等が繁茂しておるために河川としての効果を果たしていない部分もかなりあるというご指摘で、私どももそのように把握いたしておるところでございます。まああの当町はこの西と東の2つのこの山脈の急峻な地形と脆弱なまあ地質によって幾多のまあ災害を経験してきておるわけでございますけれども、直轄あるいはまあ県施工の治山治水事業によってかなりまあ安全度は増してきているというふうには思っており、ご承知の通りかと思っておりますけれども、やはりまだまだあのその支流にかけて、いわゆるあの河川横断面というものが狭くなっているために、そうしたあの施設も効果も半減しているという部分も見受けられるのではないかとこのように思っており、そのことが河床整理の事業ということにどうしてもまあ結び付いていくわけでございます。であの先日もこれはあの直轄の部分については工事に併せてお願いしておる部分も多いわけでありまして、直接の管理者は県でございますので、県もなかなか全県下、それから伊那建設事務所は全郡下というようなことの中で予算の方もなかなか厳しいということで、あの来ていただきまして巡視をいただいてそのチェックはしておるわけでございますけれども、なかなか一気にということとは当然各市町村ともいえないわけでございますので、状況によって優先度的にまあひとつ進めていただいておりますということは理解をいただいております。毎年、まあ数河川づつぐらひの話ですとここきておるしまして、現地調査をお願いしておるわけでございます。いずれにいたしましてもこれはあの毎年毎年そうしたチェックをかけながら、県管理は県、それから町の管理については町の予算の中でまあできるだけできる範囲内の中でございますけれども、この河川のひとつの河床整理、河川の機能が果たされるような方向、出せれるような方向でまあひとつ取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長 2番 宮下 寿 議員

2番 宮下議員 それでは今定例会最後の質問者ということでご質問をさせていただきたいと思っております。10人の議員の皆さんによるそういった質問の中で、まあ今回、町長選に向けての町長のご決意、あるいは決算議会となりますけれども、その後の今度は予算立てというものも含めた中で同僚議員からいろんな形で要望あるいは希望するもの等々出てまいりました。そういった中で町長として気持ちのよいご返事をいただいた部分、検討いただく部分とまた

いろいろこれからもあると思いますけれども、いい方向に検討いただければというふうに思っております。私の方はそういったことからしますと予算要望はいたしませんのでご安心をいただきたいと思います。忘れることのできない大震災が3月の11日12日に起こり、その傷跡が癒えるどころか復興の兆しさえなかなか見えない中で、追い打ちをかけるように今回の台風12号による記録的な豪雨が紀伊半島を中心に甚大な被害をもたらしました。被害に遭われた皆様に心よりのお見舞いと亡くなられた方へのご冥福をお祈り申し上げます。津波という言葉が国民の頭にインプットされたばかりのところへ、今回奈良県五条市の巨大な山の斜面が崩落し大量の土砂と濁流によって起きた山津波、私は3歳でありましたが三六災害、この時の伝え聞いております大鹿村の大西山の大崩壊これを思い出します。当町は急峻な山間を流れる与田切川あるいは中田切川がありますが、砂防事業の充実により安全性が増してはいますけれども、自然の猛威というのは人間が想定することを許しません。常に「まさか」と思うことにも気を配ることを忘れてはいけないと思います。今年の自然それを教えてくれるような気がいたします。今回の防災計画の見直しにおきましてもそういったことも含めて生かしてほしいものです。

それでは通告に従いまして質問を行います。今回最初の質問は東日本大震災に対する当町の被災者支援の現状と今後はということですのですけれども、先ずこれからお聞きするのは町のホームページに掲載されております各項目について順次伺っていきたくと思います。私個人のこういったことに対する状況把握というだけを目指すならば私が窓口に行き聞けば済むことではあります、今回は町民の皆さんに飯島町が実施している支援の内容とその現在の状況などを是非知ってほしいという思いからあえてこのような題を設けて質問をさせていただくこととありますのでお願いします。それゆえ少しでも多くの皆さんに放映を見てもらえたらと思っておりますが、こればかりはわかりません。これからご答弁いただくときに少しゆっくりした形で状況の説明をお願いしたい、余り早口にならずゆっくりお話をいただいて、十分時間はあると思っておりますので、いわゆる聞いてもらって皆さんが解るようなそういった形でやっていただきたい、そのためには早口にならず丁寧なご説明をお願いしたい、そう思います。

それでは最初に、昨日も報告がございましたが被災者の方の現在の受け入れ状況、先日もありましたけれどもいま一度伺いする中で、またできれば今日はそういった中の具体的な大人の方の例えば年齢層ですとか、そこに一緒にこられたお子さんの年齢層、こういったものも少し差し支えなければお聞きしたい。2として議員の皆さんもご覧になりましたでしょうか、町で被災者地域に宛てたチラシであります。皆さん見ましたでしょうか。これはホームページの中からダウンロードすれば出てくるわけですが、皆が皆パソコンを持ってインターネットに繋がっているわけではございませんので、ここでちょっとお時間をいただいてせつかくこのような良いチラシを作っていただきましたので発表させていただきます。ちょっとお時間をいただきます。

私たち信州（長野県）飯島町は日本の真ん中、中央アルプスと南アルプスの2つのアルプスに囲まれた人口10,000余の小さな町です。東日本大震災発生後、私たちが応援できることはないのか、自分たちの思いを物資や義援金としてお届けすること以外に何かないのかと思いを巡らせておりました。そうした中、4月の半ばから津波で壊滅的な被害を受けられた岩手県の工場（本社神奈川県）主力工場岩手県釜石市の従業員の皆さんが

町 長

当町の空き工場を活用して事業再開の一步を踏み出されました。現在約20名の従業員の皆さんが飯島町が仲介した民間企業の寮や町営住宅に生活拠点を移し、“復興・再建宣言！！ーがんばっぺし”を合言葉に工場の再建に日々尽力されています。こうした皆さんの頑張りを目の当たりにする中で被災地を離れて会社や工場、生活の再建をお考えの皆さんがあったとしたら同じように応援したいと考え、町全体で受け入れ支援の機運が高まっています。飯島町では皆さんの再スタートを精いっぱい応援します。お気軽にご相談ください。住宅の応援、町内の民間アパート組合の物件、企業の寮、空家など約70物件、家賃は無料から物件別の応援家賃（光熱水費は利用者負担）、町営住宅（10戸）家賃は1年間免除、生活支援金の応援、光熱水費相当を一時金として交付3カ月ごと33,000円から66,000円を2回まで、空工場活用の応援、250平方メートル、300平方メートル、1,500平方メートル（4物件）、2,500平方メートル（2物件）など、その他保険料の全額免除など、就園・就学支援、就労支援、ごみチケット、水道開栓手数料の減免、家電製品や家財調達の応援他、そして飯島町の住所等々が書かれております。こういった素晴らしいチラシをいろんな形で岩手県それから宮城県、福島県の東北3県に町村会や民間団体などを通じてチラシを配布したこのメッセージの反響や効果、これをお伺いしたいなと思います。

3として、このチラシでもありますけれども、避難滞在先のこういった今の紹介あるいは空き工場の紹介、これによる応募等々の実態これがございましたらお願いしたい。

4としてこの本定例会で補正をされました5月の臨時会で可決された町内のアパートなどに入居する被災者に対して、概ね3カ月以上の避難が見込まれる方に対して36,000円から66,000円の入居時一時金、それから3カ月が経過して更に入居を継続する必要がある場合には継続一時金を交付するという、チラシにもありました生活支援一時金の交付状況。

5番目としまして、8月31日まで実施をしました福島県民の方への夏休み短期滞在施設の無料開放の結果。それから6番目として保育料の減免あるいは園服などの貸与、教育費の一部を支給する、といった就園・就学支援、また大人の方への就労支援など以上6項目につきまして現状についてお伺いしたいと思います。

それでは今議会最後の一般質問をいただきました宮下議員の質問にお答えをさせていただきます。最初は東日本大震災に対する当町の支援体制の現状でございます。今いくつか7項目でありますか、それぞれ項目ごとに取り組みを質問いただきましたのでまた順次後ほど課長の方から細かくゆっくりお答えをするようにしたいと思います。この未曾有の大震災となりました3月の東日本大震災、いよいよ明後日ですか、で半年を迎えることになるわけでございます。災害の直後から物資や義援金それから現地への支援等町民自らが声を上げていただきまして、また町を挙げての支援活動を展開することができましたことを町長として大変うれしく心から感謝を申し上げるところでございます。またこの支援の取り組みの中で被災により新たな地での生活や事業の再建を余儀なくされた方々を飯島町でお迎えをすることができましたことに改めて感謝を申し上げますとともに、一刻も早い生活の再建、事業の再建をご祈念を申し上げておるところでございます。ご質問のございました様々な受け入れ態勢、支援体制、いま真剣に取り組んでおるわけでございます。いろいろとあの反響もいただいておりますけれども、ひとつひとつそれぞれの担当課

長の方からお答えをさせていただきたいと思います。

それではご質問のございました震災被災者の受け入れの現状についてお答えをいたしたいと思います。先ず最初の被災者の受け入れ状況はどうかということでございますが、8月末現在、まあ東北3県でございますが28世帯39名の方を受け入れをしております。で先程、年齢的なことと子どもさん何人かということを言われましたが、ちょっとあの自分手持ちの資料ではその数字がはっきりわかりませんが、想定として、想定というか今自分の分かっている範囲の関係でございますが、年齢的には20歳から40代の方であります。子どもさんにつきましては5人飯島の方に家族の中に含まれて来られているというように思っております。で、ちなみに28世帯39名というのは上伊那全体では118名という中で飯島町が39人ということで、上伊那の中では割合的には多い人数でございます。

2つ目の関係でございます。被災者向けのチラシの反響ということで、先ほどチラシの内容を全て読んでいただきました。大変ありがとうございました。長野県町村会を通じて被災した3県、それから仏教青年会の皆様のご協力によりそれぞれ配布をしております。またNPO法人飯島・中川政経人会議のネットワークを通じて配信をしております。その結果でございますけれど、チラシから直接相談受け入れに至ったケースは現在ございません。ただチラシを見たということだと思っておりますが、原発の絡み原発の事故に伴います放射能漏れの影響を心配いたしまして避難を考える若い家族の皆さんの反響がありました。それについては支援のボランティア団体、要するに原発の放射能漏れから家族を守ろうというその支援のボランティア団体2団体が来町をしております。その他若い家族が来町、その他福島県、東京都の方からも相談がありました。

それからその次の3つ目の避難滞在先の紹介でございます。まあこれはあの今までの中でもお話をさせていただいておりますが、民間会社の協力また民間アパートの組合の皆様のご協力等いただきまして、そこの寮ないしはアパートに住まわれる方の紹介、また町営住宅で生活もされている方もおられます。民間の関係につきましては自主的に家賃についてご配慮をいただいているという状況でございます。町営住宅につきましては1年間無料という扱いをさせていただいております。

続きまして空き工場の紹介でございます。町内の空き工場数軒を紹介いたしました。が現在のところ利用に至ってはおりません。ということはあの現在自分の会社の敷地内で工場を増築されているということでありますので、現在のところ紹介した会社については空き工場というかそれを活用しなくて自社のところで増築しているという状況でございます。ただしあの隣接のところに土地開発公社所有の土地がございまして、そこを社員の駐車場として当面無償にてお貸しをしているというところでございます。

続きまして生活支援一時金の交付状況でございます。これ8月末の現在でございますが、申請件数では27件、まあ27世帯でございますが、1,062,000円という状況になっております。

次に夏休み短期滞在の施設ということで無料開放ということでお話がございました。この関係につきましては長野県それから県内の市町村と歩調を合わせた中で千人塚の緑風荘を紹介をしておりますが利用申し込みはございませんでした。

次に就園・就学支援でございます。準要保護者並びに保育料の減免ということで対応を

しておりますが、小学校への転入をされた方がお2人、保育園へ入園された方がお2人、それから未満児保育ということでお1人一緒に入っておられます。

その次でございますが就労支援ということで、あの会社の関係につきましては自主的にその会社に入られているということで被災された企業ということになります。農業関係それから緊急雇用によります役場の臨時職員が1名おられます。その他直接的には伊南バイパスの道路建設に携わっております会社の方に勤務されている方もおられるという状況でございます。

その他ということでございますが、あの一般の方々からの支援についてでございます。家電製品の提供、それから旬の野菜の提供、それから被災者全世帯、飯島に来られた被災者全世帯にお米の提供ということで全部の数量的には260キロになりますが、これお1人の方が260キロを提供をさせていただいております。このように一般の方からも尊いご支援をいただいております。なおあのこの一般の方の提供者につきましてはそれぞれのご意向から報道等はしておりませんが、これらのご好意に対しましても大変感謝を申し上げるということでございます。現状につきましては以上でございます。

ただいま丁寧な答弁をいただきました。その中で最後の方にもございました個人的な提供という中で、これだけの提供をしていただけたということに対して本当にありがたいことだなあとということを改めて感じたところでもあります。やはり世の中捨てたもんじゃない、日本で素晴らしいところだというふうに改めて思うわけでもあります。外国からすれば暴動が起こって当り前のような今回の震災後の状況の中で、何を外国の人たちが驚いたかというのは被災後に避難所おって支給されるものにきちんと並んで待っている、そういった映像等々を海外の人たちが見たときに、日本という国はどういう国だと、素晴らしいという、まあ中には後から出てきて被災された家の中に入って金庫を盗んだり、いろんなものが後から出てきてはきましたけれども、ほとんどの部分では皆が皆お互いに気をつかいながら気遣いながら助け合い、そして頑張っていくというこういった姿勢を全世界に見せれたということはある意味大変なことではありますけれども、日本人の素晴らしさというものを本当に世界に発信できた部分でもあるのかなと、そして今伺いますれば身近なところでこれだけの提供をさせていただいたり、いろんな形で助け合っているそういったことを本当に誇らしく思うわけでもあります。今後もこういったこと長い中での支援ということはどうも誰もがわかっていることではあります。最近思うにあれだけワイドショー等々で騒がれていた中、今日久しぶりに朝は出がけにワイドショーで被災後のという部分で番組の中で流れていたわけではあります。まあ台風12号の影響のこともありますが、最近ちょっとその震災のことについてまあ復興の遅れということで政府に対しての揶揄等々がございましたけれども、今みんなどうなっているんだろうなあというような報道が少し薄れてきているような中で、台風12号が起きてまた改めて災害の恐ろしさというものを感じ取ったというふうに思います。そんな中で手を差し伸べられることが何なのかということではあります。そこでちょっと先程受け入れの中でですね、昨日もちょうとさせていただきましてでしょうか、28世帯39人のこちらに来ていただいた皆さんの中の、以前の全協の時には6世帯11人が住居移動をされてきたというものを聞きしておりますけれども、現在はどのような感じになっているのか。それから先程も上伊那郡下では多い方だということをお課長の方で言っていたいただきましたが、まあホームページを見ます

と当町が上伊那郡下で一番多くて、県内の町村でも2番目に多く受け入れているという実績がというふうにホームページ上にも出ておりました。こういったこと非常にたくさん受け入れ等々の支援をやってこられた中で、まあこれだけの受け入れ状況があるという実績を町長といたしましてどのように分析をされているか、その辺も含めてお答えをいただけたらと思います。

町長

まああの困ったときには互いにひとつのその思いを通い合わせながら、できる時には支援の手を差し伸べると、これがあの1つの人道的な考え方であろうというふうに思います。であの今回そうしたいろいろなあの支援の方策を皆で相談してまた議会もお諮りしたりして受け入れておるわけでございます。その結果としてまあいろんなケースがあるわけでございますけれども、こうした結果につながっておる、ことは、今この困ったことに対する手を差し伸べることでできるこの町の幸せというものがあるんだろうとこういうふうに皆の共通した認識で持っておっていただけたらというふうに思います。

産業振興課長

それではあの39名のうち転入された方が何名かということでございますが、昨日もお話をさせていただいておりますが、19名の方が飯島町に転入をされております。その内お2人はもう永住したいという形でお聞きをしております。それから受け入れ者の中で上伊那一番多いんじゃないかということでもあります。まあ先程あのそのことについては一番多いということは触れませんでした、お話のとおり上伊那の中では一番多い状況でございます。伊那市が、今手持ちの資料でございますが伊那市が24名、駒ヶ根市が13名、辰野町が14名、それから箕輪町が3名、南箕輪村が18名、宮田村が8名、で、飯島町が39名という状況でございます。

宮下議員

ただいま人数の方も言うていただきました。如何に飯島町がこうやって多くの方に来ていただいているかということ、これは先程町長おっしゃったように、助けることのできる幸せということにも本当につながって、これは今後逆に助けていただけることにもつながっていく、これはまあそのためにやるっていうわけではございませんけれども、やはり如何に困ったときに手を差し伸べることができるかということが大事かということが、こういうことで如実に表れているんじゃないかなと思うわけで、まあ成果というか数字に出ない部分もお話を聞けばありますけれども、これだけの考えられると受け入れ支援の内容等々をやって行動に移れたということに対して改めて敬意を表するものがあります。しかしながらまあ、まだまだ今後続いていくことでもあります。町長にお伺いしますがまあ今までいくつか言うてまいりましたが、この支援策これ以外にですね、もし今後、まあこういったことも考えているというようなものもあればですね、ここでちょっとお聞きをしたいと思いますがいかがでしょうか。

町長

今現在まあ今後のことについて特別なあのメニュー的な考え方を持って用意しておるものは特にはございませんけれども、特にあの福島原発あたりの問題については、かなりこれは長期間になるんじゃないかと、今20キロ、10キロ圏内のこの里帰り等のいろいろ解除があるようでございますが、昨日、一昨日、今日あたりのあれを見ますと、再び元の所へ帰りたくないというのがかなりのまあ率でアンケートに出ておるようであります。その後その人たちがどういう将来の住居を求めて移動されるのかというようなことも皆目わかりませんが、もしそうしたことがあれば現在のこの考え方のひとつの拡大延長的な1つの考え方として受け入れていくべきではないかというふうにも思っており

ます。それからあの農作物等に対する風評被害の問題がいろいろあるわけでありまして。特にあのこの長野県飯島町で加工等をしておる食品なんかにもこの日本の国の長野県の位置付けということで、ヨーロッパあたりは全て輸入阻止、一時停止というような被害もあるわけでございます。そこをなんとかならないかということで企業の方も言うてこられておるケースも現実町内の企業にあるわけでございますけれども、これもまあいろいろこれはあのなかなか一単独ではできる問題ではございませんけれども、やはりあの安心安全だということはこの長野県町村会も含めてですね、一緒になって声を高くしてできるだけ早く解除になるような努力もしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。今後状況によってまた都度判断をしてみたいというふうに思っております。

宮下議員

特に原発、今お話に出ましたけれども、普通に考えますとあれだけの被害、あの福島以外ですね、いわゆる津波等々の被害で壊滅的な状況になっても報道等々を見てもやはり元の場所に帰りたいたいというのは、普通特にまあ年配の方っていうのはそう思う気持ちはもっと強いのかなと、やはり自分の暮らしてきた今まで長い間暮らしてきた土地を離れるということは相当な重い判断をしなければなかなか難しい、そういった中で福島というのはそういったわけで原発という放射能という部分においては、確かにもう帰らないと、帰りたくないというよりも帰れないでしょうね今の状況では、そういったことを考えますとやはり確か福島の方も2名ほどいらっしゃるんですかね当町にも、まあそういったことを考えますとまあ岩手の方が多分一番多いかと思われまうけれども、まあ今後そういったことも考えれば福島の皆さんに対してまあアピールといいますか、どうですかと、こちらの方へ越してきたらどうですか、というようなまあ今までと同様のことになるかもしれないけれども、またアプローチをしていただいてこちらの方で心安らかにですね住んでいただいて、またいつか帰るときがくるとするならばっていうようなことも含めて、まあこちらの方にもというようなアプローチをかけたいただけたらいいかなというふうに思うわけです。今町長から風評被害のこともお伺いしましたが、私も酒屋をやっています、酒蔵これがあの輸出しておりますお酒を、それがやはりシャットアウトされたそうです。相当なその厳しいまああれができて初めて大丈夫ですよというまあお墨付きをいただくまで、これにものすごい時間がかかってしまって、いわゆる日本でも消費というものがパイが決められ、もう飽和状態になっている、そういった中で蔵元としては海外に生きる道を探っていく、そういった中で今回の風評被害によって一切日本の製品としてまあお酒、日本酒なんですけれども、そちらは合ならんというようなことの中で非常に苦労をされたと、ようやくなんとか少しずつ回復といいますか許可をもらって少しずつ出ていくようにはなっているがまだまだ以前のところまでは戻っていないというようなまあセールスの方から聞いたことをちょっと思い出しました。そういった意味で本当にそれだけでなく本当に被災地であるところが本当に風評被害の中で、働いて作って出荷したいのにもかかわらず出荷することもできないこういったこと、これを本当に早く解決しないことには、これから次にもありますが、義援金でお金をつけてもこれにも限度があります。ということはやはり働いてお金を自分で稼いでそしてこれからの暮らしに対してどうやっていくんだという1つのプランを立てなければならないところへもってきて、そういったことが仕事にならないということであっては本当にどう暮らしていいんだらうというのは当然のことだと思いますので、本当にこれは政府が特に本気になって考えて政

策を打ち出していないことには大変なことになってしまうというのはもう誰もが分かる
ところであると思います。そういった意味で本当になんとか早くこれに対する方策を考え
ていってもらいたいなと思うところであります。

次に先程申し上げましたけれども生活支援の一時金、この交付が一応来年の3月まで
というまあいわゆる時限立法になりますけれども、万が一ですねそれ以降に当町に来られ
た方がいるとした場合に、この一時金の交付につきましてまた4月以降適用していくとい
うようなお考えはあるでしょうかお聞きします。

町 長

生活一時金に対するまあこの支援の問題につきましてはあの町の要綱で一応来年3月
31日までの、時限立法じゃなくて要綱で時限要綱として町として定めてご承知のとおり
であります。今この支援制度を始めてまだあの半年経たなくて、まだ3月までの方が半年
以上あるというような状況の中でほぼそうした3月の時点で1年経ったときの状況はどう
なっているのかということをもた見極めていかなきゃならないだろうというふうに思いま
すし、それからあのご協力をいただいておりますアパート組合やその他の寮につきましても、
一応まあ3カ月、6カ月のこの繰り返しの中で時限的にまあご協力をいただいておりますと、
ひとつの約束手続きもございまして、できるだけまあ1年経って自立していただく
ことが望ましいわけでありまして、職場の問題、生活の問題いろいろあるかと思
います。まあ生活支援についてはまたここに住所を持っておっていただければあの生活支
援のまあ制度もあるわけでございますけれども、まだまだ半年余りある今時点でこれはあ
のどう延長するのか、またあのそこから先に来た人達の考え方はどう対応するのかとい
うことはもう少しあの時間をかけて、まだまだこれは遅くないと思いますので、年でも明
けてからで結構だと思いますけれども、現制度があるうちの中でまた方向付けをしてい
かなければならないと思っております。こんなことでございましてちょっと確答的に今こ
うだということは申し上げる段階ではございませんことをご理解いただきたいと思います。

宮下議員

確かにまだあの日々の的にはございますけれども、ここまで町としてですねいろんな政
策をもって支援をしていただいておりますので、これから先もできる限りの支援という形
を持って事に当たっていただきたいと思いますし、3月以降につきましてもまあ状況等々
あるかと思いますが臨機応変に柔軟に対応していただいて、少しでも支援になるかとい
う部分を考えていただきたいことを希望いたします。次に義援金についてでございますが、
皆さんもご承知の通りまあ主に日赤にまあ届けられているという部分が多いというふう
にこう認識するわけでありまして、当町でも町民の皆さんから20,000,000円を超える
義援金を寄せられております。大変ありがたいことでもあります。厚生労働省のホーム
ページの中に9月2日現在で日赤と中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業
団の4団体に寄せられました国内外の義援金は3,207億円と、8月の1カ月間だけで118
億円が寄せられたということで毎日増えているということでもあります。義援金の流れは私
が申すまでもございせんが、まず被災者都道府県に送金をされ、そのあと各都道府県の
義援金配分委員会で被災者への配布基準が定められます。その上で市町村を通じて銀行口
座振り込みなどの形で被災者の手元に届られると、これがまあ一般的な流れだと思います。
まあ宮城県などでは被害が大きかった地域での未確定の被害に対するための当分の留保分
を除き順次送金をしているそうです。現在までに募金総額の9割2,862億円が都道府県
の方には送金をされているということで載っておりました。ですがこれはあの最初の頃、特

に最初の頃言われたことでそれが全て今当てはまるかということはちょっと私も申せませ
んけれども、一部ではなかなかその本当の被災者のところに届いていないというようなま
あ報道もちよこちよことあったわけでありまして。まあ本当にこの支給というのはですね、
本当に滞っているとすれば、こんなことは別にあの高坂町長の責任云々そんなことを言
うわけではございませんけれども、そんなようなことが実際に本当にあったとするならば
町長といたしまして現状というものをですねどう思っておられるか、あるいはまあもし本
当にそういうことであれば例えば全国町村会なりなんなりを通してですね、できるだけ早
く被災者に届けてほしいというようなまあアプローチといいますか、そういったものも含
めて何かできることがあればと思うわけですが、その辺町長のお考えをお聞きしたいと思
います。

町 長

まあ今度のあの東日本の震災に対して、それからまた長野県北部のまあ栄村を中心
にした災害に対して町民の皆さん方からは大変多くの浄財をいただきました。8月30日現
在で21,595,376円という数字で今承知をいたしておりますが、これにあの町で議決をいた
しました東日本に5,000,000円、栄村の方へ1,000,000円、足しますと約26,600,000ぐら
いの数字をまあ浄財をお寄せいただいて、日本赤十字社これの長野県の飯島分区という
のが社会福祉協議会の中にございます、そこを通じてお送りをさせていただいたとい
うことでございまして。お話にございましたようにあのお寄せいただいた皆さん方の気持ちも町も
一刻でも早くこの被災された皆さんのところへ届いて、有効にこれが活用していただけれ
ばという気持ちで誰しもが一杯であると、あのお話にございました一部報道ではなかなか
そう行き渡っていないと、しかも大変遅れておると、これはあの報道がちよっぴりとい
うようなものでなくて、国の衆議院の委員会の中でもうしっかりとその質疑応答がなされたく
らい課題・問題であったように思っております。それでまあこのあの多額のお金がやっぱ
りあのこれは浄財でございますので、即あの個人間で送るというようなわけにはなかなか
いかないというふうに思います。これはあの適正な厳正なひとつのルートとルールで、や
はり拙速なことはやっぱりこれはお金のことでございまして、公平にやっぱりこれは
配分されなければならないということが1つあるわけでございますので、ある程度やむを
得ないのかなと、そう簡単にいくものではないだろうなというふうに思うわけございま
すけれども、だいぶその辺がああ全国町村会あたりもそうした各市町村から集まったお金
でございますので、そうしたことを申し入れをしたり、それから国の機関もそのことを重
くみてだんだんあの回転が速くなってきたというようなことも報道ではまあ言われておる
わけでございます。今現在がこうなっておるといことはびしゃつとした状況のことは私
どももわかりませんが、いずれにしてもこれはあの有効に届いておるといふに
まあ確信しておるわけでございます。それであのこれがどのような考え方の仕分けの
中でいま渡っておるかというようなことと、町の状況がどういふふう配分した等分した
というようなことを担当課長の方から少しご報告をさせていただきたいと思
いますのでよろしくお願ひします。

住民福祉課長

それではこれまでの状況につきまして申し上げたいと思います。3月11日の大震災
以降、町、町議会、社会福祉及び商工会の4者連盟で町内の皆様に義援金をお願いをして
まいりました。金額につきましては先程町長から申し上げたとおりでございます。厚生労
働省によりまして8月19日現在のデータでございますけれども、義援金3,166億円のう

ち 2,860 億円、約 90% が都道府県へ送金済みであります。このうち約 83% が被災地の町村の方へ行っております。ただその被災地へ行って個人の方へ配分になっているというのがそのうちの 69% という状況でございますので、義援金総額に対しての配分率っていうのはまあ 8月19日現在でございますけれども 51% にとどまっているという状況でございます。まあ被害の状況によって罹災された市町村によって差が出てきておりますけれども、特に宮城県のある市では罹災証明の発行に時間がかかると、あるいは福島県では 2 次配分にあたり市町村に義援金の配分基準を委ねるといったようなことが配布が遅れているという原因とされているということでございます。以上でございます。

宮下議員

ありがとうございます。まだまだ聞きたいことと通告してある部分があるんですけども、教育長にもお願いをしてありますので、ちょっと省かせていただいて最後の部分に移らせていただきたいと思います。それでは最後の議題ではありますけれども教育長にお伺いをいたします。いじめに対する考え方ということで一転違う項目になるわけですけれども、文部科学省が発表をいたしました。昨日も坂本議員の話の中にも出てまいりましたけれども、問題行動等の生徒指導上の諸問題に関する調査というものが発表されました。まあこの中に膨大なあの資料になってはいますが、まあその中に「いじめ」という 1 つの項目もございました。そしてその中ではこのいじめの認知件数が増加したと、で、同省はアンケート調査の実施率向上というものが主な要因とみていますと、でもまあ学校からすれば判明したのは氷山の一角ではないかという声もあるということ、そしてこの今回の調査、いわゆる国・公・私立の小・中・高、のいじめアンケート実施率というものが以前 65.9% であったものが 90.4% に大幅に上昇したというようにありました。これは何故か、1 つには昨年全国で相次いだ子どもの自殺がこの実施率を押し上げたということではないかと、これもひとつの要因ではあるのではないかと、当町のいじめなどの実態、こういったものを教育長どう先ず把握されておられるか、私はこのいじめというものは決して子どもの世界だけではなくて、大人になっても社会の中でも存在するものであると私は認識しております。ですので根絶するということが不可能であるというふうに考えます。しかし見過ごしてはいけない、この対処、私も以前に我が家の実情をこの席でお話をしながらいじめの問題をお話した経緯もございますけれども、本当にもう続くであろうこのいじめというものに対する対処、最後に教育長のお考えを是非お伺いをしたいと思います。

教育長

先程まで思いやりとか支え合いという暖かい議論が交わされたのとは打って変わって非常にその対極にありますまあいじめという大変重い課題ではありますが、ゆがんだ人間関係が少しでも根絶するよにというそういう願いを込めてお答えをしたいというふうに思っております。まああの大人の社会でもいじめがあることは事実でありまして、わが国の中で記録で一番古い記録はですね日本書紀、古事記の中に出てくる大国主命、まあいわゆる大黒さまですね、兄弟からいじめを受けていたようでそれが最初であります、しかしそれを記述したということはその当時からそういうゆがんだ人間関係があったということの証明ではないかというふうに思っております。だからといってあのそれが放置されていいという理由はありませんし、ましてや子どもの世界ではあってはならないということを私は強く思っておりますし、そのことについては詳しく後ほど申し述べたいというふうに思っております。当町の実態でありますけれども、今年度飯島中学校ではまあいじめと明

確には判断されなかったものの、まあ子ども達からの訴えからですね仲間同士のトラブルということで担任が把握した件数 3 件報告がありました。現在その内の何件かは子ども達の関わり様子を見守りつつ関係者で指導をしているという連絡があります。また昨年度であります先程あの国の方へ報告する県を通して国の方へ報告するいじめの定義に基づいた事案でありますけれども、まあいじめと認知した件数は中学校では 5 件ありました。この問題については 1 年間かけて関係者で解決されたという報告があります。昨年度飯島小学校は 1 件あったという報告があります。まあ今年度になって担任が情報として掴んでいるもの、あるいは指導の必要な案件についての報告はありません。まあ七久保小学校ではいじめはなかったという報告があります。あのいじめというのはあくまでもその定義に基づいたものでありますので、トラブルとか意地悪とかそういうのはいじめの件数としては入っておりませんのでお願いしたいと思います。なおあの外部からの情報として私のところに心配なケースが 1 件寄せられておりますが、これにつきましては学校と慎重に情報交換をしながら進めている案件があります。冒頭申し上げましたあのいじめについてでありますけれども、よくいじめを乗り越える強い精神力を子ども達に、まあいじめられる側ですね、強い精神力を持とかいじめに立ち向かえる勇気や強い心を持ってというような、大人の側からですねもっともらしい意見がありますけれども、しかしながらいじめは大人にとってはまあ自分の人格を否定された思いに至るほどの心的外傷を伴うものであるというふうに私は思っております。まあそもそも弱いいじめ弱い立場のいじめられている側にとって理不尽極まりないことでありまして、まあときにはですね自分はいじめられる余り自分は社会にとって必要がない人間なんだ、それほど価値のない人間なんだというふうなまあ自己評価を低めてですね、結果として反社会的な行動に発展した事例も全国を調べれば何件か報告があります。まあいじめや無視などによる周囲からの孤立がですね、子どものその後の成長発達あるいは人格形成に大きな歪みをもって現れたという事例もありますので、これから社会に向かって成長していく途上にある子ども達にとっては、いじめはこうした負の側面、極めて由々しい側面を持っているゆえにですね、子どもの世界にあっては絶対許してはならないということを強調したいというふうに思っておりますし、校長会あるいは園長会等を通じて、あるいは学校訪問の折りなどにもいじめは断固として許してはならないという毅然たる態度で対処するように指導をしながら私も学校運営を見守っていきたいというふうに思っております。以上です。

議 長

以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦勞様でした。

午後 3 時 6 分 散会

平成23年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

平成23年9月16日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 2号議案 平成22年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 第 3号議案 平成22年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 第 4号議案 平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 5 第 5号議案 平成22年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 第 6号議案 平成22年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 第 7号議案 平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 第 8号議案 平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 9 第 9号議案 平成22年度飯島町水道事業会計決算認定について

日程第10 請願・陳情等の処理について

日程第11 議会閉会中の委員会継続審査について

1 町長あいさつ

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 久保島 巖 | 2番 宮下 寿 |
| 3番 浜田 稔 | 4番 三浦寿美子 |
| 5番 竹沢秀幸 | 6番 北沢正文 |
| 7番 倉田晋司 | 8番 中村明美 |
| 9番 坂本紀子 | 10番 堀内克美 |
| 11番 平沢 晃 | 12番 松下寿雄 |

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 折山 誠 住民福祉課長 吉川秀幸 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 紫芝 守 会計管理者 片桐邦彦 総務課財政係長 久保田浩克
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 宮沢卓美
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

- | | |
|---------|------|
| 議会事務局長 | 浜田幸雄 |
| 議会事務局書記 | 千村弥紀 |

本会議開会

開 議
議 長

平成23年9月16日 午前9時10分
おはようございます。
町当局並びに議員各位には、大変ご苦労さまです。
本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中それぞれ本会議をはじめ各委員会において、提出されました案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ感謝を申し上げます。
去る6日の本会議において付託しました決算案件8件、請願・陳情案件2件について、それぞれの委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情審査報告書が提出されております。本日は、これらの審議並びに委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。
それでは定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布のとおりであります。

議 長

日程第1 諸般の報告を行います。
はじめに議長から申し上げます。本日の本会議に森本農業委員長から欠席の旨届け出がなされておりますので報告いたします。

町 長

次に町長からの報告を求めます。
それでは飯島町議会9月定例会最終日の本会議の冒頭にあたりましてご報告とお詫びを申し上げたいと思います。それは過日の全協でも触れさせていただきましたが、町の損害賠償等にかかる議会議決の件についてでございます。地方自治法第96条に定める議会議決を要する事項の中で、第1項第12号に掲げられております審査請求その他の不服申し立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関する事、及び第13号に掲げられております損害賠償の額を定めることにつきまして、職員の法令上の理解不足により本来であれば議会議決を経なければならぬ該当案件を長年にわたりまして議会議案提案を怠り、ご心配、ご迷惑をおかけしましたことに対しまして、議会の皆様並びに町民の皆様に衷心より深くお詫びを申し上げる次第でございます。これらの事案が判明した時点で過去の事実関係の調査を指示し、関係職員には厳重注意を行い法の趣旨に沿った再発防止策の検討を指示をいたしました。当町での該当案件につきましては書類保存期限であります5年間に遡って調査をいたしましたところ、お手元に差し上げてございます資料のとおり、平成18年から平成22年までの5年間で3件、金額にいたしまして267,231円でございます。内容につきましては全て町の施設にかかる車両損害に関わります賠償金で、町の過失相当分を保険会社からの保険金で賄っております。いずれの案件も賠償金につきましては補正予算等予算審議を経て議決をいただいております。なお本年度におきましては該当案件はございません。また過去5年間におきましてはこの第1項第12号に掲げる和解・調停等の事案はございませんでした。職員には日ごろから指示をしてまいりましたが全職員が更なる法令の精通並びに遵守に精進をし、再発の防止に努めてまいりたいと考えてお

議 長

ります。なお本件にかかります専決処分事項につきましては、今後議会の皆様にご指導をいただきながらご協議を賜りたいと存じますので併せてよろしくお願いを申し上げます。以上ご報告とお詫びを申し上げます。どうもありがとうございました。
ただいま町長からの報告のありました件につきましては本会議終了後の全員協議会で協議をいたします。
以上で諸般の報告を終わります。

議 長

日程第2 第2号議案 平成22年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第3 第3号議案 平成22年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4 第4号議案 平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5 第5号議案 平成22年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第6 第6号議案 平成22年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第7 第7号議案 平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第8 第8号議案 平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9 第9号議案 平成22年度飯島町水道事業会計決算認定について
以上日程第2から日程第9までの決算8議案を一括議題といたします。
本案については各常任委員会に審査を付託してあります。各委員長から一括してそれぞれの議案に対する審査報告を求めます。
竹沢総務産業委員長。

総務産業
委員長

それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申しあげます。9月6日の本会議において本委員会に分割付託されました第2号議案平成22年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について分割付託分、第7号議案平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、第8号議案平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、第9号議案平成22年度飯島町水道事業会計決算認定について、の4議案について9月12日から9月14日まで審査を行いました。審査では議員必携に記載されておりますところの決算審査の着眼点に基づき説明員が行うよう協議会において指示をし、その指示に沿って説明願いたい本委員会の委員が理解が深まる中で審査できたことと判断をいたし関係職員に感謝申し上げます。また9月14日には決算に基づく事業の効果及び継続事業の進捗状況などを把握するための現地調査も行ったところであります。総括的に申し上げますが議会活性化の一手段として各議案を常任委員会の担当事務に沿って分割し、専門的にかつ集中的に審査できたのではないかと判断するわけであります。こうした過程を踏まえ内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書とおり4議案を全て原案通り承認すべきものと決定しましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見について

であります、単なる質疑を省略し今後に向けて課題などの提案がありますのでそれ沿って主だったものを報告いたします。総括的な質疑で出された意見ですが、経常収支比率は分母の関係で変動がある、今後の見通しはいかがか？ 毎年度経費の削減を行っていく。国道153伊南バイパスの一部が平成24年度と平成26年度には部分供用開始となる、町中の活性化が必要だが今後の取り組みはいかがか？ 5次総と土地利用計画もあるが詳細はこれから、民間の進出動向など注目し、また地元との意見聴取も行って取り組んでいきたい。街並み形成のマスタープランを示すべきでは？ 既に示してある。今後の課題の中では道路計画として国道バイパス西に鳥居原から石曾根に抜ける横断道路が必要と考える。第5次総はコンサルに頼り分厚い計画書であったがもっと素朴なまちづくり計画をすべきではなかったのか？ 第5次総は時間と職員及び多くの町民の参加や意見を基に策定した。行政は上から旗振りではなく地元が行うことに背中をプッシュするようなイメージの政策を支援していくべきではないか？ 自ら立ち上げてきている事業について町は後方から支援をしていく。以上が総括的な部分であります。

個別審査での特徴的な意見であります、観光アドバイザーによる町のPRを300,000円も払っているので効果が上がるように展開をしてほしい。ふるさと大使であまり活動していない方は任期3年の切れる段階で見直しをすべきではないか。花の苗配布で苗栽培者はF1を使うため費用もかさむので支援できる体制をつくるべきである。最近全国で地震や台風災害がある中、こうした緊急時の対応も含め役場の職員土木関係の職員採用や育成が必要である。防災訓練の打ち合わせ時に耕地の消火栓の改善要望が耕地総代から出た。町は年度当初に徹底していると思うが実態は消防幹部も承知していないというような実態があるので、関係者に年度当初徹底をしてほしい。役場のホームページのアクセス件数が伸びているがその内容解析をすべきである。法規の委託を「ぎょうせい」に委託しておりますが他の業者も含めての業者選定を望む。道の駅マネージャの人件費を含めた検討が必要である。勤労者互助会の会員拡大を行うべきだ。勤労者生活資金について労働金庫以外の預託も含めた貸付を検討すべきだ。行政報告書に県及び国の事業の実施状況を掲載すべきである。これは土木関係のことを申し上げます。それから公共土木事業の県及び国に発注について飯島町内業者に発注するように。本郷道の駅の管理費が予算決算で2課にまたがっているが建設当時の分担はともかく、時代のすう勢で一本化した予算とすべきではないか。町中の下水道つなぎ込みは狭い市街地の宅地内であり、宅内配管工事などに費用がかかりなかなか進まない実態がある。今、住宅リフォーム補助金も創設されたが商工会とも連携しこれが推進ができるように対応してほしいなどあります。以上、総務産業委員会の委員長報告といたします。

議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。
次に、三浦社会文教委員長。

社会文教委員長 それでは社会文教委員会の審査報告を行います。9月6日本会議において社会文教委員会に分割付託をされました第2号議案平成22年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について、第3号議案平成22年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、

第4号議案平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、第5号議案平成22年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、第6号議案平成22年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、を9月12日・13日に委員会を開催し、住民福祉課、教育委員会より説明員の出席を求め慎重審議の結果、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案、第6号議案、についてお手元に配布のとおり全てを認定すべきものと決定いたしましたので報告をいたします。

なお審査の経過、その過程で出されました意見について以下申し上げます。人口問題は今まで対策したが増えない、このままでは人口が増える要素はなく8,000人台になってしまう。計画は作ってからの活動でどう生かすかが重要だ。人口の減少をどうやって止めるかが問題。理事者の責任で議員はもちろん職員、町民を挙げて住民意識を変えることに力を入れるべき。窓口の接遇が悪いといわれる、案内窓口を設置し親切な対応をすべき、町の印象をよくすることは人口増にもつながることでお金には換えられない。可燃ごみの評価は重量で行っているが1袋ごと中身が違い重さも違う、おむつなど内容で燃やすランニングコストは違ってくる、重量での評価は疑問である、議論すべきである、企業の可燃ごみが増加している、ごみの削減に重点を置いていくか？ については、上伊那広域で取り組んでおり更なる削減に向け努力目標の策定に入っているとの答弁がありました。不法投棄の回収量の減少は緊急雇用対策でのパトロールを実施した成果と見る。緊急雇用対策でのパトロールは23年度で終了となるが続ける必要を感じるか？ との質問に対し、係としては感じているとのことでした。虐待件数が10件と激増した内容と傾向についての質疑では、医師、教員、保育士、家庭相談員などが関わる全てのメンバーで擁護支援対策会議を立ち上げており、発見をどのようにするかなど情報の共有化を図っているとのことで、発見される件数が増え効果があるとの答弁がありました。生涯学習センターが設置されたが行政のやるべきことと自主活動との区別をするべきで、区別ができていないのではないかという意見もありました。最後にまとめとして臨時交付金の活用で一般財源を削減したことを評価する。人口増対策は現状の把握、分析を要望する。国の有利な交付金を活用し小・中学校の太陽光発電設置、学校の補修、図書の充実が国の財源をあまり使わずできたことを評価する。生涯学習や定住促進などいろいろな施策を通じて、飯島町を町民が誇れるような政策を進めることを求める。財政収支は黒字であり積立金90,000,000円余り、繰上償還95,000,000円と今後の財政確保もでき、一定の住民要望に応える内容であり評価をする。新しい計画への移行は財源の有効活用により更なる政策展開を求める。との意見を付して認定すべきものと決定をいたしました。

第3号議案では滞納繰越が非常に増えている。かなりの金額が回収不能なものではないか。民間企業なら倒産している状態である。生活実態を判断する中で税の公平性からも強い姿勢で取り組む必要がある。国保税を払えない人が増えると滞納額に加算されていく、このままでいくと保険税が上がる、との懸念に対し、理事者から経済不況の影響が大きかった、皆で支え合う制度であること、国保税は一般の前途はニュアンスが違う、生活ぎりぎりの人と払えるのに払わない人、医療に差し支えないようにしている。軽減措置の拡大解釈もして対応している。国保といえども税なので収めてもらえるよう啓発に努める、との答弁がありました。まとめとして健全な運営がされているが滞納については更に収納を進めること。今後後期高齢者の医療費増加が保険税に影響すると思われるので予防医療の

政策を望む、との意見を付し認定をすべきものと決定をいたしました。

第4号議案では1人当たりの医療費が少ない理由は、1人の医療費は高いが全体で少なくなる、医療内容はわからないとの説明がありました。滞納がない理由については基本的に金額が増える範囲の制度であるとの説明でした。重度化してから病院に行く状況もあると聞いた、後期高齢者の健常者の健康管理が必要であり、病気予防の施策を求めるとの意見を付して認定すべきものと決定をいたしました。

第6号議案では滞納の回収はどのようにしているかとの質問では、介護保険は保険料の滞納にペナルティーがある。サービス利用に対して一旦全額負担、悪質なものは3割負担となる。そういうお知らせをして努力をしているがお金のない人が増えている。高齢者はちょっと何かあると払えない状況もある。時効は2年のため納税誓約を1年ごととするなど請求権が切れないう工夫し努力をしているとの説明がありました。今後の保険料値上げの縮小のため、病気の予防、重度にならないための介護予防を進めること。未収金の解消を求めるとの意見を付し認定をすべきものと決定をいたしました。

以上委員会の報告といたします。

議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。社会文教委員長自席へお戻り下さい。
以上で決算8議案にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。
これより議案ごとに討論・採決を行います。

最初に第2号議案 平成22年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。初めに原案に反対討論はありませんか。

議長 (なしの声)
賛成討論はありませんか。

久保島議員 今年度、経済収支比率77.1、また公債費比率13.4と非常に健全化という数字がですね出されて大変結構だというふうに考えるところでございます。ただしですね、人件費の比率につきましては非常に高いと27.8ということとございまして、県下でも一番悪いクラスに入ると、しかしラスパイレス指数いわゆる国家公務員等の比較に対してはですね比較的低いということとございますので、何が要因なのかというところですね、まあ分析の仕方、集計の仕方が違うんだということと済まされないと、住民、町民の皆さんはこの数字27.8っていうものをまともに受け止めているわけですので、これを近隣の町村どういうふうに集計しているかも含め、要因をですね分析してこの改善を図っていく必要があるというふうに思います。ただ数字だけの問題ではないと思いますので是非ともこの辺のところを来年度考慮いただくように希望を付しながら認定すべきものとさせていただきます。

議長他にありませんか。

坂本議員 賛成の立場で意見を申し上げます。有利な国の交付金を使い、遅れていた事業や、なかなか町の財源だけではできなかった事業に着手されたことを評価するものであります。しかし課題もあります。職員削減は現在も行われている政策ではあります、職員たちのモ

チベーションを上げていくためにも現場の意見をよく聞いて、抱えている問題を解決していく早道の中での人事配置になるよう努力していただきたいと思います。ここ数年言われていますが、年功序列ではなく能力に合った場所での人事配置とされた方が政策も進みますし、職員間のモチベーションも下がることなく進むものと思われま。もう1つにおきましては、まちづくりは人づくりと言われる中で生涯学習センター、地区公民館地域づくり支援員のこれからの活動が大きく期待されるわけですが、そのためにも人材教育や関わる方々の仕事量における賃金などで財源を担保していただき、地域の社会教育に力を入れていただきたいと思います。そして新しい飯島らしさを造り出してほしいと思います。またこの地にずっと住んでいる方々の飯島はダメだという意識を変えていくという活動に繋げていってほしいと思います。以上2点を申し添えて賛成といたします。

議長他にありませんか。

3番
浜田議員

全会一致で採択された22年度予算が大きな瑕疵なく遂行されたという意味で一般会計を認定すべきものと考えます。その上で決算審査の中で留意すべきと考えた点についていくつか申し述べたいと思います。第1点は税収の減少をはじめ町営住宅入居費の未納・滞納などですね、こういった事象が進んでいることとあります。これは納税意識の弱まりなのかということを考えるわけですが、そうでないことは県下のすべての市町村で同じ現象が現れていること、また当町においても一昨年と昨年で町民1人当たりの所得が15%も下落していること、まあこういったことからですねその原因は議論の余地のないところではないかというふうに思っております。また議員として切羽詰まった生活相談を受ける件数も日本国籍の方も含めて増えておりますけれどもですね、特売日に食料品やガソリンの買い溜めをして、あるいは健康への影響を懸念しながら安い飲み物を子どもに与えたり、そして質を落としながらの生活の中から少額ながらも納税に努めている家庭が多いことは皆様関わっている方はよくご存じだろうというふうに思います。従ってこのような状況の下で単純な税負担の公平の名の下にですね、憲法25条に保障された生存権を踏みにじるようなことが行われてはならないということは是非今後も留意いただきたいということがまず第1点であります。では解決策は何か、これは当然、中央政府の行う税制・財政の歪み、あるいは経済運営の打開できていないということが根本にあるわけで、一地方政府だけでどうにかなる問題ではないわけでありましてけれども、1つはそういった機会を捉えて主張していただきたいということとですね、それからもう1つは地方自治体、地方政府としてやるべきことについて一層の改善を求めたいということを感じるわけがあります。1つは単なる他力本願ではなくてやはり町内に循環する経済、あるいは様々な仕事を作り出す町内の自主的な動きに後方支援を積極的に展開していただきたい、まあ今回の決算期の後で住宅リフォーム制度なども導入されているわけでありましてけれども、こういったものを次々に回してですね自立的な経済運営を少しでも町内の経済状態を改善するために推進していただきたいということが1点。それともう1つは先程委員長報告の中にもありましたけれども、まあ5次総の編成過程等々でですね少なからぬ金額が使われています。人事評価制度でもですね後で見直したということとありますけれども、コンサルタントを入れての一定の予算執行がなされたというふうに私理解していますけれども、前例踏襲型ではなくてもっと自分たちの手作りのやり方で仕事を簡素にすることは可能なんで

はないかというふうに思っております。世界も日本も経済危機の崖っぷちを歩んでいる現在ですね、町政運営も大きく変わらなければならない、それが次の予算編成に反映していただきたいということを申し述べて認定の討論といたしたいと思っております。以上です。

議長 中村議員。

8番

中村議員

私も賛成の立場で討論申し上げます。国の交付金等をうまく活用されたことに対して大変評価いたします。しかし何点か要望を申し上げます。一つは環境においてであります。可燃ごみ等は上伊那地域においては中川に次いで少ないというデータでありますけれども、飯島独自で見ますと昨年よりも微妙ながら増えております。目標1人ですね1日370グラムに対して当町は398.9グラムと、あと30グラムほど減らせば目標が達成できるということであります。しかしながらもう少しというところが難しいところでありまして、啓発というものは数字だけに頼らず目に見えるですね表現等、理解から実践につながるような対策をしていくことが大切かと思っております。またこのごみの削減は広域で出来てくるごみの収集所の費用負担等にもつながってまいります。是非、知恵を最終して飯島から広域にですねごみ減量対策を働き掛けていくよう努力することを望みます。また国の大きな交付金を受け145,400,000余の、それと町の起債5,700,000余で3校に太陽光発電が設置されました。売電は1年の経過でみますと24,600,000となり、単純計算でいきますと起債を起こした5,700,000が3年間で返済できるというような計算になります。しかしこれはですねあの今後の維持費等を考えますと、また耐用年数等も考慮していくことが必要であり、今後の維持費の確保にも大変に慎重にしていかなければならないと思っておりますので、そういう点の努力等を要望いたします。全体的に見ましてゴミ問題、また虐待等教育の部分でもあるわけですが、そういう面からみても子どもから大人までの教育というものの運動の強化が必要と思っております。全てにおいて今後教育運動というものの強化を求めまして賛成討論といたします。

議長 他にございませんか。

11番

平沢議員

私は第2号議案平成22年度一般会計歳入歳出決算につきまして認定すべきであるという立場より討論を行います。まあ当世、この地方自治体の置かれておりますこの現状の厳しい財政環境の中にあつて、自主財源の減少を依存財源の確保に最大の努力をされて、また一方歳出におきましても管理経費の節減に努力されたこの功績が随所に見られた決算であります。財政運営の効率化・健全化に細心の注意を払い、財政構造の弾力性を示すこの経常収支比率は77.1%前年度より4ポイント減少し、財政構造の硬直化が改善された決算であり、まあ私はこの決算を認定することに何ら問題はないと確信をいたしております。または実質公債費比率につきましても13.4%になっており、早期健全化基準25%を下回っております。平成21年度に比べてみますと15%から1.6ポイントまあ改善されておりますが、今後においてはこの公債費の累増が確実にまあ当町では具現されるところでございます。長期的展望に立ったこの財政運営の確立を期し、この100年の計を誤らないような細心の注意を払い、町民ニーズを的確に把握して一層の努力を重ねられるよう特に要望意見を付しまして私の賛成討論といたします。

議長 他にございませんか。

4番

三浦議員

それでは賛成の立場で討論をいたします。介護慰労金の継続実施や高齢者肺炎球菌予防接種、小児肺炎球菌ワクチン接種、ヒブワクチン接種、子宮頸がん予防ワクチン接種の実施など福祉・保健予防に重きを置いた予算執行を評価するものです。子どもの貧困が心配される中、要保護支援対策会議の取り組みは大変先進的で今後の取り組みに期待もするものです。今後の取り組みとして是非進めてほしいということがあります。社会環境の厳しい中でも安心して医療にかかるため福祉医療費の給付の償還払いの仕組みをお金を持たなくてもかかれる窓口無料化に変更することが1つあります。住みやすい町づくりの一貫でもあると考えます。その道筋をつけるための努力を是非お願いしたいと思います。それから町税をはじめとした滞納が問題視されていますが、社会状況に大きな影響を受けている中で個人の責任のみを追求するだけでは解決しない社会問題や制度的な問題も含んでいることを確認することが必要であると思っております。憲法25条の生きる権利を侵害することのない対応を求め賛成討論といたします。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第2号議案平成22年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議長 お座りください。起立全員です。よって第2号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 次に第3号議案平成22年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

8番

中村議員

賛成の立場で討論いたします。国保会計では単年度だけでみても20,000,000の黒字、22年度50,000,000の基金をいたしました。このことは評価することでありまして。しかしこれは高額国保税の効果であり手放しで喜べることではありません。傷病内容を見ましても医療費は増加傾向であります。また国からの特定検診の実施率24年度65%目標達成において、その結果により10,000,000余の支援金加算ということも図られており、そのようなことにならないよう今後町は町民の健康第一を考え、病気予防事業では特定検診等の必要性が住民一人ひとりに伝わるよう努めることが求められております。また国保税の未納額も単年度と合計ですと39,900,000円と多額になっております。経済不況の影響は大変大きいと思っております。経済弱者には温かい配慮が必要ですが税の公平、これは税金全てに言えることではあります。税の公平などからみて町民に理解を得られるよう一層の努力を求めます。以上を求めまして賛成といたします。

議長 他にございませんか。

9番

坂本議員

賛成の立場で意見を申し述べます。不納欠損の徴収に緊急雇用対策で人材を雇用し徴収

に心掛けられたことを評価するものであります。また予防医学にも努められ特定検診に力を現在も入れられていることを評価しまして賛成といたします。

議長
4番
三浦議員

他にございませんか。

賛成の立場で討論いたします。国民健康保険は国民皆保険の拠り所でもあります。所得の低い人の加入率の高い保険でもあります。医療に掛かれない人を作らないことも国民健康保険の役割であります。しかし滞納が増え続けていることで国保財政を圧迫していることも事実であり対策は必要です。滞納が何故起きているのかを国の政策も含めて検証が求められます。単なる個人の問題としてしまうことには問題があると考えております。前年課税で決まる保険税による滞納の増加は社会情勢の影響で加速をいたしました。今後の課題として保険税の減免制度で救済でき滞納を増やさない施策を検討すること、予防医療、検診の受診の更なる推進に期待をいたします。また制度的な問題については是非国に対して声を挙げていただきたいということを付しまして賛成といたします。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第3号議案平成22年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議長

お座り下さい。起立全員です。よって第3号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長

次に第4号議案平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第4号議案平成22年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議長

お座り下さい。起立全員です。よって第4号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長

次に第5号議案平成22年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第5号議案平成22年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定

するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議長

お座り下さい。起立全員です。よって第5号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長

次に第6号議案平成22年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

4番

三浦議員

賛成の立場で討論をいたします。介護保険は保険料を納められない人にペナルティーが課せられます。収められない多くの人が普通徴収の年間所得が極めて少ない人です。このことは制度そのものに問題があると言わざるを得ません。介護保険を受けないから払わないという人もいるとお聞きをいたしました。現実問題として払える状況でない人からの徴収は生存権とも関連することであり、相当な配慮のもとに行うべきであると思っておりますので是非配慮をお願いしたいと思います。それから23年度中に策定される介護保険事業計画では是非住民の立場に視点を当てた計画を策定するよう求め賛成討論といたします。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第6号議案平成22年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議長

お座り下さい。起立全員です。よって第6号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長

次に、第7号議案平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより第7号議案平成22年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

議長

お座り下さい。起立全員です。よって第7号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長

次に、第8号議案平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより第8号議案平成22年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。
[賛成者起立]
議長 お座り下さい。起立全員です。よって第8号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 次に、第9号議案平成22年度飯島町水道事業会計決算認定について討論を行います。反対討論はありませんか。賛成討論はありませんか。

1番 久保島議員 21年度大幅な赤字であったにもかかわらず22年度は黒字に転換するというご努力に対しまして非常に敬意と感謝を申し上げます。しかし石綿管の敷設替え工事等、それからまた施設の耐震化等事業が残っておりますので、この辺を計画的に今後進めていただくということを要望いたしまして賛成といたします。

議長 他にありませんか。
(なしの声)
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これより第9号議案平成22年度飯島町水道事業会計決算認定について採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。
[賛成者起立]
議長 お座りください。起立全員です。よって第9号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議長 日程第10 請願・陳情等の処理についてを議題とします。
議事進行についてお諮りします。各請願・陳情の審議については委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、討論・採決をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
議長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。
竹沢総務産業委員長。

総務産業委員長 それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。当委員会に付託された案件を審議するため9月14日本委員会を開催しました。去る9月6日の本会議において本委員会に付託されました23陳情第5号「飯島町四区連絡協議会陳情」について、同日、千村飯島町4区連絡協議会会長を参考人として出席要請し、参考人と一緒に現地調査を行い

ました。現地での詳細な説明を願う中、その上で内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定しましたので報告します。なお審査の過程で出された主な意見につきましては、町谷の堤の早期改修、町道子生沢線道路改修、町道本郷飯島線通学路歩道設置の3点について、いずれも生活に密着した緊急性の高い要望であり対処すべきとの意見でありました。
次に、23請願第5号「郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書」について、紹介議員である宮下寿議員より請願趣旨の説明を願い、引き続き参考人として提出者である郵政政策研究会南信北地区会会長、笠原透氏の代理として同会の事務局長である飯島郵便局長の堀内裕之氏の出席を求め説明をいただきました。質疑の中では郵政改革法案は郵便事業衰退部分を郵便貯金や簡保で民間との競争力により経営しようとするものでありまして、本来の国民サービス構築となっていないのではないかと、郵便が駒ヶ根扱いで地域密着型となっていない。中山間の身近な郵便局であってほしい。法案成立に向け現場の声が届いているのか疑問である。郵政改革法案は内容として持ち株問題、消費税免除、郵貯や簡保の限度額の拡大などがあり全面的に賛成できない。JAも改革法案は反対である。早急に法案成立でなく現状を踏まえもっと議論を深めてもらうべき、などの意見が出ました。これらを受け討論に入りましたが反対討論を求めたところ、郵政改革法案は地域密着型になっておらず結論を出すには時間がほしい、よって本案件は継続審査とすべきであるという動議が出たところであります。これに対して、複数の賛成があれば動議が成立するわけでありまして、複数の賛成がありまして動議は成立をいたしました。議員必携によれば140ページから146ページまで動議についての説明ありますが、動議の定義あるいは動議の種類などが述べられております。案を備えていない動議の中で委員会におけるものの5番目の動議の項目の中に、閉会中の継続審査とすることを議長に申し出ることについての動議というのがございまして、これに基づいて取り扱ったものであります。動議の成立を受けて継続審査とする動議の採決を行い賛成4でした。よって本案は継続審査と決定しましたので報告いたします。なお次の議会等において議員提案による本件に関わる意見書を国に提出すべき計画であることを申し添え、またその時には議員各位には賛成願いたいことを申し添えまして委員長報告といたします。

議長 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)
議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻り下さい。以上で請願・陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。これから案件ごとに討論・採決を行います。
最初に23陳情第5号「飯島町四区連絡協議会陳情」について討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
23陳情第5号「飯島町四区連絡協議会陳情」について採決します。
お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって23陳情第5号は採択することに決定しました。

議長 次に23請願第5号「郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書」について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)
議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

23請願第5号「郵政改革法案の速やかな成立を求める請願書」についてを採決します。お諮りします。本請願に対する委員長の報告は継続審査です。本請願を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)
議長 異議なしと認めます。よって23請願第5号は継続審査とすることに決定しました。

議長 日程第11 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題といたします。
会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり、議会閉会中の継続審査について各委員長から申し出があります。お諮りします。申し出の事件について、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)
議長 異議なしと認めます。よって本件については各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。

続きまして議会運営委員会及び議会報編集特別委員会が視察研修を実施しておりますので、それぞれの委員長から報告をいただきます。

堀内議会運営委員長。

議会運営委員長 議会運営委員会視察研修の報告を行います。議会運営委員会では去る8月22・23日の2日間、正副議長の同行をいただきまして、議会活性化の取り組み研修といたしまして東京都にあります全国町村議長会を訪れまして、その議長会の議事調査部の三宅部長並びに小西議事係長より議会活性化併せまして議事運営についての研修を行いました。先ず飯島町議会の合併以来の議会活性化の取り組み状況をこちらからご説明を申し上げまして、それらに合わせまして今後の議会の活性化の取り組みについてのご指導を受けました。当町議会の今までの活性化の取り組みについては、取り組み事項の内容やその取り組みの状況につきまして一定の評価をいただいたところでございます。続きまして議会運営についての留意点について議会活性化の進め方についてを中心に会議規則、委員会条例のポイントについての研修を受けたところでございます。その中で議題活性化の取り組みについては議会基本条例を制定する場合は現実に即したもので今まで取り組んできました内容を議会活性化対策としまして条文化するなど地に足をつけた取り組みが必要である。またこの基本条例は条例制定後は議員を拘束するものである。それから住民説明会に行く場合にはテーマを持って行く、行かないのではなく、例えば活性化の内容、議会基本条例の試案、それらを持って具体的な内容を伴ったもので行うことが必要であると。また一番大切なことは議員全員がその内容を理解した上での取り組みが重要であるということをおっしゃいました。まあこれらを参考にこれからそれらの取り組みについてを進めてまいりたいというこ

とで第1日の研修を終わりにしたところでございます。2日目につきましては国会を訪問いたしまして参議院の農林水産委員会の傍聴を行いました。ちょうどその時には質問の内容につきましては福島原発の放射能問題、TPP問題などが行われておりましたが、質問は通告制で行われておりまして、特に内容的には質問者は質問事項が簡潔に整理されて一問一答方式で行われておりまして、われわれ傍聴者にも内容がわかりやすいそんなものでございました。また答弁者は大臣、副大臣、政務官、それらが質問事項により分担して行っておりました。また質問事項が他の省庁に及ぶ場合には担当の省庁から副大臣、政務官等が出席して答弁をされておりました。それぞれこの2日間の研修はこれからの議会運営の参考となりました。以上で議会運営委員会の研修報告とさせていただきます。

議長 次に久保島議会報編集特別委員長。

議会報編集特別委員長 それでは議会報編集特別委員会から研修のご報告をいたします。去る6月21・22日に山梨県身延町在住の深沢徹先生に議会報のクリニックを受けるため、その目的で委員会の研修を行いました。深沢先生は全国町村議会議長会の議会報コンクールの審査員を務めているという方でございまして、当町議会も以前からご指導を仰いでまいりました。今回で3回目ということでございまして、その都度先生からのご指摘ご指導については率直に受け止めて改善をいたしてまいりました。その結果今回は非常にお誉めのお言葉をいただきまして、先輩議員からの皆様から努力が認められたというふうなことで感激をいたして参った次第でございます。しかしまだまだ100点満点というわけではございませんので、更なるスキルアップまたスタンスの維持、それからセンスに磨きをかけて住民の皆さん愛される、また待たれているそんな議会報にすべく議員全員で努力をしまいたいというふうに感じた次第でございます。このことは委員全員の共通の認識ということになりました。大変意義のある研修ができたというふうに思います。以上ご報告といたします。

議長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので会議を閉じます。
ここで町長から議会閉会のあいさつをいただきます。

町長 それでは9月議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る6日から本日までの11日間の会期をもって開催をされました9月議会定例会、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、上程をいたしました各案件の全てを原案のとおり議決・承認をいただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。特に今議会は平成22年度の各会計に対する審査と、喫緊する経済対策に関する予算補正案件等の重要案件を審議をいただきました。案件審議を通じまして議員各位から賜りましたご意見等につきましては、理事者以下全職員が重く受け止めて今後の行財政運営に資してまいりたいと考えております。今議会には林代表監査委員さん、市村教育委員長さん、本日ご欠席でございますが森本農業委員長さんのご出席をお願いし審議を傾聴賜りまして誠にありがとうございました。また林代表監査委員さんには平成22年度各会計の決算審査並びに財政健全化審査等の結果についてご報告をいただきありがとうございました。賜りましたご所見、ご意見に十分留意をして今後の行財政運営に努めてまいりたいというふうに思います。

さて誠に恐縮ではありますが私がお世話になったこの4年間の任期における最後の議会の

定例会の閉会にあたりまして、ここで若干のお時間をいただきまして一言申し上げさせていただきますというふうに思います。私が町政を担当をさせていただきまして早2期8年の歳月が流れ、今任期最後の議会でございます。一般質問初日の8日には最初に質問に立たれました議員から町長選挙3期目出馬に向けた決意表明を求められ、公の場において初めて私なりの思いを述べさせていただきました。また引き続き多くの議員の皆様からは次期に向けたさまざまな施策についての考え方を質していただきました。改めてこの8年間を顧みれば就任1期目は地方分権の名の下に国や県の行財政改革が進む中、飯島町として永続的な自立を目指しての基盤構築にひたすら取り組んだ4年間でございます。今2期目につきましてはサブプライムローン問題、リーマンショックに端を発して今日まで続く世界的な金融危機及び経済不況の中で、日本中が何としても這い上がろうとする賢明な努力を積み重ね、ようやく雲間に景気回復への兆しが見え始めたところへこの3月11日の震災、原発事故によりまして国内景気回復の前に震災復興という更に大きな課題が立ちふさがることとなってしまいました。この間、国政では自民党から民主党中心に政権交代があり、あらゆる分野において政策の大きな方向転換が進められ、その後の参議院議員選挙の結果によりまして与野党の衆参ねじれ現象が生じて、政治は混迷を深め審議の停滞、施策の見直しなど相次ぐこの見直しがなされまして、国政に対する国民の評価のみならず中国など新興国の台頭もあり、世界における日本の立ち位置の地盤沈下も深刻なものがございました。まさに激動の時代でございましたが、このような状況下にあつて2期目の町政運営は大海の小船のごとく幾重にも押し寄せる不況の波や嵐にほんろうをされながらも、町の進むべき海路を見失わないように懸命に舵をとりながら、失速をすることなく帆を張り続けてまいりました。現時点における私なりの任期の反省につきましては一般質問でお答えをしたとおりでございますけれども、特に私の2期目のまとめに入った22年度の決算等審査をいただく中では、ただいまいろいろと討論の中でご意見をいただきましたけれども、福祉、産業、教育、建設等々各分野において様々な課題を掲げながらも、それぞれの施策に一定の前進をご確認をいただくことができたのではないかなというふうにも考えております。また財政運営といたしましては長引く経済不況の中で税収の減少など厳しい環境の中ではございましたが、公債費の繰上償還に努め、後年度負担の軽減を進めるとともに年度年度のやり繰りの中で先行き不透明な将来に備えて、財政調整基金をはじめとする各種基金の積み増しにも努めてまいりました。一方、私はこれまでの2期の町政運営の中で職場組織の改革や地域づくり委員会の設置など住民協働による自立のまちづくりに向けた協働体制の構築につきましては、概ね整備と方向付けをさせていただけたものというふうに思っております。また安定した行政運営の要となる財政基盤につきましても、健全性の確保と道筋をつけることができた認識をいたしております。このことはそれぞれの政策決定と運営に対しまして、議会、町民の皆様との合意形成を背景としたお力添え、ご理解ご協力があつてこそと心から感謝を申し上げる次第であります。しかしながら国の不安定な政権運営や景気の回復、雇用情勢の改善など政治・経済ともに先行きはなお極めて不透明であり、場に応じて臨機応変した町政の運営が一層求められるこれからでございます。またそれぞれ未曾有、想定外と表現をされております本年の震災、放射能汚染、豪雨災害を顧みたくて町民の皆様のお安全安心のための確立のため、喫緊した課題として防災計画の見直し等に直ちに組み込んでまいらなければなりません。また部分開通を目前とし

た伊南バイパスなど幹線道路網整備に伴い、活性化に向けた沿線開発等、土地利用の推進、高齢者に向けた福祉政策の充実、少子化・人口減少に即した子育て支援や定住促進、商店街対策等々、時代の要請に応えるべき課題も数多く山積をいたしております。そこで私は後援会の皆さんの力強い後押しとご支援をいただきまして、熟慮を重ねてまいりました結果、次期町長選へ立候補し、町民の皆様のお真意を問い、これまで皆様とともに築き上げてまいりましたまちづくりの基盤をもって町民の皆様がその活力とともに安全・安心で安定した心穏やかに生活をしていただける飯島町のまちづくりに向けて次のステージへの歩みを進めるとともに、そのことが私の責務であると決意をいたしました次第でございます。先の一般質問にお答えしたとおりでございます。いずれ次期に向けての所信・政策につきましては明らかになってまいりますが、今任期最後の議会閉会にあたりまして私の今の思いを申し上げますながら、議会をはじめ町民の皆様方の変わらないご支援ご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます次第でございます。

国では13日に衆議院本会議において野田新総理大臣が就任後初めての所信表明を行いました。この中で復旧・復興と経済危機対策を最優先課題に位置付け、第3次補正予算案の早期編成を表明をいたしました。このところの円高は製造業の国内生産環境を極めて悪化をさせ、このことから企業の国内から海外へのシフトは加速的に進むことが想像をされます。国が無策であれば産業の国内空洞化はますます深刻となり、国民購買力の低下や失業率の増加など更なる景気後退への負の連鎖につながりかねません。まさに国家の危機、背水の陣の取り組みに政府与党、野党、協力を合わせ、力を合わせて立ち向かっていただきたいものと念じるものでございます。

さて、9月も半ば実りの秋たけなわとなりました。飯島町ではこれから本格的な秋の収穫作業の最盛期を迎えます。県内外から農産物や秋の紅葉を求めて大勢のお客さまがお見えになります。町民の皆様とともに私もおもてなしの心の先頭に立ってお客さまをお迎えし、1人でも多くの飯島ファンを増やすべく心構えを新たにしているところでございます。一方で実りの秋の向こうには冬が迫ってまいります。被災地の東北地方をはじめ各地で避難生活を送られている皆様は長く厳しい寒さの中での避難生活を余儀なくされます。ここでも国の万全で早い対応を願いながら、くれぐれも健康に留意をされ、お暮らしいただくことを心からお祈りを申し上げておる次第でございます。

最後になりましたが議員各位におかれましては時節柄健康には十分ご留意をいただきまして、一層のご活躍を心からお祈りを申し上げ、9月議会定例会の閉会に当たりましてのごあいさつといたします。大変にお世話になりましたとありがとうございます。

議 長

以上をもって、平成23年9月飯島町議会定例会を閉会といたします。

午前10時30分 閉会

上記の議事録は、事務局長 浜田幸雄の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員